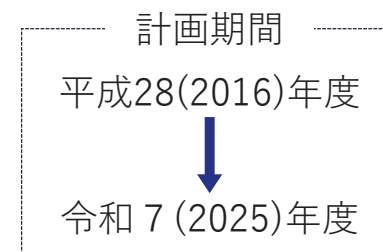


北海道総合計画の 推進状況と今後の展望

～「北海道・新時代」の創造に向けて～

資料編

令和2(2020)年3月
北海道



目次

1. 政策の体系図	1
-----------	---

2. 取組実績、主な課題と今後の取組の考え方	3
------------------------	---

1 生活・安心

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進	4
(2) 安心して質の高い医療・福祉サービスの強化	11
(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承	19
(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築	25
(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上	30
(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立	38
(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮	42

2 経済・産業

(1) 農林水産業の持続的な成長	48
(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造	62
(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生	67
(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進	71
(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展	79
(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進	84
(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保	90

3 人・地域

- (1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築 95
- (2) 北海道の未来を拓く人材の育成 100
- (3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり 112
- (4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承 117
- (5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現 124
- (6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり 128
- (7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備 132

3. 指標一覧 136

4. 特定分野別計画一覧 166

5. 道民意識の推移 169

6. 用語解説 175

1. 政策の体系図

3つの「分野」ごとに7つの「政策の柱」を設け、さらにそれぞれの「政策の柱」ごとに「政策の方向性」を明示

大項目（分野）

中項目（政策の柱）

小項目（政策の方向性）

1 生活・安心

いつまでも
元気で心豊かに
安心して暮らす

- (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- (2) 安心して質の高い医療・福祉サービスの強化
- (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

- (1) A 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり B 安心して子育てできる社会の形成
C 地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり
- (2) A 将来にわたり安心できる地域医療の確保
B 高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成
C 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防
- (3) A 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承
B 人と自然・生き物が共生する社会づくり
- (4) A 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進
B 北海道らしい循環型社会の形成
- (5) A 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり B 豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保
C 人々が互いに尊重しあう社会づくり
- (6) A 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上 B 災害に強い地域づくりの推進
- (7) A 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服
B 被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

2 経済・産業

本道の強みを
活かし持続的な
経済成長を実現する

- (1) 農林水産業の持続的な成長
- (2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造
- (3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生
- (4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進
- (5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展
- (6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進
- (7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

- (1) A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり
B 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり
C 林業・木材産業の振興を図り、資源の循環利用を進める森林づくり
- (2) A 高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興 B 地域資源を活かした食関連産業の振興
C 本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進
- (3) A 地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興 B 住民の暮らしを支える地域商業の活性化
C 地域の安全・安心に欠かせない建設業の振興
- (4) A 健康長寿・医療関連産業の創造 B 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造
C 北海道らしい循環型社会の形成
- (5) A アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大 B 海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進
- (6) A 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり
B 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大
- (7) A 雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保
B 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備

3 人・地域

地域を支える
人と基盤を創る

- (1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築
- (2) 北海道の未来を拓く人材の育成
- (3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり
- (4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承
- (5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現
- (6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり
- (7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

- (1) A 地域で互いに支え合うまちづくりの推進 B 居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進
C 地域の可能性を広げるICTの活用
- (2) A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり
B グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成
C 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり
- (3) A 意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進
B 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり
- (4) A 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承 B 先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開
C 生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興
- (5) A 地域スポーツ活動の推進と環境の充実 B 世界の舞台上で活躍するトップアスリートの育成
- (6) A 個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり B 国際交流と多文化共生の推進
C 北方領土の早期返還と隣接地域の振興
- (7) A 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備
B 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成

政策の体系と「7つの将来像」の対応関係

大項目 (分野)	中項目 (政策の柱)	7つの将来像						
		1	2	3	4	5	6	7
1 生活・安心	(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進	○						
	(2) 安心して質の高い医療・福祉サービスの強化		○					○
	(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承			○				
	(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築			○				
	(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上		○		○	○		○
	(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立		○					
	(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮		○			○		
2 経済・産業	(1) 農林水産業の持続的な成長					○		
	(2) 本道の優位性を活かした力強い地場産業の創造					○		
	(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生		○			○		
	(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進			○		○	○	
	(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展				○			
	(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進				○			
	(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保	○	○				○	
3 人・地域	(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築		○			○		○
	(2) 北海道の未来を拓く人材の育成						○	
	(3) 女性が活躍できる社会づくり		○				○	
	(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承							○
	(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現						○	
	(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり					○		○
	(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備		○		○			

2. 取組実績・主な課題と今後の取組の考え方

凡例

- 年及び年度の表記は、原則として和暦を使用し、必要に応じて西暦を併記しています。
- 「年」とあるものは暦年（1月から12月）を、「年度」とあるものは会計年度（4月から翌年3月）を指します。
- 平成はH又はh、令和はR又はrの略号を用いる場合があります。その際、年度と暦年を区別する必要があるときは、年度には大文字（H,R）を、暦年には小文字（h,r）を用いています。
- 令和元(2019)年度の実績について、「予定」又は「見込み」と表示している数値は、特に断りのない限り、令和2(2020)年2月末現在で把握しているものです。

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進

A 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚サポートセンター「北海道コンカツ情報コンシェル」における相談支援や結婚応援Webサイトの運営による情報提供、セミナー等を実施 〔延べ相談件数〕 H28: 675件 H29: 813件 H30: 601件（本人等相談、事業者相談） 〔自治体等向けフォーラム（各年1回）参加者数〕 H28: 56名 H29: 102名 H30: 73名 	<p>○ 結婚支援に取り組む市町村等においては、専門的な知識を有する職員が不足しており、相談者への対応等に苦慮している実態がある。このため、結婚支援に係る相談業務を行う市町村等を対象に、結婚サポートセンターによる相談会を開催するなど、関係機関への支援の充実に取り組む。</p>
② 結婚・出産・家庭に対するポジティブイメージの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学生を対象に、出産の素晴らしさや子育ての喜びなどを伝えるとともに、自己の将来を考える機会を提供する出前講座を開催 〔出前講座実施数（大学数）〕 H28: 14校 H29: 29校 H30: 28校 	<p>○ 少子化問題や子育てに関する意識を醸成することを目的とする出前講座は、大学生を中心に実施してきたが、より若い世代に対する意識の啓発を図るため、高校等とも連携するなど、出前講座の効果的な実施に努める。</p>
③ 若い世代からの少子化問題や子育てなどに関する意識醸成		
④ 妊娠期から出産期にわたる様々な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各保健所に設置している「女性の健康サポートセンター」において、女性の健康上の総合的な相談支援を実施 〔相談件数〕 H28: 301件 H29: 293件 H30: 139件 ● 妊娠・出産の不安や悩みを持つ方などに、適切に相談窓口を利用していただくため、広報誌及び街頭大型ビジョン・地上デジタルデータ放送等により「女性の健康サポートセンター」の広報周知を実施 ● 各保健所において、市町村の妊婦健診や母子保健サービス、身近な地域で妊娠・出産をすることに係る相談体制整備に対する必要な助言や支援を実施しているほか、市町村の保健師等を対象とした母子保健事業研修会を開催 〔研修参加者数〕 H28: 約100名 H29: 約185名 H30: 約200名 ● 産科医療機関のない地域の妊産婦が安心して子どもを産むことができる環境を整備するため、健診や出産の際の交通費及び宿泊に要する経費を助成 〔助成実績額〕 H28: 10,617 千円（66市町村） H29: 14,663 千円（80市町村） H30: 15,002 千円（85市町村） 	<p>○ 妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに応えるため、身近な地域で支援体制を充実させる必要がある。このため、市町村が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、必要な情報を迅速に提供する体制を整備する。</p> <p>○ 産科医療機関が所在しない地域があるなど、妊娠・出産に関わる地域間格差が存在している。このため、産科医療機関の所在しない地域の妊産婦に対する経済的支援を引き続き実施し、地域間格差の解消を図る。</p>

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進

A 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ 特定不妊治療への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育に悩む方に対する専門的な相談支援を実施しているほか、妊娠・出産に悩みや不安を持つ方の相談支援に当たる方等を対象としたピアサポート等相談・講演会を開催 〔講演回数〕 H28: 2回 H29: 10回 H30: 14回 ● 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を実施 〔助成件数〕 H28: 1,852件 H29: 1,893件 H30: 1,751件 	<p>○ 子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を引き続き実施する。</p>
⑥ 周産期医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における周産期医療体制の確保のため、周産期母子医療センターやへき地の産科医療機関に対し運営費等を助成 H28: 周産期母子医療センター19か所、産科医療機関5か所 H29: 周産期母子医療センター18か所、産科医療機関5か所 H30: 周産期母子医療センター24か所、産科医療機関5か所 	<p>○ 出生数の減少による少子化や、分娩取り扱い医療機関の減少が進行する中、地域において安全で安心な妊娠・出産ができる環境や、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な医療を提供するために、周産期医療提供体制を維持していくことが必要である。</p>
⑦ 助産師外来の開設など妊婦の多様なニーズに応える取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 助産師の実践能力の向上及び助産師の地域偏在を解消するため、実践能力向上研修を実施 〔新人助産師合同研修事業・研修受講者数〕 H28: 2回、57名 H29: 1回、26名 H30: 1回、19名 〔助産師外来実践能力向上研修支援事業・研修受講者数〕 H28: 7回、延べ197名 H29: 7回、延べ186名 H30: 7回、延べ156名 ● 助産師出向支援コーディネーター1名を北海道看護協会に配置 (H28～) 〔出向件数〕 H29: 5件 H30: 4件 ※H28は関係機関への周知や調整、H29から支援開始 ● 助産師出向支援事業を実施し、意見交換会を開催 〔出向実績〕 H29: 5人 H30: 5人 〔開催実績〕 H28: 1回、14施設 19名 H29: 1回、20施設 39名 H30: 1回、16施設 26名 ● 医育大学などの関係者で構成する周産期医療検討委員会を開催し、施策についての議論を行うなどして関係機関との連携を推進 〔開催実績〕 H28: 2回 H29: 4回 H30: 1回 	<p>このため、今後とも、周産期・小児医療検討委員会などを通じて関係機関との連携を図るとともに、周産期母子医療センターやへき地の産科医療機関に対し運営費等を助成するほか、助産師の実践能力の向上に向けた実践能力向上研修を実施するなどして、助産師外来の開設等の促進や、周産期医療体制の確保を図る。</p>

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進

B 安心して子育てできる社会の形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 教育・保育の一体的提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が認定こども園等を整備する費用を助成 〔整備費用助成件数〕 認定こども園（保育所分） H28: 17か所 H29: 21か所 H30: 13か所 認定こども園（幼稚園分） H28: 27か所 H29: 6か所 H30: 13か所 	○ 働く女性が増加している一方で待機児童の解消が図られておらず、仕事と育児を両立できる環境が整っていない状況である。このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所及び認定こども園の計画的な整備を推進するとともに、様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスが受けられるよう、延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育など、市町村等における多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援する。
② 多様な保育サービスの充実による待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な働き方や生活実態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を実施 〔時間外保育〕 H28: 764か所 H29: 805か所 H30: 837か所 〔病児・病後児保育〕 H28: 47か所 H29: 53か所 H30: 60か所 〔一時預かり〕 H28: 634か所 H29: 680か所 H30: 692か所 〔夜間保育〕 H28: 7か所 H29: 6か所 H30: 6か所 〔休日保育〕 H28: 29か所 H29: 31か所 H30: 32か所 	○ 保育の利用ニーズの高まりに対応するため、全道的に保育所等の整備が進む一方で、保育士の有効求人倍率は上昇傾向にあり、保育人材の確保が困難となっている。このため、保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備や、保育補助者の配置などによる保育士の業務負担軽減を通じて、保育人材の確保を図る。
③ 保育士などの養成や確保の推進、資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 国補助金を活用した保育士修学資金等貸付事業により、保育の担い手の確保のための保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付、保育士の業務負担軽減による就業継続を図るため保育補助者の雇上費用の貸付を実施（平成29(2017)年度開始） 〔貸付実績〕 H29: 168件 H30: 137件 ● 潜在保育士の再就職を促す研修を実施 〔研修受講者〕 H29: 68名 ● 保育士等キャリアアップ研修実施に向けて、実施要綱等を整備するとともに、研修実施機関を指定し、振興局単位で実施（平成30(2018)年度開始） 〔研修受講者〕 H30: 4,261名 	○ 保育の利用ニーズの高まりに対応するため、全道的に保育所等の整備が進む一方で、保育士の有効求人倍率は上昇傾向にあり、保育人材の確保が困難となっている。このため、保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備や、保育補助者の配置などによる保育士の業務負担軽減を通じて、保育人材の確保を図る。

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進

B 安心して子育てできる社会の形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>④ 仕事と子育てを両立するための職場環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークライフバランスの実現と人手不足対策の推進を目的として、北海道働き方改革推進方策を策定 (h29(2017).10) ● 就業環境改善などに係る企業からの相談等にワンストップで対応するとともに、業界団体と連携して働き方改革プランを作成するなど、企業の働き方改革の取組を促進 〔企業からの相談件数〕 H28: 104件 H29: 137件 H30: 187件 (うちアドバイザーの派遣 H28: 11件 H29: 51件 H30: 40件) ● 情報サービス業、宿泊業、道路貨物運送業、食料品製造業を対象とした働き方改革プランを作成し、普及啓発セミナーを開催するなどして周知 〔セミナー開催実績〕 H29: 情報サービス業、宿泊業、道路貨物運送業 H30: 食料品製造業2回 ● 働き方改革関連法の周知など、働き方改革の促進を目的とする労働セミナーを開催 〔セミナー開催実績〕 H28: 2回 H29: 5回 H30: 4回 ● 労使からの労働相談体制として、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所を運営 〔中小企業労働相談所の設置数〕 15か所 〔労働相談件数〕 H28: 1,494件 H29: 1,426件 H30: 1,223件 ● 多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上といった働き方改革に取り組んでいる企業を認定し表彰する「北海道働き方改革推進企業認定制度」を創設 (h31(2019).3) ● 育児や介護と仕事が両立できる制度を設けるなど、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「北海道あったかファミリー応援企業」として登録 〔登録数〕 487社 (h31.3末現在) ● 女性の能力発揮や職域拡大、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を「北海道なでしこ応援企業」として認定、表彰 〔認定数〕 228社 (h31.3末現在) 〔表彰数〕 11社 (h31.3末現在) 	<p>○ 男性の育児休業取得率は、人手不足の背景もあり、目標値を大幅に下回っている。また、年次有給休暇取得率は、上昇傾向にあるものの、国が目標とする70%には及んでおらず、特に中小企業において、人手不足や経営への影響への懸念から取得が進んでいない。</p> <p>平成31(2019)年4月から順次施行される働き方改革関連法においては、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを目指していることから、その動向を注視しつつ、働き方改革の推進による人手不足の解消、両立支援、就業環境改善の事業を引き続き実施する。</p>
<p>⑤ 子育てに配慮した公営住宅の整備の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世帯に対する良質な住宅の供給と子育て支援サービスの提供を併せて行う公営住宅（子育て支援住宅）の整備を促進 〔子育て支援住宅管理開始戸数〕 H28: 57戸 H29: 60戸 H30: 32戸 計149戸 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進

B 安心して子育てできる社会の形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑥ 保育料や教育費、子どもの医療費など、経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降で3歳未満の乳幼児に係る保育料の無償化を行う市町村への支援を実施（H29開始） H29: 150市町村 H30: 157市町村（札幌市除く） ● 乳幼児及びひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療給付事業を実施〔助成実績額〕 H28: 3,927,482千円 H29: 3,911,101千円 H30: 3,755,422千円 〔助成件数〕 H28: 5,048千件 H29: 4,834千件 H30: 4,679千件 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行う。 ○ 乳幼児家庭やひとり親家庭等への医療費助成について、自治体が独自に拡大を進めてきた結果、地域間格差が生じていることから、国において早期に制度化するよう、他都府県とも連携しながら、各種機会を通じて今後も継続して要望する。
⑦ 地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなどの計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援事業や放課後児童クラブの運営などを行う市町村に対し、費用を助成 〔地域子育て支援拠点事業実施箇所数〕 H28: 363か所 H29: 380か所 H30: 391か所 〔放課後児童クラブ補助実施市町村〕 H28: 148市町村 H29: 150市町村 H30: 152市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談できる場として、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進する。 ○ 放課後児童クラブの待機児童が年々増加傾向にあり、また、地方においては、放課後児童支援員のなり手が不足している。このため、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後の安全・安心な居場所の確保を図るとともに、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取組を推進する。
⑧ 小児救急医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期救急医療体制を維持するため、地域の医師等に小児救急に関する研修を実施 H28: 8か所 出席者805名 H29: 8か所 出席者704名 H30: 8か所 出席者790名 ● 夜間における急な子どもの病気やけがの際、保護者等の不安軽減や時間外受診の緩和を図るため、小児救急電話相談を実施 〔相談件数〕 H28: 14,393件 H29: 15,914件 H30: 16,614件 ● 入院を要する小児二次救急医療提供体制を整備するための小児救急医療支援事業を全21か所の第二次医療圏域で実施 ● 重症・重篤な小児救急患者の医療を確保するため、小児救命救急医療体制整備支援事業を実施 H28: 2か所 H29: 3か所 H30: 3か所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化の進行により小児科医師が減少する中、身近な地域における安全で安心な医療提供体制を維持していく必要がある。 このため、今後とも、保護者等の不安軽減や時間外受診の緩和を図るための小児救急電話相談や、地域の医師等に対する小児救急に関する研修を実施していくとともに、小児救命救急医療を担う医療機関体制に対する運営費等の助成を継続するなど、小児救急医療体制の充実を図る。

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進

C 地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 家庭で適切な養育を受けられない子どもへの養育支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設等で中心的な役割を担う職員となるための研修を実施するとともに、児童相談所職員を対象とする各種研修での児童養護施設等職員の聴講を可能とするなど、研修機会を充実 ● 児童養護施設等の小規模化や地域分散化を進めるとともに、里親やファミリーホームの活用を推進 〔小規模グループケア等設置箇所数〕 H28: 18か所 H29: 21か所 H30: 20か所 〔ファミリーホーム設置箇所数〕 H28: 23か所 H29: 24か所 H30: 25か所 ● 里親制度の普及啓発や里親の資質向上のため、里親に対する研修の実施等を支援する事業を実施 ● 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支援費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給 〔就職支度費支給〕 H28: 49人 H29: 61人 H30: 39人 〔大学進学等自立生活支度費支給〕 H28: 9人 H29: 14人 H30: 9人 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
<p>② 虐待の未然防止のための見守り機能の強化、早期発見、早期対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待予防ケアマネジメントシステム等で早期に把握した養育困難家庭等に対し、要保護児童対策地域協議会を中心とした見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを推進 〔地域別の関係者会議〕 H28: 28回 598名 H29: 31回 634名 H30: 36回 799名 ● 児童虐待の発生予防の観点から、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を早期に発見するため、医療機関、市町村、保健所との連携を強化 〔「養育者支援保健・医療連携システム」による情報提供数〕 H28: 2,830件 H29: 2,654件 H30: 2,739件 ● 全道8か所の児童相談所で道警各方面本部との担当者ブロック会議を開催 ● 各種研修事業の実施により、児童福祉関係職員の専門性の向上を図るとともに、専門技術の指導者となる人材を育成 ● 児童虐待防止推進月間である11月にオレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発を行うとともに、児童虐待防止シンポジウムを開催したほか、児童相談所全国共通ダイヤル「189」、児童虐待の通告先や相談窓口の周知を実施 〔シンポジウム開催〕 H28: 4か所 H29: 4か所 H30: 4か所 	<p>○ 引き続き、関係機関との連携や協力体制の充実を図る。</p> <p>○ 広域な本道において児童虐待防止を推進するため、令和3(2021)年度に室蘭児童相談所苫小牧分室を開設するための準備を進める。</p>

1 生活・安心

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進

C 地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>③ 貧困の状況にある子どものための相談支援、教育支援、生活支援、親への就労支援、経済的支援等の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な課題を抱える子ども達が安心して暮らすことができるよう、子どもに対する食事の提供や学習支援などを通じた地域の居場所づくりに取り組む市町村への補助を実施 H28: 2町 H29: 7市町村 H30: 5市町 ● ひとり親家庭において、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣 H28: 8市、263件 H29: 8市、209件 H30: 6市、260件 ● ひとり親家庭の親の就職を促進し、ひとり親家庭の自立を図るため、自立支援給付金を支給し、資格取得や職業能力開発を支援 H28: 26件 H29: 34件 H30: 42件 ● 地域における子どもの貧困対策を促進するため「子どもの貧困対策支援ネットワーク会議」を振興局単位で設置（H30までに14振興局に設置済） 	<p>○ 本道においては、全国と比較して、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、また、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学進学率が低いなど、道内の子どもの状況は、より厳しい実態にある。</p> <p>子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和2(2020)年3月に策定する第二期北海道子どもの貧困対策推進計画に基づき、必要な環境の整備や教育の機会均等を図る。</p>

(2) 安心して質の高い医療・福祉サービスの強化

A 将来にわたり安心できる地域医療の確保

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 医師確保	<ul style="list-style-type: none"> ● ドクターバンク事業による紹介・斡旋及び登録医師の短期派遣事業を実施 H28: 紹介成立 17名、短期派遣日数 3,548日 H29: 紹介成立 16名、短期派遣日数 3,614日 H30: 紹介成立 16名、短期派遣日数 3,768日 ● 医育大学に設置した地域医療支援センター所属医師の市町村立病院等への派遣を実施 H28: 26名 H29: 33名 H30: 33名 ● 道医師会や病院協会と連携し、医師不足地域への緊急臨時的な医師派遣を実施 H28: 派遣先 45医療機関 派遣日数延べ 3,468日 H29: 派遣先 30医療機関、派遣日数延べ 2,427日 H30: 派遣先 24医療機関、派遣日数延べ 1,970日 ● 道外の医師を対象に、道内勤務を勧める取組を実施 〔道内勤務に応じた医師数〕 H28: 4名 H29: 5名 H30: 4名 ● 自治医科大学卒業医師を地域の医療機関に派遣 H28: 13名 H29: 15名 H30: 13名 R1: 14名 ● 医育大学入学生に対して、将来一定期間の地域勤務を条件とした修学資金貸付事業を実施 〔貸付者数（うち新規）〕 H28: 186名（30名） H29: 180名（24名） H30: 179名（27名） R1 : 177名（29名） ● 地域枠医師を地域の医療機関に配置 〔配置医師数〕 H28: 7名 H29: 25名 H30: 42名 R1: 53名 ● 総合診療科の指導医養成を行う医療機関に対する支援を実施 H28: 10医療機関 H29: 12医療機関 H30: 7医療機関 	<p>○ 本道の医師数は増加傾向にあるものの、第二次医療圏における人口10万人対医師数では、札幌、上川中部を除く19の第二次医療圏で全国平均を下回っており、依然として地域における医師の偏在が生じている。</p> <p>このため、医師の養成やキャリア形成への支援、道内への定着支援等による道全体での医師数の維持・確保を図るほか、大学からの医師派遣や地域枠医師などの医師の配置により、偏在の解消に取り組む。</p>
② 職業体験を通じた医療人育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の地域医療を担う人材を育成するため、道医師会と連携し、小中学生を対象に医療体験学習会を開催 〔参加中学生数及び実施市町村数〕 H28: 383名 4市町 H29: 82名 2町 H30: 323名 3市町 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

A 将来にわたり安心できる地域医療の確保

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 看護師確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 看護職員専用の無料職業相談所（ナースバンク）を運営し、再就業を支援 〔就職件数（延べ）〕 H28: 1,118名 H29: 918名 H30: 983名 ● 看護職員の地域偏在に対応するため、未就業看護職の方々を地域応援ナースとして登録し、看護職員が不足している地域の医療機関等へ派遣 〔登録・派遣実績〕 H28: 登録者10名 派遣数6件 H29: 登録者22名 派遣数14件 H30: 登録者33名 派遣数16件 ● 院内保育所の運営に対する支援 〔支援施設数〕 H28: 157施設 H29: 155施設 H30: 151施設 ● 看護職員養成施設の運営費に対する支援 〔支援施設数〕 H28: 32施設 H29: 32施設 H30: 31施設 ● 看護職員養成修学資金の貸付 〔貸付者数〕 H28: 560名 H29: 516名 H30: 512名 	<p>○ 本道の看護職員は年々増加し、人口10万人対就業者数は全国平均を上回っているものの、第二次医療圏別では全国平均を下回る地域があり、地域偏在がある。このため、看護師の確保や地域偏在解消に向けて、ナースバンクを活用した再就業支援や地域応援ナース等の取組を引き続き実施する。</p>
④ 地域医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進行や疾病構造の変化を見据えた効率的な医療提供体制を構築するため、平成28(2016)年12月に「北海道地域医療構想」を策定 ● 急性期病床等から回復期病床への病床機能の転換に伴う施設・設備整備を支援 〔支援病院数〕 H28: 5病院（138床） H29: 2病院（54床） H30: 4病院（151床） ● 回復期病床に転換した病院が理学療法士等を新規雇用する際の経費を支援 〔支援病院数〕 H28: 2病院（2名） H29: 5病院（6名） H30: 2病院（2名） 	<p>○ 効率的な医療提供体制の構築に向け、不足する病床機能の整備が必要である。このため、補助事業のさらなる周知を図るとともに、各二次医療圏で開催する地域医療構想調整会議などでの議論の活性化を図る。</p>
⑤ 医療に関する情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔TVカンファレンスシステムの機器整備を行う医療機関に対する支援を実施 H28: 3施設 H29: 4施設 H30: 1施設 	<p>○ 広域分散型の本道の地域特性を踏まえると、遠隔医療は効果的な手段であるが、大がかりな設備である遠隔TVカンファレンスシステムは導入コストが高いため、取組が進んでいない。このため、スマートデバイス等のコンパクトな設備による遠隔医療についても補助事業の対象とすることによって、遠隔医療を導入する医療機関の拡大を目指す。</p>

1 生活・安心

(2) 安心して質の高い医療・福祉サービスの強化

A 将来にわたり安心できる地域医療の確保

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑥ 救急医療体制の体系的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道総合保健医療協議会救急医療専門委員会において、本道の救急医療体制の現状や課題等について協議・検討したほか、保健所が主催し市町村や医療機関が参画する保健医療福祉圏域連携推進会議等において、地域の救急医療体制の情報共有や連携を図り、救急医療体制を確保 ● 令和元(2019)年7月1日現在で救急告示医療機関を278施設認定しているほか、全ての第三次医療圏で12の救命救急センターを指定 ● ドクターヘリについては、道央、道北、道東、道南の4機体制とし、全道を運航圏域とする救急医療体制を確保 〔運航実績〕 H28: 1,474件 H29: 1,523件 H30 (速報値) : 1,440件 ● メディカルウイング*については、北海道航空医療ネットワーク研究会と連携し、平成29(2017)年7月30日から本格運航 〔運航実績〕 H29: 21件 H30: 30件 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三次救急医療体制の充実に向けて、救命救急センターに配備しているドクターヘリの効果的・効率的な運航が行えるよう、基地病院連携会議等を通じて引き続き連携を図る。 ○ 医療資源が広域に分散する本道においては、迅速な患者搬送体制の整備を図ることが重要である。このため、ドクターヘリ等とメディカルウイング*との効果的な連携を図る。

1 生活・安心

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

B 高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援サービスの提供体制の構築を推進する生活支援コーディネーターを育成するための研修会を開催 〔開催実績〕 H28: 6か所、受講者数323人 H29: 6か所、受講者数343人 H30: 6か所、受講者数337人 R1: 12か所、受講者数433人 ● リハビリテーション専門職等が介護予防等の事業の指導に関する知識と技術を習得する研修会を開催 〔開催実績〕 H28: 11か所、受講者数537人 H29: 11か所、受講者数845人 H30: 11か所、受講者数761人 R1: 10か所、受講者数524人 ● 地域における医療と介護の連携を推進するため、平成27(2015)年度に「医療と介護の連携の推進に向けた意見交換会」を設置し、医療と介護の関係機関の代表者等による意見交換会を年1回開催するとともに、平成30(2018)年度には、医療と介護の連携を一層推進し、質の高いサービスを目指すため「北海道医療と介護の連携ビジョン」を策定 ● 介護職員が医療知識を身につけるための研修を実施し、在宅医療と介護の連携強化に向けた取組を推進 〔研修参加事業所数〕 H28: 53事業所 H29: 48事業所 H30: 37事業所 R1: 30事業所 	<p>○ 各地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を推進するため、今後も引き続き、生活支援コーディネーターや地域リハビリテーション指導者等の育成を行うとともに、医療と介護の連携など、地域特性に応じた取組を一層推進する。</p>
<p>② 認知症対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で認知症の人とその家族を支援し、見守る体制を構築するため、認知症サポーター*及びキャラバン・メイト*を養成 〔認知症サポーター及びキャラバン・メイト〕 R1: 累積 468,167人 ● 認知症を早期に診断し、速やかに適切な対応ができるよう、かかりつけ医の知識や技術を向上するための研修を実施 〔修了者数〕 H28: 279人 H29: 93人 H30: 88人 R1: 79人 ● 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、市民後見人の養成研修を実施 〔市民後見人数〕 R1: 累積 3,275人 	<p>○ 本道の認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には34万1千人になると推計されている。認知症高齢者が増加していく中、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制を構築する必要があることから、今後も引き続き、認知症サポーター*や市民後見人の養成を行うとともに、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図る取組などを実施する。</p>

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

B 高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 介護人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職した介護福祉士等の再就業促進に資するよう、求人情報の提供や復職に向けた職場体験等の機会の提供に向けた取組を実施 ● 外国人介護人材受入れに資するよう研修会を開催(平成30(2018)年度から実施) 〔研修会開催〕 H30: 5回 R1: 7回 ● 介護保険施設等へ潜在的有資格者等の紹介予定派遣を実施する委託事業を実施し、派遣期間終了後における派遣先での直接雇用を促進 ● 介護事業所内保育所を設置している介護事業所等に対して補助 〔補助事業所数〕 H28: 5事業者 H29: 3事業者 H30: 3事業者 R1: 4事業者 ● 福祉・介護職を目指す若年層が増えるよう、介護福祉士などの専門職を学校等へ派遣し、体験学習を実施 〔派遣学校等数〕 H28: 54校 H29: 34校 H30: 33校 R1: 34校 ● 介護施設等において介護ロボットを導入する際に必要な費用に対して補助 〔補助事業所数〕 H28: 9か所 H29: 13か所 H30: 46か所 R1: 57か所 	<p>○ 介護事業者団体等で構成する介護人材確保対策推進協議会の枠組みを活用し、介護人材確保に向けた取組を着実に実施するとともに、継続的にその効果を評価・検証するなどして、実効性のある施策を推進する。</p>
④ 差別・虐待の防止に向けた仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内14圏域に設置する「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、地域課題や障がい者からの相談事案等に関する協議を実施 ● 障がい者に対する虐待の防止のため、施設従事者、市町村職員等に向けた障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催 例年施設従事者向け3回、自治体向け1回開催 ● 差別解消等について広く一般道民に周知するため、全道各地で道民フォーラムを開催 H28～H30: 3回開催 R1: 4回開催 ● 「北海道障がい者差別解消推進連絡会議」、「北海道障がい者虐待防止対策連絡会議」を開催し、国、市町村、関係機関等と連携体制などについて協議(それぞれ年1回開催) ● 差別解消に係る学校教材を作成し、授業等で活用 ● 映画とタイアップしたヘルプマークについてのポスターを作成し、本庁舎1階のデジタルサイネージへの掲載等により周知 	<p>○ 道内の障がい者虐待件数の減少が見られないことから、令和2(2020)年度に変更が予定されている国の虐待防止指導者研修のカリキュラムを参考にすることで、引き続き虐待防止に取り組む。</p> <p>○ 平成30(2018)年度に道が行った障害者差別解消法の認知度調査では、法律の名称又は内容を知っているとの回答が6割を超えたものの、法施行後の生活については8割が「変化なし」と回答している。今後も、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現のため、普及啓発に継続して取り組む。</p>

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

B 高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ 障がいのある方々の地域生活を支援する拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 21の障がい保健福祉圏域に配置している地域づくりコーディネーターと連携し、地域生活支援拠点等*を未整備の市町村に対し、整備済市町村における取組事例の情報提供を行うとともに、基幹相談支援センターを中心とした体制構築に向けての地域間協議を行うよう働きかけ（地域生活支援拠点等道内設置状況（h31.4.1）11圏域41市町村） ● 聴覚障がい者用の録画物の製作・貸出、手話通訳者の養成・派遣、相談などを行う「北海道聴覚障がい者情報センター」（r1.8開設）の運営を支援 	<p>○ 地域生活支援拠点等*の単独設置が難しい小規模自治体に、整備の必要性や整備手法についての周知を行う必要がある。</p> <p>このため、振興局と地域づくりコーディネーターが連携して、市町村等との協議の場を設定し、拠点等の整備や、整備後における拠点等の機能の強化・充実に向けた支援を実施していく。</p>
⑥ 介護サービス提供基盤の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型サービス施設の整備に対する支援を実施 〔支援実績〕 H28: 26施設 H29: 48施設 H30: 25施設 R1: 40施設 ● 介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対する支援を実施 〔支援実績〕 H28: 52施設 H29: 52施設 H30: 31施設 R1: 50施設 ● 既存施設等のユニット化改修等に対する支援を実施 〔支援実績〕 H28: 8施設 H29: 11施設 H30: 15施設 R1: 12施設 	<p>○ 第7期介護保険事業支援計画に基づき、引き続き取組を推進する。</p>
⑦ 高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が安心して暮らすことのできる環境を提供するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき、サービス付き高齢者向け住宅を登録・公開〔H30末登録戸数〕19,490戸 ● 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、高齢者などを拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）を登録・公開し、高齢者が安心して暮らすことのできる環境を提供〔H30末登録戸数〕32戸 ● サービス付き高齢者向け住宅及びセーフティネット住宅について、事業者や市町村を対象とする説明会を開催〔説明会開催数〕 H28: 5か所 H29: 6か所 H30: 6か所 ● ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅を整備 〔公営住宅整備戸数〕 H28: 1,151戸 H29: 842戸 H30: 1,215戸 計 3,208戸 	<p>○ サービス付き高齢者向け住宅の供給に地域による偏りが見られるため、地域のニーズに対応した供給を促進する。</p> <p>○ ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅などの整備を促進し、誰もが安心・安全に居住できる住宅の供給を促進する。</p>
⑧ コミュニティ活動の中心となる拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 共生型地域福祉拠点*の設置促進を図るため、セミナーを開催し、併せて個別相談を実施〔セミナー開催実績〕 H28: 7か所 H29: 4か所 H30: 3か所 ● 共生型地域福祉拠点の新規立上げを促進するため、共生型コーディネーター養成研修、共生型講師養成研修を実施 〔共生型コーディネーター養成研修 修了者数〕 H29: 40名 H30: 35名 〔共生型講師養成研修 修了者数〕 H29: 7名 H30: 12名（うち1名はH29と重複） <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生型地域福祉拠点の設置市町村 160市町村（h31.3時点） ● 全道の共生型地域福祉拠点（新たに拠点を営もうとする事業者を含む。）を対象とする個別相談会を開催し、事業運営等に係る助言等を実施（R1: 2回） 	<p>○ 共生型地域福祉拠点*設置の取組が地域で円滑に自走されるよう市町村等への理解促進など普及推進に努める。</p>

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

C 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 健康寿命の延伸に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25(2013)年度から年に1回、特定健康診査の普及啓発イベントを実施 ● 未成年者喫煙防止に向けた普及啓発を実施するとともに、医療機関等に禁煙サポート啓発用リーフレットを配付し、たばこをやめたい人に提供されるようにするなどの禁煙支援を実施 ● 市町村に対する健康マイレージ事業の実施の働きかけを実施 H28: 58市町村 H29: 64市町村 H30: 97市町村 ● 道民1人ひとりが主体的に健康増進に取り組む道民運動の推進 ● 「北海道健康づくり協働宣言」団体への登録の働きかけを実施 H28: 52団体 H29: 53団体 H30: 56団体 ● 道民健康づくりの日(10/3)の普及啓発を実施（パネル展の開催、民間企業等と連携した野菜を食べよう！キャンペーンの実施等） ● 道民笑いの日（8/8）に普及啓発イベントを道内各地で実施（H28～） 〔 ・ 特定健康診査受診率 H28: 40.4% ・ 市町村健康増進計画策定率 R1: 76.5% 〕 	<p>○ 健康寿命は徐々に延伸されているものの、全国に比べ低い状況である。このため、「すこやか北海道21（北海道健康増進計画）」に基づく取組を引き続き推進していくこととし、市町村、関係機関や企業等と連携して普及啓発や各種情報提供を行う。</p>
② がん対策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道がん対策推進計画」に掲げる目標達成のため、関係機関や患者団体などと連携し、がんに関する普及啓発や各種の情報提供を実施 ● 北海道がん対策推進委員会において、毎年度のがん対策に係る取組内容の評価を実施したほか、平成29(2017)年度には第3期目となる北海道がん対策推進計画の策定における協議を実施 ● がん検診受診率向上に資するため、市町村担当者に対する研修を実施したほか、北海道がん対策推進委員会がん検診専門部会におけるがん検診の制度管理の評価や対応についての協議を実施 ● がん患者が治療と仕事を両立できる職場環境づくりを促進するための研修会を、平成29(2017)年度から道内主要都市4か所で実施 〔参加者数〕 H29: 132人 H30: 119人 ● がん医療に携わる医師や看護師等を講師として派遣し、がん教育を行う「がん教育出前講座」を道内の実施を希望する小学校において実施 〔実施校数〕 H28: 14校 H29: 19校 H30: 27校 	<p>○ 北海道は、がんによる死亡率や喫煙率が全国に比べて高い状況にある。このため、「北海道がん対策推進計画」に基づく各種取組を引き続き推進していくこととし、関係機関や患者団体、企業等と連携し、普及啓発や各種情報提供を行うとともに、北海道がん対策推進委員会において取組の進捗管理・評価を適切に実施する。</p>

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

C 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 感染症の予防や発生時に適切に対応するための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村や教育委員会等と連携を図りながら、麻しん風しんワクチンの定期接種を推奨〔接種率〕H30: 95.3% ● 感染症（疑い）発生時に疫学調査を実施 	○ 麻しん風しんワクチンの接種率について、多様な接種機会の確保や個別通知などの接種勧奨により目標値は達成されているが、引き続き接種率の維持に努める。
④ 難病患者やその家族の負担軽減に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者や慢性的な疾病を抱える児童等が地域で安心して暮らすことができるよう、患者とその家族、医療、福祉、教育など地域の関係者で構成する「難病対策地域協議会」を全ての第二次医療圏に設置し、各地域の難病患者等の実情・課題の分析及び解決に向けた検討や取組を実施 ● 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく難病指定医及び児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病指定医となるために必要な研修を札幌市と連携し実施〔実施実績〕H28: 2回 H29: 2回 H30: 2回 R1: 1回 	○ 難病患者の地域での療養生活を支える対策を総合的に進めていく必要がある。このため、難病患者やその家族が地域で安心して療養しながら暮らすことができるよう、引き続き相談体制や医療提供体制の整備を図る。
⑤ 心の健康を保持・増進するための相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● こころの電話相談窓口を運営し、平日昼間だけでなく夜間や休日の延長相談も実施〔相談実績〕1,994件（H30(2018)） ● 北海道ひきこもり成年相談センターを運営し、相談支援や支援ネットワークの構築等を実施〔相談実績〕384件（H30(2018)） 	<p>○ こころの電話相談窓口について、平日、祝日ともに24時間対応できる体制を検討する。</p> <p>○ ひきこもりに関する相談について、ひきこもり問題を抱える本人や家族が適切な支援を受けられるよう、市町村や関係機関の相談対応等のスキル向上のための研修会を実施するなど、相談体制を充実する。</p>
⑥ 歯・口腔の健康の維持増進、住み慣れた地域で生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児期におけるむし歯を予防するため、保育所・小学校等におけるフッ化物洗口を推進〔実施市町村数〕H28: 169市町村 H29: 174市町村 H30: 174市町村 ● 成人の歯周病を予防するため、職員の健康管理に積極的な企業を選定し、歯科健診を実施するとともに、その成果をセミナーで情報提供するなど、企業における成人歯科健診・保健指導の普及啓発を実施（H30: 2事業所） ● 高齢者の低栄養及び誤嚥性肺炎の予防を図るため、在宅歯科医療連携室を全ての第三次医療圏（6か所）に設置 ● 障がいのある人等に対する歯科保健医療サービスの充実を図るため、北海道障がい者歯科医療協力医を養成〔協力医の人数〕H28: 266人 H29: 259人 H30: 257人 R1: 265人 	○ 歯科保健医療サービスの提供に地域偏在があるため、平成29(2017)年度に策定した北海道歯科保健医療推進計画に基づき、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを総合的かつ効果的に推進する。

(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

A 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 自然環境の保全と適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然公園の適正な利用と景観保持を図るため、国定公園1か所及び道立自然公園2か所の公園計画の見直しを実施するとともに、各自然公園（国定5、道立12）において巡視を行い、適切な維持管理を推進 〔公園計画の見直し〕 H28: 1か所（檜山道立自然公園） H29: 1か所（大沼国定公園） H30: 1か所（厚岸道立自然公園） ● 道内に所在する国立公園及び国定公園の全公園（国立6、国定5）と野付風蓮道立公園において補修改良工事を実施するとともに、8か所で英語表記を含む多言語看板を整備〔整備実績〕 H28: 1か所 H29: 5か所 H30: 2か所 ● 知床の自然環境を保全・管理するため、海棲哺乳類生息状況調査及びサケ科魚類遡上状況調査を隔年で実施するとともに、「知床の日」（1月30日）を中心に、知床の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値に対する道民等の理解を深めるため、シンポジウムやパネル展などの普及啓発を実施 	<p>○ 自然公園には老朽化している施設が多く所在していることに加え、観光の形態も変化していることから、インバウンドの取り込みを含めた新たな自然公園の利用のあり方と自然環境の保全のバランスを考えた上で、効率的な整備を図る必要がある。</p> <p>このため、老朽化した施設への対策を早急に図るとともに、自然公園が有する資源・価値の再構築を行い、北海道の強みである自然を生かしたツーリズムを展開するなど、自然公園の新たな利用価値を引き出していく。</p> <p>○ 優れた景観の保全とともに、本道への外国人観光入込客500万人という目標達成に寄与するため、厚岸道立自然公園の2020年度の国定公園化に向けて、各関係機関と調整を図る。</p>
② 生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全等に関して地域で優れた活動・模範的な活動を行う企業・団体を表彰し、活動を紹介〔表彰団体〕 H29: 3団体 H30: 4団体 ● 生物多様性保全条例に基づく指定希少野生動植物種としている植物について現地調査等を実施し、生育状況等を確認するとともに、特に絶滅のおそれが高いと言われるヒダカソウについては、調査に加えて生育地以外での生育や増殖の試験を実施し、順調な生育、増殖を確認〔現地調査〕 H28: 18種 H29: 15種 H30: 15種 ● 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であり「北海道の鳥」であるタンチョウについて、国等と連携して保護増殖を図るため、環境省からの委託を受けて冬期の越冬分布調査を実施するとともに、冬期の餌不足を補うため、国が給餌を行う3大給餌場以外の計19地点で給餌事業を実施〔越冬分布調査結果〕 H28: 1,236羽 H29: 1,137羽 H30: 1,031羽 ● 北海道レッドリストについて、分類群ごとに評価対象種の選定、最近の生息状況等に基づくカテゴリー判定等の作業を実施し、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類及び昆虫（チョウ目、コウチュウ目）のリストを順次改訂、公表〔目録作成した分類群の数（延べ）〕 H28: 4 H29: 6 H30: 6 	<p>○ 希少種の保護は絶滅のおそれに応じて適切に進めていく必要がある。このため、生物多様性保全条例や希少野生動植物種保護基本方針に基づき、指定希少野生動植物種等の施策を進めるとともに、改訂が行われていない分類群のレッドリストについて速やかに改訂作業を進める。</p>

(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

A 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 持続可能な森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元の意見を地域森林計画に反映するとともに、森林計画制度の周知・理解の促進を図るため、地域森林計画の策定に当たり「地域森林づくり検討会」を開催 〔検討会〕 H28: 2地区 6回 延べ参加者147名 H29: 3地区10回 延べ参加者425名 H30: 3地区 6回 延べ参加者340名 ● 全道179市町村に設置した「市町村森林整備計画実行管理チーム」において、森林経営計画の適切な運用や令和元(2019)年度から運用を開始する林地台帳の整備等を支援するとともに、12チームで造林未済地解消に向けた取組や4チームで無間伐林分の解消等に向けた検討を実施 ● 市町村が、平成31(2019)年4月から運用が開始された林地台帳制度*や森林経営管理制度*、森林環境譲与税を活用した森林整備の取組を円滑に運用・実施できるよう、各振興局で説明会等を行うとともに、道が運用する森林統合クラウドシステムの機能の充実などを実施 ● 森林認証制度の普及PRや認証取得の促進に向け、セミナーやパネル展を開催するとともに、道産森林認証材に対する都市部での認知度向上のために、東京で開催された木材関連のイベントにおいて普及PRを実施 〔セミナー・パネル展〕 H28: セミナー1か所・パネル展4か所 H29: セミナー1か所・パネル展9か所 H30: パネル展8か所 〔普及PR〕 H28: 2回 H29: 3回 H30: 3回 ● 水源の涵養など森林の有する公益的機能の維持増進を図るため森林整備を実施 〔実施実績〕 H28: 40か所 H29: 42か所 H30: 44か所 R1: 44か所 	<p>○ 森林整備における市町村の役割は増大しており、市町村が森林経営管理制度*や森林環境譲与税を活用した森林整備の取組を円満かつ効率的に実施できるよう、更なる支援が必要である。</p> <p>このため、市町村の体制強化や市町村による森林整備を支援するための方策を検討する。</p>
④ 生態系や景観に配慮した川づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境を将来に残すことを目指した「北海道の川づくりビジョン」を策定(h31.3)し、治水・利水・環境それぞれの目的や機能を損なわないよう調和を図りながら河川整備を推進 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

A 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ 安全・安心な地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用水域及び地下水の常時監視を実施し、結果をホームページに公開 〔公共用水域の常時監視〕 H28: 262水域 H29: 262水域 H30: 262水域 〔地下水の常時監視〕 H28: 135井戸 H29: 127井戸 H30: 127井戸 ● 水質汚濁防止法に基づき、食料品製造や旅館等の事業場に対し、立入検査を実施 〔立入検査〕 H28: 807事業場 H29: 769事業場 H30: 623事業場 ● 健全な水循環を確保し、河川や湖沼の水環境を守っていくため、流域環境保全計画を策定しようとする地域の環境保全団体等に対し、助言や水質データの提供といった支援を実施 〔流域環境保全計画策定数〕 H28: 1流域 H29: 1流域 	<p>○ 公共用水域の環境基準達成率は平成30(2018)年度で91.2%となっているが、環境基準未達成水域の多くは閉鎖性水域である（閉鎖性水域は、水が滞留し汚濁物質が蓄積しやすい特性から、汚濁源対策を講じても水質改善効果が現れにくい。）。</p> <p>このため、環境基準未達成水域の水質改善・基準達成水域の水質保全に向け、水質汚濁防止法に基づく立入検査・指導等を継続するとともに、閉鎖性水域における環境基準未達成の原因解明に取り組む。</p>
⑥ 安全で安心な水の効率的・持続的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 水資源保全のための適正な土地利用確保を図るため、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度までの間に水資源保全地域として12地域を指定・変更済 〔指定・変更〕 H28: 6地域 H29: 2地域 H30: 2地域 R1: 2地域 ● 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等について、関係市町村等の協力を得て情報収集等に努めるとともに、土地所有者等に対し、事前届出制の周知・啓発による事前届出書の提出を促しており、新土地所有者への助言や、条例制度の周知等も適宜実施 ● 国や市町村と連携を図りながら、水資源保全条例制度や国の水循環政策など、水資源の有効利用などに関する普及啓発パネル展等を開催 	<p>○ 北海道水資源の保全に関する条例に基づき推進してきた施策の取組状況について、関係団体や土地所有者等を対象に意見聴取（アンケート形式）等を行った結果、水資源保全条例の基づく地域指定の状況や事前届出制度の認識割合が非常に低いことが明らかになった。</p> <p>このため、北海道水資源保全条例に対する更なる理解の促進を図っていくとともに、水資源保全地域内の土地の公有地化に向けた財政支援制度の拡充等を検討する。</p>

(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

B 人と自然・生き物が共生する社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① エゾシカの適正な管理</p> <p>② 野生鳥獣や外来種の適正な管理</p>	<p>〈エゾシカ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道エゾシカ管理計画（第5期）」を策定(h29(2017).3)するとともに、同計画に基づき、エゾシカの適正な個体数管理及び東部・西部・南部地域の地域別捕獲目標を設定した「エゾシカ捕獲推進プラン」を毎年度策定して捕獲対策を推進 ● 鳥獣保護区など市町村等によるエゾシカの捕獲が困難な地域において、指定管理鳥獣捕獲等事業により、市町村等の捕獲事業と連携して道が捕獲を実施（H27～H30:1,483頭） ● エゾシカの安定した捕獲体制を維持するため、都市部の若手狩猟者や捕獲経験の浅い狩猟者等に対する研修を実施（h30.10～11）するとともに、鳥獣保護管理の総合的な担い手となることが期待される「認定鳥獣捕獲等事業者」のスキルアップに向けた研修を実施（h31.2） ● エゾシカのジビエ利用拡大を図るため、狩猟者向け講習会を開催するとともに、食肉処理施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対する支援を実施（H30～） ● 北海道産ジビエとしてエゾシカ肉の地域ブランド化を推進するため、平成28(2016)年度からエゾシカ肉処理施設認証制度の運用を開始(H30末の認証施設数:14施設) ● エゾシカ肉の消費拡大を図るため、給食メニューの開発普及、ホテル・レストランのシェフを対象としたセミナー（H30:道東・首都圏実施）の開催、エゾシカ肉のおいしさや栄養特性に係る理解を促進するための出前講座（H30:9回 R1:7回）等を実施 ● エゾシカ等の野生鳥獣による農業被害防止を図るため、地域協議会が行う捕獲活動や農用地への侵入防止柵の整備、エゾシカの有効活用などの取組を総合的に支援 H28:189協議会 H29:183協議会 H30:182協議会 R1:178協議会 ● エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、市町村や森林組合、関係機関で構成される広域協議会が実施する捕獲対策や防除対策への支援を実施 H28:エゾシカ捕獲:115頭、忌避剤散布:48ha、侵入防止柵設置:36km、枝条巻き防除:18ha H29:エゾシカ捕獲:135頭、忌避剤散布:124ha、侵入防止柵設置:45km、枝条巻き防除:13ha H30:エゾシカ捕獲:93頭、忌避剤散布:91ha、侵入防止柵設置:3km ● 道有林において、地域と連携したエゾシカ捕獲のための林道除雪や管理型捕獲（モバイルリング・囲いわな）を行うとともに、新たに年間を通した捕獲手法の検討や有効利用体制の構築に向けた取組を実施 H28:林道除雪488km、管理型捕獲69頭 H29:林道除雪414km、管理型捕獲97頭、生体捕獲1頭 H30:林道除雪353km、管理型捕獲47頭、生体捕獲1頭 	<p>○ 道内の野生鳥獣による農業被害は、平成23(2011)年度をピークに減少（H23(2011):70億円→H30(2018):48億円）してきているものの、被害の発生が全道的に広がっている。 このため、引き続き、計画的な捕獲・追い払い、捕獲の担い手の育成、農地への侵入防止柵や捕獲個体の処理加工施設の整備など、被害の防止と捕獲活動強化に向けた地域の取組を支援する。</p> <p>○ エゾシカの個体数指数は未だ高水準にあり、一層の捕獲推進に取り組む必要がある。 このため、エゾシカの捕獲対策の強化を図るほか、エゾシカのジビエ利用拡大に向けて狩猟者や食肉加工施設等への支援に取り組む。</p>

(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

B 人と自然・生き物が共生する社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② 野生鳥獣や外来種の適正な管理</p>	<p>〈ヒグマ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の危機管理体制の充実を図るため、高度な捕獲技術を要するヒグマ捕獲の伝承を目的とする「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業」を全道で実施 (H28) ● ヒグマ総合対策を推進する上で必要なヒグマ保護管理技術者の育成を図るため研修会を実施 (H28: 1か所 (空知管内)) ● ヒグマによる被害防止対策の推進に向け、複数市町村が連携して被害防除に取り組む地域協議会をモデル設置し、実効性のある被害防除体制を検証 (H29, H30) ● 市街地周辺におけるヒグマ対策に必要な危機管理体制の構築を図るため、地域における総合的なヒグマの保護管理の担い手を育成するための研修会を開催 (R1) ● 夜間・市街地周辺に出没するヒグマの増加に対処するため、ICT技術等を活用し、有効な出没対策等の検証を実施 (R1) <p>〈外来種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道外来種リスト (ブルーリスト) について、「哺乳類」「鳥類」「両生類・爬虫類」のリストを改訂・公表 (h31.3) ● 平成27年度からアライグマの捕獲が効果的な4月から6月を「春期捕獲推進期間」と設定し、市町村に対して捕獲の呼びかけを実施 〔春期捕獲推進期間の捕獲頭数〕 H28: 3,705頭 H29: 5,306頭 H30: 6,013頭 R1: 7,429頭 <p>〈海獣〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アザラシによる漁業被害の軽減に向け、北海道アザラシ管理計画に基づき、ゴマフアザラシの適正な個体数管理を推進するため、道北地域において、銃による捕獲や追い払い前後の個体数調査等を実施 (H28, H29) ● 漁業被害の実態調査を実施するとともに、アザラシ対策に係る最新の知見についての情報提供を実施 (H30, R1) ● トド等の海獣類による被害を防止するため、市町村、漁業団体と連携し、猟銃による駆除や追い払いを実施するとともに、魚網の破損を防ぐための高強度魚網 (強化網) の試験や導入支援を実施 ● 漁業者ハンターを育成するため、資格取得経費を支援するとともに、漁業者ハンター技術向上等研修会を開催 〔資格取得支援〕 H28: 8名 H29: 12名 H30: 3名 〔研修会〕 H30: 稚内市 ● 海獣被害に関する情報共有や被害対策推進に向けた連携を図るため、市町村、関係団体等から成る振興局海獣被害防止対策連絡会議を開催 ● 漁業被害状況や被害防止の取組、研究機関・大学等における海獣類生態研究などについての情報発信を行うため、海獣類パネル展を開催 	<p>○ ヒグマを捕獲できる狩猟者が減少する中、銃器を使用できない夜間や市街地に出没するヒグマが増加している。 このため、ヒグマが出没した場合に対応できる人材、地域におけるヒグマの適切な保護管理を担う人材の育成を図る。</p> <p>○ 道内の生物多様性に影響を及ぼす外来種の最新の実態を把握する必要がある。 このため、外来種の効果的な防除等の施策を進めるとともに、改訂が行われていない分類群のブルーリストについて速やかに改訂作業を進める。</p> <p>○ 海獣類による漁業被害は低下傾向にあるものの、地域別では、海獣の局所的な集中により、被害が増加している地域がある。こうした中、技術を有している熟練ハンターの引退が進むことにより射撃技術の継承が懸念されている。また、強化網は高価であることから、普及が進んでいない。 このため、猟友会等と連携し、ハンターの派遣や漁業者ハンターの育成、若手ハンターへの技術指導の強化など、人材の確保・育成に取り組むとともに、強化網については、国の補助事業の活用などにより普及を促進し、価格の低減を目指していく。</p>

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

A 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地球温暖化防止活動推進員」を配置し、地域での学習会等に派遣したほか、地球温暖化防止フォーラムの開催など、普及啓発を実施 〔学習会等への派遣〕 H28: 47回 H29: 48回 H30: 23回 〔地球温暖化防止フォーラムの開催〕 H28: 2回 H29: 2回 H30: 1回 ● 「省エネ3Sキャンペーン」として、省エネなど地球温暖化防止行動を促す行事等を開催したほか、クールビズやウォームビズ等の省エネ活動に取り組む道内事業者を登録する「北海道クールあいらんどキャンペーン」、「北海道あったまろうキャンペーン」を実施 〔地球温暖化防止行動を促す行事等の開催〕 H28: 10回 H29: 11回 H30: 11回 〔「北海道クールあいらんどキャンペーン」登録事業所数〕 H28: 3,628事業所 H29: 3,635事業所 H30: 3,730事業所 R1: 3,746事業所 〔「北海道あったまろうキャンペーン」登録事業所数〕 H28: 3,614事業所 H29: 3,707事業所 H30: 3,730事業所 ● 運輸部門の温室効果ガスを削減するため、地域行事等で「エコアンドセーフティドライブ」の普及啓発を実施したほか、エコドライブ推進校（道が登録した自動車教習所）等と連携した出前講座を実施 〔「エコアンドセーフティドライブ」普及啓発〕 H28: 6回 H29: 9回 H30: 5回 〔出前講座〕 H28: 3回 H29: 5回 H30: 3回 ● 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定の事業者に対し、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減計画書等の提出や、再生可能エネルギー供給の計画書等の提出を求めるなど、事業者における地球温暖化防止活動を促進 	<p>○ 本道は積雪寒冷、広域分散の地域特性などから、全国と比べて家庭部門と運輸部門における温室効果ガスの排出割合が高くなっている。</p> <p>このため、引き続き、道民参加型普及啓発イベントの開催やエコドライブの推進など、道民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの転換に資する取組を推進するとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に係る国や道の助成制度の周知などを通じて、低炭素社会の形成に向けた取組を推進する。</p>

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

A 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道における気候変動の影響への適応方針」(h30.9)、「北海道気候変動適応計画」を策定(R1予定)するとともに、関係機関と連携して適応に関するセミナーの開催(H30: 1回)や、情報収集・提供等の取組を推進 ● 国や市町村等との情報共有を図るため、市町村等地球温暖化対策推進会議を開催〔開催実績〕H28: 1回 H29: 1回 H30: 1回 ● 業務用冷凍空調機器等からのフロン類漏えい防止等を図るため、機器の管理者や販売業者、フロン類充填回収業者等で構成する「北海道フロン類適正管理推進会議」を開催し、関係機関との情報共有を行ったほか、オゾン層保護対策推進月間における市町村、関係機関及び事業者に対する対策の呼びかけや、訪問による機器の管理者等への管理実態のヒアリングを通じた普及啓発を実施〔北海道フロン類適正管理推進会議〕H28: 2回 H29: 1回 H30: 1回 	<p>○ 本道は積雪寒冷、広域分散の地域特性などから、全国と比べて家庭部門と運輸部門における温室効果ガスの排出割合が高くなっている。</p> <p>このため、引き続き、道民参加型普及啓発イベントの開催やエコドライブの推進など、道民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの転換に資する取組を推進するとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に係る国や道の助成制度の周知などを通じて、低炭素社会の形成に向けた取組を推進する。</p> <p>〔再掲①〕</p>
③ 環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加・体験型の環境教育機会の提供や環境教育の指導者養成に向け、自然体験プログラムの実施やセミナー・ワークショップの開催を内容とする環境の村事業を開催したほか、主に学校教員向けの環境教育指導者育成事業として指導者環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座を開催〔環境の村事業参加者数〕H28: 80名 H29: 89名 H30: 121名〔プログラム実践講座参加者数〕H28: 18名 H29: 38名 H30: 48名 ● 地域の自主的な環境学習を支援するため、地域環境学習講座「eco-アカデミア」により専門家を環境学習の講師として派遣したほか、(総合)振興局が主催・参加した地域環境学習普及事業により全道に環境学習の機会を提供〔「eco-アカデミア」〕H28: 11回551人参加 H29: 11回310人参加 H30: 10回546人参加〔地域環境学習普及事業〕H28: 27回 H29: 28回 H30: 28回 ● 協定を締結した企業と協力し、子ども向け環境情報誌「エコチル」で情報発信 ● 環境保全に貢献している事業所等の取組を認定・登録する北海道グリーン・ビズ認定制度を実施 (h31.3末現在: 56事業所認定、1,715事業所登録) 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

A 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道新エネルギー導入加速化基金を活用した事業を実施（平成29年度から当面5年間で60億円規模、事業内容は下記のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー地産地消の事業化のモデルとなる取組に対し、複数年の支援を実施（H29: 4件 H30: 1件の事業計画を認定（現在4件の事業を継続中）） ・ 非常時にも対応可能なエネルギー自給・地域循環の取組に対し、複数年の支援を実施（R1: 3件の事業計画を認定） ・ 系統制約の生じている地域の新エネルギーの有効活用するモデルとなる取組への支援を実施（R1: 1件の事業計画を認定） ・ 新エネルギーの設備設計（H29: 3件 H30: 2件 R1: 2件）、設備導入（H29: 3件 H30: 1件 R1: 4件）、地熱井掘削（H29: 1件）への支援を実施 ・ 固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入のために必要な送電線整備への支援を実施（H30: 1件） ・ コーディネーターを派遣し、事業の掘り起こしや収支計画策定などを支援（H30: 12市町村に派遣 R1: 11市町村に派遣） ● 取組の段階に応じた支援を実施（新エネ基金を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施可能性調査への支援を実施（H29: 5件 H30: 5件 R1: 3件） ・ 地熱・温泉熱の利活用に関するアドバイザーを派遣（H29: 4件 H30: 5件 R1: 3件） ・ 発電や熱利用を目的とする地熱井の調査への支援（H29: 1件 H30: 1件） ・ エネルギー地域循環システムの構築に向けた事業に対し支援を実施（H28: 1件）、地熱資源アドバイザーの派遣（H28: 5件） など ● 「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」により、各市町村等の再生可能エネルギーの導入等によるエネルギーの地産地消を支援・促進 <ul style="list-style-type: none"> 〔利用実績〕 H28: 8件（2市5町1団体） H29: 8件（3市3町1村1団体） H30: 8件（1市6町1村） R1(12月末時点): 8件（3市3町1村1団体） ● 水資源の有効活用と市町村等への普及啓発を目的としたモデル事業として、未利用エネルギーである堰からの河川維持流量を活用し、最大出力20kWの小水力発電所「沼の沢取水堰発電所」を稼働（H29着工、H30完成） 	<p>○ 新エネ機器の導入や熱導管の設置などイニシャルコストが高く、事業採算性の確保が困難となっている。また、新エネルギーは、従来のエネルギーに比べコストが高いほか、天候などに左右され出力が安定しないため、需給バランスの安定・維持に留意する必要がある。</p> <p>このため、引き続き省エネ・新エネ促進行動計画（令和2（2020）年度まで）に基づき、エネルギーの地産地消やエネルギー関連の実証・開発プロジェクトの集積、送電インフラ等の基盤整備を柱に、新エネルギーの開発・導入の促進に取り組んでいく（行動計画は令和3（2021）年度改正予定）。</p>

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

A 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ 水素エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 本道の水素社会の実現のための当面の手立てとスケジュールを示した「水素サプライチェーン構築ロードマップ」を策定 (h28.7) ● 水素エネルギーの活用に向けた、意見交換・情報共有を図るため、産学官で構成する「北海道水素イノベーション推進協議会」を開催 (H28~H30: 各1回) ● 水素エネルギー関連ビジネスの展開に向けた、水素関連セミナー・勉強会を開催〔実施実績〕 H28: 7回 H29: 5回 H30: 4回 ● 道内企業の水素関連ビジネスへの参入を促進するため、令和元(2019)年度に、道内の可能性調査・道外の先進事例調査、検討会議、道外展示会への出展を実施 ● 水素の利活用についての道民の認知度向上を図るため、事例集「北海道らしい水素社会の実現に向けて」を作成 (h29.3、2,000部) するとともに、道内自治体や事業者と協力して全道各地で「水素・燃料電池普及キャラバン」を実施〔実施実績〕 H28: 10回 H29: 23回 H30: 24回 ● 燃料電池自動車 (FCV) の着実な普及を図るため、道央圏の市町村等により構成される「道央圏FCV普及促進戦略会議」を開催〔開催実績〕 H29: 2回 H30: 1回 ● FCVに燃料(水素)を供給する水素ステーションの整備を支援 (h30.3開所、札幌市内) ● 公用車としてFCVを率先導入 (h29.7) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水素の利活用についての道民の認知度向上、燃料電池自動車 (FCV) やエネファームなど水素利用機器の導入促進、再生可能エネルギー由来水素のサプライチェーンの構築必要である。このため、道内自治体や事業者と協力した普及促進の取組等を引き続き実施していく。 ○ 「第2期北海道環境産業振興戦略」が令和2年度で終了となるが、道内における水素関連ビジネスへの参入が進んでおらず、また水素を活用した事業モデルが明確化していないことから、同年度内に今後の方向性を検討する。

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

B 北海道らしい循環型社会の形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 3Rのうち特に2Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 3R*ハンドブックの作成・配布や3R推進フェア・キャンペーンの実施などを通じて、3Rはもとより、特にリデュース（排出抑制）・リユース（再利用）の2Rを優先した普及啓発を実施 	○ 引き続き取組を推進する。
② リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物の排出抑制や循環利用を促進するため、事業者等による施設設備整備・研究開発や、北海道立総合研究機構によるリサイクル技術の研究開発への支援を実施 〔施設設備整備補助〕 H28: 22件、705百万円 H29: 14件、780百万円 H30: 15件、800百万円 〔研究開発補助〕 H28: 4件、29百万円 H29: 2件、13百万円 H30: 1件、8百万円 〔道総研への支援〕 H28: 1件、47百万円 H29: 1件、47百万円 H30: 1件、45百万円 ● 「北海道リサイクル製品認定制度」を運用し、リサイクル製品の利用を促進 〔新規認定数〕 H28: 28製品 H29: 20製品 H30: 21製品 〔累計〕 196製品（h31.3末） ● 廃棄物の循環的利用に係る課題を協議し、循環型社会の実現に向けた具体的な取組を促進するため、産官学の連携による「北海道循環資源利用促進協議会」を事務局として運営し、WG活動による課題解決の検討や「資源リサイクルセミナー」の開催による普及啓発等を実施 〔総会・部会合同会議（WG活動報告）〕 各年7月開催 〔資源リサイクルセミナー〕 参加者数 50～80名/年（各年11月開催） 	<p>○ 廃プラスチック類など産業廃棄物の種類によってはリサイクルが進んでいないものがあることから、引き続き事業者による設備整備・研究開発等を支援する。</p> <p>○ リサイクル業界においても人手不足が深刻化しつつあることから、人材育成・確保やIoT*・AI*関連技術の導入支援などを検討する。</p>
③ バイオマス利活用に向けた総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオマス*に関するワンストップ窓口として、市町村の地域特性に応じたバイオマス利活用の検討やバイオマス産業都市構想の策定を支援 ● バイオマス利活用を検討する市町村に対し、「バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー」を派遣 〔派遣実績〕 H28: 7市町村8回、H29: 6市町村7回、H30: 6市町村7回 ● 産学官が連携する「北海道バイオマスネットワーク会議」を開催し、バイオマス利活用システムの検討や情報共有を実施 〔事例報告・検討会〕 h28.7、h29.7、h30.7、h31.7 〔フォーラム〕 h29.2、h30.2、h31.2 ● 全道各地で「地域意見交換会」を実施し、バイオマス利活用に関する意見交換・情報共有を実施 〔開催実績〕 H28: 2回（h28.8 渡島地域、h28.10 胆振地域） H29: 1回（h29.9 空知地域） H30: 1回（h30.8 日高地域） 	○ 引き続き取組を推進する。
④ 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害廃棄物の発生・排出抑制」の促進に向け、北海道災害廃棄物処理計画を策定（h30.3） ● 市町村災害廃棄物処理計画の策定推進に向け、市町村職員等を対象とする勉強会等を開催〔全道向けセミナー〕 H28: 札幌、函館、釧路 〔地域自治体向け勉強会〕 H29, H30: 釧路・根室地域 	○ 引き続き取組を推進する。

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

A 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証を自主返納した高齢者等を支援するため、市町村に設置されている地域包括支援センター等との協力体制を確立 〔全道の自主返納者数〕 h28: 10,400人 h29: 14,354人 h30: 14,103人 r1: 21,482人（前年同月比+7,379人） ● 交差点違反の交通指導取締りを実施するとともに、歩行者の乱横断等を防止するため、地域交通安全活動推進委員会をはじめとする関係機関・団体と連携して、スーパー等高齢者の利用が多い施設の周辺における啓発活動や安全指導、「危険予測シミュレータ」(r1(2019).3設置)を活用した体験型交通安全教育を実施 〔体験型交通安全教室〕 r1(2019).12末までに28回実施 ● 迅速的確な初動捜査に努め、映像記録等の客観的証拠を収集し、ひき逃げ事件の検挙や危険運転致死傷罪の立件を実施 ● 自転車利用者の交通違反に対し、現場指導票（イエローカード）を活用した指導（h28: 17,557件 h29: 11,670件 h30: 12,653件 r1: 12,927件）や、悪質・危険違反者の指導取締りを実施（h28: 39件、h29: 33件、h30: 17件、r1: 33件） ● 「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、自治体や事業所等の関係団体と連携し、ポスター・チラシの掲示や街頭啓発活動、飲食店等に対する訪問活動などの飲酒運転根絶キャンペーンを実施 ● いわゆる「あおり運転」や居眠り運転、外国人運転者や二輪車による事故の防止対策のため、交通事故の発生概要や交通安全に関する情報を電子メール（「北のひろめーる」）や啓発用チラシにより発信 ● 「春」「夏」「秋」「冬」の期別交通安全運動（年間延べ40日）を、関係機関・団体、市町村等と連携し全道で実施 ● 飲酒運転根絶に向けた機運の醸成を図るため、「飲酒運転根絶の日（7月13日）」に、（公社）北海道交通安全推進委員会等関係団体と連携し、飲酒運転根絶決起大会を開催するとともに、街頭啓発により、飲酒運転に関する知識の普及、情報提供を実施 ● 飲酒運転の危険性や飲酒が身体に及ぼす影響等の知識等を児童・生徒の段階から啓発するため、児童・生徒向け教育パンフレットを作成し、全道の小・中・高1年生に配布（H28～） ● 高齢者へ反射材やチラシを配布し、反射材の効果や必要性について理解を深めるための啓発を実施したほか、高齢者の安全運転の意識を向上し、高齢者の事故の防止を図るため、民間事業者や道警察等の関係機関と連携し、全道各地でシニアドライバー向けの安全運転講習会及び安全運転サポート車の試乗体験を実施 〔講習会・試乗体験〕 R1: 全道5か所（札幌、旭川、北見、釧路、函館）で開催 	<p>○ 高齢者が当事者となる交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携を図りながら、シミュレータ等の教育機材を活用した高齢者事故防止対策を実施するとともに、運転適性相談の充実や自主返納しやすい環境の整備に向けた取組を推進する。</p>

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

A 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道自転車条例（平成30(2018)年4月1日施行）の施行を受け、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等の加入など、条例で規定する自転車利用者や自転車貸付業者等の責務について、新たにチラシを作成し道民に広く周知を図ったほか、児童・生徒とその家族に対する条例の理念の浸透を図るため、年齢層に応じたリーフレットを小中高の学校に配布 ● 重大事故につながる恐れのあるあおり運転について、ドライバーをはじめ全ての道民がその危険性を認識するとともに、あおり運転の対処方法についても注意喚起するため、ホームページなどによる啓発を実施 ● 自転車シミュレーター・高齢歩行者教育システムを活用し、交通安全教室の実施や市町村等への貸出による参加体験型教育を実施〔市町村等への貸出件数〕H28: 6件 H29: 9件 H30: 7件 ● 交通安全運動の推進に貢献した個人・団体を表彰（北海道社会貢献賞、北海道善行賞） ● 交通事故相談所を運営を通して、交通事故の被害者等を支援〔相談件数〕H28: 711件 H29: 728件 H30: 569件 	
② 安全・円滑な道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通実態の変化等に即した交通規制を推進するため、一般道の最高速度規制を点検し、規制速度の引上げを実施（H30: 11区間約7.6km）するとともに、市街地や住宅街の安全対策として、道路管理者と連携し最高速度30km/hの規制区域「ゾーン30」を整備 H28: 25か所 H29: 16か所 H30: 13か所 R1: 14か所 ● 道路交通環境の変化により効果が低下した信号機の撤去（H28: 7基 H29: 19基 H30: 12基 r1.12末: 15基）や、必要性の高い場所への信号機の設置（H28: 10基 H29: 17基 H30: 9基 r1.12末: 6基）を計画的に実施 	○引き続き取組を推進する。
③ 重要犯罪等の徹底検挙、暴力団等犯罪組織の壊滅	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に不安を与える犯罪の早期検挙による被害の拡大防止に向けて、防犯カメラ画像や似顔絵を活用した情報提供依頼、犯罪情報分析やプロファイリングの活用による被疑者の絞り込みなどの取組を実施し、重要犯罪に係る捜査を強化 ● 捜査支援システムを拡充整備し、被疑者の早期検挙と被害の拡大防止を図ったほか、DNA型鑑定などの科学技術を活用した客観証拠の収集・確保に努め、重要犯罪をはじめとする様々な事件を検挙 〔重要犯罪の検挙率〕h28: 84.1% h29: 75.5% h30: 88.1% （過去5年平均 72.8%） ● 暴力団構成員等の取締りと暴力団排除活動を推進するため、歓楽街におけるみかじめ料等授受事案の検挙や北海道暴力団排除条例に基づく密漁関係業者等に対する勧告などを実施 ● 警察の各部門が連携し、特殊詐欺等を敢行する暴力団、準暴力団等の犯罪者グループに対する多角的な取締りを実施 	<p>○現場指掌紋やDNA型鑑定資料など客観証拠の収集を重視した初動捜査を徹底するとともに、携帯電話や防犯カメラ画像の解析等の科学技術を活用した捜査を一層推進して被疑者を早期検挙することにより、被害の拡大を防止する。</p> <p>○違法薬物・銃器事犯をはじめ幅広く資金獲得活動を行っている暴力団等犯罪組織に関する情報の収集と取締りを強化する。</p>

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

A 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 薬物・銃器犯罪の根絶、危険ドラッグの撲滅に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係団体が主催する「薬物乱用防止キャンペーン」への参加や、街頭大型ビジョン・SNS等各種媒体を活用し、危険ドラッグを含む違法薬物の有害性・危険性に関する広報啓発活動を実施 ● サイバーパトロール等によりインターネット上の薬物関連違法情報の収集を強化するとともに、税関、麻薬取締部等関係機関との合同捜査等の水際対策、密売人や末端乱用者の取締りを推進 〔検挙者数〕 h28: 606人 h29: 515人 h30: 547人 r1: 488人 ● 「拳銃を見た!」、「拳銃を持っている人を知っている!」といった情報提供を呼び掛ける拳銃110番報奨制度や旧軍人用拳銃などの遺品銃届出についての広報活動、取締りを強化し、拳銃等の押収を推進 〔押収数〕 h28: 5丁 h29: 5丁 h30: 6丁 r1: 9丁 ● 薬物乱用防止の気運をより一層高めるため、薬物乱用撲滅を訴える麻薬・覚せい剤乱用防止運動に合わせ、4年に1度の北海道・東北地区大会である麻薬・覚せい剤乱用防止運動北海道大会を開催（令和元(2019)年11月7日に函館市内で開催し、約800名が参加） ● 薬物乱用防止指導員が組織する各地区協議会を中心として、関係機関・団体による大麻や危険ドラッグの乱用撲滅を訴える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（街頭キャンペーン、地域団体キャンペーン）を実施 H28: 21地区 507名 312店舗 H29: 21地区 595名 304店舗 H30: 21地区 581名 287店舗 ● 若年層における薬物乱用防止思想の普及啓発を行うため、学校等における薬物乱用防止教室を実施 H28: 124か所 H29: 138か所 H30: 89か所 ● 野生大麻・不正けしの撲滅を訴える野生大麻・不正けし撲滅運動を実施 〔抜去本数〕 H28: 野生大麻818,219本、不正けし8,183本 H29: 野生大麻792,436本、不正けし8,445本 H30: 野生大麻604,233本、不正けし8,207本 ● 医療用麻薬を取り扱う麻薬取扱施設への立入検査を実施し、適正な麻薬の保管、管理について指導 H28: 1,723施設 H29: 1,630施設、H30: 1,179施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違法薬物・銃器事犯をはじめ幅広く資金獲得活動を行っている暴力団等犯罪組織に関する情報の収集と取締りを強化する。 〔再掲③〕 ○ 薬物事犯の検挙者数は高い水準で推移しており、特に、若年層による大麻等の薬物事犯が後を絶たない状況となっている。危険ドラッグの入手方法が、インターネットの利用などによって潜在化しており、今後も、関係機関・団体が連携し、道民総ぐるみで薬物乱用防止の取組を推進する。

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

A 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ テロの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ● テロの未然防止やテロ等の発生時における協働対応体制の整備等を図ることを目的に、市町村や公共交通事業者等から成る「テロ対策パートナーシップ推進会議」を警察本部・各警察署に設置し、各般の取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> 〔定例会等の開催〕 h28: 49回 h29: 50回 h30: 33回 r1: 54回 〔機関誌の発行〕 h28: 40回 h29: 73回 h30: 24回 r1: 20回 〔合同訓練〕 h28: 15回 h29: 39回 h30: 53回 r1: 20回 ● 爆弾テロの未然防止のため、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対し、本人確認の徹底や不審情報の通報等を要請するとともに、不審客の来店を想定したロールプレイング型訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> h28: 670回 h29: 4,851回 h30: 5,020回 r1: 5,377回 ● G20観光大臣会合、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等も見据え、テロ企図者が利用するおそれのあるインターネットカフェ等の事業者に対し、不審情報の速やかな通報を要請するなどの取組を推進 ● 旅券を提示しないなどの不審な外国人への対応を想定したロールプレイング型訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> h28: 1,035回 h29: 2,200回 h30: 2,158回 r1: 2,828回 ● インフラ事業者を対象に、「サイバー攻撃対策セミナー」を開催するとともに、サイバー攻撃の発生を想定した共同訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> 〔サイバー攻撃対策セミナー〕 h28: 46回 h29: 45回 h30: 28回 r1: 66回 〔共同訓練〕 h28: 67回 h29: 73回 h30: 85回 r1: 77回 	○ 引き続き取組を推進する。
⑥ 住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪から身を守るための情報を配信している「ほくとくん防犯メール」を活用し、犯罪発生実態等を積極的に配信 <ul style="list-style-type: none"> 〔防犯メール登録者数〕 h28: 56,818人 h29: 58,634人 h30: 55,849人 r1: 57,412人 〔Twitterフォロワー数〕 h28: 4,851人 h29: 13,598人 h30: 19,709人 r1: 25,785人 ● 防犯ボランティア団体等と連携し、合同パトロールや防犯診断、新社会人や新入学生を対象とする犯罪被害防止のための防犯講話や護身術訓練等を実施 <ul style="list-style-type: none"> 〔ボランティア団体数〕 h28: 1,271団体 h29: 1,340団体 h30: 1,398団体 r1: 1,396団体 ● 地域警察官が巡回連絡や地域に根ざしたはまなす活動を実施し、地域住民が抱える問題を解決 <ul style="list-style-type: none"> 〔巡回連絡〕 h28: 1,031,039世帯 h29: 1,445,050世帯 h30: 1,915,312世帯 r1: 1,879,254世帯 〔はまなす活動〕 h28: 取組1,434件・解決1,186件 h29: 取組1,811件・解決1,660件 h30: 取組1,949件・解決1,842件 r1: 取組1,857件・解決1,778件 	○ 引き続き取組を推進する。

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

A 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑦ 消費者問題への適切な対処</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道消費生活センターに消費生活相談員の国家資格等を有する相談員を12名配置し、苦情相談に対応〔相談件数〕H28: 5,900件 H29: 6,083件 H30: 6,188件 ● 市町村に配置されている消費生活相談員等を対象とする研修を実施〔受講者数〕H28: 662人 H29: 609人 H30: 595人 ● 市町村からの照会や問合せに対応するための専用電話を設置し、市町村における苦情相談処理を支援〔相談件数〕H28: 532件 H29: 468件 H30: 455件 ● 地域における消費者被害の未然防止と消費者被害情報の円滑な伝達等の活動をする地域消費者被害防止ネットワークの設立を市町村等に働きかけ(平成31年4月1日現在、69地域で設立) ● 消費者トラブルに関する注意喚起や消費生活に関する情報の周知を実施〔消費者行政メーリングリストによる情報交換〕H28: 293件 H29: 268件 H30: 249件〔北海道消費生活センターのホームページの閲覧数〕H28: 36,846 H29: 30,782 H30: 29,363 ● 食品表示110番の専用電話により、食品表示に関する違反情報等を受け付け、必要に応じ食品表示法、景品表示法等関係法令に照らした調査等を実施〔違反情報受付件数〕H28: 49件 H29: 13件 H30: 17件 ● 公正な消費者取引の確保のため、以下の法律に基づく行政措置を実施〔食品表示法による指導・指示〕H28: 指示1件、指導132件 H29: 指導108件 H30: 指導117件〔景品表示法による措置命令・注意〕H28: 指導23件 H29: 措置命令1件、指導17件 H30: 指導15件〔消費生活条例及び特定商取引法に基づく指導・勧告・行政処分〕H28: 業務停止命令1件、行政指導21件 H29: 業務停止命令2件、業務改善指示2件、公表5件、行政指導30件 H30: 業務停止命令1件、業務改善指示2件、勧告2件、公表5件、行政指導37件 ● 貸金業相談員の配置及び貸金業苦情相談フリーダイヤルの設置により、貸金業に係る苦情や相談等に対応〔相談件数〕H28: 289件、H29: 189件、H30: 218件 ● 消費者教育の担い手の育成等に向けて、児童生徒や教員を対象としたセミナーを開催〔消費者教育サポートセミナー〕H28: 2回 41人 H29: 1回 20人 H30: 5回 148人〔学校訪問講座〕H28: 50回 2,940人 H29: 49回 2,635人 H30: 41回 2,744人〔消費者教育支援セミナー〕H28: 56人 H29: 55人 H30: 45人 ● 地域における消費者教育として各地域において幅広い年代層を対象にセミナーを開催〔一般住民対象〕H28: 1,705人 H29: 2,249人 H30: 1,259人〔高齢者若者対象〕H28: 3,308人 H29: 2,856人 H30: 484人 ● 民法改正に伴う令和4(2022)年4月の成年年齢引下げにより、若年者の消費者被害が増加することが懸念されることから、この時期に成年となる現在の高校生を対象とする学校訪問講座や、高等学校教員を対象とする消費者教育サポートセミナーを開催〔学校訪問講座〕H30: 高等学校17校〔消費者教育サポートセミナー〕H30: 道内4か所、計148名の教員が参加 	<p>○ 情報通信技術の進展や人口減少・高齢化の進行などに伴い、消費者問題がより多様化・複雑化するとともに、食品の不適切表示や、販売方法の悪質化・巧妙化などによる様々な消費者被害が依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>このため、関係機関・団体等で構成される消費者被害防止ネットワークによる取組や、効果的な消費者教育を推進するとともに、消費者からの苦情相談処理等を通じた消費者被害の防止・救済、特定商取引法や食品表示法、消費生活条例など関係法令に基づく指導等により、消費生活の安定と向上を図る。</p>

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

B 豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 食品の安全性・信頼性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設に対する立入検査、道内に流通する食品の検査、食中毒の発生防止に関するリーフレット配布等を実施 〔立入検査件数〕 H28: 62,422件 H29: 60,730件 H30: 61,307件 〔食品検査件数〕 H28: 3,786件 H29: 3,144件 H30: 3,044件 ● 道内で発生した食中毒の調査を実施 〔実施実績〕 H28: 317件 H29: 257件 H30: 314件（疑いを含む） ● 道内の食品等事業者を対象としたHACCP*に関する各種講習会を開催 ● 北海道HACCP自主衛生管理認証制度の普及啓発のため、包括連携協定を活用し、道内企業及び消費者を対象にPRを実施 〔実施実績〕 H28: 12回 H29: 11回 H30: 10回 ● 北海道HACCP自主衛生管理認証制度を紹介するガイドブックを道内企業及び消費者を中心に配布（H29: 10,000部 H30: 9,500部） 〔HACCPに沿った衛生管理を実施している施設数〕 H28: 868施設 H29: 1,367施設 H30: 1,480施設 ● 「道産食品全国モニター」を46都府県に配置し道産食品の表示状況を調査したほか、イベントや展示会等を活用し道産食品独自認証制度（きらりっぷ）や北海道HACCP*の普及活動を実施 ● 道・関係機関・団体等で「2020年東京オリンピック・パラリンピック道産農林水産物供給北海道協議会」を設置し、東京オリパラ選手村等で提供される飲食への道産食材の供給に関する情報共有を推進 ● 東京オリパラ大会を契機とした産地における国際水準GAP*の導入推進に向け、産地の指導者を育成するための研修会を実施 H28: 1 箇所 H29: 3 箇所 H30: 4 箇所 R1: 5 箇所 ● 水産物の輸出増大に向けて水産加工場のHACCP*認定取得を促進するため、講習会を開催 H28: 室蘭市、稚内市 H29: 釧路市 H30: 網走市 R1: 枝幸町 ● ホタテガイ等二枚貝の安全流通を図るため、貝毒プランクトン発生状況のモニタリングを実施 ● 道内の各地域で水揚げされた水産物と海水の放射性物質のモニタリング結果を道のHPで公表 	<p>○ 平成30(2018)年6月に食品衛生法が改正され、HACCP*に沿った衛生管理が制度化されたことから、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入できるよう、人材育成等の技術的支援を実施するとともに、HACCPに関する各種講習会を開催する。また、北海道HACCP自主衛生管理認証制度について、道内企業及び消費者を対象に、ガイドブックの配布や、包括連携協定を活用したPRなどを実施する。</p> <p>○ 食の安全と消費者の信頼を確保し、安全な食品を供給するためには、生産から消費にわたって安全管理を徹底し、食品の安全性を向上させるとともに、地産地消や食育等の愛食運動を通じた取組を進めていく必要がある。</p> <p>このため、引き続き、食の安全・安心の確保に関する各種施策を推進するとともに、消費者等への正しい情報提供などの取組を推進する。また、各種イベントを活用した普及啓発や、「北のめぐみ愛食レストラン」のPR、麦チェーン等の取組を総合的に実施するなど、愛食運動を引き続き推進する。</p>

1 生活・安心

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

B 豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② 食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食育に関する様々な団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」を開催し、食育に関する情報の共有化や相互の連携を推進 ● 優れた食の担い手を育成し、その事例を広く紹介するため、「北海道食育推進優良活動表彰」を実施 H28: 3団体 H29: 3団体 H30: 3団体 R1: 4団体 ● 食育のポータルサイトにおける食育に関する情報提供や北海道食育コーディネーターの派遣などにより、食育の取組を支援 ● 各振興局で開催した食育推進ネットワーク会議等を通じて、地域の関係団体との連携や市町村食育推進計画の作成を推進 ● 道内企業・消費者協会や大学等と連携し、セミナーや出前講座の開催、食べきりキャンペーン等を実施するなど、食品ロスに関する取組（どさんこ愛食食べきり運動）を展開 	<p>○ 道内各地で様々な主体による食育活動が広がりをみせる一方で、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなど、様々な課題が引き続き存在している。</p> <p>このため、「第4次北海道食育推進計画」に基づき、引き続き、関係機関・団体との情報共有や相互連携の推進、市町村食育推進計画の作成促進、食品ロス対策等、食育の取組を総合的に推進する。</p>
<p>③ 農林水産業・農山漁村に対する理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「北のめぐみ愛食フェア」への支援などを通じて、地産地消や食育など消費者と生産者との結びつきを強化する「愛食運動」を総合的に進め、道民運動としての普及・定着を推進 ● 道産食材を活用したこだわりの料理を提供する道内の外食店や宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」として認定 〔認定店舗数〕336店舗（r2(2020).2末現在） ● 北海道米のブランド力向上と消費拡大を推進するため、北海道米販売拡大委員会が行う北海道米の需要拡大に向けた取組への支援や、北海道米食率向上戦略会議を中心としたプロモーション活動などを実施 ● 道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の取組を推進 ● 小中学校や消費者団体などからの要請に基づき、道職員が小中学校等に出向き、水産業や漁村に関する出前授業を実施 H28: 65件、3,376名 H29: 68件、3,058名 H30: 85件、3,084名 R1: 86件、3,522名 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

C 人々が互いに尊重しあう社会づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 人権に関する教育や啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や市町村等と連携し、北海道全域への人権尊重意識の普及に効果的な様々な事業を人権啓発ネットワーク協議会と連携して実施 〔スポーツ組織と連携した人権啓発等〕 H28: 延べ29事業 H29: 延べ25事業 H30: 延べ24事業 〔市町村への委託事業〕 H28: 16市町村で延べ62事業 H29: 16市町村で延べ62事業 H30: 16市町村で延べ60事業 	<p>○ 女性に対する暴力や児童虐待、いじめ問題など様々な人権課題に対する社会的な関心が高まっていることから、人権の尊重についての正しい理解や人権意識向上を進めるための取組を展開する必要がある。</p> <p>このため、道民一人ひとりが人権に関する知識を確実に身に付け、人権問題を自分の身近な問題としてとらえる感性や人権の配慮が自らの態度や行動に現れるような人権意識を育むことができるよう、家庭、学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する。</p>
② アイヌの人たちの生活向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内に居住するアイヌの子弟で、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学に要する経費を補助又は貸付 H28: 高校309人、専修学校等42人、大学123人 H29: 高校313人、専修学校等30人、大学115人 H30: 高校278人、専修学校等38人、大学94人 ● アイヌの人たちが使いやすい生活館の環境づくりや運営の促進のため、市町村が行う生活館の整備及び運営に要する経費を補助 H28: 整備補助 1施設、運営補助 25市町村 H29: 整備補助 1施設、運営補助 25市町村 H30: 運営補助 25市町村 ● 中小企業を営むアイヌの人たちを対象とした相談・指導の実施に要する経費を補助 H28: 巡回指導 1市 3町17件、窓口指導27件、経営講習会 2回 H29: 巡回指導 3町 6件、窓口指導16件、経営講習会 2回 H30: 個別指導 1市 2件、経営講習会 2回 ● 平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までアイヌ協会補助金により、北海道アイヌ協会が行うアイヌプロダクツ（アイヌの伝統工芸と現代的デザインを融合する新たなブランド商品の開発）に要する経費等の補助を実施 	<p>○ アイヌの人たちの教育や生活などにおいて、なお道民一般との格差が見られる。</p> <p>このため、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上に向け、教育の充実、産業の振興など、生活向上の取組を推進する。</p>

(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立

A 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 地域防災体制の強化や住民の防災意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28(2016)年の大雨等検証委員会の提言を踏まえ、指定避難所が未指定である市町村を対象に、市町村長と直接、防災対策に取り組むに当たっての問題点などについての意見交換を行う防災ミーティングを実施 (H29: 48市町村) ● 平成30(2018)年の胆振東部地震や令和元年の台風19号による記録的な大雨などを踏まえ、市町村の防災対策の総点検を実施し、早期の対策が必要と判断される市町村を中心に、市町村長等を訪問し、相談や助言等を行う地域防災ミーティングを実施 (R1: 42市町村) ● 小中学校の児童・生徒向けに防災教育「1日防災学校」を実施 H30: 33市町村、43学校 R1: 54市町村、77学校 ● 防災教育の推進に向け、個人、企業、関係団体、行政機関、大学・研究機関、ボランティア、NPO等から成るほっかいどう防災教育協働ネットワークを運営 (h26.6設置、h31.3末現在登録数: 104機関) するとともに、その枠組みを活用した協働プロジェクトを実施 (北海D o 防災かるたの作成、ほっかいどう防災ひろばinチ・カ・ホの開催等) ● 防災教育に関するイベントや取組について、道広報誌への掲載、コミュニティFMやNHKラジオなどの防災コーナーにおける放送、道の防災教育ポータルサイト、Facebook等を活用した情報発信を実施 〔道の防災教育ポータルサイトへの掲載〕 H28: 15件 H29: 11件 H30: 6件 R1: 8件 〔フェイスブック〕 H28: 64件 H29: 68件 H30: 60件 R1: 38件 ● 避難所運営ゲーム北海道版 (D o はぐ) の道民への貸出 〔貸出実績〕 H28: 168回 H29: 155回 H30: 143回 R1: 117件 ● 市町村職員等を対象としたD o はぐ講師養成研修会の開催 (14振興局) ● 防災教育アドバイザー制度の実施による市町村等への防災取組を支援 H28: 13回、H29: 14回、H30: 25回 R1: 20回 ● 防災パネル展の実施 (毎年7月頃) ● 北海道防災総合訓練の実施 H28: 1回 (2振興局2町村) H29: 2回 (1振興局1市・1振興局3市) H30: 1回 (6振興局16市町村) R1: 3回 (5振興局20市町村) ● 平成30年胆振東部地震の経験を踏まえ、道、関係機関、市町村が連携し、支援物資を効率的に輸送するための体制構築に向けた物資輸送訓練や実践的な避難所運営訓練を実施 (r1.5、r1.10) するとともに、本庁及び各振興局において災害対策本部 (地方本部) 運営訓練を実施 (h30.4、r1.6) ● 胆振東部地震シンポジウムを実施 (r1.5) するなど、災害教訓について伝承するとともに過去の災害についてのデータをHPで公表 ● 将来の防災リーダー育成のため「『世界津波の日』2019高校生サミットin北海道」を開催 (r1.9、国内外から約400名の高校生が参加) 	<p>○ 災害から命を守るための「自助」や「共助」の意識醸成の一層の推進を図る必要がある。</p> <p>このため、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどから成る「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」の枠組みを活用し、防災教育の浸透を図る。</p>

(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立

A 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 地域防災体制の強化や住民の防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災教育啓発資料「学んD E 防災」を小・中・高等学校の各1年生に配付し、学校における活用を促進 ● 児童生徒に対する安全指導を充実するため、教職員、市町村職員等を対象とする北海道防災教育研究フォーラムを開催するとともに、ホームページに実践事例集を掲載〔フォーラム参加者数〕H28: 60名 H29: 62名 H30: 40名 ● 学校安全計画や危機管理マニュアルの策定や見直しを行う学校への指導・助言を実施 ● 災害対処能力を強化するため、警察本部の主催による市町村との合同災害警備訓練を実施（H29(2017)は夕張市、R1(2019)は日高町との合同訓練） ● 警察に災害情報を提供することの協力を得られる地域住民等を災害モニターとして委嘱し、災害情報の収集体制を強化〔委嘱数〕430人（h31.4 現在） 	<p>○ 学校における防災教育を推進するため、全ての学校における防災教育のカリキュラム・マネジメント*の確立を促進する。</p>
② 災害時避難に支援が必要な方々の避難誘導の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 国のガイドライン改正に併せ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを実施（h29.8） ● 水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に係る「避難勧告等の発令基準マニュアルの作成例」を改定し市町村に提供（h29.8） ● 民間企業等と「災害時における帰宅者支援に関する協定」の締結を促進〔協定締結企業等数〕171団体（h31.3末現在） ● 福祉避難所の確保に向けた市町村の取組を支援するため、市町村を個別訪問し、意見交換等を実施〔福祉避難所確保市町村数〕H30: 178市町村 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
③ 地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村政策情報誌に、自主防災組織づくりへの支援や防災リーダーの育成といった「共助」の取組に関する記事を掲載し、自主防災組織の結成を促進 ● 地域防災マスター認定研修会を実施〔マスター認定者数〕H28: 2,212人 H29: 2,880人 H30: 2,978人 R1: 1,739人 ● 地域防災マスターのスキルアップ及びマスター相互・マスターと消防団との連携を促進するため、地域防災マスターフォローアップ研修を実施するとともに、地域防災ミーティングを開催〔地域防災マスターフォローアップ研修〕H28: 2回 H29: 3回 R1: 2回 ● 各種会議等の場を活用し、自主防災組織の結成や各種補助金の活用を促進 	<p>○ 住民が主体となった「共助」の体制構築に資するため、地域防災マスターの活動機会の拡大を図る必要がある。 このため、フォローアップ研修会や防災訓練のほか、防災教育等への参加を促すとともに、市町村や自主防災組織等と連携した防災活動に一層取り組めるよう道から市町村に働きかけを行うなど、地域防災マスターの効果的な活用に努める。</p> <p>○ 自主防災組織の活動カバー率が低い市町村に、地域の現状などに関するヒアリング等を行うことにより、実情の把握に努め、カバー率の向上に向けた取組を進める。</p>

(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立

B 災害に強い地域づくりの推進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 災害の態様に応じた警戒避難態勢の整備・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地震防災対策における減災目標設定に関するワーキンググループ」（「減災WG」）、「北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会」を開催し、全道の地震被害想定を検証〔減災WG開催回数〕H28: 1回 H29: 2回 〔北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会開催回数〕H28: 1回 H29: 1回 H30: 1回 R1: 1回 ● 市町村における地震・津波災害対策の取組を支援するため、要望のあった市町村に減災WGの委員を専門家として派遣して助言（H28: 5市町村 H29: 6市町村 H30: 1町） ● 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況を把握するとともに、指定に関する課題把握や助言を実施 ● 各火山防災協議会の課題等の共有の場として、火山防災協議会等連絡会を開催（年1回、必要に応じて都度開催） ● 国が示すガイドラインの改正に併せ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを実施（h29.8） ● 水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に係る「避難勧告等の発令基準マニュアルの作成例」を改定し市町村に提供（h29.8） ● 胆振東部地震の経験を踏まえ、道、関係機関、市町村が連携し、支援物資を効率的に輸送するための体制構築に向けた物資輸送訓練及び実践的な避難所運営訓練を実施 ● 防災拠点等の必要な情報の入力概ね完了した「防災共通地図」の訓練等の場での運用を通じ、効果的な運用要領の構築を推進 ● 噴火による被害の軽減や防災対策を目的とした、道内9つの常時観測火山ハザードマップの作成を完了（大雪山 h30.11） ● 振興局における備蓄整備方針の策定を促進 ● 各種会議や振興局と市町村との防災合同研修の機会を活用し、市町村に備蓄の必要性を周知 ● 地域づくり総合交付金を活用し、市町村が行う備蓄品の整備に対する支援を実施 ● 防災教育イベントやホームページを通じて、道民の自発的な備蓄に関する啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における住民避難対応に係る取組の強化が必要である。このため、国のガイドラインの改正に併せて、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に係る「避難勧告等の発令基準マニュアルの作成例」を改定し、市町村に提供すること等により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを促す。 ○ 市町村に対して、平成27年に改正された水防法に基づく、想定しうる最大規模の洪水に対応したハザードマップのほか、津波ハザードマップや、水害対応タイムラインの作成の働きかけを行う。 ○ 道内9つの常時観測火山のうち、3つの火山では避難計画が未策定となっていることから、関係機関と連携し、策定を促す。 ○ 胆振東部地震災害検証委員会の提言等を踏まえ、災害用物資の備蓄の充実を図る必要がある。このため、14振興局ごとの備蓄方針を策定し、各市町村の備蓄・調達体制を強化する。 ○ 国の津波断層モデルが示されていないため、一部地域では津波の被害想定が未策定となっている。このため、津波断層モデルの早期作成を国に引き続き要請する。 ○ 胆振東部地震検証委員会の提言等を踏まえ、あらかじめ受援体制を確立する必要がある。このため、道で作成している「北海道災害時応援協定マニュアル」等を踏まえた市町村向けの手引きを作成し、市町村に対して受援計画の策定を促す。

(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立

B 災害に強い地域づくりの推進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道のホームページでの多言語（英、中、韓、露）による情報提供を実施 ● SNSによる災害情報の発信を実施 ● 「観光客緊急サポートステーション」の体制を整備し、外国人観光客からの相談等に対応 	<p>○ 外国人を含む観光客に対する災害情報伝達の充実、避難誘導體制の更なる強化が必要である。</p> <p>このため、防災マンガ（英語版）の作成、多言語による防災メールの配信を検討する。</p>
③ 原子力防災対策の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道原子力防災訓練の実施 H28: 2回、394機関参加 H29: 1回、386機関参加 H30: 2回、465機関参加 R1: 2回、389機関参加 ● 国の指針や原子力防災訓練などを踏まえ、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）を修正（h28.5、h29.5、h30.5、r1.5） ● 防災業務関係者を対象に、原子力防災研修基礎研修を実施 H28: 2回 H29: 3回 H30: 3回 R1: 3回 ● バス事業者を対象に原子力防災に係る出前研修を実施 H30: 1回 R1: 9回 ● 後志総合振興局管内の住民を対象に、地域学習会を開催するとともに広報誌を配布〔地域学習会〕 H28: 2回 H29: 3回 H30: 8回 R1: 13回 	<p>○ より実行性のある原子力防災体制の構築に向け、原子力防災計画の点検・見直しや防災訓練の実施、防災資機材の整備などに取り組む必要がある。</p> <p>このため、様々な事態を想定した原子力防災訓練の継続的な実施や防災資機材の整備、住民広報に努めるなど、原子力防災対策の充実・強化を図る。</p>

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

A 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 住宅や多数の方が利用する建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震防災対策に関する普及啓発を図るため、開催市町との共催でセミナーを実施 H28: 14か所 H29: 1か所 H30: 6か所 R1: 4か所 ● 戸建て木造住宅の無料耐震診断を実施 H28: 45戸 H29: 25戸 H30: 129戸 ● 戸建て木造住宅の耐震改修に要する費用を補助する市町村に対する補助を実施 H28: 3件 H29: 5件 H30: 11件 ● 耐震診断が義務化された民間大規模建築物や防災拠点建築物の耐震改修に要する費用を補助する市町村に対する補助を実施 H28: 設計3市町9件、改修3市町8件 H29: 設計4市町5件、改修5市町7件 H30: 設計5市町8件、改修6市町10件 ● 耐震診断が義務化された民間大規模建築物や防災拠点建築物の耐震改修等のための補助制度が整備されていない市町村に対して、制度創設の働きかけを実施（12市町（H27からH30までの累計）） ● 公立小・中学校等における耐震化の一層の促進に向け、市町村を直接訪問しての要請や、市町村の担当者を対象とする研修会等において働きかけを実施 	<p>○ 耐震診断が義務化されている民間大規模建築物や防災拠点建築物の所有者が耐震改修を実施する場合で、市町村がそれに要する費用を補助するとき、道では当該市町村を支援する制度を設けているが、支援制度を設けていない市町村がある。</p> <p>このため、市町村における支援制度の創設を促すなどして、住宅・建築物の耐震化を促進する。</p>
② 緊急輸送道路・避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難路の耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震補強を実施（宇津々橋（和訓辺渚滑停車場線（紋別市））など） ● 緊急輸送道路における車道拡幅や線形改良を実施（江差木古内線（上ノ国町）など） 	<p>○ 引き続き避難路の耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路については、平成28(2016)年に発生した熊本地震を踏まえた橋梁の耐震化の方針が国から示されたことから、新たな対策を講じる必要がある。</p>
③ 暴風雪時における道路管理体制の強化、適切な除雪体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風雪による特殊通行規制について住民への事前周知措置を実施するとともに、優先確保ルートの設定・運用の試行を実施 ● 適切な除排雪や凍結防止剤等の散布などを実施するとともに、除雪機械の計画的な更新・増強を実施 〔H30 除雪計画延長（車道）〕 10,362 km 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

A 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 各種災害に対応したハザードマップや避難計画の策定	<p>[一部再掲1(6)B①]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震防災対策における減災目標設定に関するワーキンググループ」(「減災WG」)、「北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会」を開催し、全道の地震被害想定を検証〔減災WG開催回数〕H28:1回 H29:2回 〔北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会開催回数〕H28:1回 H29:1回 H30:1回 R1:1回 ● 市町村における地震・津波災害対策の取組を支援するため、要望のあった市町村に減災WGの委員を専門家として派遣して助言(H28:5市町村 H29:6市町村 H30:1町) ● 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況を把握するとともに、未実施市町村への訪問等による課題把握や助言を実施 ● 各火山防災協議会の課題等の共有の場として、火山防災協議会等連絡会を開催(年1回、必要に応じて都度開催) ● 国が示すガイドラインの改正に併せ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを実施(h29.8) ● 水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に係る「避難勧告等の発令基準マニュアルの作成例」を改定し市町村に提供(h29.8) ● 胆振東部地震の経験を踏まえ、道、関係機関、市町村が連携し、支援物資を効率的に輸送するための体制構築に向けた物資輸送訓練及び実践的な避難所運営訓練を実施 ● 防災拠点等の必要な情報の入力概ね完了した「防災共通地図」の訓練等の場での運用を通じ、効果的な運用要領の構築を推進 ● 噴火による被害の軽減や防災対策を目的とした、道内9つの常時観測火山ハザードマップの作成を完了(大雪山 h30.11) 	<p>[一部再掲1(6)B①]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における住民避難対応に係る取組の強化が必要である。このため、国のガイドラインの改正に併せて、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に係る「避難勧告等の発令基準マニュアルの作成例」を改定し、市町村に提供すること等により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを促す。 ○ 市町村に対して、平成27年に改正された水防法に基づく、想定しうる最大規模の洪水に対応したハザードマップのほか、津波ハザードマップや、水害対応タイムラインの作成の働きかけを行う。 ○ 道内9つの常時観測火山のうち、3つの火山では避難計画が未策定となっていることから、関係機関と連携し、策定を促す。
⑤ 指定緊急避難場所や指定避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況の実態把握に努めるとともに、市町村への訪問や振興局と市町村との防災合同研修を通じて、指定に関する課題把握や助言を実施 〔平成30(2018)年度に、全ての市町村において災害の種類や地域の状況に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所が指定された。〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き取組を推進する。
⑥ 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道防災総合訓練の実施〔再掲1(6)A①〕 H28:1回(2振興局2町村) H29:2回(1振興局1市・1振興局3市) H30:1回(6振興局16市町村) R1:3回(5振興局20市町村) ● 平成30年胆振東部地震の経験を踏まえ、道、関係機関、市町村が連携し、支援物資を効率的に輸送するための体制構築に向けた物資輸送訓練や実践的な避難所運営訓練を実施(r1.5、r1.10)するとともに、本庁及び各振興局において災害対策本部(地方本部)運営訓練を実施(h30.4、r1.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き取組を推進する。

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

A 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑦ 道路施設などの防災対策の計画的な実施と適切な維持管理</p> <p>⑧ 防災上重要な公共施設の適切な維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 落石・法面崩壊等危険箇所における法面对策等（奥尻島線（奥尻町）など）、地吹雪等危険箇所における防雪対策（矢白場札幌線（石狩市）など）、北海道橋梁長寿命化修繕計画及び大型構造物等長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修等（朝里大橋 小樽定山溪線（小樽市）など）を実施 ● 道路防災総点検の結果、防雪対策が必要とされた箇所への、防雪柵や雪崩予防柵などの設置を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たに対策が必要となった箇所等への計画的な施設整備を実施 ● 洪水被害の防止・軽減を図るため、甚大な被害が生じる恐れのある箇所の計画的な整備を重点的に実施（望月寒川（札幌市）など） ● 迅速な避難のための水位情報の提供など、ハード・ソフト両面からの対策を実施（豊栄川（名寄市）、奈井江川（奈井江町）など） ● 治水（洪水調節）、利水（かんがい用水及び水道水の供給）及び流水の正常な機能の維持（河川環境の保全）のため、関連する国及び市町村の利水事業と調整を行いながら、平成30（2018）年度に厚幌ダム（厚真町）の事業を完成 ● 台風などの異常気象による高潮等の越波被害や浸水被害の防止、軽減を図るため、高潮対策事業を実施（飛仁帯海岸（羅臼町）など） ● 大規模地震、津波のリスクに備えた浸水被害防止対策を実施（霧多布海岸（浜中町）など） ● 土砂災害のハード対策を実施（富良野川（上富良野町）など）するとともに、土砂災害から要配慮者利用施設や避難路を保全する施設を整備（音江川（深川市）など） 	<p>○ 集中豪雨や豪雪、地震、津波等の自然災害に対応するため、公共土木施設の総合的な防災対策を推進し、耐災害性を向上させることにより、住民の生命・財産を守り、国土の保全を図るとともに、異常気象時における非常配備体制や関係機関との情報共有など、防災体制を強化する。</p> <p>○ 首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大きな被害が想定される首都圏などから遠距離に位置する北海道は、企業などのリスク分散の受け皿としての役割が期待されることから、北海道強靱化計画の着実な実施を通じて、国全体の強靱化に貢献する。</p>
<p>⑨ 非常用物資供給などに係る関係機関との連携体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道防災総合訓練などを通じて、応援協定を締結している企業などとの連携を強化 ● 災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、北海道災害ボランティアセンターと関係機関等との連携体制の構築や、ボランティア活動をコーディネートする人材の育成等の取組を促進 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
<p>⑩ 被災時の医療体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道災害拠点病院等連絡協議会・北海道DMAT連絡協議会」を開催し、災害拠点病院や団体間のネットワークを強化 H28: 1回 H29: 1回 H30: 1回 ● 北海道DMAT隊員を養成するため、「北海道災害医療従事者研修会」を開催 H28: 26人 H29: 30人 H30: 30人 R1: 30人 ● 北海道DMAT隊員の技能維持を図るため、「北海道ブロックDMAT実動訓練」を実施 H28: 1回 H29: 1回 H30: 北海道胆振東部地震の影響により中止 R1: 1回 	<p>○ 平時から災害対策に関わる関係機関等の連携体制を構築しておくとともに、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要がある。</p> <p>このため、災害医療体制の更なる充実に向け、これまで養成してきた災害医療従事者の量及び質双方の維持・向上に向けた取組を進めるとともに、今後とも、国庫補助事業の適切な活用等を行うなどして災害拠点病院等の体制強化を図る。</p>

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

B 被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 企業の本社機能や生産拠点、データセンターなどの移転・立地	<ul style="list-style-type: none"> ● 本社機能移転や地方へのオフィス展開、データセンターの移転・立地を検討している企業等に対して、立地セミナーを開催 h28.11東京都、h29.2東京都、h29.11東京都、h30.1東京都、h30.11東京都、r1.8東京都 ● 研修機能誘致に係るモデル事業を実施（h29.7～9） ● 企業訪問の実施 H28: 1,321件 H29: 1,274件 H30: 1,151件 	<p>○ 本道は全国を上回るペースで人口減少・少子高齢化が進行し、幅広い分野で人手不足が深刻化しており、企業誘致活動に当たっても課題となっている。</p> <p>このため、冷涼な気候や首都圏等との同時被災リスクの低さといった本道の変わらぬ立地優位性に加え、地域の特徴ある資源や、本道にゆかりのある方の活用による企業誘致を進めるとともに、人材確保の支援を併せて行い、企業誘致と人材確保を一体的に進めていく。</p>
② 再生可能エネルギーの導入拡大	<p>[再掲1(4)A④]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道新エネルギー導入加速化基金を活用した事業を実施（平成29年度から当面5年間で60億円規模、事業内容は下記のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー地産地消の事業化のモデルとなる取組に対し、複数年の支援を実施（H29: 4件 H30: 1件の事業計画を認定（現在4件の事業を継続中）） ・ 非常時にも対応可能なエネルギー自給・地域循環の取組に対し、複数年の支援を実施（R1: 3件の事業計画を認定） ・ 系統制約の生じている地域の新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組への支援を実施（R1: 1件の事業計画を認定） ・ 新エネルギーの設備設計（H29: 3件 H30: 2件 R1: 2件）、設備導入（H29: 3件 H30: 1件 R1: 4件）、地熱井掘削（H29: 1件）への支援を実施 ・ 固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入のために必要な送電線整備への支援を実施（H30: 1件） ・ コーディネーターを派遣し、事業の掘り起こしや収支計画策定などを支援（H30: 12市町村に派遣 R1: 11市町村に派遣） ● 取組の段階に応じた支援を実施（新エネ基金を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施可能性調査への支援を実施（H29: 5件 H30: 5件 R1: 3件） ・ 地熱・温泉熱の利活用に関するアドバイザーを派遣（H29: 4件 H30: 5件 R1: 3件） ・ 発電や熱利用を目的とする地熱井の調査への支援（H29: 1件 H30: 1件） ・ エネルギー地域循環システムの構築に向けた事業に対し支援を実施（H28: 1件）、地熱資源アドバイザーの派遣（H28: 5件） など 	<p>[再掲1(4)A④]</p> <p>○ 新エネ機器の導入や熱導管の設置などイニシャルコストが高く、事業採算性の確保が困難となっている。また、新エネルギーは、従来のエネルギーに比べコストが高いほか、天候などに左右され出力が安定しないため、需給バランスの安定・維持に留意する必要がある。</p> <p>このため、引き続き省エネ・新エネ促進行動計画（令和2(2020)年度まで）に基づき、エネルギーの地産地消やエネルギー関連の実証・開発プロジェクトの集積、送電インフラ等の基盤整備を柱に、新エネルギーの開発・導入の促進に取り組んでいく（行動計画は令和3(2021)年度改正予定）。</p>

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

B 被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② 再生可能エネルギーの導入拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」により、各市町村等の再生可能エネルギーの導入等によるエネルギーの地産地消を支援・促進 〔利用実績〕 H28: 8件（2市5町1団体） H29: 8件（3市3町1村1団体） H30: 8件（1市6町1村） R1(12月末時点): 8件（3市3町1村1団体） 水資源の有効活用と市町村等への普及啓発を目的としたモデル事業として、未利用エネルギーである堰からの河川維持流量を活用し、最大出力20kWの小水力発電所「沼の沢取水堰発電所」を稼働（H29着工、H30完成） 	
<p>③ 送電網や情報通信インフラの整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「北本連系設備の増強や新エネルギーの導入拡大のための電力基盤の増強と支援制度の拡充」について、国に対し提案・要望を実施（H28～R1） 〔・北本連系設備について、既存の電源開発所有の60万kWに加えて、北海道電力により30万kW増強（h31.3運転開始） ・国等において、令和元年5月に更なる増強についての方針（青函トンネルを活用し更に30万kW増強、費用は全国で負担）が示された。〕 固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入のために必要な送電線整備への支援を実施（H30: 1件）〔再掲 1(4)A④、1(7)B②〕 胆振東部地震の経験を踏まえ、災害に強い通信基盤の確立に向けて必要な支援・対策を講じることについて、国に対し要望を実施 〔・国において、携帯電話基地局に関する緊急点検を実施するとともに、的確かつ迅速な初動対応に向けた通信事業者との連携体制の構築や、通信事業者に対する車載型携帯電話基地局等の増設の働きかけを実施〕 携帯電話不感地域解消に向けて携帯電話事業者への働きかけを実施 〔実施実績〕 H29: 1回 H30: 1回 R1: 1回 携帯電話基地局整備に係る過疎債等の償還金を補助 〔実績〕 H28: 6町村 H29: 6町村 H30: 6町村 R1: 6町村 北海道総合行政ネットワーク（防災回線）の更新、整備を推進 <ul style="list-style-type: none"> 電話交換機設備更新（H25～30） マイクロ無線設備更新(H28実施設計、H29～R3工事) 衛星無線設備更新（H30実施設計、R1～2工事） 北海道総合行政ネットワーク（防災回線）について、障害を未然に防止するための点検を実施するとともに、障害時に迅速な修繕等を実施することより、情報通信を確保 〔点検〕 毎日: 日常点検、毎月: 定期点検、毎年: 精密点検・一般点検 	<p>○ 系統制約により畜産バイオマス*や地熱など地域資源を有効活用した新エネルギー発電設備が新たに系統に接続できない状況のため、導入計画が頓挫・中断する事案が発生している。 このため、引き続き国に対し、FIT認定済みで未稼働となっている案件の見直しにより送電線の空き容量を確保することや、送電線インフラの強化促進に向けた仕組みの整備、新エネルギーの導入拡大のための支援制度の拡充などについて働きかけを行っていく。</p> <p>○ 北本連系設備は、h31.3に30万kW増強（計90万kW）され、その後、電力広域的推進機関の小委員会において再増強の一定の結論を打ち出した（r1.5）ものの、他の地域間連系線に比べ小容量である上、本道は電力系統の規模が小さく、道央地域を除く多くの地域で送電の空き容量がないため、風力をはじめとする本道の新エネルギーのポテンシャルを国全体で活かすことが難しい。 このため、国に対し、北本連系設備の更なる増強を引き続き働きかけていく。</p>

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

B 被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 食料供給体制を維持するための生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● ほ場の大区画化や排水改良等の生産基盤の整備、ため池の耐震化等の農業水利施設の防災・減災に資する整備、既存ストックの長寿命化対策に資する整備を実施 ● 市町村等に対し、農業水利施設や農道橋等の機能保全計画の策定に向けた啓発、防災重点ため池のハザードマップの作成支援等を実施 	<p>○ 大規模自然災害が頻発・激甚化する中でも食料供給機能が維持できるよう、農地や農業水利施設が的確に機能を発揮できる基盤づくりが重要である。</p> <p>このため、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備や長寿命化対策を引き続き推進する。</p>
⑤ 災害時における食料やエネルギーの備蓄・供給	<ul style="list-style-type: none"> ● 振興局における備蓄整備方針の策定を促進 [再掲1(6)B①] ● 各種会議や振興局と市町村との防災合同研修の機会を活用し、市町村に備蓄の必要性を周知 [再掲1(6)B①] ● 地域づくり総合交付金を活用し、市町村が行う備蓄品の整備に対する支援を実施 [再掲1(6)B①] ● 防災教育イベントやホームページを通じて、道民の自発的な備蓄に関する啓発を実施 [再掲1(6)B①] ● 国や北電に対し、電力の安定供給に万全を期すよう要請 ● サービスステーション（SS）過疎地における石油製品の安定供給等の確保に向けて、国に支援の拡充を要請 ● 製油所や油槽所など、石油供給インフラにおける非常用発電機等の導入支援を要請 ● 災害時に優先的に燃料供給を行うべき重要施設リストを作成し、石油関係団体と共有するとともに、燃料供給要請ルートを整備・周知 ● 災害時の広域的な給油体制を構築するため、サービスステーション（SS）が行う自家発電設備の整備に対する支援を実施（R1） 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p> <p>○ 道内における電力の安定供給やエネルギーインフラの増強に引き続き取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このため、電力の安定供給、SS過疎地における石油製品の安定供給、製油所や油槽所などの石油供給インフラにおける非常用発電機等の導入支援などについて、国や関係機関に引き続き要請していく。</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① スマート農業の普及をはじめとした技術の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ● スマート農業*に係る情報共有を目的とする幅広い関係者で構成する「北海道スマート農業推進協議体」を設置（r1.8末時点参加者数: 201） ● 北海道立農業大学校において、スマート農業に関する研修やセミナー等を実施〔ICT農作業機実践研修〕H28: 35名 H29: 70名 H30: 21名受講 R1: 25名受講〔高校生スマート農業実践講座〕H30: 13名 R1: 32名受講〔スマート農業技術現地実演会〕H28: 約500名来場〔北海道スマート農業フェア〕 H28: 約5,000名来場〔北海道スマート農業セミナー〕H29: 約370名 H30: 約390名来場 	<p>○ 先端技術の生産現場への導入には、急速に進歩する技術や機械等の情報収集と発信、個々の経営状況に応じた導入を先導する人材の育成などが必要である。</p> <p>このため、引き続き、技術発展の著しいロボット・AI*・IoT*等の先端技術を活用したスマート農業の円滑な導入に向けた取組を推進する。</p>
② 生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 水田地帯においては、経営体の育成を図りながら、ほ場の大区画化や用排水施設、暗渠排水等の生産基盤の整備を一体的に実施 ● 畑地帯においては、排水改良による湿害対策や客土による土づくり等を総合的に実施 ● 酪農地帯においては、草地整備改良など飼料生産基盤の整備や飼料調製貯蔵施設等の関連施設の整備を実施 	<p>○ 安全・安心で高品質な農産物を安定的に供給していくため、生産性向上や生産コストを低減する農業生産基盤整備の計画的な推進が必要である。また、近年、大規模自然災害が頻発する中、ほ場の排水性強化など災害に強い生産基盤の構築が必要である。</p> <p>このため、引き続き、ほ場の大区画化や排水性強化のための整備、土層改良、自給飼料増産に向けた草地の整備改良等を計画的かつ着実に推進する。</p>
③ 女性農業者が活躍できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性農業者の経営参画合意形成促進に向けたモデル地区の取組への支援（H28(2016): 2地区）や女性農業経営者スキルアップ研修（H28(2016): 3回）を実施 ● 若手女性の就農等に向けた農業高校等出前授業等を開催（H28(2016): 24回） ● 新たなグループの設立など女性の活躍推進に向けた取組を実施 H29: 7地区 H30: 5地区 R1: 6地区 ● 女性の活躍推進・環境整備に向けた検討会議を開催（H29: 3回 H30: 1回 R1: 1回）したほか、女性が活躍するための環境づくりの取組を実施（H29: 5地区 H30: 5地区 R1: 6地区） 	<p>○ 担い手の高齢化により、新規就農者数が全体として逓減傾向にある中、農業法人や地域営農支援システムが担う役割は一層重要となっており、また、女性の農業経営への積極的な参画を促進していくことが必要である。</p> <p>このため、引き続き、法人化と法人組織体の経営安定・発展を推進するとともに、本道の大宗を占める家族経営体を支える地域営農支援システムの整備を推進する。また、女性農業者が働きやすく、活動しやすい環境づくりや、女性同士のネットワーク強化やグループ活動の活性化に向けた取組を推進する。</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 新規就農者や農業後継者の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道農業担い手育成センターにおいて、就農相談会を開催 H28: 56回 H29: 58回 H30: 53回 R1: 26回 ● 北海道立農業大学校において、実践的研修教育を実施 (2課程1コース、H28:延べ140名 H29:延べ158名 H30:延べ135名 R1:延べ145名) ● 農業高校等出前授業や現地研修会 (H29: 19校 H30: 21校 R1: 27校)、農業法人見学・体験等 (H30(2018): 3回)、農林漁業セミナー及び就業相談会 (H29: 2回 H30: 4回 R1: 7回) を実施 ● 地域における農業研修生の受入体制づくりと受入指導農家の資質向上の取組への支援 (H28(2016): 6市町) や農業研修生の就農先を広域で確保するための体制づくりに向けた取組 (H28(2016): 4地区) を実施 ● 担い手の経営継承を支援するため、専門家による相談・助言・指導活動を実施 (H28: 41回 H29: 40回) するとともにセミナーを開催 (H28: 6回 H29: 5回) 	<p>○ 担い手の高齢化により、新規就農者数が全体として逡減傾向にある中、農業法人や地域営農支援システムが担う役割は一層重要となっており、また、女性の農業経営への積極的な参画を促進していくことが必要である。</p> <p>このため、引き続き、法人化と法人組織体の経営安定・発展を推進するとともに、本道の大宗を占める家族経営体を支える地域営農支援システムの整備を推進する。また、女性農業者が働きやすく、活動しやすい環境づくりや、女性同士のネットワーク強化やグループ活動の活性化に向けた取組を推進する。〔再掲③〕</p> <p>○ 他産業の雇用改善、農家戸数の減少や少子化により、新規就農者数の8割を占める農家子弟の就農者数が減少傾向にある。</p> <p>このため、農業の魅力を発信し若者の就農意欲を喚起するとともに、農業分野への人材確保の取組や、市町村・地域の関係機関等との密接な連携の下、就農希望者の円滑な就農に向けた取組を一層推進する。</p>
⑤ 農業法人の育成や家族経営体を支える地域営農支援システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道農業法人化等支援協議会」を設立し、関係機関や専門家による指導・助言体制を整備 ● 相談窓口「企業連携・農業法人化サポートデスク」を設置 〔相談件数〕H28: 174件 H29: 106件 H30: 101件 R1: 36件 ● 農業法人等スキルアップ現地指導研修会を開催 H28: 26か所延べ1,513名参加 H29: 24か所延べ1,754名参加 H30: 23か所延べ1,405名参加 R1: 23か所延べ1,328名参加 ● 民間企業との連携に向けた普及啓発活動や企業訪問を実施したほか、民間企業との連携に向けた事業支援・指導・マッチングを実施 H28: 6社13件 H29: 6社22件 H30: 2社5件 ● 強い農業づくり事業（地域営農支援システムの整備、産地競争力の強化）を実施 H28: 9地区 H29: 8地区 H30: 6地区 R1: 9地区 	<p>○ 担い手の高齢化により、新規就農者数が全体として逡減傾向にある中、農業法人や地域営農支援システムが担う役割は一層重要となっており、また、女性の農業経営への積極的な参画を促進していくことが必要である。</p> <p>このため、引き続き、法人化と法人組織体の経営安定・発展を推進するとともに、本道の大宗を占める家族経営体を支える地域営農支援システムの整備を推進する。また、女性農業者が働きやすく、活動しやすい環境づくりや、女性同士のネットワーク強化やグループ活動の活性化に向けた取組を推進する。〔再掲③④〕</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑥ 需要に応じた農産物の生産拡大と新たな需要創出の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種研修会等を通じ、主食用や酒造用、飼料用等の多様なニーズに対応した米の生産や、低コスト・省力化技術の普及を推進 ● 輸入小麦から道産小麦への利用転換を進めるため、需要の拡大が見込まれるパン・中華めん用品種の栽培技術検討会を開催 ● 低コストで省力的なてん菜の持続的生産体制の確立や糖量の多い耐病性品種の導入を推進するとともに、てん菜をめぐる情報提供活動を実施 ● 実需者ニーズに対応した作付による馬鈴しょの加工食品用への供給の拡大とともに、各種用途に適した耐病虫性品種の育成・普及を推進 ● 加工・業務用野菜の生産・流通等の体系構築や新規野菜の導入検討、生産性の高い高度な施設園芸の一大産地化に向けた普及啓発活動等、野菜価格が著しく低下した場合の生産者への補給金交付などの取組を実施 ● 醸造用ぶどうの生産拡大に向けた関係者連携会議による意見交換や苗木の安定確保に向けた接ぎ木苗の生産・栽培工程に関するデータ収集、地域や生産者間にみられる単収格差の要因分析調査などを実施 ● 産地パワーアップ計画に基づき、地域が一丸となった産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援（H28: 65協議会125事業 H29: 34協議会57事業 H30: 24協議会39事業 R1: 32協議会79事業） ● 薬用作物の生産拡大を図るため、産地化を目指す地域に対して支援するとともに、セミナー等の開催や、新規作物としての導入に向けた手引きや事例集の配布など、薬用作物に係る情報提供を実施 ● 主要農作物等の種子の安定供給を図るため、「主要農作物等の種子の生産に関する条例」を制定 ● 畜産クラスター計画に基づく地域の中心的な経営体が行う施設整備等を支援 H28: 43協議会83事業 H29: 33協議会65事業 H30: 28協議会67事業 R1: 22協議会50事業 ● 優良道産種雄牛を活用した繁殖雌牛群の強化、和牛改良組合等の活動強化、北海道らしい自給飼料を活用した和牛生産の拡大を支援 ● 搾乳・給餌作業を代替する酪農ヘルパーが酪農経営全般の技術を習得して高齢酪農家等の経営を支援する「酪農経営ヘルパー」の育成を推進 ● 北海道に適した放牧技術の普及など、本道の豊かな自給飼料基盤に立脚した酪農を確立するための取組を実施 ● 道産チーズの品質・衛生管理の向上を図るため、専門家による講習や道産チーズへの理解を深めるための市民及びチーズ工房同士の交流を実施 ● 道産牛肉（乳用種）の販売力強化のため、ブランド化対策や消費拡大対策とともに、関係団体と生産者が連携したイベントへの支援等を実施 ● 豚肉の生産出荷動向の予測を実施するほか、生産者団体が実施する研修会や消費拡大イベントの開催などを支援 ● 地域活性化の動きに対応し、地域の中核となるめん羊生産者の育成を図るため、生産者団体が実施する研究会や協議会の開催などを支援 ● 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の海外悪性伝染病の発生防止を推進するとともに、発生時のまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、要綱・マニュアルの整備や防疫計画の立案等を実施 	<p>○ 農家戸数の減少や担い手の高齢化の進行、経済のグローバル化の進展など、本道農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、食料自給率の向上や農業所得の維持・向上、地域資源の適切な保管理を図ることが必要である。</p> <p>このため、多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産を引き続き推進する。</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑦ 農畜産物や食品の輸出促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道と農業団体等で構成する「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」による海外マーケット調査やプロモーションを実施 ● 道産農畜産物等の輸出先国での市場の拡大等のため、重点品目ごとの課題等に踏まえた戦略的なプロモーション等を実施 	<p>○ 農産品の輸出品目や輸出先国の多様化に対応するため、生産者団体など一体となった取組が不可欠である。 このため、輸出先国のニーズに対応する生産を行う産地を育成するとともに、周年供給など安定的な輸出体制の構築を推進する。</p>
⑧ 環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道クリーン農業推進協議会」が実施するYES!clean表示制度*の普及啓発や夏休み中の親子を対象とした生きもの調査等の開催を通じた消費者への理解促進等の活動を支援 ● 消費者等への出前講座によるYES!clean表示制度の普及啓発とともに、クリーン農業イメージキャラクターやガイドブック・DVDを積極的に活用したPR活動、食品加工における需要の拡大等の取組を実施 ● 北海道立総合研究機構農業研究本部と連携し、だいこん等4作物を対象とした高度なクリーン農業技術に係る試験研究を実施 ● 北海道の有機農業の一層の拡大を図るため「第3期北海道有機農業推進計画」を策定(h29(2017).3) ● 北海道立総合研究機構農業研究本部と連携した有機農業技術の開発・普及や有機農業経営に係る実践的な情報の整理・提供を実施 ● 有機農業を移住・定住施策に活かそうとする地域との連携や販路確保のためのマッチング促進の取組を実施 	<p>○ 消費者の食の安全・安心や地球環境問題への関心が高まる中、環境と調和した持続可能な生産活動を展開していくことが必要である。 このため、有機農業への参入促進及び経営安定や、YES!clean農産物・有機農産物の生産・消費両面の取組を推進する。また、耕畜連携の強化や良質な堆肥等の生産、適切な施肥管理、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用を一層推進する。</p>
⑨ 地域資源を活かした6次産業化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営し、農林漁業者等からの相談対応や6次産業化プランナーの派遣等を実施するとともに、6次産業化に取り組む人材育成のための研修を開催 ● 「北海道6次産業化・地産地消推進協議会」を開催し、関係者との連携強化を図ったほか、地域の市町村関係者による推進会議の開催や市町村戦略の策定などを支援 ● 6次産業化・地産地消法の認定事業者等による農産物の加工・販売用施設の整備を支援 H28: 2事業者 H29: 2事業者 H30: 7事業者 R1: 4事業者 	<p>○ 農家戸数の減少や労働力不足などにより6次産業化に取り組む事業者は横ばいで推移する中、取組事業者には経営の黒字化未達成者が多数存在している。 このため、新たに6次産業化に取り組む事業者の拡大に向けた取組とともに、取組事業者の経営改善に向けたフォローアップを強化する。</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑩ 地域農業者をはじめとしたコミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農村の多様な資源を調査し、住民が農村の価値や魅力を再確認する機運の醸成や、農村の将来構想づくりの支援（H28: 6地区 H29: 5地区 H30: 6地区 R1: 3地区）を実施するとともに、地域住民活動を推進する「北海道ふるさと・水と土指導員」を委嘱（H28: 57名 H29: 59名 H30: 58名 R1: 57名） 	<p>○ 都市部に比べ一層人口減少が進む農村では、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産力やコミュニティ機能の低下が懸念される。</p> <p>このため、引き続き、地域資源を適切に保全管理するための共同活動や、地域資源を活用して地域住民が主体性を持って取り組む多様な住民活動への支援、農業生産基盤、農村生活環境基盤等のハード面の整備を推進する。</p>
⑪ 都市農村交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本道の農業・農村の姿やその役割について広く道民の理解を深めることを目的とする農業・農村情報誌を発行（年2回、20,000部/回） ● 都市住民との交流に意欲的な農場を「ふれあいファーム」として登録し、道のホームページや農業・農村情報誌等で情報提供を実施 〔登録農場数〕864農場（r2(2020).2末時点） ● ファームイン等の開設に係る許認可手続等を整理した「グリーン・ツーリズム関連施設開設の手引き」を改訂し、道のホームページ等で紹介 ● 地域における農山漁村滞在型観光の取組状況や教育旅行の受入実態等に係る調査を実施 ● 道の「農村ツーリズム」の普及に向けたセミナーや勉強会を道内各地域で開催 H29: 17回 H30: 38回 R1: 32回 	<p>○ より多くの道民・国民が、本道農業・農村の魅力を感じ理解を深める機会の拡大や、都市と農村との交流の一層の促進に努めることが必要である。</p> <p>このため、農業・農村に対する理解促進に向けた情報発信力の強化や、地域における農村ツーリズムの取組を推進する。</p>
⑫ バイオマス*等の地域資源の循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進を図るため、家畜排せつ物の管理状況の調査や法令に基づく管理に向けた助言、道及び市町村等による啓発指導等を実施 ● 家畜排せつ物処理施設に係る農家負担の軽減を図るための取組に対する支援を実施 H28: 2,353件 H29: 1,103件 H30: 627件 R1: 195件 	<p>○ 消費者の食の安全・安心や地球環境問題への関心が高まる中、環境と調和した持続可能な生産活動を展開していくことが必要である。</p> <p>このため、有機農業への参入促進及び経営安定や、YES!clean*農産物・有機農産物の生産・消費両面の取組を推進する。また、耕畜連携の強化や良質な堆肥等の生産、適切な施肥管理、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用を一層推進する。〔再掲⑧〕</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑬ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地や水路等の地域資源の適切な保全に取り組む地域の共同活動を支援 H28: 855組織 H29: 853組織 H30: 834組織 R1: 765組織 ● 中山間地域等において農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や農業機械・農作業の共同化等、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 H28:321組織 H29:320組織 H30:320組織 R1:321組織 ● 土地利用型農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施 H28: 12地区 H29: 10地区 H30: 8地区 R1: 8地区 	<p>○ 都市部に比べ一層人口減少が進む農村では、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産力やコミュニティ機能の低下が懸念される。</p> <p>このため、引き続き、地域資源を適切に保全管理するための共同活動や、地域資源を活用して地域住民が主体性を持って取り組む多様な住民活動への支援、農業生産基盤、農村生活環境基盤等のハード面の整備を推進する。[再掲⑩]</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

B 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 適切な資源管理や海域の特性に応じた栽培漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ロシア200海里水域におけるサケ・マス流し網漁業の禁止に伴う代替漁法に係る日ロ政府間協議に職員を派遣するとともに、試験操業結果の分析や課題の検討を行う「検討委員会」に参加し、関係漁業者の意見の把握や今後の方向性に関する国の考え方や方針等についての情報収集を実施 〔試験操業の漁獲割当量〕 H28: 69t H29: 62t H30: 95t R1: 95t ● 増養殖の取組として、施設の改良を目的としたさけ・ます種苗生産施設整備に対して支援するとともに、さけ・ます人工放流計画を策定し、さけ・ます資源の回復や維持安定を推進 〔支援施設数〕 H28: 5か所 H29: 3か所 H30: 2か所 R1: 2か所 ● ナマコ種苗の海中中間育成の技術開発を進めるとともに、マツカワ、ニシンなどの種苗生産・放流による資源造成に向けた取組の支援のほか、道が所有する種苗生産施設の維持・補修などを実施 	<p>○ ロシア200海里水域におけるサケ・マス流し網漁業の禁止に伴う代替漁法については、これまでの試験操業の結果、漁業としての採算性が見込めない状況が続いている。このため、試験操業結果の分析や課題の検討を行う検討委員会における検討状況を注視するとともに、関係者の意見の把握に努め、国と連携しながら今後の対応を検討する。</p> <p>○ 漁業生産が減少する中、栽培漁業については一定の成果が現れていることから、増養殖技術の開発や普及、効率的かつ安定的な種苗生産放流体制づくりを進めることが必要である。このため、水産資源の維持増大を図るため、試験研究機関等と連携し、増養殖技術の開発や普及に努めるとともに、効果的・効率的な種苗生産・放流体制づくりなどを推進することにより、実効性の高い栽培漁業を展開する。</p>
② 密漁取締体制の強化やトドなどの海獣による漁業被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業者等を対象とする操業指導会議において、密漁取締体制についての指導を実施するとともに、水産庁及び海上保安部と連携して取締船による海上での指導・取締りを実施 ● 近年多発する悪質で組織的なナマコの密漁に対し、海上保安部、警察、地元漁業者等と連携しながら海上及び陸上において取締りを実施 ● 地元漁業者などが行う密漁防止活動に使用する機器整備や、密漁防止啓発看板の設置等に要する費用を助成 〔補助事業額〕 H28: 1,245千円 H29: 1,245千円 H30: 1,995千円 ● トド等の海獣類による被害を防止するため、市町村、漁業団体と連携し、猟銃による駆除や追い払いを実施するとともに、魚網の破損を防ぐための高強度魚網（強化網）の試験や導入支援を実施 ● 漁業者ハンターを育成するため、資格取得経費を支援するとともに、漁業者ハンター技術向上等研修会を開催〔資格取得支援〕 H28: 8名 H29: 12名 H30: 3名 〔研修会〕 H30: 稚内市 ● 海獣被害に関する情報共有や被害対策推進に向けた連携を図るため、市町村、関係団体等から成る振興局海獣被害防止対策連絡会議を開催 ● 漁業被害状況や被害防止の取組、研究機関・大学等における海獣類生態研究などについての情報発信を行うため、海獣類パネル展を開催 	<p>○ 海獣類による漁業被害は低下傾向にあるものの、地域別では、海獣の局所的な集中により、被害が増加している地域がある。こうした中、技術を有している熟練ハンターの引退が進むことによる射撃技術の継承が懸念されている。また、強化網は高価であることから、普及が進んでいない。このため、猟友会等と連携し、ハンターの派遣や漁業者ハンターの育成、若手ハンターへの技術指導の強化など、人材の確保・育成に取り組むとともに、強化網については、国の補助事業の活用などにより普及を促進し、価格の低減を目指していく。</p> <p>[再掲 1(3)B②]</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

B 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 日本海地域における増養殖を柱とした新たな生産体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな養殖業の導入・拡大や漁船漁業を組み合わせた経営多角化、付加価値向上などによる生産の増大、経営の安定に向けた共同化の取組に対して「日本海漁業振興対策事業」により支援 〔日本海漁業振興対策事業〕 H28: 14地区29事業 H29: 13地区26事業 H30: 4地区3事業 ● 民間事業者が取り組む日本海におけるサクラマスの増殖事業に対して補助〔補助事業額〕 H28: 6,240千円 H29: 5,600千円 H30: 5,600千円 	<p>○ 日本海沿岸地域においては、ホタテガイの短期間養殖やキタムラサキウニの端境期出荷などで一定の成果が得られ、生産の拡大が期待される一方、新たな養殖への取組であるために施設整備が必要であることや、既存の漁業との漁場の競合もあることから、全般的に小規模に止まっている。</p> <p>このため、養殖の規模拡大を図るとともに、比較的資源の安定している沿岸資源など他漁業を組み合わせた複合的経営により、生産の増大や安定に向けた体制づくりを進めていく。</p>
④ 衛生管理型漁港施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 水産物の衛生・品質管理対策を強化するため、屋根付き岸壁の整備を実施（H28(2016)からR1(2019)の間において14漁港で実施） 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑤ 北海道産水産物の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 魚食文化の維持、発展に向けて、学校給食への水産物の導入に支援するなど魚食の普及啓発を実施 ● 漁獲量が近年増加している魚種（ブリ、サバ、イワシ）の消費拡大に向けて、地域の消費拡大に向けた取組に支援したほか、レシピを掲載したパンフレットを作成するなど、食習慣の普及や販売促進を実施 ● イワシ等を対象に、水産加工原料としての利用など、資源の有効活用対策の検討を実施 	<p>○ 近年、世界では、資源の持続的利用や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証が重要視されており、国際的な取引においても認証を受けた商材が優先的に選択される事例が増加している。道産水産物の競争力を一層強化するためには、資源や環境に配慮して漁業により漁獲されていること、SDGsの目標達成に向けた取組を推進しているものであることを対外的にPRする必要がある。</p> <p>このため、国際的に認知された水産エコラベルの取得を推進することにより、道産水産物の競争力強化を図り、消費拡大を進める。</p>
⑥ HACCP導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 水産物の輸出増大に向けて水産加工場のHACCP*認定取得を促進するため、講習会を開催〔再掲1(5)B①〕（H28: 室蘭市、稚内市 H29: 釧路市 H30: 網走市 R1: 枝幸町） 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

B 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑦ 漁業研修の充実や新規漁業就業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業就業者を育成するため、漁業研修所において各種研修を実施 〔総合研修〕 H28: 45名 H29: 34名 H30: 38名 〔つくり育てる漁業研修〕 H28: 22名 H29: 36名 H30: 19名 〔漁業就業促進研修〕 H28: 92名 H29: 92名 H30: 67名 ● 平成28(2016)年度から、利尻地域のコンブ養殖業をモデルとして、複数の漁業者から成る共同経営体の下で複数の研修生が学ぶ新たな受入体制づくりに係る支援を実施 (令和2(2020)年度の計画終了までに3名の就業希望者が定着の見込み) ● 漁業の体験企画や就業フェアの開催による漁業者とのマッチング支援、農林水連携による道内外のU I ターン者等を対象とした一次産業のP Rや就業相談などを継続実施 ● 新規就業者の受入確保等に向けて、各地域関係者との意見交換を継続実施 (地域の運営組織として平成29年度から平成30年度までに7か所で対策協議会が設立) 	○ 引き続き取組を推進する。
⑧ 漁業経営の体質強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 増養殖の取組として、施設の改良を目的としたさけ・ます種苗生産施設整備に対して支援するとともに、さけ・ます人工放流計画を策定し、さけ・ます資源の回復や維持安定を推進〔再掲 ①〕 〔支援施設数〕 H28: 5か所 H29: 3か所 H30: 2か所 R1: 2か所 ● 北方四島周辺水域における安全操業の安定的な継続を図るため、関係漁協や市町村で構成する協議会等と連携し、地元要望の把握に努めるとともに、要望の実現に向けて水産庁と連携しながら、毎年の操業条件を決定するロシアとの交渉を支援 〔漁獲(割当)量〕 H28: 2,180t H29: 2,180t H30: 2,180t 	○ 近年、ロシア側は日本漁船に対する取締りを強化しており、操業に支障を生じるなど、トラブルが発生している。 このため、洋上におけるトラブルを防止し、安全操業の円滑な実施を図るため、翌年の操業条件を決定する交渉に向けて国などの関係機関と連携し対応を検討する。
⑨ 防災機能の強化など安全な漁港づくりや生活環境基盤などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁港施設の維持管理のための計画である機能保全計画書を策定 (R1(2019)末までに全漁港で計画策定予定) ● 全道の拠点漁港において防災機能診断を実施(全ての拠点漁港で実施済) ● 耐震岸壁の整備着手(H28(2016)からR1(2019)の間において17漁港で実施) 	○ 引き続き取組を推進する。
⑩ ロシア・北方四島周辺水域における操業機会の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 北方四島周辺水域における安全操業の安定的な継続を図るため、関係漁協や市町村で構成する協議会等と連携し、地元要望の把握に努めるとともに、要望の実現に向けて水産庁と連携しながら、毎年の操業条件を決定するロシアとの交渉を支援〔再掲 ⑧〕 〔漁獲(割当)量〕 H28: 2,180t H29: 2,180t H30: 2,180t 	○ 近年、ロシア側は日本漁船に対する取締りを強化しており、操業に支障を生じるなど、トラブルが発生している。 このため、洋上におけるトラブルを防止し、安全操業の円滑な実施を図るため、翌年の操業条件を決定する交渉に向けて国などの関係機関と連携し対応を検討する。〔再掲 ⑧〕

(1) 農林水産業の持続的な成長

C 林業・木材産業の振興を図り、資源循環利用を進める森林づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 森林の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の計画的な整備・保全を図るため、市町村や森林組合等による森林整備事業に対する支援を実施 H28: 人工造林等 6,914ha、間伐等 13,612ha、林道整備 76km、森林作業道 113km H29: 人工造林等 7,393ha、間伐等 18,674ha、林道整備 80km、森林作業道 97km H30: 人工造林等 7,245ha、間伐等 14,507ha、林道整備 74km、森林作業道 61km ● 優良種苗の安定的な生産体制を確立するため、採種園の造成・改良や、コンテナ苗生産施設整備に対する支援等を実施 〔採種園の造成・改良〕 H28: 2件 H29: 7件 H30: 17件 〔民間事業者が実施するコンテナ苗生産施設整備への支援〕 H28: 2件 H29: 5件 H30: 1件 〔クリーンラーチの安定供給体制の整備〕 ・ 特定増殖事業者の認定(H28～): 22事業者 ・ さし木に係る技術指導等の実施 H30: 14事業者 ● 道有林基本計画に基づき、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、植栽・間伐・路網整備などの森林整備事業を計画的に実施 H28: 植栽等1,907ha、主伐128千m³、間伐6,101ha、路網整備13km H29: 植栽等1,259ha、主伐192千m³、間伐4,010ha、路網整備17km H30: 植栽等1,282ha、主伐160千m³、間伐3,978ha、路網整備21km ● 国土の保全や水源の涵養など森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、治山施設の整備や森林整備を実施 (H28: 142か所 H29: 137か所 H30: 148か所 R1: 167か所) ● 胆振東部地震により被災した森林の再生や林業・木材産業の復興に向けて、崩壊林地の整備、治山施設や林道の復旧、森林造成などの取組を実施 H30: 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議 3回開催 R1: 治山53件着手、林道47件着手、森林造成実証試験 (r1.9～)、 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議 2回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戦後植林された人工林資源が利用期を迎えている中、計画的に森林の整備・保全を行うため、低コストで効率的な森林施業の普及、森林整備の基盤となる路網整備が必要である。このため、列状間伐等の既存手法の他、リモートセンシング技術等を活用した新たな造林手法の導入を推進し、施業の効率化を図る。また、森林整備を行う上で重要な基盤となる林道等の路網整備を計画的に推進する。 ○ 優良種苗の安定供給体制の確立が不可欠であることから、林業試験場等と連携してクリーンラーチさし木苗の生産技術の向上を図るとともに、植栽適期の延長や植付け作業の省力化などが期待されるコンテナ苗による植林を推進する。 ○ 森林環境譲与税や森林経営管理制度*の創設によって森林管理の役割が増大する市町村への支援強化が必要であることから、職員の専門知識習得のための研修等を実施する。 ○ 山地災害が激甚化・多様化していることに加え、地球温暖化による山地災害発生リスクの上昇が懸念されることから、治山事業による防災・減災、国土強靱化対策を計画的に推進する。
② 効率的な森林施業による原木の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ● 道有林基本計画に基づき、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、植栽・間伐・路網整備などの森林整備事業を計画的に実施 H28: 植栽等1,907ha、主伐128千m³、間伐6,101ha、路網整備13km H29: 植栽等1,259ha、主伐192千m³、間伐4,010ha、路網整備17km H30: 植栽等1,282ha、主伐160千m³、間伐3,978ha、路網整備21km ● 効率的な木材生産を推進するため、市町村や森林組合等による間伐及び路網整備に対する支援を実施 H28: 間伐等13,612ha、林道整備 76km、森林作業道 113km H29: 間伐等18,674ha、林道整備 80km、森林作業道 97km H30: 間伐等14,507ha、林道整備 74km、森林作業道 61km 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き取組を推進する。

(1) 農林水産業の持続的な成長

C 林業・木材産業の振興を図り、資源循環利用を進める森林づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 木材の加工・流通体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 道産木材・木製品の競争力強化に向けて、製材工場、合単板工場、プレカット工場等の施設整備を支援 H28: 7施設 H29: 9施設 H30: 9施設 R1: 11施設 ● 原木を低コストかつ安定的に供給するため、高性能林業機械等の導入を支援 H28: 32台 H29: 28台 H30: 21台 R1: 10台 ● 効率的な原木集荷による流通体制の構築や、既存製造技術の最適化方策の検討といった取組を地域関係者が連携して行う、木材の供給力強化に向けた取組のモデル実証・普及事業を実施 	○ 引き続き取組を推進する。
④ 公共建築物などの木造化・木質化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 木造による公共建築物の整備を促進 H28: 4施設 H29: 1施設 H30: 1施設 R1: 1施設 ● 公共建築物の木造化・木質化に向けた相談体制を整備するため、北海道建築技術協会に相談窓口を設置し、専門家派遣による助言や情報交換を実施（R1: 2市町村） ● 品質の確かな地域材を使った家づくりを進める設計事務所や工務店（「北の木の家」建築推進事業者）と連携し、道産木材住宅見学会を実施 H28: 8回 H29: 8回 H30: 8回 R1: 5回 	○ 道産木材・木製品の需要創出・拡大に当たっては、認知度が低い、コストが高い、非住宅の木造建築を設計できる技術者が少ないという課題がある。 このため、公共施設のほか、住宅や民間建築物などでの道産木材・木製品の利用促進に向けた普及活動や、相談窓口の設置による技術者等への助言を実施し、木造化・木質化を推進する。
⑤ CLTの実用化	<ul style="list-style-type: none"> ● CLT*（直交集成板）の利用促進に向け、CLT建築の設計・施工技術者育成に向けた研修会の開催や、CLTに関するセミナー・見学会を開催 〔研修会〕H28: 4回 H29: 8回 H30: 9回 R1: 7回 〔セミナー・見学会〕H28: 1回 H29: 3回 H30: 1回 R1: 2回 ・ 道内におけるCLTを利用した建築物の竣工棟数 4年間合計13棟（H29: 2棟 H30: 6棟 R1: 5棟） 	○ CLTの需要創出・拡大に当たっては、CLTの優位性を活かした設計・施工ができる技術者が少ない、製品コストが高い、道内で生産加工できる工場が少ない、といった課題がある。このため、CLTの特徴や優位性のPR、CLTの設計・施工ができる技術者の育成、CLT生産コストの低減、既存集成材工場へのCLT製造の働きかけや施設整備の支援を推進する。

(1) 農林水産業の持続的な成長

C 林業・木材産業の振興を図り、資源循環利用を進める森林づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑥ 木質バイオマスのエネルギー利用の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 林地未利用材の効率的な集荷・搬出システムの実証試験を行うとともに、その普及・PRを実施 ● 林業事業者や市町村等で組織する団体による、林地未利用材の効率的な集荷作業システムの実証及び普及 (H28: 上川、留萌、宗谷、十勝、釧路、根室の6振興局管内) ● 収益性を確保できる林地未利用材を集荷・搬出手法の実証や施業コスト削減効果の検証を行うとともに、現地見学・意見交換会を開催 H29: 3か所 (鶴居村、安平町、北斗市) H30: 3か所 (中頓別町、上川町、京極町) ● 林地未利用材を集荷・搬出する手法の普及促進を図るため、現地見学会を開催するとともに、実例の周知、実践テキストの作成などを実施 (R1) ● 林地未利用材の搬出から運搬までの一体的・効率的な流通体制の構築に向けて、林業事業者や市町村、流通会社等で構成される検討会を実施 H28,29: 3連携地域 (道南、道央広域、オホーツク) ● 林地未利用材の集荷・搬出拠点についての効果的なあり方やコストの削減効果を検証 R1: 道南地域3か所 ● 効率的な林地未利用材集荷モデルを募集・実証し、その結果の一部を公表するとともに、それに必要な林業機械のレンタル経費に対して支援 (H29: 6か所、H30: 2か所、R1: 4か所) ● 木質ペレットの普及促進に向け、地域ネットワーク会議を開催するとともに、木質ペレット燃焼機器展示会・セミナーを開催 〔地域ネットワーク会議〕H28,H29,H30 4ブロック (道央、道南、オホーツク、道東) で開催 〔展示会・セミナー〕H28: 11か所 H29: 24か所 H30: 18か所 R1: 5か所 ● 木質ペレットや薪を燃料とするストーブのある住宅・店舗のデザイン画を募集するコンクール展を開催 (R1) ● 工務店に向けて、ペレットストーブの性能を十分に発揮するためのハンドブックを作成 (R1) ● 木質ペレット等の利用拡大に向けて、1名で操作可能な装置 (エア搬送装置) を架装した車両による配送の実証試験を実施 H29: 札幌市内の中学校2か所 H30: 札幌市内の中学校2か所・商業施設1か所 ● 小型木質バイオマス*ボイラーの導入に向けたセミナー・研修会を開催 H30: セミナー1回、研修会2回 R1: セミナー1回、研修会2回 ● 木質バイオマスの集荷・利用施設等を整備する林業事業者や市町村等に対する支援を実施 (H28: ボイラー1台 H30: 移動式チップパー機1台、ボイラー2台) ● 道有林内で発生した林地未利用材を簡易な方法 (オープンカウンター方式) で広く一般道民に販売 (H30: 2件) 	<p>○ 木質バイオマス*を燃料とする大規模発電施設の本格稼働に伴い、エネルギー利用のための木質バイオマスの需要が急増していることから、既存の原木需要に影響を及ぼさないよう、各地域の林業事業者による林地未利用材の集荷・搬出の取組を促進するとともに、発電事業者が林地未利用材等を効率的に調達する仕組みの検討により、林地未利用材の安定供給体制の構築に取り組んでいく。また、エネルギー変換効率が高い「熱」としての木質バイオマスの利用拡大に向けて、木質ペレットストーブの利用拡大に向けた展示会や、公共施設等における木質バイオマスボイラーの導入促進に向けたセミナーの開催などの普及啓発に取り組んでいく。</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

C 林業・木材産業の振興を図り、資源循環利用を進める森林づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑦ 森林や木材とふれあう機会の充実や、道民や企業による自発的な森林づくり活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林や木材とのふれあいの機会を確保するため、木育の指導等に携わる木育マイスターの育成・認定を実施 〔木育マイスターの認定件数〕 H28: 24名 H29: 24名 H30: 23名 ● 教育関係機関と連携した木育活動を実施するため、初任段階教員を対象とする木育研修を実施するとともに、中高生等を対象に林業・木材産業等の現場体験実習を実施 〔初任段階教員への木育研修の実施地域数〕 H30: 6地域 〔中高生等への林業・木材産業等の現場体験実習実施箇所数〕 H30: 7か所 ● 児童生徒に森林体験や森林環境学習の機会を確保するため、道民の森において森林環境教育プログラムを提供 〔体験児童生徒数〕 H28: 1,804名 H29: 1,989名 H30: 2,470名 ● 林業普及指導活動を通じ、森林所有者等に対して林業経営等についての巡回指導等を実施 〔巡回指導を実施した森林所有者数〕 H28: 40,672名 H29: 49,460名 H30: 43,666名 ● 漁協女性部による地域イベント等と連携し、豊かな海と森林づくりを進める活動への支援を実施 〔「お魚殖やす植樹運動」への参加者数〕 H28: 2,022名 H29: 1,376名 H30: 1,468名 	<p>○ 道民の木育に対する関心を高め、森林づくりを道民全体で支える気運を醸成するため、あらゆる世代を対象にした木育活動の推進や、木育マイスターの活動のより一層の促進、木育イベント等を開催する企業等のニーズへの対応が必要である。このため、木育マイスターの技術向上を図るフォローアップ研修の実施や、教育関係機関や企業・団体など多様な主体との連携による木育活動を推進する。</p>
<p>⑧ 森林づくりを担う人材の育成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育機関や林業事業者、市町村など地域の関係者のネットワーク化に向け、平成30(2018)年度までに全ての振興局管内に地域協議会を設置し、林業従事者の通年雇用化や就業環境の改善などを促進する取組を実施 H28: 6地域 H29: 6地域 H30: 3地域 ● 一次産業の情報に触れる機会が少なかった高校生や転職希望者等に対して、農・林・水の各分野が一体的にPRを行うとともに、就業・暮らし体験の機会を提供 〔就業暮らし体験ツアー〕 H29: 5地域 H30: 5地域 ● 林業従事者の通年雇用化を促進するため、林業への新規参入者の通年雇用に対する奨励金の支給 (H28: 14人 H29: 11人 H30: 18人) や長期就労奨励金の支給 (H28: 1,790人 H29: 1,770人 H30: 1,752人) を実施 ● 平成30(2018)年11月に策定した「(仮称)北海道立林業大学校基本計画」に基づき、道内の林業・木材産業に就業する人材を育成するため、令和2(2020)年4月に「北海道立北の森づくり専門学院」を開校し、旭川市の道立総合研究機構林産試験場敷地内に校舎を設置することを決定 	<p>○ 本道の林業労働者数は、平成25(2013)年度以降概ね横ばいで推移しているものの、60歳以上が約3割と依然として高く、今後は経験豊富な労働者の減少が見込まれることから、若年層を中心とした即戦力かつ将来を担う人材の育成が急務となっている。</p> <p>このため、本道の森林づくりを担う人材を将来にわたって計画的に育成・確保していくため、北の森づくり専門学院による、即戦力かつ将来において企業の中核を担い地域へ根ざす人材の育成や、地域林業担い手確保推進協議会による人材確保、森林整備担い手対策基金を活用した就業後の人材育成など、林業担い手の育成・確保を総合的に進める。</p>

(1) 農林水産業の持続的な成長

C 林業・木材産業の振興を図り、資源循環利用を進める森林づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑨ 林業事業体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な森林整備と安全管理に努める健全な林業事業体を育成することなどを目的とする「北海道林業事業体登録制度」の運用を推進 (h31(2019).3末現在で727事業体が登録) ● 登録された林業事業体を対象に、森林計画制度の順守や労働災害防止対策などを内容とした研修会を全道14振興局で開催するとともに、情報誌により最新情報を提供 〔研修会〕 H28: 338事業体 399名 H29: 369事業体 433名 H30: 318事業体 390名 〔情報誌〕 H28: 年11回発行 H29: 年12回発行 H30: 年12回発行 ● 労働災害の発生防止に努めたことにより林業労働災害が発生しなかった登録林業事業体からの届出に基づき、その事業体名等を公表する「林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体の公表制度」を平成29(2018)年度に創設 〔公表事業体数〕 H29: 104事業体、H30: 147事業体 ● 登録林業事業体の経営層を対象に、生産性や収益性など経営力の向上を目的としたセミナーを開催し、経営感覚に優れた林業事業体を育成 H29: 1か所 38事業体 42名参加 H30: 2か所 55事業体 66名参加 ● 林業事業体による計画的な雇用確保や設備投資を促進するため、林業事業体との協定に基づいて長期的かつ弾力的に立木販売を行う「長期安定供給販売」を実施 H29: 5森林室 H30: 7森林室 	○ 引き続き取組を推進する。

(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

A 高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 企業間の取引の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 中京圏・東北地域の企業の発注ニーズを把握するためのコーディネーターを配置 H28: 3名 H29: 3名 H30: 3名 R1: 3名 ● 自動車関連分野における、大手サプライヤー等に向けた逆見本市・参入交流会を開催 H28: 2回 H29: 3回 H30: 2回 R1: 1回 ● 自動車関連分野における、東北各県と連携した大手サプライヤー等に対する中京圏等での展示商談会を開催 H28: 1回 H29: 1回 H30: 2回 R1: 2回 ● 食品生産現場視察等による、道内食関連機械メーカーと食品メーカーのマッチングを実施 H28: 3回 H29: 2回 H30: 3回 ● 食関連機械展示会への北海道ブースの出展を実施 H28: 1回 H29: 1回 H30: 1回 R1: 1回 	<p>○ 専門的なスキルを持った技術系人材の不足、自動車の電動化の動きへの対応などが課題となっている。</p> <p>このため、AI*やIoT*、ロボット技術の活用、省力化・効率化による生産性向上に向けた取組や、道総研工業試験場と連携した技術系人材の育成、自動車の電動化の動きへ対応するための技術力の強化に向けた取組等を引き続き推進する。</p>
② 産業間・地域との多様で重層的な連携の強化による新製品・新技術の開発促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年に設置した「北のものづくりネットワーク」による高付加価値な製品開発を促進するため、業界間の連携体制の構築に向けたネットワーク会議やセミナー、企業見学会の開催、ニーズの高い製品開発テーマに関する情報共有を実施 H28,H29,H30の各年度: ネットワーク会議3回、セミナー開催1回 R1: ネットワーク会議2回 ● 業界間連携による製品開発のモデルプロジェクトを推進 H28: 5件テーマ選定 H29: 2件の共同開発プロジェクト設置 H30: 3件の共同開発プロジェクト設置、5件のプロジェクトを推進 R1: プロジェクトのフォローアップ 	<p>○ 企業間や業界間の連携による新製品・新技術の開発を促進するためには、案件に応じた多方面からの適切なコーディネートを行うことが必要である。</p> <p>このため、業界団体による会議等の場を通じて情報共有を図るとともに、産業支援機関・業界間の連携による支援に取り組む。</p>

(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

B 地域資源を活かした食関連産業の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 社会ニーズなどに対応した製品開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における食品加工技術の高度化に向けた研究開発・技術支援を促進し、地域の食品工業の振興を図るために、地域食品加工技術センター（十勝・オホーツク）に対する補助を実施 ● 北海道内でワイン造りに携わる者に対し、道産ワインPRイベントや道産ワインセミナーを通じて、関係事業者や消費者のニーズを的確に捉えた効果的なマーケティング活動を習得する研修を実施 ● 道内食品製造業の販路拡大や高付加価値を図るため、地域の商品を発掘し、首都圏等のアッパー層に向けた商品として磨き上げを行う個別相談会・商談会を道内6か所で開催 H28: 6か所 H29: 6か所 H30: 6か所 R1: 6か所 ● どさんこプラザにおいて、四半期毎に道内事業者から募った商品を3ヶ月間店舗でテスト販売し、販売期間終了後、販売状況や消費者の評価、商品改良のためのアドバイス等を出品事業者にフィードバックするとともに、消費者意向等を直接聴取することができる、対面販売の催事スペースを提供 ● 商圏内の消費購買動向等に精通したアドバイザーを配置し、企業等からの商品開発やマーケティングに関する相談に対して助言や指導を実施 ● 民間企業による首都圏及び関西圏での商談会の開催に併せて、首都圏等向けに食品の磨き上げを行う個別商談・相談会を開催するとともに、北のハイグレード食品を選定（選定商品131品（H30末時点）） ● 北海道農商工連携ファンド等の活用を促進し、農林漁業者と中小企業者等の連携体が行う北海道の農林水産資源を活用した「食分野」等における新商品・新サービスの取組を支援 〔採択件数〕 H28: 5件 H29: 12件 H30: 9件 ● 地域の食のキーパーソンとして選考された受講生を対象に「地域フード塾」を開催し、高度なマーケティング力を有する人材を育成し、地域における魅力ある商品づくり、新たな商品開発やコラボ商品の開発を実施 〔修了生人数〕 H28: 30名 H29: 33名 H30: 28名 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本道の食品工業は、平成29(2017)年の製造品出荷額が2兆3,985億円（全国シェア6.2%）で全国1位であり、製造業全体の39.1%を占め、地域の経済や雇用を支える重要な産業として発展しているが、素材提供型の色合いが強く、付加価値額は6,774億円で全国5位、付加価値率は28.2%で全国の33.6%と比較して5.4ポイント低い。他国との自由貿易協定により、安価な輸入加工食品が流入し、低価格競争による付加価値の低下や安全性の低下が懸念される中、道産食品の高付加価値化及び北海道ブランドの磨き上げをいかに図るかが課題となっている。 このため、地域食品加工技術センターによる試験研究や技術指導事業などへの支援を通じ、食品加工技術の高度化に向けた研究開発・技術支援を促進するとともに、地域資源を核とした地域ブランドの創出についてのノウハウを持ち、高付加価値市場への販路拡大を目指す人材を育成する。 ○ 少子高齢化・人口減少により、国内の一般食品市場は縮小傾向にある。 このため、（一社）北海道貿易物産振興会が実施する道内企業の販路拡大・物産振興事業に対する補助や、首都圏において道産品の展示や斡旋販売、企業のマーケティング支援及び観光情報の提供などを行う「北海道どさんこプラザ」の運営支援を継続するなど、道産品の販路拡大に係る各施策を効果的・効率的に展開する。 ○ ワイン製造業への新規参入者が増加している中、醸造用ぶどうの栽培・醸造、マーケティングについて体系的に学ぶことができない。 このため、「北海道ワインアカデミー」の開催などにより、醸造用ぶどうの栽培・醸造、マーケティングに至るまでの総合的な人材育成を実施する。

(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

B 地域資源を活かした食関連産業の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 北海道食品機能性表示制度(ヘルシーD o)を活用した北海道産農水産品の高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28(2016)年から令和元(2019)年9月までの間に34社、38件、43商品をヘルシーD o*に認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度創設からの累計 61社、105件、115商品 (r1.9現在) ● ヘルシーD o 認定商品の卸・小売事業者向け販路拡大や制度周知を目的とした、道内外の展示会や商談会への出展を実施(4年間で45回(h31.3現在)) ● ヘルシーD o 認定商品の消費拡大を目的とした、消費者向けイベント等を開催(4年間で37回(h31.3現在)) ● ヘルシーD o 認定商品の増加を目的とした、食品加工事業者向けのセミナーを開催 R1: 4回開催 	○ 引き続き取組を推進する。
③ 機能性食品の開発	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能性素材の開発について、食の臨床試験システムを核とした食の高付加価値化の研究・製造拠点の集積促進プロジェクトを3年間で33件(h31.3現在)実施 	○ 引き続き取組を推進する。
④ 試験研究機関による食品加工技術の研究開発・技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における食品加工技術の高度化に向けた研究開発・技術支援を促進し、地域の食品工業を円滑にするために、地域食品加工技術センター(十勝・オホーツク)に対する補助を実施 [再掲 ①] 	○ 引き続き取組を推進する。
⑤ HACCP導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● HACCP*認定取得を進めるための講習会を実施 H28: 室蘭市、稚内市 H29: 釧路市 H30: 網走市 R1: 枝幸町 ● HACCPによる自主衛生管理の推進を図るため、対米輸出水産食品取扱施設、対EU輸出水産食品取扱施設に助言指導を実施 〔対米対象施設数〕 H28:36施設 H29:38施設 H30:38施設 〔対EU対象施設数〕 H28:18施設 H29:19施設 H30:19施設 ● 北海道HACCP自主衛生管理認証制度の普及啓発のため、包括連携協定を活用し、道内企業及び消費者を対象にPRを実施 H28: 12回 H29: 11回 H30: 10回 ● 北海道HACCP自主衛生管理認証制度を紹介するガイドブックを道内企業及び消費者を中心に配布(H29: 10,000部、H30: 9,500部) 〔HACCPに沿った衛生管理を実施している施設数〕 H28: 868施設 H29: 1,367施設 H30: 1,480施設 	○ 平成30(2018)年6月に食品衛生法が改正され、HACCP*に沿った衛生管理が制度化されたことから、道内の食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入できるよう、人材育成等の技術的支援を行うとともに、北海道HACCP自主衛生管理認証制度の普及啓発を図る。

(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

B 地域資源を活かした食関連産業の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑥ 産学官金のオール北海道の連携・協働体制による食クラスター活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食クラスター連携協議会の運営を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食クラスター活動の効果的推進のため、参加各機関や民間にて構成される食品企業会議からの情報共有を図るとともに、各種課題解決に向けた「総括チーム」会議を実施 ・ 総合課題検討、商品開発・販路拡大支援、輸出課題検討の3つテーマに分けた「機能別チーム」を設け、産学官金の連携・協働により、テーマ毎の課題に対処 ● 商品の発掘に取り組むとともに、認定された商品について展示商談会・個別相談・商談会や情報発信などによりフォローアップを実施 	<p>○ 付加価値の高い商品を生み出し、これを国内外に向けて流通・販売し、また観光産業などとの融合化を図るなど、北海道ならではの食の総合産業（一次、二次、三次産業の総合的かつ一体的な推進）の確立に向けて、産学官金の連携・協働による推進体制（食クラスター連携協議体）の更なる充実を図る必要がある。</p> <p>このため、食クラスター協議体に参加している各機関の情報共有を図りながら、各種課題解決に向けた「総括チーム」や「機能別チーム」の会議開催を通して、食クラ案件^{注)}の選定・登録、支援を実施していく。</p> <p>注) 「地域資源を活用した絶品商品づくり」や「成長市場の需要獲得」の取組に代表される、道産食品の高付加価値化や北海道ブランドの強化など食クラスター形成に資するプロジェクトの総称</p>
<p>⑦ 技術力やマーケティング力の向上、人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道内でワイン造りに携わる者に対し、道産ワインPRイベントや道産ワインセミナーを通じて、関係事業者や消費者のニーズを的確に捉えた効果的なマーケティング活動を習得する研修を実施 [再掲①] ● 北海道内でワイン造りに携わる者に対し、栽培・醸造技術やマーケティングノウハウのレベルアップにつながる「北海道ワインアカデミー」を開催 ● 地域の食のキーパーソンとして選考された受講生を対象に「地域フード塾」を開催し、高度なマーケティング力を有する人材を育成し、地域における魅力ある商品づくり、新たな商品開発やコラボ商品の開発の実施 [再掲①] 〔修了生人数〕 H28: 30名 H29: 33名 H30: 28名 	<p>○ ワイン製造業への新規参入者が増加している中、醸造用ぶどうの栽培・醸造、マーケティングについて体系的に学ぶことができる場がない。</p> <p>このため、「北海道ワインアカデミー」の開催などにより、醸造用ぶどうの栽培・醸造、マーケティングに至るまでの総合的な人材育成を実施する。 [再掲①]</p>

(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

C 本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食関連分野企業の誘致のため、立地セミナーを開催するとともに現地視察会を実施 〔セミナー〕 h28.7東京都、h28.8東京都、h29.8東京都、h30.1東京都、h30.7東京都、h30.8大阪府 〔現地視察会〕 h28.9道内、h29.8道内、h30.8道内 ● 冷涼な気候等を活かした環境配慮型データセンター誘致のため、立地セミナーを開催するとともに現地視察会を実施 〔セミナー〕 h28.11東京都、h29.11東京都、h30.11東京都、r1.8東京都 〔現地視察会〕 h28.11道内、h29.9道内、h30.12道内 ● 石狩湾新港地域開発連絡協議会と連携した立地動向調査等を実施 〔動向調査実施〕 H28: 2,893社 H29: 1,714社 H30: 1,422社 R1: 2,872社 ● 苫小牧東部開発連絡協議会と連携した各種産業フェアへの出展を実施 〔産業フェア出展〕 H28: 2回 H29: 2回 H30: 2回 R1: 2回 ● 石狩湾新港地域開発連絡協議会及び苫小牧東部開発連絡協議会を通じた地域の開発に関する国への要望を実施（H28～R1: 毎年実施） ● 企業訪問の実施 H28: 1,321件 H29: 1,274件 H30: 1,151件 	<p>○ 本道は全国を上回るペースで人口減少・少子高齢化が進行し、幅広い分野で人手不足が深刻化しており、企業誘致の活動に当たっても課題となっている。</p> <p>このため、冷涼な気候や首都圏等との同時被災リスクの低さといった本道の変わらぬ立地優位性に加え、地域の特徴ある資源や、本道にゆかりのある方の活用による企業誘致を進めるとともに、人材確保の支援を併せて行い、企業誘致と人材確保を一体的に進めていく。</p> <p>○ 石狩湾新港地域及び苫小牧東部地域に係る誘致については、開発の核となるプロジェクトの導入・推進が課題となっている。</p> <p>このため、引き続き地域の協議会と連携し、企業誘致などの取組を推進する。</p>
② 北海道新幹線の開業を契機とした企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道外で開催する立地セミナーにおいて、市町村と連携し参加企業に対するPRを実施 〔セミナー〕 h28.8東京都、h28.10名古屋市、h29.8東京都、h30.2名古屋市、h30.7東京都、h30.10名古屋市 ● 企業訪問の実施〔再掲 ①〕 H28: 1,321件 H29: 1,274件 H30: 1,151件 	
③ 市町村との連携による、地域資源を活かした提案型の企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村職員を対象とした、最近の企業立地動向や誘致活動のノウハウなどを説明する「研修会」を実施 〔研修会〕 h28.12 札幌市、h30.3 札幌市、h30.12 札幌市 ● 道外で開催する立地セミナーにおいて、市町村と連携し地域の特徴ある資源を活かした企業立地を提案 〔セミナー〕 h28.8東京都、h28.10名古屋市、h29.8東京都、h30.2名古屋市、h30.7東京都、h30.10名古屋市 ● 企業訪問の実施〔再掲 ①、②〕 H28: 1,321件 H29: 1,274件 H30: 1,151件 	

(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生

A 地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 企業が抱える課題を地域の関係者が連携して解決する体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中小企業に対し、地域の特性や企業ニーズに応じてきめ細かに経営改善や事業再生を支援する「地域中小企業支援ネットワーク」を運営 ● 道内各地域の金融機関に相談窓口を設置し、中小企業診断士などの専門家を派遣して相談対応を実施 H28: 521か所、H29: 543か所 (H29で終了) ● 地域支援機関職員に対してICTの導入、生産性・販売力向上等の知識習得に係る研修会を実施 (H30参加者数: 186名) ● 小規模事業者の振興と経営改善のため、商工会、商工会議所が行う経営改善普及事業及び北海道商工会連合会が行う商工会指導事業等に対する補助を実施 〔商工会・商工会議所による指導実績〕 H28: 226,376件 (巡回指導・窓口指導件数: 211,046件、記帳指導: 12,302件、講習会の開催: 2,926件、商工会・商工会議所に対する運営指導: 102件) H29: 228,778件 (巡回指導・窓口指導件数: 213,770件、記帳指導: 12,592件、講習会の開催: 2,333件、商工会・商工会議所に対する運営指導: 83件) H30: 222,113件 (巡回指導・窓口指導件数: 206,859件、記帳指導: 12,621件、講習会の開催: 2,554件、商工会・商工会議所に対する運営指導: 79件) 〔商工会連合会による指導実績〕 H28: 7,394件 H29: 7,555件 H30: 7,909件 	<p>○ 中小・小規模企業の現状及びニーズを踏まえた取組を進めるため、地域中小企業支援ネットワーク等の一層の充実が必要である。</p> <p>このため、地域中小企業支援ネットワーク等の活性化を図り、市町村や商工団体、金融機関などの地域の支援機関の連携を密にして、中小・小規模企業の経営の安定と持続的な発展に向けて取り組んでいく。</p>

(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生

A 地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② 円滑な事業承継や創業等に向けた支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業総合振興資金による融資を実施 〔新規融資実績〕 H28: 6,737件, 62,991百万円 H29: 6,392件, 56,632百万円 H30: 6,052件, 58,279百万円 R1.6末 1,401件, 13,150百万円 ● 中小企業の経営安定や事業活性化を図るため、金融機関に対して金融円滑化要請を実施 H28: 訪問123件,文書5回 H29: 訪問101件,文書3回 H30: 訪問127件,文書4回 R1.6末: 訪問11件,文書1回 ● 道がこれまで道内6圏域で整備・育成してきた、事業承継サポートネットワークや専門アドバイザー等のほか、国のプッシュ型事業承継支援高度化事業も活用して事業承継に係る支援を実施 ● 新たな経営者が株式の買取資金を準備する間、官民が連携して設立した「北のふるさと事業承継支援ファンド」が株式を一時保有し、小規模企業の円滑な事業承継を支援 H29: 1件 H30: 3件 R1(4~7月): 1件 ● 女性や若者の起業の促進に向けて、先輩起業家との交流会や実践起業塾、道内大学と連携した起業意欲喚起の取組など、地域全体で起業を支える体制の構築等を実施 〔交流会〕 H28: 帯広市33名、函館市20名、森町17名、 H29: 中標津町6名、旭川市14名、釧路市25名、富良野市10名 〔実践起業塾〕 H29: 中標津町7名、旭川市8名、釧路市7名、富良野市12名 〔道内大学と連携した起業意欲喚起の取組〕 H28: 帯広畜産大学ほか4大学、H29: 旭川大学 ● (公財)北海道中小企業総合支援センターに相談窓口を平成13(2001)年度から設置し、創業に関する相談を実施 (H30: 1,333件) ● 地域が抱えている課題を解決する創業計画を募集、表彰し、被表彰者の創業に要する経費の一部について、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用して調達した資金を使った補助金による助成を実施 H30: 4件 (H30のみ) 	<p>○ 中小・小規模企業は、地域の経済や雇用を支える重要な担い手であるが、人口減少に伴う需要の減退や流通構造の変化などによる競争の激化や人手不足、後継者難などに直面し、企業数も減少傾向となるなど厳しい経営環境におかれている。</p> <p>このため、産業支援機関や金融機関と連携し、相談対応や経営指導の強化を図るとともに、第三者への事業承継を一層加速するため、官民による「北のふるさと事業承継支援ファンド」や後継者不在事業者と創業希望者等の橋渡しとなる「(仮称)後継者人材バンク」の効果的な活用に努めるほか、女性や若者、さらには外国人など多様で意欲的な人材による創業の促進に取り組むなど、地域の経済と雇用を支える中小・小規模企業の持続的な発展に向けた積極的な取組を進める。</p>

(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生

B 住民の暮らしを支える地域商業の活性化

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 商店街の元気再生、活性化へ向けた取組、商店街が有する身近なまちの賑わいの創出に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街の空き店舗を活用したコミュニティビジネス拠点づくりの取組を支援 H28: 6事業 H29: 6事業 H30: 4事業 ● 北海道商店街振興組合連合会が行う商店街に対する指導事業等を支援 H28: 巡回指導数 延べ160商店街、相談事業 延べ180商店街、研修会等の開催 5回 H29: 巡回指導数 延べ187商店街、相談事業 延べ190商店街、研修会等の開催 5回 H30: 巡回指導数 延べ208商店街、相談事業 延べ308商店街、研修会等の開催 4回 ● 「北海道地域商業の活性化に関する条例」に基づき、地域貢献活動計画書等の提出を求めるなど、大型小売店舗による地域貢献活動の実効性を確保 〔地域貢献活動計画書〕 条例施行(h24.10)以降h31.3までの間に236施設から提出 ● 「第10次北海道卸売市場整備計画」を策定(h28.12)し、卸売市場の計画的な整備等を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10次北海道卸売市場整備計画の取組状況に関し、卸売市場に対するアンケート調査を実施 (h28.7) ・ 北海道卸売市場審議会に取組状況を報告 (h29.2) ・ 地方卸売市場の施設整備に対する支援を実施 (H30: 2か所) ● 卸売市場の人材育成や体質強化を図るとともに、本道の生鮮食品等の価格の安定及び円滑な流通に寄与するため、(一社)北海道市場協会が実施するせり人研修や人材育成研修会等の開催を支援 H28: せり人研修 (全道7か所開催、延べ151名参加)、人材育成研修会 (19名参加)、せり人試験 (延べ42名受験) H29: せり人研修 (全道7か所開催、延べ164名参加)、人材育成研修会 (16名参加) H30: せり人研修 (全道6か所開催、延べ160名参加)、人材育成研修会 (17名参加) 	<p>○ 地域商業は、道民の生活基盤を支える存在であり、商店街は「まちの顔」として重要な役割を担っているが、人口の減少や高齢化の進行、消費者ニーズやライフスタイルの多様化などにより、売上げの減少や空き店舗が増加する厳しい現状にある。</p> <p>このため、地域商業の活性化や中心市街地活性化などに向けた取組に対する総合的な支援を継続的に実施する。</p>

(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生

C 地域の安全・安心に欠かせない建設業の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 建設業の経営力や技術力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業サポートセンターにおいて建設業者等からの相談に対応 〔相談件数〕 H28: 49件 H29: 105件 H30: 83件 R1: 72件 (9月末現在) ● 毎月1回の配信を基本にメールマガジンを発行 〔配信回数〕 H28: 13回 H29: 13回 H30: 13回 R1: 6件 (9月末現在) 	○ 引き続き取組を推進する。
② 建設業の役割や重要性の理解促進、建築・建設関連技能者や若年労働者などの育成・確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設産業の役割や魅力の発信、イメージアップを図るために、「建設産業ふれあい展」や「魅力発信セミナー」を開催するとともに、現場見学会、建設産業の技術体験を実施 〔建設産業ふれあい展〕 H28: 1回 H29: 2回 H30: 1回 R1: 1回 〔魅力発信セミナー〕 H29: 5か所 H30: 2か所 R1: 2か所 〔現場見学会〕 H28: 3か所 〔建設産業の技術体験〕 H28: 2か所 ● 高校生等を対象に、建設産業におけるICTの活用をPRし、建設産業の魅力を伝える「ICT体験講習会」を開催 H30: 3か所、R1: 2か所 ● 小学生親子等を対象に、大規模施設の見学やものづくり体験を通して建設産業の魅力をPRするため、「魅力発掘キャラバンバスツアー」を実施 (R1: 3地域) ● 建設産業での女性の活躍を推進するため、「女性活躍推進セミナー」を開催 H29: 1か所 H30: 1か所 R1: 1か所 ● 建設企業等を対象に、企業の効果的なPR方法や若手社員の育成方法を習得してもらうため、「情報発信・育成方法習得研修会」を開催 H30: 2か所 R1: 2か所 ● 将来の入職に繋げるため、「若手建設産業就業者と高校生の意見交換会」を開催 R1: 2か所 ● 建設業団体等が行う、現場見学会や若手技術者基礎研修などの担い手の確保や育成等に向けた取組に対する助成を実施 H28: 10件 H29: 10件 H30: 10件 R1: 10件 	○ 道内の建設業就業者数は、平成28(2016)年には21万人と近年では最低であったが、平成29(2017)年には22万人、平成30(2018)年には23万にとやや増加傾向にある。しかし、29歳以下の就業者数は、平成23(2011)年から2万人とほぼ横ばい状態となっており、若年者の入職が進んでいない状況にある。 このため、建設業界における雇用環境の改善に向けた取組を継続して支援していく。また、これまでは小中高生を対象に建設産業の役割や魅力をPRしてきたが、今後は小中高生の保護者にも積極的にPRしていく。さらに、建設産業における女性の活躍や外国人材の受入れなど「多様な人材の活躍」を見据えた取組を推進していく。

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

A 健康長寿・医療関連産業の創造

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 健康長寿・医療関連分野への参入促進や、健康・医療分野の企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 道外医薬品・医療機器メーカー等向けPRツールとして、道内大学等の研究シーズ集を作成 H28: 400部 H29,H30: 各2,500部（日本語2,000部、英語500部） ● 医療関係者等が集まる全国的な展示会へ出展し、道内研究シーズやビジネス環境をPR (H28～30: バイオジャパン及びメディックス関西) ● 道外の健康医療関係企業等への訪問 H28: 4件 H29: 7件 H30: 10件 	<p>○ 展示会出展シーズが固定化していることから、インキュベーション施設入居企業、ベンチャー企業を中心に新規出展者を掘り起こし、道外企業との共同研究を促進し、新規立地につなげていく。</p>
② 道内ものづくり企業の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内ものづくり企業の健康・医療分野への参入意欲の喚起を図るセミナーの開催 〔参加人数〕H28: 71名 H29: 63名 H30: 45名 ● 道外医療機器メーカーの工場見学・調達品説明会 〔参加人数〕h29.2: 9名 h29.12: 10名 ● 道内ものづくり企業の技術力PRのための道外展示商談会出展 H28,H29: ホスベックスジャパン、メディックス関西 H30: 国際福祉機器展、本郷展示会、国際化粧品展 	<p>○ 医療関連産業への参入は、医療現場における製品ニーズや法令手続についての情報不足などのため、道内企業にとって依然として障壁が高い。 このため、現場ニーズ発表会の開催や専門家の派遣により、道内ものづくり企業の健康医療分野への参入や事業化を支援する。</p>
③ ヘルスケアサービスの地域展開	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルスケアサービスへの理解促進と参入意欲の喚起のためのセミナーや研修会を開催 〔セミナー〕H28: 函館 29名・旭川 49名 H29: 釧路 34名・帯広 31名 〔参入促進研修会〕H28: 函館 7名・旭川 10名 H29: 釧路 10名・帯広 23名、 H30: 北見 9名・札幌 59名 	<p>○ 健康経営*に関心のある企業の増加に伴い、サービス需要が多様化していることから、企業のヘルスケアサービスニーズに対応する新たなサービスモデルを作成する。</p>
④ 豊富な食材や先端的なバイオ技術を活かした研究促進とバイオ産業の振興、ヘルスイノベーション拠点形成の推進	<p>[一部再掲 ①]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ヘルスイノベーション拠点」の形成や新産業創出を先導する「北海道バイオリディング・プロジェクト」推進のため、健康科学・医療融合拠点の形成に向けた取組に関するセミナーを共同で実施するなど、産学官による研究開発を支援 ● 道外医薬品・医療機器メーカー等向けPRツールとして、道内大学等の研究シーズ集を作成 H28: 400部 H29,H30: 各2,500部（日本語2,000部、英語500部） ● 医療関係者等が集まる全国的な展示会へ出展し、道内研究シーズやビジネス環境をPR (H28～30: バイオジャパン及びメディックス関西) ● 道外の健康医療関係企業等への訪問を実施 H28: 4件 H29: 7件 H30: 10件 	<p>○ 展示会出展シーズが固定化していることから、インキュベーション施設入居企業、ベンチャー企業を中心に新規出展者を掘り起こし、道外企業との共同研究を促進し、新規立地につなげていく。 [再掲①]</p> <p>○ 本道の特性を活かした研究開発や研究成果の移転などを促進し、地域におけるイノベーションを生み出す仕組みを構築することが必要である。 このため、産学官金連携等の協働や、研究開発拠点の形成などを推進する。</p>

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

A 健康長寿・医療関連産業の創造

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑤ 再生医療技術の早期実用化・産業化に向けた支援</p>	<p>[一部再掲 ①]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノーステック財団が行うイノベーション創出研究支援事業などを通じて、産学官による再生医療分野を含む先進的な医薬品や医療機器等の実用化・産業化を目指す研究開発を支援 ● 道外医薬品・医療機器メーカー等向けPRツールとして、道内大学等の研究シーズ集を作成 H28: 400部 H29, H30: 各2,500部（日本語2,000部、英語500部） ● 医療関係者等が集まる全国的な展示会へ出展し、道内研究シーズやビジネス環境をPR（H28～30: バイオジャパン及びメディックス関西） ● 健康医療関係の道外企業等への訪問 H28: 4件、H29: 7件、H30: 10件 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本道の特性を活かした研究開発や研究成果の移転などを促進し、地域におけるイノベーションを生み出す仕組みを構築するため、産学官金連携等の協働や、研究開発拠点の形成などを推進する。 ○ 道内大学においても、再生医療に関する研究が行われているが、事業化による企業立地等は大きくは進んでいない。このことから、再生医療関連シーズのさらなる掘り起こしや企業とのマッチング、展示会への出展やその後のフォローアップなど、継続的な事業化及び誘致に向けた活動を実施する。

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

B 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 多様な新エネルギーを有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入推進</p>	<p>[再掲 1(4)A ④、1(7)B ②、一部再掲 1(7)B ③]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道新エネルギー導入加速化基金を活用した事業を実施（平成29年度から当面5年間で60億円規模、事業内容は下記のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー地産地消の事業化のモデルとなる取組に対し、複数年の支援を実施（H29: 4件 H30: 1件の事業計画を認定（現在4件の事業を継続中）） ・ 非常時にも対応可能なエネルギー自給・地域循環の取組に対し、複数年の支援を実施（R1: 3件の事業計画を認定） ・ 系統制約の生じている地域の新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組への支援を実施（R1: 1件の事業計画を認定） ・ 新エネルギーの設備設計（H29: 3件 H30: 2件 R1: 2件）、設備導入（H29: 3件 H30: 1件 R1: 4件）、地熱井掘削（H29: 1件）への支援を実施 ・ 固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入のために必要な送電線整備への支援を実施（H30: 1件） ・ コーディネーターを派遣し、事業の掘り起こしや収支計画策定などを支援（H30: 12市町村に派遣、R1: 11市町村に派遣） ● 取組の段階に応じた支援を実施（新エネ基金を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施可能性調査への支援を実施（H29: 5件 H30: 5件 R1: 3件） ・ 地熱・温泉熱の利活用に関するアドバイザーを派遣（H29: 4件 H30: 5件 R1: 3件） ・ 発電や熱利用を目的とする地熱井の調査への支援（H29: 1件 H30: 1件） ・ エネルギー地域循環システムの構築に向けた事業に対し支援を実施（H28: 1件）、地熱資源アドバイザーの派遣（H28: 5件） など ● 電気事業法に基づく発電事業者として、北海道電力(株)へ電力を供給〔売電実績〕 H28: 345,404MW h H29: 304,137MW h H30: 357,619MW h ● 「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」により、各市町村等の再生可能エネルギーの導入等によるエネルギーの地産地消を支援・促進〔利用実績〕 H28: 8件（2市5町1団体） H29: 8件（3市3町1村1団体） H30: 8件（1市6町1村） R1(12月末時点): 8件（3市3町1村1団体） ● 水資源の有効活用と市町村等への普及啓発を目的としたモデル事業として、未利用エネルギーである堰からの河川維持流量を活用し、最大出力20kWの小水力発電所「沼の沢取水堰発電所」を稼働（H29着工、H30完成） 	<p>○ 新エネ機器の導入や熱導管の設置などイニシャルコストが高く、事業採算性の確保が困難となっている。また、新エネルギーは、従来のエネルギーに比べコストが高いほか、天候などに左右され出力が安定しないため、需給バランスの安定・維持に留意する必要がある。</p> <p>このため、引き続き省エネ・新エネ促進行動計画（令和2(2020)年度まで）に基づき、エネルギーの地産地消やエネルギー関連の実証・開発プロジェクトの集積、送電インフラ等の基盤整備を柱に、新エネルギーの開発・導入の促進に取り組んでいく（行動計画は令和3(2021)年度改正予定）。</p>

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

B 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 水素関連プロジェクトの推進	<p>[再掲1(4)A⑤]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本道の水素社会の実現のための当面の手立てとスケジュールを示した「水素サプライチェーン構築ロードマップ」を策定 (h28.7) ● 水素エネルギーの活用に向けた、意見交換・情報共有を図るため、産学官で構成する「北海道水素イノベーション推進協議会」を開催 (H28～H30: 各1回) ● 水素エネルギー関連ビジネスの展開に向けた、水素関連セミナー・勉強会を開催 H28: 7回 H29: 5回 H30: 4回 ● 道内企業の水素関連ビジネスへの参入を促進するため、令和元(2019)年度に、道内の可能性調査・道外の先進事例調査、検討会議、道外展示会への出展を実施 ● 水素の利活用についての道民の認知度向上を図るため、事例集「北海道らしい水素社会の実現に向けて」を作成 (h29.3、2,000部) するとともに、道内自治体や事業者と協力して全道各地で「水素・燃料電池普及キャラバン」を実施 H28: 10回 H29: 23回 H30: 24回 ● 燃料電池自動車(F C V)の着実な普及を図るため、道央圏の市町村等により構成される「道央圏F C V普及促進戦略会議」を開催 H29: 2回 H30: 1回 ● F C Vに燃料(水素)を供給する水素ステーションの整備を支援 (h30.3開所、札幌市内) ● 公用車としてF C Vを率先導入 (h29.7) 	<p>[再掲1(4)A⑤]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水素の利活用についての道民の認知度向上、燃料電池自動車(FCV)やエネファームなど水素利用機器の導入促進、再生可能エネルギー由来水素のサプライチェーンの構築必要である。このため、道内自治体や事業者と協力した普及促進の取組等を引き続き実施していく。 ○ 「第2期北海道環境産業振興戦略」が令和2年度で終了となるが、道内における水素関連ビジネスへの参入が進んでおらず、また水素を活用した事業モデルが明確化していないことから、同年度内に今後の方向性を検討する。
③ スマートコミュニティのモデル形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内外でスマートコミュニティ*構築に係る助言等を行う、フォローアップサポートを市町村等に対して実施 H28: 17回 H29: 34回 H30: 21回 R1: 16回 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き取組を推進する。
④ メタンハイドレートなど次世代エネルギー資源の開発活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道の融資制度の活用促進を図るとともに、北海道トラック協会、北海道天然ガス利用促進協議会などとの連携により天然ガスの利用を促進 ● 北海道天然ガス利用促進協議会と共催で、メタンハイドレートのフォーラムを開催 (h28(2016).3) ● メタンハイドレートについて、本道周辺海域における資源量評価に必要な調査や研究開発の促進を国に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ メタンハイドレートなど次世代エネルギー資源の開発活用の促進に向けて、引き続き北海道天然ガス利用促進協議会等と連携し、国による調査・研究の状況についての情報収集等を実施する。

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

B 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ 環境・エネルギー産業の育成・振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境・エネルギー関連の技術開発や製品開発に対する支援を実施 H28: 6件 H29: 4件 H30: 2件 R1: 2件実施中 ● 次世代エネルギープロジェクト事業化推進事業に対する支援を実施 H28: 1件 H29: 1件 ※ R1から上記事業と統合 ● 道内企業の新規事業開発や販路拡大を促進するため、展示会への出展を促すことなどにより、道外企業との企業間連携の取組を支援 H28: 展示会1回 成果発表等2回 H29: 展示会1回 成果発表等2回、 H30: 展示会1回 成果発表等2回 R1: 展示会1回 ● 環境産業関連事業者を対象とした人材育成セミナーや新規参入に関する講習会を開催 H28: セミナー4回 講習6回 H29: セミナー4回 講習6回 H30: セミナー4回 講習4回 R1: セミナー1回 ● リサイクル製品等の事業化に向けた取組に対する支援を実施 H28: 6件 H29: 2件 H30: 1件 R1: 1件実施中 	○ 引き続き取組を推進する。
⑥ エネルギーの安定供給の確保に向けた取組	<p>[再掲1(7)B⑤]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国や北電に対し、電力の安定供給に万全を期すよう要請 ● サービスステーション(SS)過疎地における石油製品の安定供給等の確保に向けて、国に支援の拡充を要請 ● 製油所や油槽所など、石油供給インフラにおける非常用発電機等の導入支援を要請 ● 災害時に優先的に燃料供給を行うべき重要施設リストを作成し、石油関係団体と共有するとともに、燃料供給要請ルートを整備・周知 ● 災害時の広域的な給油体制を構築するため、サービスステーション(SS)が行う自家発電設備の整備に対する支援を実施(R1) 	<p>[再掲1(7)B⑤]</p> <p>○ 道内における電力の安定供給やエネルギーインフラの増強に引き続き取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このため、電力の安定供給、SS過疎地における石油製品の安定供給、製油所や油槽所などの石油供給インフラにおける非常用発電機等の導入支援などについて、国や関係機関に引き続き要請していく。</p>

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

B 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑦ 木質バイオマスのエネルギー利用の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 林地未利用材の効率的な集荷・搬出システムの実証試験を行うとともに、その普及・PRを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業事業者や市町村等で組織する団体による、林地未利用材の効率的な集荷作業システムの実証及び普及 H28: 上川、留萌、宗谷、十勝、釧路、根室の6振興局管内 ・ 収益性を確保できる林地未利用材を集荷・搬出手法の実証や施業コスト削減効果の検証を行うとともに、現地見学・意見交換会を開催 H29: 3か所（鶴居村、安平町、北斗市） H30: 3か所（中頓別町、上川町、京極町） ・ 林地未利用材を集荷・搬出する手法の普及促進を図るため、現地見学会を開催するとともに、実例の周知、実践テキストの作成などを実施（R1） ● 林地未利用材の搬出から運搬までの一体的・効率的な流通体制の構築に向けて、林業事業者や市町村、流通会社等で構成される検討会を実施 H28,29: 3連携地域（道南、道央広域、オホーツク） ● 林地未利用材の集荷・搬出拠点についての効果的なあり方やコストの削減効果を検証 R1: 道南地域3か所 ● 効率的な林地未利用材集荷モデルを募集・実証し、その結果の一部を公表するとともに、それに必要な林業機械のレンタル経費に対して支援 H29: 6か所 H30: 2か所 R1: 4か所 ● 木質ペレットの普及促進に向け、地域ネットワーク会議を開催するとともに、木質ペレット燃焼機器展示会・セミナーを開催 〔地域ネットワーク会議〕 H28,H29,H30 4ブロック（道央、道南、オホーツク、道東）で開催 〔展示会・セミナー〕 H28: 11か所 H29: 24か所 H30: 18か所 R1: 5か所 ● 小型木質バイオマス*ボイラーの導入に向けたセミナー・研修会を開催 H30: セミナー1回、研修会2回 R1: セミナー1回、研修会3回 ● 木質バイオマスの集荷・利用施設等を整備する林業事業者や市町村等に対する支援を実施 H28: ボイラー1台 H30: 移動式チップパー機1台、ボイラー2台 ● 道有林内で発生した林地未利用材を簡易な方法（オープンカウンター方式）で広く一般道民に販売する「公募型少額売払契約」を実施（H30: 2件） 	<p>○ 木質バイオマス*を燃料とする大規模発電施設の本格稼働に伴い、エネルギー利用のための木質バイオマスの需要が急増していることから、既存の原木需要に影響を及ぼさないよう、各地域の林業事業者による林地未利用材の集荷・搬出の取組を促進するとともに、発電事業者が林地未利用材等を効率的に調達する仕組みの検討により、林地未利用材の安定供給体制の構築に取り組んでいく。また、エネルギー変換効率が高い「熱」としての木質バイオマスの利用拡大に向けて、木質ペレットストーブの利用拡大に向けた展示会や、公共施設等における木質バイオマスボイラーの導入促進に向けたセミナーの開催などといった普及啓発に取り組んでいく。</p>

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

C 本道の活性化に役立つ科学技術の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 本道の特性を活かした研究開発や研究成果の移転などの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道立総合研究機構が行う研究費等の財源を措置するとともに、大学やその他の試験研究機関に対してはノーステック財団が行うイノベーション創出研究支援事業などを通じて、道内における産学官による共同研究、事業化への支援を実施 	<p>○ 本道の特性を活かした研究開発や研究成果の移転などを促進し、地域におけるイノベーションを生み出す仕組みを構築するため、産学官金等の協働や、研究開発拠点の形成などを推進する。</p>
② 地域におけるイノベーションを生み出す仕組みを構築するための、産学官金等の協働や研究開発拠点の形成などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラムなどにおいて、食・健康・医療の融合研究拠点の形成を目指した産学官による研究開発を支援し、道産機能性食品の開発促進、実用化、高付加価値化、販路拡大を推進 ● 北海道立総合研究機構工業試験場の機能強化のための施設（モノラボ）・機器（ロボラボ）の整備を実施 ● 地域の中小企業による共同利用を目的として、北海道立工業技術センターにIoT*関連機器の整備や人材育成の取組を実施 	<p>○ 本道の特性を活かした研究開発や研究成果の移転などを促進し、地域におけるイノベーションを生み出す仕組みを構築するため、産学官金等の協働や、研究開発拠点の形成などを推進する。</p> <p>○ 道立総合研究機構が、多様化する地域や企業等のニーズに的確に対応しながら、その総合力をより一層活かした研究開発を進め、北海道の総合的な研究機関としての役割を十分に果たすことができるよう、道として引き続き支援を行うとともに、運営等に関する諸課題の調整を図る。</p>
③ 公設試験研究機関や産業支援機関などを活用した産業ニーズや課題に対応した技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道立工業技術センターによる技術支援等の推進〔個別技術支援の実施〕494件(H30) ● 地域の産業支援機関を通じた技術の高度化や事業化加速に向け、平成28年度から30年度は、7機関に企業支援マネージャーを配置し、企業支援や技術講習会を実施するとともに、令和元年度からは、7機関に技術力生産性向上マネージャーを配置し、先端技術の導入や生産性向上に関する企業支援を実施するほか、専門人材の育成研修を実施 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
④ 航空宇宙分野の研究開発や実験の誘致活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 大樹町における高度100kmの宇宙空間を目指した民間ロケットの打上げを支援（r1.5に打上げ成功）するとともに、北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会を設立(h30.4)し、産学官の連携体制の構築を図る（r1.8までに80以上の企業・団体が参画）など、宇宙分野の研究・実験拠点の形成や衛星データ利用ビジネスの創出に向けた取組を推進 	<p>○ 更なる研究開発・実験誘致等を通じた航空宇宙産業の成長産業化が必要である。このため、本道の実験環境の積極的なアピールや関連企業の誘致等に取り組むとともに、産学官連携により、道内企業の宇宙関連分野への新規参入や新たな宇宙ビジネスの創出を促進する。</p>

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

C 本道の活性化に役立つ科学技術の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ 科学技術に親しむ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 次代を担う子どもたちが科学技術に触れ、親しむことができる場として、「サイエンスパーク」を開催（H18(2006)～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元(2019)年度には、道総研との共催、43の試験研究機関や民間企業等との連携・協力により開催し、約2,800名（うち児童約1,500名）が来場 	<p>○ 道民が科学技術を身近に感じることで、理解と信頼を得ながら、科学技術リテラシーの更なる向上を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、関係機関と一体となり、多くの人々が科学技術に触れ、親しむことができる機会を創出することで、科学技術への関心を高め、リテラシーの向上を図る。</p>
⑥ 科学技術・産業の発展などを担う人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的な能力等を培い、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図ることを目的として、先進的な理数教育の実践研究校「スーパーサイエンスハイスクール」を7校指定 ● 北海道スーパーサイエンスハイスクール連絡協議会（参加校数 H30: 7校、R1: 8校）において成果と課題を共有するとともに、スーパーサイエンスハイスクールの成果を普及するため、実践事例集の作成・配付や教員研修（参加教員数 H30: 18名）を実施 ● HOKKAIDOサイエンスフェスティバルにおいて、スーパーサイエンスハイスクール指定校の生徒が研究成果を発表 〔参加生徒数〕 H28: 200名 H29: 268名 H30: 209名 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑦ 知的財産の戦略的な創造・保護・活用に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産の普及啓発と活用促進のため、地域団体商標制度の周知などを実施 〔平成30年度末における地域団体商標の新規出願数〕 累計55件 ● 道内中小企業等が特許や商標など産業財産権を活用した事業展開を支援するため、北海道知的所有権センターを運営するとともに、このセンターに配置した特許流通サポーターが企業訪問等を実施 〔平成30年度における特許流通相談件数〕 71件 	<p>○ グローバル化の進展に伴い、道内企業の海外ビジネス展開が活発化していることから、本道の地名等に関する商標の第三者による冒認出願や海外での模造品販売などへの対策が必要である。</p> <p>このため、関係機関との更なる連携を図り、知的財産の創造、保護及び活用を戦略的に推進することで、道内企業等の競争力を強化していく。</p>

(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

A アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 官民一体となった北海道産食品の輸出拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道、ホクレン、ぎょれんの連携による海外マーケット調査やプロモーションを実施 ● 道と札幌市が連携し、相互の海外事務所を活用するとともに、テスト輸出や商談会などを実施 ● 「北海道国際ビジネスセンター」の活動支援 ● 日本貿易振興機構北海道貿易情報センターの運営経費の一部を負担 ● 北海道国際ビジネスセンター(HIBC)や日本貿易振興機構北海道貿易情報センターのアドバイザーによる貿易相談等の実施や現地の最新情報等を事業者へ提供することなどにより、スムーズな輸出を支援 ● 北海道どさんこプラザ海外3店舗を展開 (H27～: シンガポール店、H30～: バンコク店、R1～: シンガポール2号店) ● 北海道どさんこプラザでのテスト販売等を通じた商品の磨き上げや、現地PRイベントの実施 ● シンガポール及びタイにおいて、現地飲食店等への道産食品のPRのための商談会を開催 ● 水産物の輸出増大に向けて水産加工場のHACCP*認定取得を促進するため、講習会を開催 [再掲1(5)B①、2(1)B⑥] H28: 室蘭市、稚内市 H29: 釧路市 H30: 網走市 R1: 枝幸町 ● 道と農業団体等で構成する「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」による海外マーケット調査やプロモーションを実施 [再掲2(1)A⑦] ● 道産農畜産物等の輸出先国での市場の拡大等のため、重点品目ごとの課題等に踏まえた戦略的なプロモーション等を実施 [再掲2(1)A⑦] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 煩雑な輸出手続などへの対応が必要であることから、北海道国際ビジネスセンター(HIBC)等の輸出アドバイザーと連携し、道内事業者の取組を支援する。 ○ 他府県や海外の産地との競争激化による価格低下への対応が必要である。このため、マーケットニーズ等に対応した製品開発や既存製品の磨き上げなどによる付加価値の向上を図る。 ○ 農産物の輸出品目や輸出先国の多様化に対応するため、生産者団体などと一体となった取組が不可欠である。 このため、輸出先国のニーズに対応する生産を行う産地を育成するとともに、周年供給など安定的な輸出体制の構築を推進する。[再掲2(1)A⑦] ○ 水産物・水産加工品の輸出品目や輸出先国の多様化のほか、輸出環境が悪化している主要品目の輸出拡大へ向けた取組が必要である。 このため、生産者団体などと連携し、量販店における販売PRや飲食店へのメニュー提案などの海外販路拡大の取組を推進する。

(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

A アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 商流・物流網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● コメ、青果物、牛肉などの関係者から成るプラットフォームを構築し、テスト輸出や商談会を実施したほか、戦略的なプロモーション活動、通年輸出体制の構築を推進 ● 輸出事務に精通するアドバイザーを海外と道内に配置し、輸出に取り組む道内食関連企業を支援（H28～H30: シンガポール、タイに各1名、道内に3名） ● 販路拡大を目的とした現地商談会を実施 H28: シンガポール、香港、UAE、台湾、タイ H29, H30: シンガポール、香港、UAE、台湾、タイ、マレーシア R1: 香港、台湾 ● フェアなどのイベントの機会を活用し、食・文化等のPRを実施 ● アドバイザーの設置による商品発掘やフェア・商談会の実施など、極東地域に進出意欲のある企業を支援 ● 民間企業等と連携し、小口貨物の混載輸送の実践を通じて課題等の検証を行い、成果報告会を開催（H29） ● 港湾管理者に対する、国際航路の拡大に向けた各種セミナーや商談会の開催等についての情報提供を実施 ● 航空貨物物流を強化するための方策の検討などを行う調査事業を実施（H28） ● 北極海航路の利活用に向けて、セミナー等を開催（H28～）するとともに、輸送モデル等の検討などを実施（H28～H30） ● 北海道交通政策総合指針の重点戦略等の効果的な推進のため、交通・物流事業者、行政、関係団体などによる「北海道交通・物流連携会議」を開催（h30.6, h31.3, r1.8） ● 令和元(2019)年12月に就航した新千歳ーヘルシンキ線を活用して、欧州向けに道産品を輸出する実証実験を実施 ● 新千歳空港の国際拠点空港化及び道内空港の国際化を推進するため、国際航空定期便の誘致、需要開発及び新千歳空港の機能整備を推進 	○ 引き続き取組を推進する。

(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

A アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 輸出支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出品目の拡大に向けて、現地嗜好に合った製品の開発、飲食店でのメニュー提供や量販店等でのPR販売を支援 ● 輸出拡大に向けて、現地の流通状況や消費者の嗜好等に関する調査や、大規模商談会への出展を支援 ● ASEAN、上海、サハリン、ソウル等における道の海外事務所等を通じ、市場ニーズの把握から販路開拓など、企業等の活動を支援 ● 水産加工場における対E U、対米HACCP*の認定取得に向けた説明会を開催したほか、食品関係施設におけるHACCPによる自主衛生管理の導入促進に向けた指導等を実施 ● 水産物の輸出増大に向けて水産加工場のHACCP*認定取得を促進するため、講習会を開催 H28: 室蘭市、稚内市 H29: 釧路市 H30: 網走市 R1: 枝幸町 [再掲1(5)B①、2(1)B⑥、2(5)A①] ● 道産食品輸出塾、地域フード塾及びワインアカデミーによる人材育成を実施 ● 道・関係機関・団体等で「2020年東京オリンピック・パラリンピック道産農林水産物供給北海道協議会」を設置し、東京オリパラ選手村等で提供される飲食への道産食材の供給に関する情報共有を推進 [再掲1(5)B①] 	<p>○ 煩雑な輸出手続、高い輸送コスト、冷凍・冷蔵設備等の不足などへの対応が必要である。</p> <p>このため、輸出アドバイザー、北海道国際ビジネスセンター(HIBC)等と連携し、道内事業者の輸出体制をサポートするとともに、輸送技術(混載、鮮度保持等)の普及を図る。</p> <p>[再掲①]</p>
④ 機能性食品市場やイスラム圏市場など、成長が期待される新たな海外市場への展開	<ul style="list-style-type: none"> ● イスラム圏市場の開拓や、機能性食品やスイーツの輸出促進に向け、テスト輸出や現地商談会を開催 ● 地域発の市町村、企業、生産者などが一体となったプロジェクトチーム設置、地域における発信力強化や販路拡大の取組を支援 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

B 海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 海外交流拠点を中心とする、官民連携による北海道ブランドの浸透や人的・物的交流の活発化	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道ASEAN事務所、北海道上海事務所、北東北三県・北海道ソウル事務所を運営し、現地の政府・関係機関・進出道内企業等からの照会等に対応 〔北海道ASEAN事務所における照会対応事務処理件数〕 H28: 1,549件 H29: 1,149件 H30: 1,058件 R1: 690件 (4月～1月) 〔北海道上海事務所における照会対応事務処理件数〕 H28: 1,603件 H29: 1,583件 H30: 1,565件 R1: 1,565件 (4月～1月) 〔北海道ソウル事務所における照会対応事務処理件数〕 H28: 210件 H29: 2,601件 H30: 1,929件 R1: 2,017件 (4月～1月) ● 道とベトナム計画投資省との覚書締結(h29.8)を踏まえた貿易や人材交流を促進するため、海外関係機関等との交流を強化 	○ 引き続き取組を推進する。
② 「クールHOKKAIDO」の取組の加速	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業や関係団体等から成る「クールHOKKAIDOネットワーク」を活用して海外事業展開に関する情報共有を行うとともに、「ほっかいどうスマイルアンバサダー」に任命した海外の著名人や「ほっかいどうスマイルステーション」として登録した海外の店舗を活用して北海道の情報発信を実施 	○ 引き続き取組を推進する。
③ 道内企業のアジア地域における販路拡大の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地の大型商談会出展やEC市場参入等、最大の市場である中国への道産食品の参入機会が拡大されたタイミングを捉え、輸出拡大に向けた取組を推進 R1: 大型商談会へ出展 (道内企業 25社 700品目を出展) 	○ 商談時、日本での商品の製造、加工工程等を確認したいという意見が多く、成約に繋がらないケースが散見される。
④ 道内企業の海外展開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道と札幌市が連携し、ASEAN・中国の海外拠点等を活用しながら、道内企業の現地進出・輸出拡大を促進するため、道市連携海外展開推進事業（地方創生事業）を実施 〔海外企業連携型販路拡大プロジェクト：食分野〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地商談会の開催 H28: 2回 (シンガポール: 現地12社、道内6社、ベトナム: 現地127社、道内12社) H29: 2回 (バンコク: 現地25社、道内20社、マレーシア: 現地41社、道内11社) H30: 1回 (ベトナム: 現地169社、道内20社) R1 : 2回 (ベトナム: 現地137社、道内17社、マレーシア: 現地20社、道内10社) ・ 現地海上輸送・航空輸送の輸出コスト調査の実施 ・ 現地企業を招聘し商談会を開催 H30: 1回 (ベトナム3社、フィリピン3社、道内32社) R1 : 1回 (ベトナム4社、マレーシア4社、シンガポール4社、道内37社) 〔地域産業育成によるアジア展開プロジェクト：技術分野〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地展示会への出展 (H28: 道内企業3社 H29: 道内企業6社 H30: 道内企業4社) ・ 現地企業を招聘し商談会を開催 H28: 1回 (中国企業17社、道内企業21社) H29: 1回 (中国企業23社、道内企業19社) H30: 2回 (1回目: 中国企業48社、道内企業25社 2回目: ベトナム企業37社、道内企業9社) R1 : 1回 (中国企業8社、ベトナム企業1社、道内企業13社) 	このため、現地バイヤーを招聘し、より多くの道内企業と商談の場を設け、生産工程等を見学させることで、安心感を与え、成約に繋げていく。

(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

B 海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤ 海外からの投資を促進するための、海外でのプロモーションなどの取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内各地域の投資の一層の促進に向けて、観光、食、IT等の幅広い分野において海外投資家へのプロモーションを展開 <ul style="list-style-type: none"> H28: 現地投資セミナーの開催 3ヶ国（マレーシア・シンガポール・台湾） 招聘実績 8社（マレーシア4社、シンガポール3社、台湾1社） H29: 現地投資誘致セミナーの開催 1ヶ国（香港） 招聘実績 6社（イタリア1社、マレーシア2社、シンガポール2社、中国1社） H30: トップセールス 1ヶ国（香港） 個別訪問 8社（フィンランド3社・シンガポール5社） 招聘実績 10社14名（シンガポール4社、中国2社、イスラエル2社、タイ2社） 	<p>○ 海外からの投資において、ホテルを中心とした観光への分野偏在や、海外投資家が知名度の低い地域への投資を躊躇・不安視する傾向が見られ、地域が売り込みたい投資案件と投資家のニーズの乖離が見られる。</p> <p>このため、海外投資家を道内に招聘して地域の魅力の売り込みを行うなどして、道内各地域の投資優位性を幅広く発信する。</p>
⑥ ロシア極東地域への道内企業の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ロシア極東での「北海道フェア」の開催や、同地域で開催されている見本市・展示会への北海道ブース出展を通じて、道産品のPR・試験販売を実施 <ul style="list-style-type: none"> H28: 「北海道フェア」の開催 2回（ユジノサハリンスク市） 見本市・展示会へのブース出展 1か所（ハバロフスク市） 即売会・商談会の開催 1回（ウラジオストク市） H29: 「北海道フェア」の開催 2回（ユジノサハリンスク市） 見本市・展示会へのブース出展 1か所（ハバロフスク市） 即売会・商談会の開催 1回（ウラジオストク市） H30: 「北海道フェア」の開催 2回（ユジノサハリンスク市） 見本市・展示会へのブース出展 2か所（サンクトペテルブルク市、ハバロフスク市） 即売会・商談会の開催 1回（ウラジオストク市） R1: 「北海道フェア」の開催 1回（ユジノサハリンスク市） 見本市・展示会へのブース出展 2か所（サンクトペテルブルク市、ハバロフスク市） 試食・即売会の開催 3回（ユジノサハリンスク市、ハバロフスク市、ウラジオストク市） 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑦ 人流・物流の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 航空貨物物流を強化するための方策の検討などを行う調査事業を実施(h28.12) ● 令和元(2019)年12月に就航した新千歳－ヘルシンキ線を活用して、欧州向けに道産品を輸出する実証実験を実施 [再掲2(5)A②] ● 新千歳空港の国際拠点空港化及び道内空港の国際化を推進するため、国際航空定期便の誘致、需要開発及び新千歳空港の機能整備を推進 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑧ 北極海航路の利活用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 北極海航路の状況や今後の展望などを把握し、将来的に航路が利活用された場合の輸送モデルをとりまとめ (H28～H30) ● 北極海航路の最近の動向や関係機関の取組状況について情報共有を図るため、北海道「北極海航路」調査研究会を開催 (H28～H30) 	<p>○ 北極海航路の活用に向けて、産学官が連携した取組を進め、参画企業の拡大を図るとともに、他地域に先駆け北海道のプレゼンスを高めることが必要である。</p> <p>このため、産学官の関係機関が連携し、情報共有や調査・検討を進める。</p>

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

A 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 道内各地の取組と一体となった多彩なツーリズムの展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の魅力ある観光資源を活用した旅行商品開発や受入体制整備の取組を支援 ● 海外や道外の観光客に対し効果的に情報発信するため、札幌市との連携により「どさんこ旅サロン」を東京有楽町に設置（h28.6）し、旅行相談に対応するとともに観光情報の提供を実施 〔総来場者数〕 H28: 7,962人 H29: 8,891人 H30: 8,500人 ● 道・札幌市と共同で、札幌駅の「北海道さっぽろ「食と観光」の情報館」内に「北海道さっぽろ観光案内所」を運営し、来道観光客への相談対応を実施 ● 欧米富裕層の間で広がりを見せ、本道が持つ自然・体験・文化資源を最大限に活用できる旅行形態として期待されているアドベンチャートラベルの振興を図るため、「アドベンチャートラベルワールドサミット2021」誘致に向けたトップセールスや関係者へのヒアリング等の取組を実施するとともに、ガイド育成など受入側の体制を整備 	○ 本道を訪れる観光客が、特定の時期や地域に偏る傾向があるため、引き続き、地域の観光資源の発掘・磨き上げによる新たな魅力ある観光商品づくりはもとより、新たなツーリズムや一年を通じて地域に滞在しながら楽しむことができる観光メニューづくり等に取り組む。
② 国際観光ルートづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の観光関係者による外国人観光客向けの新しい滞在モデルプランや商品開発の企画等の国際観光周遊ルートづくりに係る取組を支援し、地域の魅力ある観光資源を活用したルートを形成（18地域） ● 上記モデルプランを、旅行会社ウェブサイトへの掲載や旅行博への出展、動画配信等のプロモーションやパンフレットやマップ等のツール作成などを通じて海外に発信 	
③ 観光投資の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行会社の招請等を通じて、旅行商品の販売促進を実施 ● 道内各地域の投資の一層の促進に向けて、観光、食、IT等の幅広い分野において海外投資家へのプロモーションを展開 〔現地投資セミナーの開催〕 H28: 3か国 H29: 1か国 〔招聘実績〕 H28: 8社 H29: 6社 H30: 10社 〔トップセールス〕 H30: 1社 	

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

A 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 道内空港への国際航空路線の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済界等と連携して国際航空路線の誘致活動を実施 〔海外航空会社訪問〕 H28: 9社 H29: 9社 H30: 3社 R1: 7社 〔新規就航数〕 H28: 7社7路線 H29: 6社7路線 H30: 7社8路線 R1: 12社12路線 ● 成熟市場である台湾、韓国、香港、シンガポール、豪州等に向けて、リピーターの確保や個人旅行の推進を図るため、特定目的旅行や個人旅行向けルートのプロモーション、マスコミ・ブロガー・旅行会社の招へい等を実施するとともに、ドライブ観光やフォトウェディングなどをターゲットとした様々な手法によるPRを実施 ● 成長市場である中国、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド等に向けて、旅行博出展や現地セミナーの開催、マスコミ・旅行会社の招へい、商談会の実施など、対象市場の状況やニーズに応じたプロモーションの展開によるPRを実施 ● 安定的な外国人観光客数の増加を図るため、欧米市場をターゲットに、WEBサイトの構築、旅行博への出展、メディア・旅行会社の招へいを実施するなどのPRを実施 	<p>○ 外国人観光客の誘客促進を図っていくためには、海外と本道とを結ぶ国際定期路線の充実、特に、新千歳空港以外の道内地方空港への就航拡充を図る必要がある。このため、経済界や関係市町村と連携し、国際航空路線の誘致活動を引き続き実施する。</p>
⑤ 空港機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間委託による道内7空港の一体的運営に向けて、国や関係自治体等との総合調整や道管理の女満別空港の運営事業者の選定に係る手続を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元(2019)年7月3日に道内7空港特定運営事業等の優先交渉権者を選定 ・ 同年10月31日に特別目的会社である北海道エアポート株式会社に対して公共施設等運営権を設定し、同社と公共施設等運営権実施契約を締結 ● 中標津空港の滑走路における耐震照査実施に必要な基礎データ取得のため、地質調査を実施 (H30～R1) ● 除雪体制の充実・強化のため除雪車を更新 H28: 中標津空港2台 H29: 女満別空港・中標津空港・利尻空港各1台 H30: 女満別空港・中標津空港・利尻空港各1台 R1: 女満別空港2台、利尻空港1台 	<p>○ 道管理空港が所有している除雪車は、老朽化が進んでおり、故障等が発生した場合は適切な除雪が行えず、航空機の遅延や欠航を生じさせる可能性が高くなることから、老朽化が進む除雪車の更新を計画的に進め、冬季の空港運営に適切な除雪体制を維持する。</p>

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

A 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑥ 観光産業従事者の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● バス運転手育成確保のための研修や、バス乗務員を対象としたスキルアップセミナー等を実施 ● 宿泊業を対象としたインターンシップを実施 ● アウトドア活動の振興を図るため、北海道アウトドアガイドの資格制度の運営や、アウトドアガイド事業者のほか地域に根ざした人材を育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトドア関連事業者157名に対して研修を実施し、103名がアウトドアガイドの資格を取得（H28～H30） 	<p>○ 本道の通訳案内士の割合が全国の1/5であるなど、インバウンドの受入体制が不十分となっている。また、インバウンド受入れには語学や多文化への理解力などが必要だが、道内においてそういった技能を有した人材はまだ不足している。</p> <p>このため、引き続き、地域における案内表示等の整備や多言語化を促進し、個人旅行者や外国人旅行者にとっても利用しやすい環境整備に努めるとともに、宿泊業や観光貸切バス業をはじめとした観光産業の人材確保を推進する。</p>
⑦ 交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人旅行の道外客や外国人観光客が道内各地を円滑に周遊できるよう、観光地やバス停留所の情報のオープン化等による二次交通の利便性向上を図り、道北・道東への誘客を促進 ● 交通事業者や経済・観光団体、行政機関などが連携した「シームレス交通戦略推進会議」を設置し、十勝地域をモデル地域として、利便性が高くストレスのない移動の実現に向けて関係者と協議 ● スマートフォンを利用した移動手段の可視化や出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一つのサービスとして提供するMaaSの実証実験を実施（r1.10, r2.2） 	<p>○ 周遊観光の促進など道内全域への観光客の安定的な誘客を図っていくため、滞在型観光促進に向けた広域観光ルートの形成・促進や、道央圏から他の圏域への誘客促進に向けた空港や鉄道などの交通拠点と二次交通の整備などに取り組む必要がある。</p> <p>このため、魅力ある観光地づくりを進め、道内観光客の地域偏在の解消を図るとともに、ICTを活用したシームレス交通戦略の取組などを推進することにより、二次交通の利便性を向上させていく。</p>
⑧ 観光主要施設における多言語対応の強化、Wi-Fi環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 189件の観光案内版やWebサイトの多言語化や地域における接客研修を実施したほか、Wi-Fi環境の整備などを実施 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑨ ムスリム対応	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナーの開催やワークショップによる事業者や市町村関係者向けの普及事業を実施 ● 食に制限を持つ外国人旅行者の調査を通してデータベースを構築し、北海道観光振興機構のホームページなどによりムスリム*やベジタリアンに向けた情報を発信 	<p>○ ムスリムや欧米に多いベジタリアンに向けた情報発信や、受入環境整備を進める。</p>

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

A 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑩ ビッグデータ*の活用など、マーケットデータの分析による受入体制の検証・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン予約サイトの運営企業からのコンサルティングを基に、インターネット広告を利用したターゲット別の広告効果分析や消費ニーズの把握等分析を実施 ● 分析により得られた、北海道に興味関心の高いターゲット層や市場、効果的なコンテンツ等を道内に波及させるセミナーを実施 	<p>○ 消費者やマーケット動向の定量的なデータの把握に至っておらず、マーケティング力の更なる強化が課題となっている。</p> <p>このため、北海道観光振興機構のホームページの利用者のニーズ収集・分析やO T A (Online Travel Agency) サイトと連携した市場動向把握を行い、観光客の多様なニーズに的確に対応するよう努める。</p>
⑪ 魅力的な観光地づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 通訳案内士及び通訳案内士資格取得を目指す人たちへ向けた研修を実施 (有資格者：上級、資格希望者：初級) ● 地域の観光協会、小売店、アウトドア関連事業者等に対してホスピタリティ向上に向けた実践的な研修を実施 ● 道内各地域で中心となって活動している観光人材を対象にプロモーションや旅行商品造成手法等を学ぶセミナーを海外実践研修も含めて実施 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑫ 北海道観光振興機構の機能拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連携DMO*の登録を受けた観光振興機構のマーケティング力の強化を図るため、観光振興機構ホームページ利用者のデータ分析等を実施 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑬ DMOの形成・確立に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「日本版DMO」の道内における形成を促進するため、道内各地におけるDMO*の確立に向けた取組を支援 〔観光庁による日本版DMOの認定 (r2.1現在)〕 12団体 (広域連携DMO 1件、地域連携DMO 6件、地域DMO 5件) 〔日本版DMO候補法人 (r2.1現在)〕 10団体 (地域連携DMO 3件、地域DMO 7件) 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

B 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 満足度の高い旅行商品の造成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の魅力ある観光資源を活用した旅行商品開発や受入体制整備の取組を支援 ● 地域資源を活用した商品造成や観光コンテンツの発掘・磨き上げに係る地域の取組を支援 (H28～R1: 270件) ● 観光案内版やWEBサイトの多言語化、地域における接客研修の実施等の受入体制整備を実施 (H28～R1: 189件) 	<p>○ 平成30(2018)年度の観光入込客数は、北海道新幹線開業前の平成27(2015)年度比で道南地域が10.5%増であるのに対して、オホーツクは1.5%減、十勝も0.3%減となっており、北海道新幹線の開業効果が全道に波及しているとは言い難い。</p>
② 多様なメディアを活用した、本道の魅力の戦略的な発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 首都圏でのマスコミ向け記者発表会の実施など、首都圏を中心としたマスコミ、メディア、旅行会社、WEB媒体、SNSなどの発信力と拡散力を活用した情報発信を実施 H28～H30: 首都圏ブロック記者発表会を20回開催し、105件の記事掲載を確認 ● 成熟市場である台湾、韓国、香港、シンガポール、豪州等に向けて、リピーターの確保や個人旅行の推進を図るため、特定目的旅行や個人旅行向けルートのプロモーション、マスコミ・ブロガー・旅行会社の招へい等を実施するとともに、ドライブ観光やフォトウェディングなどをターゲットとした様々な手法によるPRを実施 ● 成長市場である中国、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド等に向けて、旅行博出展や現地セミナーの開催、マスコミ・旅行会社の招へい、商談会の実施など、対象市場の状況やニーズに応じたプロモーションの展開によるPRを実施 ● 安定的な外国人観光客数の増加を図るため、欧米市場をターゲットに、WEBサイトの構築、旅行博への出展、メディア・旅行会社の招へいを実施するなどのPRを実施 	<p>このため、引き続き、道内各地域の豊かな自然や安全・安心な食など、様々な観光資源の発掘・磨き上げに加えて魅力ある観光メニュー開発などの取組を支援するとともに、リピーターやFITのニーズを踏まえた効果的な情報発信を行う。</p>
③ 官民一体となった戦略的なMICE誘致・開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際MICE*エキスポへの参加、コンベンション誘致のためのプロモーション、コンベンション誘致促進助成などを通じて、道外のMICE主催者等に対して、北海道におけるMICE開催の働きかけを実施 	<p>○ 北海道はMICE*開催地としての知名度はあるが、候補地としての訴求力が不十分な状況にある。</p> <p>このため、道外のMICE主催者等に対するプロモーションや受入環境充実、本道におけるコンベンションの開催への支援等の取組を進める。</p>
④ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会など世界的スポーツイベントの開催を契機とする本道の魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年東京オリンピック・パラリンピック等今後の大型スポーツイベントの開催を見据え、スキーイベントの開催や海外サイクリング大会への出展、旅行会社・メディア招請等を実施 ● ロンドン、シドニー等の旅行博への出展(h30.10) ● 海外サイクリング大会への出展: 台湾(h30.10)、香港(h30.10)、シンガポール(h30.10) ● 米国、英国のインフルエンサーを富良野、ニセコ、留寿都等へ招請 	<p>○ 2020年東京夏季五輪を控えスポーツツーリズムの注目が高まっているが、スポーツツーリズムとしての本道の認知度は高くない。</p> <p>このため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会を契機としたプロモーションや冷涼な気候を生かしたスポーツツーリズムなどの新たな魅力による誘客を推進していく。</p>

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

B 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑤ 北海道新幹線の開業効果を最大限に高めるための、効果的な誘客プロモーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内6圏域及び道外において、PRイベントの開催や各種プロモーション等を展開 ● 青森県との「津軽海峡交流圏」形成に向けた各種取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ラムダ作戦会議参加、道県共同事業の実施など ● 道庁WEBサイト「北海道新幹線つながるNAVI」等を活用した情報発信の実施 ● 「北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブック」を作成(h30.2)し、北海道新幹線を活用した教育旅行の誘致活動を実施 ● 「北海道新幹線開業後における道内旅客流動調査」の実施(h28.4～h29.1) ● 新幹線沿線や首都圏、関西圏、中部圏における一般消費者に向けたPRイベントの開催やメディア等を活用した各種プロモーションを展開 ● 北海道新幹線開業効果の道内各地への波及や道内地方空港を活用した旅行商品の造成などに向けて、北海道と鉄道事業者(JR北海道、JR東日本)や航空会社(JAL、ANA、ADO、HAC)などの交通事業者等が連携して組織する「北海道広域観光・誘客促進研究会」を立ち上げ(h28.9)、研究会を開催し事業方針や事業内容について検討 	<p>○ 平成30(2018)年度の観光入込客数は、北海道新幹線開業前の平成27(2015)年度比で道南地域が10.5%増であるのに対して、オホーツクは1.5%減、十勝も0.3%減となっており、北海道新幹線の開業効果が全道に波及しているとは言い難い。</p> <p>このため、引き続き、道内各地域の豊かな自然や安全・安心な食など、様々な観光資源の発掘・磨き上げに加えて魅力ある観光メニュー開発などの取組を支援するとともに、リピーターやFITのニーズを踏まえた効果的な情報発信を行う。[再掲①]</p> <p>○ 北海道新幹線の開業や航空ネットワークの拡充などのチャンスを活かし、観光客の地域偏在を解消するとともに、観光振興の効果を全道に波及させることが必要である。</p> <p>このため、地域や観光関係者との連携による効果的な誘客プロモーションを展開していくとともに、東北地方をはじめ、首都圏・北関東圏との交流人口の拡大に向けた取組を推進する。</p>

(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

A 雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 雇用の受け皿づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用創出の取組や産業育成のノウハウを有する人材を配置して関係機関との調整を図るとともに、道内企業の雇用創造プロジェクト事業への参画や助成制度の活用を促進することで、効果的かつ円滑に事業を展開 ● 地域での合同企業説明会やインターンシップ事業を行うとともに、地域の企業の人材確保に向け、地域の企業情報や生活情報の発信や企業説明会を札幌において開催 〔地域での合同企業説明会〕 H28: 8回実施、603人参加 H29: 8回実施、589人参加 H30: 8回実施、573人参加 〔札幌での企業説明会〕 H28: 10回実施、254人参加 H29: 7回実施、495人参加 H30: 7回実施、373人参加 ● 中高年求職者を対象に、地域産業理解・意識改善セミナー、企業見学会などを開催 H28: 7回実施、500人参加 H29: 7回実施、495人参加 H30: 7回実施、373人参加 	<p>○ 本道の雇用情勢は改善しているものの、全国と比較すると有効求人倍率は低く、さらに若者の完全失業率は他の年齢層と比べて高い水準にある。</p> <p>このため、引き続き良質で安定的な雇用の受け皿の拡大に向け、プロジェクト事業の早期実施と効果的な事業展開を進めるとともに、雇用創出の把握やプロジェクトに参画する事業者の拡大に努める。</p>
② 高等技術専門学院や民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内8か所の高等技術専門学院において施設内訓練を実施 H28: 360名修了 H29: 317名修了 H30: 305名修了 ● 8高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の学生にインターンシップの機会を提供 H28: 31訓練科300名、受入事業所数222 H29: 28訓練科281名、受入事業所数219 H30: 32訓練科268名、受入事業所数212 ● 認定職業訓練*を行う事業者への補助を実施 H28: 普通課程22団体 訓練生数207人、短期訓練18団体 訓練生1,446人 H29: 普通課程19団体 訓練生数189人、短期訓練17団体 訓練生1,245人 H30: 普通課程21団体 訓練生数196人、短期訓練16団体 訓練生1,067人 ● 介護福祉士養成施設に対する補助を実施 〔介護福祉士養成職業訓練の受講実績〕 H28: 1年生42名, 2年生30名 H29: 1年生41名, 2年生39名 H30: 1年生34名, 2年生31名 ● 企業内における生涯職業能力開発の充実強化を図るため、向上訓練等推進員を配置し、普及・広報・相談を実施 H28~H30: 各10名 	<p>○ 人口減少に伴う経済成長への制約を乗り越え、力強い地域経済実現への取組を加速するためには、労働者一人ひとりの生産性の向上の取組が必要である。</p> <p>このため、地域社会のニーズが高い人手不足分野の人材育成に努めていくとともに、生産性の向上につながる職業訓練を実施していく。</p> <p>○ 女性、若年者、中高年齢者、障がい者等、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加型の社会」の実現加速に向け、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することによって、一人一人の能力の底上げを図っていくことが重要である。</p> <p>このため、雇用のセーフティネットとしての機能を含むきめの細かい職業能力の開発を推進していく。</p>

(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

A 雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>③ 多様な働き手や、学卒未就職などの求職者に対する職業能力の開発支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職者等を対象に、再就職に必要な知識や技能、資格を短期間で取得させる職業訓練を実施し、再就職を支援 H28: 就職者数2,536人 H29: 就職者数2,370人 H30: 就職者数2,142人 ● 障がい者など就職が困難な求職者の訓練を事業主に委託し、訓練終了後引き続き雇用されることで就職を促進 H28: 延べ116ヶ月実施・18名就職 H29: 延べ152ヶ月実施・21名就職 H30: 延べ95ヶ月実施・15名就職 ● 障がい者を対象とした職業訓練を実施 〔H28修了者〕 障害者職業能力開発校18名、委託訓練63名、一般校訓練 9名 〔H29修了者〕 障害者職業能力開発校18名、委託訓練65名、一般校訓練 7名 〔H30修了者〕 障害者職業能力開発校13名、委託訓練57名、一般校訓練10名 	<p>○ 女性、若年者、中高年齢者、障がい者等、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加型の社会」の実現加速に向け、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することによって、一人一人の能力の底上げを図っていくことが重要である。 このため、雇用のセーフティネットとしての機能を含むきめの細かい職業能力の開発を推進していく。</p>
<p>④ 学生・生徒に対するものづくり産業への理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ものづくり産業の魅力を学生・生徒に伝えるため、現場見学会、ものづくり体験会、出前授業を実施 〔現場見学会〕 H28: 3回、H29: 3回、H30: 5回、R1: 4回 〔ものづくり体験会の実施〕 H28: 10回、H29: 10回、H30: 8回 〔出前授業〕 H28: 3回、H29: 3回、H30: 4回、R1: 2回 ● 各種イベントを活用し、ものづくり産業の魅力をPR ・サイエンスパーク (H28、29、30、R1) ・ラリー北海道 (H28、29、30) ・No Maps (H29、30、R1) ・札幌モーターショー (H29、R1) ● 地域人材開発センターが行う事業に対する補助を実施 H28: 道内8か所 H29: 道内8か所 H30: 道内8か所 ● 専修学校において職業体験講座を実施 H28: 318講座 H29: 305講座 H30: 318講座 ● 道内各機関が実施する産業人材育成に関する研修やセミナーの情報を収集し提供 H28: 情報提供 1,834研修・セミナー、メールマガジン 43回発行 H29: 情報提供 1,172研修・セミナー、メールマガジン 45回発行 H30: 情報提供 827研修・セミナー、メールマガジン 17回発行 ● 技能士の育成向上に寄与する北海道技能士フォーラムへの補助を実施 H28: 全道大会1回など H29: 全道大会1回など H30: 全道大会1回など 	<p>○ 若者の道外流出や地元企業に対する認知度不足等により、道内のものづくり企業に就職を希望する若者が少ない。 このため、各種イベントの実施などを通じて、ものづくり産業への理解を深めるとともに、技能を尊重する機運を醸成するなどして、技能者・技術者の育成に引き続き取り組んでいく</p>

(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

B 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 多様な人材の就業促進・職場定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規学卒者が地域の産業や企業に対する理解を深め、適切な職業を選択できるよう、ジョブカフェにおけるカウンセリング、高校等での就業意識向上のための職業ガイダンス、高校生や大学生等を対象とした職場見学ツアーや企業説明会を実施 〔ジョブカフェ延べ利用者数、進路決定者数〕 H28: 41,678人、6,453人 H29: 39,504人、6,456人 H30: 37,290人、6,456人 ● 若者の早期離職防止に向けて、平成28(2016)年3月に策定した「若者早期離職防止総合対策プログラム」に基づき、在学時、就活時、就職後といった各ステージにおける若者・企業双方への支援等の取組を実施 ● 若者の職場定着に向けて、就職活動前の高校生等を対象に地域の企業や産業を広く知る機会を提供するフェアのほか、中小企業の若手社員のキャリア形成を支援する研修会、企業に対する離職問題の啓発や職場定着の取組事例等を紹介するセミナーを14振興局管内で開催 〔じもと×しごと発見フェア 実施箇所、出展企業、参加者数〕 H28: 15か所、269社、1,654人 H29: 16か所、362社、2,198人 H30: 16か所、353社、2,321人 〔若手社員向けキャリアデザイン形成セミナー 実施箇所、出展企業、参加者〕 H28: 14か所、45社、77人 H29: 14か所、56社、98人 H30: 14か所、89社、158人 〔企業の管理職向け職場定着セミナー 実施箇所、出展企業、参加者〕 H28: 15か所、84社、118人 H29: 14か所、121社、182人 H30: 14か所、145社、218人 ● 若年者の地域産業への就職促進に向けて、各振興局に「北海道就業サポートセンター」を設置(h27(2015).9)し、中小企業の円滑かつ安定的な人材確保や職場定着に関する相談に専門家と連携して対応 〔専門家による若年者の人材確保等に関する相談対応 (H29～: 企業アドバイザー廃止)〕 H28: 658社 H29: 306社 H30: 287社 〔若年無業者の理解・受入促進に関する企業訪問〕 H28: 282社 H29: 298社 H30: 276社 〔人材充足度が向上した企業〕 H28: 255社 H29: 36社 H30: 23社 ● 中高年求職者のスキルや経験、適性を見極め再就職を促進するため、ジョブサロンにおいてきめ細やかなカウンセリングや就職支援セミナーを実施 〔ジョブサロン延べ利用者数、進路決定者数〕 H28: 6,356人、554人 H29: 7,964人、557人 H30: 7,575人、552人 ● 外国人留学生の参加が多く見込める地域において、道内企業に就職を希望する留学生を対象とした合同企業説明会・就職面接会を開催したほか、札幌市内において道内大学に在籍する留学生を対象とした就活セミナー及び企業交流会を実施 H29: 合同企業説明会・就職面接会 2か所、参加企業34社・参加者75人、就職決定者11人 H30: 就活セミナー参加者33人、企業交流会 参加企業 4 社・参加者11人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本道の雇用情勢は改善しているものの、全国と比較すると有効求人倍率は低く、特に、若者の完全失業率は、他の年齢層と比較し高い水準にある。また、新規学卒者の就職内定率は全国平均を下回るとともに、就職後3年以内の離職率は全国よりも高い水準にある。 このため、カウンセリングや企業説明会などの取組を求人・求職の両面から実施し、雇用機会の拡大とミスマッチの解消を図る。 ○ 65歳以上の高齢者の就業率は、上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っている。 このため、高齢者が働きやすい環境づくりを進め、様々な形で地域に貢献し、元気に活躍できる社会づくりに取り組む。 ○ 障がいのある方の民間企業における実雇用率は、全国平均を上回り、法定雇用率を達成しているが、法定雇用率を達成している企業の割合は、前年を5.8ポイント下回っている。 障がいのある方々が、本人の希望や障がい特性などに応じて生き生きと働くことができるよう、幅広い就労機会の確保に向けた取組を進める。 ○ 企業側と外国人留学生側の双方で道内企業への就職ニーズは高い状況にあるが、日本特有の就職活動への理解不足などから、道内で就職する外国人留学生は少ない。 外国人留学生の道内企業への就職を促進するため、留学生と企業とのマッチングの機会を創出する。 ○ 平成31(2019)年4月に在留資格「特定技能」が創設され、国内各地域において、外国人材の受入れに向けた動きが活発化しており、道内企業等が必要な人材を確保できない懸念がある。このため、本道企業が外国人材に選ばれるような採用活動等の支援を行うとともに、受入れに伴う課題を地域で解決するための支援を実施する。

(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

B 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 継続就業や復職を希望する女性の就業促進	<ul style="list-style-type: none"> ● マザーズ・キャリアカフェの就職支援カウンセラーが、一人一人のニーズに応じて、女性のライフプランや子育てを踏まえた働き方を含めた専門的な就職カウンセリングを実施するとともに、子育て女性を対象に「不安解消セミナー」と「職場体験チャレンジ」を実施 〔マザーズ・キャリアカフェ 延べ利用者数、進路決定者数〕 H28: 2,005人、183人 H29: 2,151人、172人 H30: 2,539人、172人 〔不安解消セミナー参加者、職場体験チャレンジ延べ参加者、両事業での就職者〕 H29: 48人、63人、20人 H30: 38人、24人、35人 	<p>○ 女性の就業率は改善しているものの全国平均を下回っている。また、本道は女性の非正規雇用労働者の割合が高い（h30：全国68.4%、道69.7%）。</p> <p>多様なライフサイクルの中で継続就業や復職を希望する子育て中の女性など、多様な人材の就業促進、職場定着を図るため、カウンセリングや企業説明会などの取組を求人・求職の両面から実施し、雇用機会の拡大とミスマッチの解消を図る。</p>
③ 季節労働者の冬期就労機会の確保や通年雇用化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の通年雇用促進支援事業を受託する地域協議会に参画するとともに、季節労働者の資格取得経費への助成など地域独自の取組を支援 〔支援協議会数〕 H28: 43協議会、H29: 43協議会、H30: 42協議会、R1: 42協議会 ● 冬期の就労機会を確保するため、冬期間に建設工事を施工する冬期増高経費措置事業や通年雇用化特別対策事業を実施 ● 建設事業主の通年雇用化への取組意欲を喚起するため、道の競争入札参加資格審査において、季節労働者の通年雇用化の進展を評価 	<p>○ 本道の季節労働者数は、年々減少しているが、平成30（2018）年度には建設業を中心に約50万人おり、その多くは冬期間に就労機会を失うなど不安定な就労環境に置かれている。</p> <p>このため、国及び地域と連携しながら、季節労働者の冬期間における雇用の場の確保や季節労働者の技能向上、事業主の意欲喚起の取組、雇用創出関連事業や人材育成関連事業との連携による労働力移動などにより通年雇用化を促進し、雇用の安定を図る。</p>
④ 非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換制度の導入・定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を促進するため、非正規雇用労働者の割合が高い業種を対象とした実態調査及び改善例等の普及啓発を実施 H28: 対象業種 宿泊業 実態調査 事業主204件、従業員598件 普及啓発セミナー開催 1回（札幌） H29: 対象業種 食料品製造業 実態調査 事業主170社、従業員424件 普及啓発セミナー開催 2回（札幌、帯広） H30: 対象業種 卸売業・小売業 実態調査：事業主169社（卸売業94、小売業75） 従業員447件（卸売業183、小売業237、不明27） 普及啓発セミナー開催 2回（札幌、旭川） ● 非正規雇用労働者の正社員化を図るため、専門家による支援を実施するとともに、雇用環境改善に向けたセミナーを開催（R1） 	<p>○ 道の非正規雇用労働者の割合は減少傾向にあるが、全国に比べると高い（h30：全国37.8%、道39.6%）また、道の非正規雇用労働者のうち就職氷河期世代の非正規雇用労働者の割合は、35～44歳で21.9%（男性15.8、女性23.6）、45～54歳で23.3%（男性15.8、女性27.3）と若年世代よりも高い（h30）。</p> <p>国では就職氷河期世代支援プログラムによる3年間の集中支援を実施し、同世代の非正規雇用労働者を30万人正規雇用労働者とすることを目指していることから、その動向を注視しつつ、非正規雇用労働者の正社員化事業を引き続き実施する。</p>

(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

B 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑤「働き方改革」の推進、企業における就業環境の整備の促進	<p>[再掲1(1)B④]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワークライフバランスの実現と人手不足対策の推進を目的として、北海道働き方改革推進方策を策定 (h29.10) ● 就業環境改善などに係る企業からの相談等にワンストップで対応するとともに、業界団体と連携して働き方改革プランを作成するなど、企業の働き方改革の取組を促進 〔企業からの相談件数〕 H28: 104件 H29: 137件 H30: 187件 〔うちアドバイザーの派遣 H28: 11件 H29: 51件 H30: 40件〕 ● 情報サービス業、宿泊業、道路貨物運送業、食料品製造業を対象とした働き方改革プランを作成し、普及啓発セミナーを開催するなどして周知 〔セミナー開催実績〕 H29: 情報サービス業、宿泊業、道路貨物運送業 H30: 食料品製造業2回 ● 働き方改革関連法の周知など、働き方改革の促進を目的とする労働セミナーを開催 H28: 2回 H29: 5回 H30: 4回 ● 労使からの労働相談体制として、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所を運営 〔中小企業労働相談所の設置数〕 15か所 〔労働相談件数〕 H28: 1,494件 H29: 1,426件 H30: 1,223件 ● 多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上といった働き方改革に取り組んでいる企業を認定し表彰する「北海道働き方改革推進企業認定制度」を創設 (h31(2019).3) ● 育児や介護と仕事が両立できる制度を設けるなど、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「北海道あったかファミリー応援企業」として登録 (h31(2019).3末現在: 487社) ● 女性の能力発揮や職域拡大、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を「北海道なでしこ応援企業」として認定 (h31(2019).3末現在: 228社)、表彰 (h31(2019).3末現在: 11社) 	<p>○ 男性の育児休業取得率は、人手不足の背景もあり、目標値を大幅に下回っている。また、年次有給休暇取得率は上昇傾向にはあるものの、国が目標とする70%には及んでおらず、特に中小企業において、人手不足や経営に対する影響への懸念から取得が進んでいない。</p> <p>平成31(2019)年4月から順次施行される働き方改革関連法においては、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを目指していることから、その動向を注視しつつ、働き方改革の推進による人手不足の解消、両立支援、就業環境改善の事業を引き続き実施する。</p>

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

A 地域で互いに支え合うまちづくりの推進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 買い物や通院などの支援の取組促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落対策の専門家による「集落問題研究会」を開催し、取組を検討 ● 平成29(2017)年度は、道央、道南、道北、道東の4地域で地域の意見等を聴取し、これまでの取組の検証を行うとともに、今後の対策の進め方等について意見交換 ● 平成30(2018)年度は、上川、留萌、十勝、空知の4地域で、集落対策の先進事例を現地視察するとともに、有識者と市町村職員等による意見交換を行う「元気なふるさとづくりミーティング」を実施 ● 「北海道集落実態調査」を隔年で実施し、道内全集落（H31(2019)調査では3,632集落）について、年齢階級別人口や生活関連施設の有無等を調査するとともに、本調査で得られた集落の課題に対応するため、「ほっかいどう元気なふるさとづくり交流大会」及び分科会を開催（r2(2020).1） 	<p>○ 平成31(2019)年4月1日現在、151の市町村において集落対策が行われているが、25市町村が未実施となっている。また、集落対策の専門家・担い手などの人材が不足している。</p> <p>このため、「北海道における集落対策の方向性」（h25(2013).3策定）に基づくこれまでの取組の普及に努め、引き続き地域が主体となった集落対策の促進を支援していくとともに、集落対策未着手市町村や対策を始めて間もない市町村に対し、専門家と連携して対策促進のための支援を行う。</p>
② まちなか居住の推進やまちに必要な機能の集約 ③ 低炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組と連携させたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● コンパクトなまちづくり、低炭素化、資源循環及び生活を支える取組を一体的に進めるため、「北の住まいるタウン」の基本的な考え方の策定（h28.7）、モデル市町村の決定（h28.6）、「北の住まいるタウン実践ガイドブック」の作成（h30.3）といった取組を実施 ● 「北の住まいるタウン実践ガイドブック」の普及のためのまちづくりセミナーを5地域で開催（H30:函館市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市で各1回開催） ● 市町村職員やまちづくり団体を対象に、道内外のまちづくりの先進事例を紹介するまちづくりセミナーを開催（H29～R1: 各1回開催） ● 市町村職員やまちづくり団体を対象に、事例見学会を開催（H28～R1: 各1回開催） ● 北の住まいるタウンの効果的な推進について検討するため、外部有識者から成る検討協議会を開催するとともに、モデル市町村における取組への助言を行う地域協議会の開催を支援 〔外部有識者による検討協議会の開催〕H28:3回 H29:2回 H30:1回 R1: 1回 〔地域協議会の開催〕H28:8回 H29:4回 H30:2回 R1: 2回 ● コンパクトなまちづくり等について、市町村への情報提供や助言等を行うため、市町村の担当部課長会議、担当者会議、担当者研修を開催（H28～R1: 各1回） 	<p>○ 広域分散型の都市構造をもつ本道においては、人口減少・少子高齢化や大規模災害の発生など都市を取り巻く環境の変化により、生活関連サービスやコミュニティ機能の維持、都市の防災性向上が課題となっている。</p> <p>このため、まちなか居住の促進やまちに必要な機能の集約を行うことで、持続可能で質の高い暮らしを目指し、コンパクトなまちづくりや防災性の向上が図られたまちづくりを推進する。</p>
④ 街並み・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が、景観法の活用による良好な景観の形成に向けた施策を進めることができるよう、景観行政団体への移行、景観計画の策定などへの助言 ● 北海道景観づくりサポート企業登録制度により、協働による多様な景観づくりを推進〔登録数〕H28: 86企業 H29: 86企業 H30: 86企業 ● 広域景観の形成を推進するため、市町村が参加する会議等で関係市町村への働きかけを実施 ● 良好な広告景観の形成及び屋外広告物による危害の防止を図るため、屋外広告物に係る指導を実施するとともに、年2回のクリーン強調月間などに制度の普及啓発を実施 	<p>○ 持続可能で質の高い暮らしを実現するために、街並み景観に配慮したまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>このため、景観に関する情報発信を行うなどして、道内における協働や連携を促進するとともに、地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高める。</p>

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

A 地域で互いに支え合うまちづくりの推進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑤ まちづくりを担う多様な主体の育成、協働によるまちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動の拠点施設として道立市民活動促進センターを設置運営し、平日夜間や土日・祝日も開館する等利便性の確保を図るとともに、市民活動に関する学習機会の提供や活動の場の提供等を実施 〔道立市民活動促進センター利用者数〕 H28:19,968人 H29:20,278人 H30:19,961人 ● 学習提供事業として、NPO法人設立基礎講座、市民活動ステップアップ講座、公募企画講座を開催 〔受講者数〕 H28: 200人 H29: 200人 H30: 200人 ● 人材育成として、中間支援センター職員を対象として研修会を開催 〔受講者数〕 H28: 87人 H29: 94人 H30: 74人 ● 公益的活動に取り組む団体（まちづくりを推進する団体及びボランティア活動を行う団体）の活動費の一部を助成 〔助成団体数〕 H28: 191団体 H29: 203団体 H30: 211団体 	<p>○ 人口減少・高齢化が進行する中、地域コミュニティを支える人材不足などが生じているため、地域の様々な課題を自ら解決し、地域の活性化に大きな役割を果たすことが期待される市民活動の促進を図る必要がある。</p> <p>このため、拠点施設となる道立市民活動促進センターを通して市民活動に関する情報収集・提供、学習機会の確保、人材育成に取り組むとともに、公益的活動に取り組む団体に支援を行う。</p>
<p>⑥ 空き家等対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村や関係団体を対象として、空き家対策に関する国の施策や先進事例等の情報共有を目的に北海道空き家対策連絡会議を開催（H28: 3回 H29: 3回 H30: 2回） ● 空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、ホームページ上で北海道空き家情報バンクを運営し、空き家及び空き地の情報を提供 〔アクセス数（概数）〕 H28: 4万 H29: 7万8千 H30: 8万5千 	<p>○ 道内の空き家は年々増加傾向にあり、平成30(2018)年には、住宅総数に占める空き家の割合が13.5%となっている。</p> <p>このため、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全に向けて、空き家等の有効な活用などに引き続き取り組むとともに、市町村の空き家等対策を積極的に支援する。</p>

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

B 居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 現役世代の移住・定住の促進</p> <p>② 若者のU・Iターンの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本道への移住に係るワンストップ相談窓口として東京都内に「北海道ふるさと移住定住推進センター（通称 どさんこ交流テラス）」を開設(h28.10)し、常駐の相談員が「しごと・住まい・暮らし」について情報提供 〔相談件数〕 H28: 827件 H29: 1,372件 H30: 1,465件 ● ポータルサイト「北海道で暮らそう」を整備し、移住体験事業や市町村支援情報、地域おこし協力隊関係などの情報を収集・発信 〔アクセス件数〕 H28: 83,085件 H29: 275,406件 H30: 308,619件 ● 本道での移住生活を体験してもらうマッチング事業を実施 〔受入件数〕 H28: 7件12名 H29: 5件5名 H30: 5件9名 ● 市町村や関係機関と連携し、北海道への移住に向けた地域の情報を集中的に発信する「北海道ウィーク」などを実施 〔「北海道ウィーク」等によるセミナー開催状況〕 H28: 15回 H29: 27回 H30: 25回 ● インターネット（北海道U・Iターンネットシステム）を活用した求人・求職者情報の提供を行うとともにマッチングを支援 〔就職決定者数〕 H28: 7人 H29: 7人 H30: 2人 ● 北海道労働局と共催で道内企業、業界団体等も参加する合同企業説明会（北海道U・Iターンフェア）を年2回東京都で開催 〔就職決定者数〕 H28: 3人 H29: 8人 H30: 9人（第1回開催（秋）分） ● 首都圏、関西圏において大学が主催するU・Iターン就職相談会等に参加 〔参加大学数〕 H28: 20校 H29: 20校 H30: 33校 ● 北海道プロフェッショナル人材センターを設置し、プロフェッショナル人材と道内企業の橋渡しを実施 〔U・Iターン就職決定者数〕 H28: 2人 H29: 25人 H30: 23人 ● 移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から移住して就業又は起業に至った者に対して移住支援金を支給する制度を創設 	<p>○ 依然として道外へ年間6千人以上が転出する転出超過となっていることから、関係人口*の拡大や他地域からの人口流入促進による地域の活性化が求められている。また、全国の自治体が移住施策に積極的に取り組む中、移住先として本道を選択してもらうため、情報発信の強化、相談体制の充実、地域における受入体制の強化をはじめ、特色ある取組を行う必要がある。</p> <p>このため、引き続き、首都圏の若者等に対し、本道での暮らしや働くことの魅力を伝え、本道との関係人口の創出・拡大に向けた取組を進める。</p> <p>○ U・Iターン希望者の掘り起こしのため、移住支援金制度（R1創設）や北海道U・IターンネットシステムをPRするとともに、道外大学生のU・Iターン就職を促進するため、大学主催の就職相談会への出席を強化する。</p>

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

B 居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 「地域おこし協力隊制度」の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内市町村における地域おこし協力隊の確保を図るため、「北海道地域おこし協力隊合同募集フェア」を開催 H28: 1回 7市町村 参加者14名 H29: 2回 14市町 参加者50名 H30: 2回 16市町 参加者31名 R1 : 2回 16市町 参加者51名 ● 地域おこし協力隊の制度・運営についての理解、隊員同士のネットワーク構築等を図るため、「地域おこし協力隊市町村職員等研修会」、「地域おこし協力隊全道研修会」を実施 H28: 市町村職員等研修会 (h28.6) 122名 全道研修会 (h29.2) 146名 H29: 市町村職員等研修会 (h29.6) 97名 全道研修会 (h30.1) 189名 H30: 市町村職員等研修会 (h30.6) 63名 全道研修会 (h31.2) 151名 R1 : 市町村職員等研修会 (r1.8) 60名 全道研修会 (r2.2) 122名 ● 北海道版地域おこし協力隊「北海道地域づくりサポート隊」として、道外の都市圏等の人材を振興局（空知・後志）に配置し、広域的な地域づくり活動に従事してもらい、道内の定住・定着につなげていく事業をモデル的に実施 空知 1名 (h27.10~h30.10)、後志 1名 (h27.10~h30.1) 	<p>○ 平成28(2016)年度から実施している「北海道地域おこし協力隊合同募集フェア」については、採用実績が5名に止まっている。</p> <p>このため、「北海道地域おこし協力隊合同募集フェア」事業の見直しを行うとともに、地域づくりを担う人材の育成・確保を図るため、市町村による地域おこし協力隊の募集に対する支援や、隊員に対する支援などを実施する。</p>
④ シニア世代など幅広い年代の移住・定住の促進に向けた医療・福祉体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道らしい「生涯活躍のまち*」に関する取組を進めるため、「北海道版『生涯活躍のまち』に関する取組指針」を平成29(2017)年3月に策定 ● 指針に基づき、「生涯活躍のまち」に取り組む市町村を支援するため、専門コーディネーターを配置するとともに、取組を進める市町村間のネットワーク化を図り、情報の共有と一元的な情報発信を実施 	○ 引き続き取組を推進する。
⑤ 二地域居住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 首都圏の若者を対象に、道内移住者、地域おこし協力隊員等が講師となり、地域課題の共有や、移住、就業・起業等のノウハウについて情報提供や意見交換を行う「北海道とつながるカフェ」を開催 (H30: 9回) ● 道内5市町村が、地域独自の歴史・文化など魅力的な資源を活用した交流・体験プログラム等により、北海道につながりのある首都圏等の住民を受け入れ、地域とのつながりを深めてもらう「関係人口*モデル創出拡大事業」を実施 (H30: 計38名参加) ● 首都圏の企業等を対象に道内における休暇を兼ねた観光地での勤務、いわゆるワーケーションの実証事業を実施 (R1(実施中)) 	○ 引き続き取組を推進する。

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

C 地域の可能性を広げるICTの活用

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 情報通信基盤の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話不感地域解消に向けて携帯電話事業者への働きかけを実施 H29: 1回 H30: 1回 R1: 1回 ● 携帯電話基地局整備に係る過疎債等の償還金を補助 H28: 6町村 H29: 6町村 H30: 6町村 R1: 6町村 ● 北海道総合行政ネットワーク（防災回線）の更新、整備を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話交換機設備更新（H25～30） ・ マイクロ無線設備更新（H28実施設計、H29～R3工事） ・ 衛星無線設備更新（H30実施設計、R1～2工事） ● 北海道総合行政ネットワーク（防災回線）について、障害を未然に防止するための点検を実施するとともに、障害時に迅速な修繕等を実施することより、情報通信を確保〔点検〕毎日: 日常点検、毎月: 定期点検、毎年: 精密点検・一般点検 	<p>○ 携帯事業者による携帯電話基地局整備については、採算性の問題などから十分に進まない状況がある。</p> <p>このため、携帯電話不感地域解消に向けた携帯電話事業者への働きかけを引き続き実施するとともに、携帯電話基地局整備に対する過疎債等の償還金補助を引き続き実施する。</p>
② 移住・定住を推進するテレワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村等を対象に総務省が実施している「働き方改革セミナー」への共催 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク導入促進に向けた取組を行っている市町村数: 11市町村（h31.2現在） 	<p>○ テレワーク導入促進に向けた市町村の取組を支援していくことが必要である。</p> <p>このため、引き続き、市町村等を対象にした総務省が行う「働き方改革セミナー」に共催するなど、市町村のテレワーク導入促進に向けた取組を支援する。</p>
③ 地域住民の利便性を高める新たなサービスの創出などが期待されるオープンデータの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成31(2019)年4月から北海道オープンデータ*ポータルを本格運用 ● 平成31(2019)年4月には500データセットだった北海道庁のオープンデータ数は、令和2(2020)年2月現在では990データセットに拡大 ● 平成30(2018)年4月には7市町村だった道内市町村のオープンデータの取組は、令和2(2020)年2月現在では37市町村に拡大 	<p>○ 市町村における、オープンデータ*に関する知識の向上が必要である。このため、国や道による研修会の開催を通じて、オープンデータの知識向上を図っていく。</p>

3 人・地域

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 地域人材を活用した教育活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民等の協力により、学習が遅れがちな児童生徒への学習支援に取り組む「子ども未来塾」の設置を促進 ● 地域と学校の協働活動を推進する地域学校協働活動推進員の資質向上や、他市町村との情報交流を通じた地域学校協働活動等の充実を図るため、道内4ブロックで地域学校協働活動推進協議会を開催 ● コミュニティ・スクールの効果的・継続的な運用及び地域との連携・協働体制の確立を図るため、コミュニティ・スクールの取組の充実に向けた講話や事例発表、協議等を実施する推進協議会を道内14管内で開催 ● 学校における部活動の指導体制の充実と学校における働き方改革を推進するため、道立学校に部活動指導員を配置するとともに、中学校に部活動指導員を配置する市町村に対する支援を実施 〔配置道立学校〕111校 179人 〔支援を実施した中学校〕5市町村 7校 12人（H30） 	<p>○ 部活動指導員となる人材の育成・確保が課題となっていることから、部活動指導員の希望者を公募・登録するホームページを様々な場面において周知し、登録者数を増やしていく。</p>
② 地域の特性や実情等を考慮した教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民等の協力により、学習が遅れがちな児童生徒への学習支援に取り組む「子ども未来塾」の設置を促進〔再掲①〕 ● 小規模高校に対して遠隔教育を実施するとともに、高校における遠隔授業の単位認定の在り方について研究を実施 ● 規模の異なる公立中学校の間で、遠隔合同授業や免許外教科担任の支援を含む遠隔教育を実施し、効果や課題を検証 ● 広域分散型の本道の特性を踏まえ、道立教育研究所において、全道の教員を対象に遠隔教育システムを活用した遠隔研修を実施 H29: 8回 H30: 16回 	<p>○ 小規模校や離島にある高校に対して遠隔教育を実施するに当たり、生徒の進路希望や興味・関心に応じた学習機会の提供の充実を図る必要がある。</p> <p>このため、遠隔授業を受信する側の学校のニーズの把握に努めるとともに、遠隔授業を配信する側の体制整備を進め、教育の質の向上を図る。</p>

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>③ 幼児教育の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育施設や家庭・地域における質の高い幼児教育の提供を促進するため、北海道幼児教育振興基本方針（以下「方針」）を策定（h30(2018).11） ● 全ての幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）が質の高い教育を提供できるよう、研修・助言等必要な施策を総合的に実施するための拠点として、北海道幼児教育推進センターを設置(r1(2019).6) ● 方針に基づく各種施策の推進管理のため「北海道幼児教育推進協議会」を開催(r1.8)するとともに、保育者のキャリアステージに応じた研修体系の整備や幼小連携・接続の推進方策等について専門的に整理検討するため「研修の在り方検討部会」及び「幼小連携・接続推進部会」を開催（年間3～4回予定） ● 保育者の資質・能力の向上を図るため、幼児教育施設のニーズに合わせたテーマを基に助言等を行う幼児教育相談員を派遣（相談員は全14管内で委嘱済。H30(2018)は全管内、延べ51施設で実施済） ● 地域における幼児教育の助言体制を強化するため、エリアスーパーバイザーを道内の7つの圏域に9名配置（R1(2019)～） ● 幼小の円滑な接続に向けて、保育者、小学校教員、市町村職員等を対象とする「幼児教育を語る会」を全14管内で開催（H28(2016)は2会場で、H29(2017)からは全14管内で開催。H30(2018)は約700人が参加） ● 「特別な配慮を要する子ども、その保護者への対応」など幼児教育の諸課題に対応した演習等を実施するため、「幼児教育課題研修」を全14管内で開催（R1(2019)～） ● 幼小の円滑な接続に向けて、引継ぎの充実などについて市町村と幼児教育施設が連携して取り組むモデル事業を全道5地域で実践（R1(2019)から2年間） 	<p>○ 広域分散型の地域特性を踏まえた、地域の課題やニーズに応じた幼児教育の推進体制の充実が必要であることから、教員養成大学等と連携し、園内研修を支援する幼児教育相談員の育成に努めるとともに、市町村の取組状況を共有するネットワーク会議を振興局単位で開催するなど、地域の実情に応じた幼児教育を推進する。</p>

3 人・地域

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 学校・家庭・地域が一体となった授業改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 一層の学力向上が望まれる地域等に対して、大学教授等の派遣や、指導主事の指導・助言などにより集中的・継続的な支援を行う「授業改善等支援事業」を実施 〔指定地域・拠点校〕19市町 41校 (r1(2019).11現在) ● 豊富な経験や実践的指導力を有する「授業改善推進教員」がチームを組んで複数の学校全体の授業改善を図る「授業改善推進チーム活用事業」を実施 〔活動状況〕H28: 16市町村 16チーム44名 H29: 22市町村 22チーム63名 H30: 23市町村 23チーム62名 R1: 30市町村 26チーム69名 ● 子どもたちが日頃から運動やスポーツに親しみ、体力向上に取り組む環境づくりを進めるため、毎年10月を「どさん子体力アップ強調月間」に設定し、啓発資料を作成して学校等に配付するとともに、スポーツ団体と連携した縄跳びイベントの実施や、道内の市町村で実施されるスポーツイベント等の情報をホームページを通じて周知 ● 教員のスポーツ指導能力の向上のため、スポーツ団体から小・中・高等学校にアスリートを講師として派遣し、実技講習会を実施 	<p>○ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点について、本道の状況は小中・男女いずれも上昇し改善傾向にあるものの、依然として全国平均を下回っている。</p> <p>このため、子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、学校における体育・保健授業の改善及び体力向上の取組を一層推進するとともに、学校、家庭、地域が一体となった児童生徒の運動機会の充実にに向けた取組を支援する。</p>
⑤ ICTを活用した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力の育成に向け、指導主事等による指導助言や情報提供を実施 ● 小学校プログラミング教育に関する研究実践校を全道で20校指定し、年間指導計画や授業実践等の優良事例を創出するとともに、成果を全道に普及 ● タブレット端末等のICTの効果的な活用について実践・検証した結果を「教育の情報化に関する実践事例集」として作成・配付 ● ICTを活用した優れた授業等を行っている教員等を講師として、実践発表やワークショップを行う「ICT活用講座」を実施 ● 市町村教育委員会におけるICT機器整備の促進に向けて、ICT環境整備に係る地方財政措置に関する資料を配付するとともに、事例集の作成や報告会の実施等を通じてICT活用の効果的な導入事例を周知 ● 小規模高校に対して遠隔教育を実施するとともに、高校における遠隔授業の単位認定の在り方について研究を実施〔再掲②〕 ● 規模の異なる公立中学校の間で、遠隔合同授業や免許外教科担任の支援を含む遠隔教育を実施し、効果や課題を検証〔再掲②〕 ● 広域分散型の本道の特性を踏まえ、道立教育研究所において、全道の教員を対象に遠隔教育システムを活用した遠隔研修を実施〔再掲②〕 H29(2017): 8回 H30(2018): 16回 	<p>○ ICTを活用した授業づくりに係る研修において、機器操作に関する研修でとどまっており、ICTを活用した研修の実施にまで至っていない。</p> <p>このため、指導主事を対象としたICT活用指導者養成研修を実施し、指導主事の指導助言能力の向上を図るとともに、ICTを活用した優れた指導を行っている教員について把握に努め、そのような教員を活用した教員研修の実施を目指す。</p> <p>○ 小規模校や離島にある高校に対して遠隔教育を実施するに当たり、生徒の進路希望や興味・関心に応じた学習機会の提供の充実に必要がある。</p> <p>このため、遠隔授業を受信する側の学校のニーズの把握に努めるとともに、遠隔授業を配信する側の体制整備を進め、教育の質の向上を図る。 〔再掲②〕</p>

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑥ 望ましい生活習慣の定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ネット利用を含む中学生の基本的な生活習慣の維持・向上・定着を図るため「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施し、生活習慣の3大要素（食事・睡眠・メディア）等をテーマとした学習資料を作成（H30） ● 「早寝早起き朝ごはん」運動の普及を図るためのフォーラムを実施 H29, R1 各1回 ● 児童生徒の望ましい生活習慣の定着を図るため、「生活リズムチェックシート」を作成しホームページに掲載するとともに、パネル展での配付等を通じてシートの普及啓発を実施 ● 「子ども朝活」事業の普及や、地域が主体となった取組の定着に向けた「子どもの生活習慣づくり研修会」を14教育局管内（H28: 参加者546名）で開催 ● 保護者をはじめとする地域住民が主体となって子どもの望ましい生活習慣の定着を図るため、自然体験活動やスポーツ教室などの取組を企画し、実践する「子ども・地域サポート事業」を実施 H29: 14管内 46市町村 H30: 14管内 56市町村 R1: 14管内 56市町村 ● 北海道教育大、JA、コンサドーレ札幌、北海道教育委員会の4者が連携して子ども食堂を支援するなど、食育等の取組を実施（H30～） ● 北海道青少年健全育成基本計画に基づき、毎年度青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、令和2（2020）年3月の第2次計画策定に向けた作業を実施 ● 基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる取組や、家族そろって食事やレジャーを楽しむなど団らんにより人とのふれあいを深める機会を増やすことを目的とした「道民家庭の日」運動を実施 ● 毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の普及啓発のため、（公財）北海道青少年育成協会と合同で直近の金曜日に札幌駅西口付近にて道民への呼びかけを実施 ● 毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に、道警、教育庁、育成協会や関係機関と合同で札幌駅西口付近にて啓発を実施 ● 毎月第1、第3日曜日を「（子どもたちの）ノーゲームデー」として設定し、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」を職員に呼びかける庁内放送を直近の金曜日に実施 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

3 人・地域

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑦ 豊かな心を育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育に係る指導力向上を図るため、北海道道徳教育推進会議及び全14教育局管内における道徳教育推進教師研修を実施するとともに、全小・中学校が北海道道徳教育推進校公開授業に参加するなど、教員研修を充実（H28（2016）～） ● 郷土に対する愛着や誇り、郷土をさらに発展させていこうとする態度を育むため、本道にゆかりのある先人の伝記を題材にした北海道版道徳教材「きた ものがたり」を作成し、道内小学校5・6年及び中学校1年の全児童生徒に配付するとともに、ホームページに掲載（小学校高学年用: h29.5、中学校用: h30.5） ● 道徳教育に係る指導力向上を図るため、「きた ものがたり」の実践事例集を作成し、ホームページに掲載（h31.3） ● 人権教育に関する教員への指導助言を行うため、指導主事による学校訪問等を実施 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>
⑧ 障がいのある幼児児童生徒が、専門性の高い教育を身近な地域で受けられるようにするための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 各管内の関係機関で構成される特別支援連携協議会において「個別の教育支援計画」の作成と活用についての働きかけを行い、校種間・学年間の円滑な引継ぎを推進 ● 特別支援教育の充実を図るため、道立特別支援学校の教員を小・中・高等学校等に派遣し、学習指導の進め方や指導計画の策定等に関する助言や支援を行う「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業」を実施 〔対象児童生徒数〕 H28: 幼 90名 小 1,928名 中 757名 高 348名 H29: 幼 87名 小 1,995名 中 802名 高 380名 H30: 幼 70名 小 2,187名 中 886名 高 428名 ● 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する理解促進資料の作成や研修の実施により、指導・支援を充実 ● 特別な教育的支援を必要とする高校生への指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員を配置 H28: 12校 H29: 14校 H30: 13校 R1: 13校 ● 障がいのある子どもとその教育について、保護者に対する早期からの情報提供と共通理解の促進を図るため、各学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした「特別支援教育充実セミナー」を14教育局管内で開催 	<p>○ 通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加への対応が必要である。</p> <p>このため、校内研修等で活用するための障がいの特性の理解促進に関する資料の作成や、障がい種・学齢期別等の特別支援教育に関する研修の実施などにより、教員の専門性の向上を図る。</p>

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑨ キャリア教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校生を対象に、ビジネスマナーや労働法に関わる講義等のほか、希望する職業についての体験講座を行う「キャリアサポートセミナー」を実施 ● 生徒に働くこと、生きることの尊さを実感させ、勤労観、職業観を醸成するインターンシップを実施 ● 生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりすることができる教材である「キャリア・パスポート」の導入促進を図るためのリーフレットを作成・配布するとともに、その活用方法等についての指導助言を実施 ● 「小（中）学校教育課程編成の手引」にキャリア・ノート等の教材に関する内容を掲載するとともに、学校教育指導訪問等における指導助言を実施 ● 全14教育局に配置したキャリアプランニングスーパーバイザーによる、生徒や保護者を対象としたキャリアガイダンスを実施 ● 道内の小学校20校、中学校15校、高校14校を研究指定校とし、地域の教育力を活用した小中高の一貫したキャリア教育を実施（H27(2015)～29(2017)） ● 「小・中学校等における起業体験推進事業」の研究指定校（小学校2校、中学校1校、高等学校1校）における研究推進に向けて指導・助言を実施 ● 高等学校8校を「専門高校Progressiveプロジェクト推進事業」の研究指定校とし、大学、試験研究機関、地域産業等と連携した専門的知識・技能の取得や次代の地域産業を担う専門的職業人の育成に係る実践研究を実施（H27(2015)～29(2017)） ● 高等学校15校を「高等学校OPENプロジェクト*（北海道ふるさと・みらい創生推進事業）」の研究指定校とし、地域社会の一員との意識を持ちながら、関係機関等と連携・協働して、地域における課題の解決を図る実践研究を実施（H30(2018)～R2(2020)） ● 高等学校3校を「国際水準GAP*教育推進プロジェクト（北海道ふるさと・みらい創生推進事業）」の研究指定校とし、地域の農業振興を担う人材を育成するため、国際水準のGAP認証取得や、地域農産物の国際的な取引に関する指導方法等についての実践研究を実施（H30(2018)～R2(2020)） ● 将来の本道の基幹産業を支える人材を育成するため、インターンシッププログラムを提供する「総合的なインターンシップ実践プロジェクト（北海道ふるさと・みらい創生推進事業）」を実施（H30(2018)～R2(2020)） ● 就職後3年以内の早期離職の抑制に向けて、高等学校6校に高等学校就職支援教員を配置し、企業等との連携方策等についての調査研究を実施 ● 教員を配置し、企業等との連携方策等についての調査研究を実施 	<p>○ インターンシップを実施する上で、生徒が希望する受入事業所等の開拓が必要である。このため、関係団体等へインターンシップの受入れについて要請するとともに、各学校に対し、アカデミックインターンシップの検討や実施期間、回数の拡大など内容を充実するよう指導する。</p>

3 人・地域

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

A ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
⑩ 生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 産学官連携による「道民カレッジ事業」を実施し、幅広い年代の方を対象に学びの機会を提供 H28: 連携講座数3,905講座、受講者数101,009人 H29: 連携講座数5,780講座・受講者数133,415人 H30: 連携講座数5,601講座・受講者数132,245人 ● 地域で生涯学習を推進する職員の資質向上や指導者等の育成を図るため、「北海道社会教育セミナー」などの各種セミナーを開催 H28: 定員420人・参加者数500人 H29: 定員540人・参加者数625人 H30: 定員520人・参加者数811人 	<p>○ 広域分散型の地域性や情報化社会の進展など時代の変化に対応しながら、全道規模で生涯学習の機会を提供するための取組を進めていくことが必要である。</p> <p>このため、本道の広域性に配慮したインターネット講座や動画教材の作成、学びの成果を地域づくりなどの実践に繋げていくための講座の充実を図る。</p>
⑪ 私立学校などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 特色ある私学教育を推進するため、私立学校等の管理運営に要する経費に対する支援を実施 H28: 高等学校51校、中学校15校、小学校 3校、幼稚園等448園 H29: 高等学校51校、中学校15校、小学校 3校、幼稚園等451園 H30: 高等学校51校、中学校15校、小学校 3校、幼稚園等450園 ● 保護者の負担を軽減するため、私立高校生等の授業料等軽減のための支援を実施 H28: 高等学校51校、専修学校 6校 H29: 高等学校51校、専修学校 6校、特別支援学校 1校 H30: 高等学校51校、専修学校 5校、特別支援学校 1校 ● 低所得世帯に対する授業料以外の教育費に対する支援額を増額 H28: 年額67,200円 H29: 年額84,000円 H30: 年額89,000円 R1: 年額98,500円 ● 北海道高等学校奨学会が実施する私立高校生等への奨学金事業に対する支援を実施〔奨学金の貸付者数〕 H28: 2,811人 H29: 2,384人 H30: 2,033人 ● 私立学校施設の耐震化を促進するため、耐震化経費に対する支援を実施〔耐震診断経費〕 H28: 5棟 H29: 3棟 H30: 9棟 〔耐震化工事費〕 H28: 3棟 H29: 1棟 H30: 3棟 	<p>○ 少子化の進行に伴い、私立学校を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、安定した学校経営の下で、道民に幅広い教育の選択機会を提供することによって、本道の教育の質の向上に資することが必要であることから、私立学校の教育条件の維持、保護者の経済的負担の軽減などを行うための支援を行う。</p>

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

B グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 若者の留学支援や世界を舞台に活躍できる人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ほっかいどう未来チャレンジ基金」による留学支援として、第1期生10名、第2期生9名、第3期生7名を選抜し、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象者決定後、応援パートナー企業の保険会社による海外での危機管理に関するレクチャーを実施し、安全な留学生生活をサポート ・ 帰国した基金生が学びの成果を北海道に還元できるよう帰国報告会を開催したほか、道主催事業において基金生から留学成果を報告 ・ 帰国した基金生によるネットワーク「みらコミュ」を開設し、道主催事業や応援パートナー企業主催事業の開催情報を共有 ・ 学生留学コースの留学期間の延長や地域の学生を対象とした遠隔審査を実施（H30～） ・ グローバル人材活用に向け、応援パートナー企業、応援会議構成団体等に対し、毎月の活動を報告する「みらチャレ通信」を提供 ● 北海道150年を契機に、国際人材の育成と本道から世界への人材輩出を目的として、マサチューセッツ工科大学（MIT）教授を招へいし、講演会や先端技術展示などを行う「ほっかいどうサイエンスフェスティバル」を開催（H30（2018）） ● 本道の姉妹友好提携地域の代表者が一堂に会するラウンド・テーブル・ミーティングにおいて、道内高校生によるユースセッションを実施し、国際交流の取組を発表するとともに、地域間交流の重要性と国際人材育成に向けた共同宣言を発表（H30: 6か国8地域の代表団が参加） ● 高校生の海外大学等への進学・留学意欲を促進するため、「北海道海外大学進学・留学フェア」を開催するとともに、留学経験者等を道立高校に派遣する「グローバル語り部」を実施〔北海道海外大学進学・留学フェア〕H28: 6会場153名 H29: 6会場119名 H30: 1会場38名 R1: 1会場30名〔グローバル語り部〕H30: 18校 R1: 8校 ● 「高校生交換留学促進事業」により、毎年10名の高校生をカナダ・アルバータ州へ派遣するとともに、H30(2018)年度からはアメリカ・ハワイ州への派遣も開始 ● オールイングリッシュによる生活を体験できる、小中学生向けの「イングリッシュキャンプ」高校生向けの「スーパーイングリッシュキャンプ」を開催〔イングリッシュキャンプ参加児童生徒数〕H28: 186名 H29: 196名〔スーパーイングリッシュキャンプ参加生徒数〕H28: 33名 H29: 28名 ● 高校生を対象に、「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用して海外留学を経験した大学生や協賛企業の海外勤務経験者による講演や、課題解決型・発進型の活動などをオールイングリッシュで行う「北海道グローバル人材育成キャンプ」を実施〔参加生徒数〕H30: 97名 R1: 105名 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ほっかいどう未来チャレンジ基金」は取崩型基金であることから、継続的に寄附等財源確保の取組が必要である。 このため、企業訪問による新規・継続寄附の確保、商品販売に連動した寄附や募金などの取組の拡大など、安定的な事業運営に資する取組について検討する。 ○ 優秀な人材を海外へ送り出すためには、「ほっかいどう未来チャレンジ基金」の各募集コースへの応募者の増加が必要である。 このため、これまでの周知活動に加え、大学や各種専門学校等を直接訪問して制度概要を説明するなど、周知やPRを強化し、応募者の掘り起こしに努める。 ○ 高校生交換留学促進事業の応募者数は増加傾向だが派遣者数の枠が狭く、また、留学先がアルバータ州（カナダ）とハワイ州（米国）に限られている。 このため、海外留学規模の拡充に向け、姉妹校提携地域などと教育交流協定の締結に向けた協議を行っていく。 ○ 北海道海外大学進学・留学フェアは、英語圏と主とする特定地域に限定された説明・発表となっている。 このため、多様化する生徒のニーズに応じられるよう、各国領事館との連携をさらに深め、参加団体を見直し、様々な言語圏の情報提供を行っていく。

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

B グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 「新たな価値」を創出する人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバルリーダーを育成する質の高いカリキュラムの開発・実践を行う「スーパーグローバルハイスクール」の指定や、地域課題解決等の探究的な学びを通して地域のリーダーを育成する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）」等を実施 ● 英語学習の意欲向上や授業改善を図るため、高等学校英語力向上事業を実施し、学科の特性等に応じた英語の活用場面を想定した3タイプの学習プログラムを開発（指定校: H29～R1 延べ31校、協力校: H29～R1 延べ195校） ● 高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的な能力等を培い、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図ることを目的として、先進的な理数教育の実践研究校「スーパーサイエンスハイスクール」を7校指定 	<p>○ 国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、子どもたちが海外の方々と触れ合いながら国際理解を図る機会の充実が必要である。</p> <p>このため、関係団体等と連携し、子どもたちが海外の方々と触れ合いながら国際理解を図る機会の確保及び内容の更なる充実を図る。</p>
③ 外国人の受入拡大に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成31(2019)年3月に「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を策定 ● 令和元（2019）年8月に、外国人からの生活・就労に関する相談に多言語で対応する「北海道外国人相談センター」を開設 ● 企業等を対象とした「外国人採用基礎セミナー・相談会」を開催（R1: 6回） ● コーディネーターを派遣し、地域の関係者による協議会の設置や、外国人材に対するサポートの検討などを支援（R1: 4地域） ● 市町村職員等に多文化共生社会の必要性や「やさしい日本語」の活用等について研修を実施（R1: 18か所） ● 多文化共生に係る啓発講演会や多文化共生コーディネーター研修会を開催するとともに、災害時支援多言語サポーターの登録や北海道在住外国人を対象とした防災教育・避難訓練等を実施〔啓発講演会、多文化共生コーディネーター研修会〕 H28: 3回 H29: 3回 H30: 3回 R1: 2回〔災害時支援多言語サポーターの登録〕 64名（r2.2末現在）〔北海道在住外国人を対象とした防災教育・避難訓練等〕 H28: 2回 H29: 2回 H30: 2回 R1: 2回 ● 道内外国公館が主催する記念式典や行事に参加するとともに、在外公館・通商事務所等協議会と連携し、道民の外国公館等に対する理解増進を目的に実施する「インターナショナル・ウィーク」を後援 ● 帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実を図るため、有識者・関係機関による運営協議会を開催（r1(2019).6） ● 日本語指導担当教員等を対象とした連絡協議会を実施し、市町村や学校における受入れ体制を整備（r1.7、r2.1） ● 大学教授等の有識者等による学校訪問や、TV会議システムによる相談支援を実施 H30: 12校訪問、相談支援18名 R1: 9校訪問、相談支援15名 ● 「帰国・外国人児童生徒受入れQ & A（追補版）」、「外国人児童生徒の就学機会の確保に向けて」等の資料を作成し、ホームページに掲載（h31(2019).3） 	<p>○ 外国人にとっては、北海道の認知度向上、来道後の日本語能力向上、文化・慣行に対する理解促進が、道内企業にとっては、言語環境の向上、外国人材の採用ノウハウの不足、労働条件等の適正化、住宅確保や生活支援が、地域住民にとっては、外国人の増加に対する不安感の解消、コミュニケーションの充実、共通理解の促進が、それぞれ課題として挙げられる。</p> <p>このため、企業における受入環境づくりや外国人に向けた北海道で働く魅力のPR、地域における多文化共生社会形成の重要性の周知や安心して暮らせる環境づくりを行う。</p> <p>○ 外国人児童生徒の日本語能力に応じた指導が必要となっていることから、外国人児童生徒の多言語化・散在化に対応する優れた事例の普及啓発や、関係機関と連携した日本語指導ボランティアの確保を図る。</p>

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

B グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
④ 海外とのネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の北海道人会が主催する記念式典や行事への参加 ● 中国人の国際交流員による、中国語を学ぶ道内学生と日本語を学ぶ中国黒竜江省の学生とのインターネットによる交流の実施や、韓国人の国際交流員による、道内視察に訪れた韓国の官公庁関係者や学生に対する道のPR等の実施 ● ICTを活用して海外の高等学校等と交流活動を実施する拠点校8校を指定し、外国語による発表や討論などに係る指導方法や交流に関する実践研究を実施 (「U-18未来フォーラム事業」H28(2016)～H30(2018)) ● スーパーサイエンスハイスクールにおいて、海外の大学や高校と環境問題に係る共同調査を実施し、科学交流ネットワークを構築 	○ 引き続き取組を推進する。
⑤ 高等教育機関と連携・協働した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高大接続改革への対応に向けて、学習・指導方法の充実や学習評価の改善を図るため、教員を対象とした教科指導講座や進学指導講座を実施 〔教科指導講座参加者〕H28: 481名 H29: 542名 H30: 525名 〔進学指導講座〕H28: 103名 H29: 107名 H30: 110名 ● 能力や進路等に応じて、対象や目的を明確にした3つのモデルを設定し、各モデルに応じて活用できる実用的な教材を開発するとともに、生徒の学習内容の定着状況を把握するための学力テストや学習状況等調査を実施 〔調査学校延べ数〕H28: 234校 H29: 226校 H30: 227校 〔調査生徒数〕H28: 28,752名 H29: 28,279名 H30: 27,395名 ● 選抜性の高い大学を志望する高校1年生を対象に、大学教授等を講師とした「ハイレベル学習セミナー」を開催 〔参加生徒数〕H28: 91名 H29: 108名 H30: 101名 ● スーパーサイエンスハイスクールにおいて、道内及び道外の大学と連携した科学講義、研究室訪問、課題研究指導などを実施 	○ 高大接続改革の趣旨を踏まえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成する学習・指導方法の改善・充実が必要である。このため、高等学校における授業改善が求められていることを各研修会等で周知し、理解を深めさせる進学指導の充実を図る。

3 人・地域

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

C 次代を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① いじめ・不登校の未然防止や事案に対応するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが主体的にいじめの問題を考えることを目的として「どさんこ☆子ども全道サミット」を開催 ● コミュニケーションスキルを測定できる子ども理解支援ツール「ほっと」の内容を改善するとともに、「ほっと」の活用の手引きを作成・配布 ● スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や、子ども相談支援センターにおける24時間体制の電話相談等を実施したほか、高校生を対象としたSNSを活用した相談を試行実施 ● 不登校や中途退学の未然防止等を図る「高校生ステップアップ・プログラム」を実施 H28: 29校指定 H29: 29校指定 H30: 22校指定 R1: 19校指定 ● 人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成に関する調査研究を進める「中1ギャップ問題未然防止事業」を複数の中学校区で実施 H28: 5中学校区 H29: 10中学校区 H30: 15中学校区 R1: 15中学校区 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「どさんこ☆子ども全道サミット」について、平成30(2018)年度にスクールネット等を活用した形態から全道1会場でのサミット開催という形態に変更したことにより参加者が限られたことから、多くの子どもがいじめの問題などについて主体的に考える機会の在り方について検討する。 ○ 子ども理解支援ツール「ほっと」の分析結果に基づいて、生徒指導の充実を図る取組を推進する。 ○ SNSを活用した相談について、効果的な相談期間や相談時間の設定について検討する。
② 過度なインターネット利用に起因する生活習慣の乱れや健康への影響から青少年を守るための取組	<p>[再掲3(2)A⑥]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ネット利用を含む中学生の基本的な生活習慣の維持・向上・定着を図るため「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施し、生活習慣の3大要素(食事・睡眠・メディア)等をテーマとした学習資料を作成(H30) ● 「早寝早起き朝ごはん」運動の普及を図るためのフォーラムを実施 H29, R1: 各1回 ● 児童生徒の望ましい生活習慣の定着を図るため、「生活リズムチェックシート」を作成しホームページに掲載するとともに、パネル展での配付等を通じてシートの普及啓発を実施 ● 「子ども朝活」事業の普及や、地域が主体となった取組の定着に向けた「子どもの生活習慣づくり研修会」を14教育局管内(H28: 参加者546名)で開催 ● 保護者をはじめとする地域住民が主体となって子どもの望ましい生活習慣の定着を図るため、自然体験活動やスポーツ教室などの取組を企画し、実践する「子ども・地域サポート事業」を実施 H29: 14管内 46市町村 H30: 14管内 56市町村 R1: 14管内 56市町村 ● 基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる取組や、家族そろって食事やレジャーを楽しむなど団らんにより人とのふれあいを深める機会を増やすことを目的とした「道民家庭の日」運動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き取組を推進する。

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

C 次代を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>③ 有害情報やトラブルから青少年を守るための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットパトロール講習会や保護者向け学習会、指導者養成研修会を実施するとともに、「ネットトラブル対応マニュアル」や教職員・保護者向け指導資料を作成・配布 ● 委託業者や学校によるネットパトロールを実施するとともに、有害情報に対する指導を充実するため、対応フロー図等も含めたガイドラインを学校に提示 ● 児童生徒のインターネット上のトラブルを未然に防ぐための啓発ポスター・リーフレットを作成し、道内大手スーパーマーケット3社及び携帯電話会社3社の協力を得て掲示・配付するなどの啓発活動を実施 ● エスポラーダ北海道やレバンガ北海道などプロスポーツチームのホームゲームにおいて、来場者にネットトラブルの未然防止についての啓発リーフレットを配布 ● 映画会社との協働事業「映画ポスターを活用した道政広報」を活用して、児童生徒のインターネット上のトラブルを未然に防ぐための啓発ポスターを作成し、道内の各学校や教育関係施設等に掲示 ● いじめやネットトラブルの根絶に向けたメッセージを募集して啓発活動等で活用する「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」を実施 ● メディアの安全・安心利用についての道民意識を醸成するため、民間企業と連携して組織する「北海道青少年有害情報対策実行委員会」による「インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラム」を実施 H28: 旭川市 H29: 帯広市 H30: 白糠町 R1: 江別市 ● 中学入学を機にスマートフォン等の所持率が高まることから、ネットの危険性やフィルタリングの必要性等についての理解を深めることを目的とする啓発リーフレットを作成し、道内の全ての小学6年生（及びその家庭）に配付 H28: リーフレット「インターネット上の有害情報から子どもたちを守るために」 H29: リーフレット「大切な子供を守るために」 H30: リーフレット「スマホを正しく使うために」 R1: リーフレット「ネットトラブルに気をつけて！」 ● 国、道教委、道警察、携帯電話事業者等が実施する「インターネット安全利用教室・講座」等を取りまとめた「青少年のためのインターネット安全利用教室・講座ガイド」を発行し、学校や地域で利用できるよう各小中学校・各PTAへ配付（H29～） ● 道立野幌高等学校の生徒及び教職員を対象として「高校生向けインターネット等の適正利用に関する講演会」を実施（H29） ● 北海道警察が北星学園大学映画研究会と協力して作成した「自撮り被害防止啓発短編映画」のDVDと道が野幌高校で実施した上記講演会のDVDの2枚組を作成し、全道の市町村教育委員会等に配付（H30） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校におけるネットパトロールが適切かつ効率的に行われるよう、学校のネットパトロールマニュアルを作成する。 ○ スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年がインターネットに起因するトラブルや事件に巻き込まれる事例が増加している。 このため、インターネットの適正利用や、フィルタリングの普及促進に向けた啓発を行う。

3 人・地域

(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり

A 意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 高齢者の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティブシニア*が積極的に社会参加するとともに、介護サービスや外出支援の担い手として活躍することができるよう、セミナーを開催 〔開催実績〕 H28: 12か所、受講者数 2,060人 H29: 12か所、受講者数 1,939人 H30: 12か所、受講者数 517人 R1: 12か所、受講者数 776人 ● 定年退職者等の能力の積極的な活用を促進するため、北海道シルバー人材センターが行う「シルバー人材センター連合事業」に対する支援を実施 ● 高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の確保等について道民全体の理解を深めるため、高齢者雇用の取組やシルバー人材センター事業を紹介するパネル等の啓発事業を実施 ● 福祉のまちづくりの普及啓発を図るため、福祉的配慮に優れた優良事例に対し表彰を実施 〔表彰件数〕 H28: 6件 H29: 4件 H30: 5件 R1: 7件 	<p>○ 高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少する人口構造にあっても、地域の活力を維持・向上させていく必要がある。 このため、アクティブシニア*等を対象とするセミナーを開催するなどして、アクティブシニア*の方々が、高い意欲と長い人生で培った多様なスキル・豊富な経験を活かし、積極的に社会参加するなど、様々な形で地域に貢献し、元気に活躍できるよう取り組む。</p> <p>○ 65歳以上の方の就業率は、上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っている状況にある。 このため、高齢者が働きやすい環境づくりを進め、高齢者が様々な形で地域に貢献し、元気に活躍できる社会づくりに取り組む。</p>

(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり

A 意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② 障がい者の活躍促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者就業・生活支援センターにおいて、職場不適応により離職した障がいのある人や、離職のおそれがある在職中の障がいのある人等に対し、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を実施 〔相談・支援件数、就職件数〕 H28: 56,925件、457件 H29: 54,292件、507件 H30: 45,555件、506件 ● 経済団体等への障がい者雇用の一層の推進に関する要請、障がい者雇用促進フェア（就職面接会）の開催、障がい者雇用関係功労者の表彰などの取組を実施 ● 福祉的就労関係事業所の収益及び工賃の向上を図るため、北海道障がい者条例に基づく法人を指定し、販路の確保や市場調査、商品開発等を実施 ● 障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解を促進 ● 障がいのある方の工賃向上を図るため、障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント（農福連携マルシェ）や農業分野における障がい者就労セミナーを開催するとともに、農福連携の地域展開を目的に各（総合）振興局等において「農福連携ミニマルシェ」を開催 ● 水福連携など福祉と地場産業との連携を促進し、人手不足が深刻な地域の水産加工業をはじめとした地場産業において障がいのある方の就労を促進 ● 平成30(2018)年に施行した「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」及び「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」の普及啓発を図るため、パンフレットを作成し、市町村、学校、経済団体等に配布 ● 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段や手話が言語であることなどについての道民の理解促進を図ることを目的に、全道6か所でフォーラムを開催（H30） ● 「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を作成し、道が率先して情報保障に取り組むとともに、各市町村や民間事業者に配布 ● 「ミニ手話講座」、「イベント等での情報保障と配慮について」の動画を作成し、「ミニ手話講座」は動画サイトで配信、「イベント等での情報保障と配慮について」（DVD）は「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」と併せて配布 ● 福祉のまちづくりの普及啓発を図るため、福祉的配慮に優れた優良事例に対し表彰を実施 〔表彰件数〕 H28: 6件 H29: 4件 H30: 5件 R1: 7件 	<p>○ 障がいのある方の民間企業における実雇用率は、全国平均を上回り、法定雇用率を達成しているが、法定雇用率を達成している企業の割合は、48.3%と全国平均45.9%を上回っているものの前年を5.8ポイント下回っている。 このため、障がいのある方々が、本人の希望や障がい特性などに応じて、生き生きと働くことができるよう、幅広い就労機会の確保に向けた取組を進める。</p> <p>○ 一般就労の困難な障がい者が作業等に従事する就労継続支援B型事業*所における平均工賃（賃金）については、令和2(2020)年度末までに30,610円まで引き上げることを目標としているが、平成30(2018)年度末時点では18,966円となっており、全国平均は上回っているものの目標には到達していない。 このため、農福連携など福祉と農林水産業の連携を促進し、障がいのある方の新たな就労の場の創出と工賃向上に取り組む。</p>

(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり

B 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 女性の活躍推進に向けたオール北海道での気運醸成や活躍の「見える化」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済団体や行政等で構成する「北の輝く女性応援会議」を開催し意見交換を実施 〔開催回数〕 H28: 1回 H29: 1回 H30: 1回 ● 道内の企業、団体等から「女性の活躍応援自主宣言」を募集し、道のホームページで紹介したほか、H29からは北の輝く女性応援会議構成員トップによるリレー応援メッセージを発出し、H30からは、個人、団体、男女を問わずに、全ての女性にエールを送る「リンケージメッセージ」を募集し、道のホームページに掲載 ● 女性の経験や視点を活かしながら活躍している女性、団体、グループ、また女性の活躍を応援する企業、団体の活動をロールモデル（目指したいと思うモデル）を掘り起こし、冊子やホームページで紹介 〔紹介件数〕 H28: 50件、H29: 50件 ● 地域課題の共有、地域での気運情勢、連携促進を目的として女性の活躍推進に係る地域連携会議を開催 〔開催場所〕 H28: 14振興局 H29: 旭川市・帯広市 H30: 北見市、札幌市・函館市 R1: 稚内市・岩見沢市 ● 女性の社会参画を推進する気運の醸成と道民の意識改革を図ることを目的に、社会参画を希望する女性を対象に、女性の社会参画を見て学べるイベント「アクションH I R O B A」を開催し、柔軟性のある社会参画の方法を紹介 〔開催場所〕 H30: 札幌市・釧路市 R1: 札幌市・旭川市 ● マザーズ・キャリアカフェの就職支援カウンセラーが一人ひとりのニーズに応じて、女性のライフプランや子育てを踏まえた働き方を含め、専門的な就職カウンセリングを実施 〔マザーズ・キャリアカフェ延べ利用者数、進路決定者数〕 H28: 2,005人、183人 H29: 2,151人、172人 H30: 2,539人、172人 ● 子育て女性を対象に「不安解消セミナー」と「職場体験チャレンジ」を実施 〔不安解消セミナー 参加者、職場体験チャレンジ延べ参加者、両事業での就職者〕 H29: 48人、63人、20人 H30: 38人、24人、35人 	<p>○ 女性の就業率は改善しているものの、全国平均を下回っている。このため、多様なライフサイクルの中で継続就業や復職を希望する子育て中の女性など、多様な人材の就業促進、職場定着を図るため、カウンセリングや企業説明会などの取組を求人・求職の両面から実施し、雇用機会の拡大とミスマッチの解消を図る。</p>
<p>② 女性の視点の道政への反映</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で重要な役割を担っている女性の経験や視点を今後の道政の各分野の施策に反映していくため、「未来を創る女性懇話会」を開催し、意見交換等を実施 〔開催回数〕 H28: 1回 H29: 1回 	

(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり

B 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>③ 男女平等参画の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道立女性プラザの管理運営を通して北海道における男女平等参画を促進 〔総利用者数〕 H28: 16,954人 H29: 17,720人 H30: 17,414人 ● 北海道女性協会に補助を行い、教養講座（女性大学）、教養講演会の開催、法律専門家派遣事業を実施 ● 情報誌「イコール・パートナー」を年3回発行し、男女平等参画に関する道内の様々な取組を紹介 ● 市町村男女平等参画基本計画策定に向け、会議や未策定市町村を戸別訪問し働きかけを実施 H28: 会議4か所、戸別訪問7町 H29: 会議5か所、戸別訪問1市、17町、3村 H30: 会議5か所、戸別訪問9町、1村 ● 「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を実施し、職場、地域、家庭などあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし活躍している個人や団体及びそのようなチャレンジを支援する団体を表彰 H28: 個人（女性）2名 H29: 個人（女性）1名、団体1 H30: 個人（女性）2名 	<p>○ 男女がともに社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が得られることが必要である。 このため、道内各地において男女平等参画に対する意識の醸成や理解の促進を図るとともに、男女平等参画社会の実現に向けた施策に積極的に取り組む。</p>
<p>④ 配偶者などからの暴力の根絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者暴力の被害者を迅速かつ安全に保護するため、道立女性相談援助センターでの一時保護に加え、本道の広域性を考慮して、民間シェルターなどへの一時保護の委託を実施 〔一時保護件数（DV）延べ数〕 H28: 9,559件 H29: 9,398件 H30: 8,755件 ● 配偶者からの暴力の防止と被害者支援等を行うため、広域的な連携を目的とした全道的な連絡会議と各地域での連携を図るための地域ごとの連絡会議を開催 〔会議の開催〕 H28: 全道1回 地域13回 H29: 全道1回 地域13回 H30: 全道1回 地域12回 ● 女性相談援助センター等の配偶者暴力相談支援センターを中心に、夜間休日にも電話相談を受け付けるなど、適切な相談対応を実施 〔配偶者暴力相談支援センター相談件数〕 H28: 2,626件 H29: 2,880件 H30: 2,783件 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり

B 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑤ 女性の起業や就業等に伴う幅広い課題に対応する一元的な相談対応の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 先輩起業家との交流会や、起業に必要な基礎知識の習得などを目的とする実践起業塾を開催するとともに、道内大学と連携して起業意欲を喚起する北の四大学ビジネスプラン発表会などの取組を実施 〔交流会〕 H28: 帯広市 33名(2回)、函館市 20名、森町 17名 H29: 中標津町6名、旭川市14名、釧路市25名、富良野市10名 〔実践起業塾〕 H29: 中標津町7名、旭川市8名、釧路市7名、富良野市12名 〔起業意欲喚起の取組〕 H28: 帯広畜産大学ほか 4 大学 H29: 旭川大学 ● 上記の取組に合わせ、国の事業である女性起業家等支援ネットワーク構築事業に参画し、女性起業家に対する包括的な相談体制を構築 ● 女性のライフステージに応じた様々な相談に対応するため、道立女性プラザに設けた「女性の活躍支援センター」に相談員を配置 〔相談件数〕 H28: 175件 H29: 192件 H30: 247件 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の起業の促進に向けて、起業希望者と先輩起業家（メンター）のマッチングを行い、起業希望者が相談できる機会を提供することで、課題の解決や意欲の維持・向上を図る。 ○ 女性の起業に当たり、資金調達や創業ノウハウの不足といった点が課題となっている。このため、融資・クラウドファンディング・マーケティングなど、具体的なテーマについての支援制度について検討する。 ○ 人口減少や高齢化などを見据え、女性の活躍を地域全体で応援していく必要があり、本道の産業構造などを踏まえた北海道らしい女性のライフステージに対応した活躍支援に取り組む必要がある。 このため、女性の社会参画についてのニーズや実態などの調査、活動の掘り起こしや起業体験会等の開催、就労や社会参画等に課題を持つ女性が多様な活動の機会を知ることができる場の創出を検討する。

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

A 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① アイヌ文化の保存・伝承の促進、アイヌ文化の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (公財) アイヌ民族文化財団が実施する事業に補助し、アイヌ語指導者育成やアイヌ語の普及を目的とした弁論大会、アイヌ文化活動アドバイザー派遣などアイヌ文化の振興、小中学生向けの副読本の作成やイランカラテキャンペーンなどの普及啓発等を推進 ● アイヌ工芸品等の販路拡大に向けた調査事業において、アイヌ工芸品等の認知度向上や販路拡大、人材育成、担い手確保等に向けた現状と課題を把握 ● アイヌ民族の伝統的な民俗技術の伝承状況についての調査を実施し、報告書としてまとめ、アイヌ関係団体、大学、図書館、博物館等へ配布 H28:「産育に関する民俗技術」 H29:「産育に関する民俗技術2」 H30:「育児に関する民俗技術」 ● アイヌ口承文芸の翻訳・整理を実施し、報告書としてまとめ、アイヌ関係団体、大学、図書館、博物館等へ配布 H28: 3冊 H29: 3冊 H30: 3冊 ● アイヌ民族の伝統的な民俗技術及び民俗芸能に関する伝承講座を実施 〔アイヌ民俗技術伝承講座〕 H28: 5会場 延べ58回 602名参加 H29: 5会場 延べ60回 537名参加 H30: 5会場 延べ60回 590名参加 〔アイヌ民俗芸能伝承講座〕 H28: 5会場 延べ38回 403名参加 H29: 5会場 延べ40回 402名参加 H30: 5会場 延べ40回 435名参加 	<p>○ アイヌの人たちは長い歴史の中で民族としての独自の伝統や文化を培ってきたが、伝承者の高齢化などからアイヌ語やアイヌ文化の継承・保存が急がれる状況にある。</p> <p>このため、アイヌ文化を次世代に継承することができるよう、その保存・伝承を促進し、アイヌ文化の一層の振興を図るとともに、道民への理解の促進を図る施策を推進する。また、令和2(2020)年4月のウポポイの開設や東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機にしながら、アイヌ文化の発信を強化する。</p>

3 人・地域

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

A 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② アイヌの人たちの伝統や文化に関する理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道立アイヌ総合センターを運営し、広く一般に対しアイヌの人たちの歴史認識や文化の伝承、保存などに関する理解を促進 ● イランカラプテキャンペーン推進協議会の一員として、国や関係機関、民間企業と連携してキャンペーンを展開し、道においては、期間限定でキャンペーンイメージソングを道庁本庁舎及び各（総合）振興局において庁内放送するなど、イランカラプテを北海道のおもてなしのキーワードとして普及させ、道民や本道を訪れる方がアイヌ文化への興味・関心を持つためのきっかけづくりを実施 ● ウポポイ開設PRイベントなど、アイヌ文化の振興を図るためのイベントを開催 道内：札幌市（h30.8、h30.12、r1.8、r2.2）、新ひだか町（h30.9）、帯広市（h30.10）、旭川市（r1.11）、函館市（r1.11）、新千歳空港（r2.1） 道外：福岡市（h30.10）、沖縄県宜野湾市（h30.11）、仙台市（h30.12）、名古屋市（r1.9）、東京都（r1.10）、大阪市（r1.11） ● アイヌ民族の伝統的な民俗技術及び民俗芸能に関する伝承講座を実施するとともに、広く道民の参加を促すため、ホームページでの周知や報道機関等への情報提供等を実施 〔アイヌ民俗技術伝承講座〕 H28：5会場 延べ58回 602名参加 H29：5会場 延べ60回 537名参加 H30：5会場 延べ60回 590名参加 〔アイヌ民俗芸能伝承講座〕 H28：5会場 延べ38回403名参加 H29：5会場 延べ40回 402名参加、H30：5会場 延べ40回 435名参加 ● アイヌ文化財の保存・活用に対する道民の理解を促進するため、市町村の学芸員等専門職員の資質向上を目的とした研修会を、道民カレッジ連携講座として登録 H28：1会場 一般道民29名参加 H29：1会場 一般道民15名参加 H30：1会場 一般道民33名参加 	<p>○ アイヌの人たちは長い歴史の中で民族としての独自の伝統や文化を培ってきたが、伝承者の高齢化などからアイヌ語やアイヌ文化の継承・保存が急がれる状況にある。</p> <p>このため、アイヌ文化を次世代に継承することができるよう、その保存・伝承を促進し、アイヌ文化の一層の振興を図るとともに、道民への理解の促進を図る施策を推進する。また、令和2（2020）年4月のウポポイの開設や東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機にしながら、アイヌ文化の発信を強化する。</p> <p>[再掲 ①]</p>

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

A 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>③ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたアイヌ文化の発信強化</p>	<p>● 平成27(2015)年度以降、北海道アイヌ協会が行う東京オリンピック・パラリンピック開会式等でのアイヌ文化発信に向けた準備の取組に補助し、古式舞踊などの地域間調整、担い手育成などに関する取組を推進</p>	<p>○ アイヌの人たちは長い歴史の中で民族としての独自の伝統や文化を培ってきたが、伝承者の高齢化などからアイヌ語やアイヌ文化の継承・保存が急がれる状況にある。</p> <p>このため、アイヌ文化を次世代に継承することができるよう、その保存・伝承を促進し、アイヌ文化の一層の振興を図るとともに、道民への理解の促進を図る施策を推進する。また、令和2(2020)年4月のウポポイの開設や東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機にしながら、アイヌ文化の発信を強化する。</p> <p>[再掲 ①]</p>
<p>④ 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた、官民一体となった道民運動の展開</p>	<p>● 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた機運を醸成するため、フォーラムやパネル展を開催 (H28~H30: 各6回) したほか、「北の縄文道民会議」と連携して、札幌市地下歩行空間 (r1(2019).7)や道庁赤レンガ庁舎 (r1(2019).9)において企画展やセミナーなどを実施</p>	<p>○ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の令和3(2021)年の登録実現に向け、審査機関による厳しい審査に万全の対応を行うとともに、登録に向けた機運醸成から登録後の世界遺産を活かした施策への円滑な継承が必要である。</p> <p>このため、登録後の世界遺産の保存活用や世界遺産を生かした教育の推進について、担うべき役割を整理し、必要な事業を具体化する。</p>

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

A 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>⑤ 本道の固有の歴史や道内各地の様々な民俗芸能・生活文化などを発信する取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道博物館における専門的調査・研究の成果を『北海道博物館研究紀要』、『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』などで公表するとともに、特別展・企画テーマ展等として発信 <ul style="list-style-type: none"> ・「道民・地域との協働・連携による地域情報集積プロジェクト」(9課題) ・「北海道の自然・歴史・文化総合研究プロジェクト」(5課題) ・「アイヌ文化に関する資料・情報の集積プロジェクト」(5課題) ・「アイヌ文化に関する総合的・学際的研究プロジェクト」(4課題) ● 北海道博物館において、ロシアのサハリン州郷土博物館及びカナダのロイヤル・アルバータ博物館との共同研究を継続して実施 ● 北海道博物館が地域の文化施設のネットワーク「かるちゃんnet」の事務局となり、近隣の博物館などと連携し、イベントの開催や広報紙の刊行を通じて、北海道の自然・歴史・文化などに関する情報発信を実施 (H28～R1) ● 北海道博物館と札幌周辺の博物館などがネットワーク「CISEネットワーク」を通じて、北海道固有の生物・地史などについて広く発信するイベントを実施 (H28～R1) ● 道内博物館のレベルアップを図るため、北海道博物館が北海道博物館協会の事務局となり、各地の地域博物館と連携し、博物館大会や一般道民も参加できる各種研修会を開催 (H28～R1) ● 北海道博物館が道内外の自然史博物館で構成する「自然史レガシー継承・発信実行委員会」の構成館となり、主に関西圏で、北海道の自然と文化の関わりについて発信する企画展などを開催 (H28～R1) ● 平成30(2018)年度に策定した、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想に基づき、北海道開拓の村において、歴史的な文化資源を活用した人材の育成と観光拠点整備を実施 (R1～) ● 児童生徒に対して地域に伝わる民俗芸能に触れる機会を提供するため「ほっかいどう子ども民俗芸能振興事業」(H27～H29)、「ほっかいどう民俗芸能伝承事業」(H30)を実施 <ul style="list-style-type: none"> H28: 道央地区で民俗芸能子ども伝承講座を20回実施、成果発表会を1回開催 H29: 道北・道東地区で民俗芸能子ども伝承講座を65回実施、成果発表会を2回開催 H30: 事業の集大成として、北海道150年記念式典に併せて、札幌で「ほっかいどう子ども民俗芸能全道大会」を開催 (h30.8.5) し、道内各地から5団体が参加して民俗芸能を発表 ● 保存団体や市町村に対し、他団体との交流の機会や他県の先進的な取組に触れる機会を提供する事業を令和元(2019)年度から実施 ● 地域における民俗芸能の振興・伝承を図ることを目的に、「ほっかいどう民俗芸能伝承フォーラム」を開催 (r1.11～12) 	<p>○ 道内の民俗芸能の保存団体は、他団体との交流機会が乏しいため情報や知識が不足しており、伝承や会員増への取組に関するノウハウが不足している。また、人口減少に伴い民俗芸能の保存団体の会員数が減少・高齢化傾向にあり、団体の維持が困難となっている。</p> <p>このため、民俗芸能の伝承や保存団体会員増についてのノウハウ共有のため保存団体の交流を後押しする。</p>

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

B 先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 北海道命名から150年を節目とする、新しい時代の幕開けを訴える取組</p>	<p>〈道が参画する北海道150年事業実行委員会（89団体で構成）の主な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道150年記念式典の開催（h30.8.5） ● 事業計画に基づき、パートナー企業（165社）がそれぞれの経営資源等を生かした北海道150年のPRや関連事業を実施（h29.4～h30.12） <p>〈道の主な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道民、企業、団体、市町村等様々な主体が、それぞれの目線により北海道150年を祝う「北海道みらい事業（登録数：1057事業）」への支援（h30.1～h30.12） ● 新たな北海道史の編さんを開始（h29.6～） ● アートギャラリー北海道の展開（h30.4～） <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が北海道の未来を展望する絵画を共同で描く「北海道みらい地図」を作成 ・連携する美術館等を巡るスマホスタンプラリーを実施 ● ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想の策定（h30.12） 	<p>○ 「北海道150年事業」の実施により高めた北海道の魅力や企業等との連携を道政の各施策へつなげていく。</p>
<p>② 「赤れんが庁舎」の積極的な活用と、芸術文化・観光の情報発信拠点としての機能向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要文化財である「赤れんが庁舎」の保存や活用の基本的な方針となる「重要文化財北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）保存活用計画」（H28）や、改修後の活用方策の方向性を定めることを目的とした「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」（H30）を策定し、改修工事に着手（令和元(2019)年度着工、令和4(2022)年度完成予定） <p>〔赤れんが庁舎の入館者数〕 H28: 650,408人 H29: 689,580人 H30: 695,905人</p>	<p>○ 「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」に基づき、赤れんが庁舎の発信力と重要文化財としての優れた価値を活かし、北海道観光の呼び水となるように国内外に向けた歴史文化・情報発信拠点として利活用を図る。</p>

3 人・地域

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

C 生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 道民が芸術文化活動に参加する機会や芸術鑑賞といった文化に触れる機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道文化財団を通じて、地域文化の振興を支援 〔地域文化創造事業への支援〕 H28: 35件 H29: 29件 H30: 28件 〔芸術鑑賞事業への支援〕 H28: 42件 H29: 52件 H30: 33件 ● 札幌交響楽団の公演活動に対して補助 〔道内公演回数〕 H28: 84件 H29: 87回 H30: 88回 ● パシフィック・ミュージック・フェスティバルの活動に対して補助 〔地方公演回数〕 H28: 4件、H29: 4回、H30: 3回 ● 北海道のシンボルにふさわしい文化の発信拠点としての機能充実を図るため、赤れんが庁舎の活用したコンサート等を開催 〔開催回数〕 H28: 6回 H29: 6回 H30: 6回 ● 北海道の芸術、科学、教育、その他の文化の向上発達に関し、功績の顕著な者に賞を贈呈 H29: 北海道文化賞3件、北海道文化奨励賞3件 H30: 北海道文化賞3件、北海道文化奨励賞1件 ● 著名な漫画家を数多く輩出している本道の優位性を活かし、北のまんが大賞、こどもまんが教室、まんが添削会等を実施 ● 地理的条件等により美術作品の鑑賞機会が少ない地域の人々への鑑賞機会を提供する移動美術館を実施 (H30: 2町村) ● 道立美術館等の所蔵作品を活用した貸出用の鑑賞学習支援ツール「アートカード」、 「<道産子追憶之巻>複製シート」等を作成 (r1) ● 美術館等80施設を「アートギャラリー北海道」としてネットワーク化し、スケールメリットを活かした文化振興を推進 (H30～) ● アートギャラリー北海道についての情報を専用Webサイトで発信 ● 連携する美術館等を巡るスマホスタンプラリーを実施 (H30) ● 高校生が北海道の未来を展望する絵画を共同で描く「北海道みらい地図」の取組を実施 (H30(2018)) ● 道立美術館が連携する道内美術館等を紹介する企画展を開催 H28: 1館2展 H29: 1館1展 H30: 6館11展 R1: 6館9展(今後予定を含む) ● 美術館と学校が連携した教育普及事業として出張アート教室を開催 H28: 14校 H29: 14校 H30: 8校 	<p>○ 美術館の利用が困難な地域においても児童生徒が芸術文化に触れる機会の提供が必要である。 このため、学校における芸術に関する教科指導充実のため、出張アート教室の実施、鑑賞教育支援ツールの貸出等を実施する。</p> <p>○ アートギャラリー北海道の認知度を向上させるため、マスメディアへの働きかけ等を通じ、より効果的な広報を展開する。</p>

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

C 生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
② 若手芸術家などの活動支援や地域の文化活動を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 89の団体に構成する北海道150年事業実行委員会を中心に、165社のパートナー企業による記念事業やイベント、道民や市町村等による「北海道みらい事業」を展開（h30.7.31現在: 967事業） 	○ 引き続き取組を推進する。
③ 「まんが・アニメ王国ほっかいどう」を内外に積極的に発信	<ul style="list-style-type: none"> ● SNSや民間団体が実施するイベントを活用したPRを実施 ● 道の広報媒体の制作に「北のまんが大賞」入賞者を積極的に起用 H30: 4件 	○ 引き続き取組を推進する。
④ まんが文化の振興やコンテンツ関連産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 著名な漫画家を数多く輩出している本道の優位性を活かし、北のまんが大賞、こどもまんが教室、まんが添削会等を実施 [再掲①] ● 人材ニーズに関するゲーム・CG業界と教育現場とのギャップの解消に寄与するため、企業、教育機関、行政の連携により設立された検討会^{注)}に参画し、新たな教育プログラムの開発を支援 <p>注) 教育機関（情報系専門学校）、企業（コンテンツ関連）、業界団体等（北海道モバイルコンテンツ・ビジネス協議会等）及び行政（北海道経済産業局、北海道総合通信局、札幌市及び道）で構成</p>	<p>○ ゲーム・CG業界は、スマートフォンの普及等により活性化しており、慢性的に人材が不足している。また、高度なスキルを求めるデジタルエンターテインメント業界と教育現場のニーズギャップの解消を図ることが課題となっている。</p> <p>このため、即戦力となる人材育成のあり方とスキル目標を明確にし、カリキュラムの充実を図る教育プログラムの編成と実施に向けた検討を引き続き支援する。</p>

(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現

A 地域スポーツ活動の推進と環境の充実

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 総合型地域スポーツクラブの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代間の交流、高齢者の健康・体力の維持などに大きな役割を果たす総合型地域スポーツクラブの普及に向けて、道内のスポーツ関係者を対象とした総合型地域スポーツクラブ関係者向けの講習会を実施 〔講習会（総合型地域スポーツクラブカンファレンス）〕 H28～H30: 各年度札幌市1回 R1: 実施予定（札幌市1回） ● 総合型地域スポーツクラブや市町村を対象として、指導者派遣事業を実施 〔指導者派遣事業〕 H28: 8回 H29: 6回 H30: 7回 R1: 8回 〔総合型地域スポーツクラブを創設済又は創設準備中の市町村数〕 105（h30.7時点） 	<p>○ 様々なスポーツに親しむ機会をつくり、誰もが気軽にスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、総合型SCカンファレンスや指導者派遣事業を通じた、創設済みクラブのスキルアップを図っていくとともに、総合型地域スポーツクラブが創設されていない市町村への働きかけを行う。また、現在、国及び日本スポーツ協会において、総合型スポーツクラブの登録・認証制度の検討が行われていることから、クラブ関係者や市町村への情報提供に努める。</p>
② ライフステージに応じた地域スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生向けに五輪種目を中心としたスポーツ体験教室を実施 H28: 陸上～札幌市、バレーボール～標津町、バドミントン～秩父別町 参加合計 260人 H29: 陸上～新得町・恵庭市・苫小牧市、バレーボール～雨竜町、カーリング～稚内市、スピードスケート～津別町・新得町、スラックライン～南幌町 参加合計 365人 H30: 陸上～千歳市・新得町・帯広市・南幌町・札幌市・網走市、バレーボール～標津町、スラックライン～秩父別町、スケート～津別町・苫小牧市・浦河町 カーリング～室蘭市、野球～帯広市 参加合計 752人 R1: 陸上～標津町 ほか今後実施予定 ● 競技志向の高いシニア世代のスポーツ活動を推進するため、日本スポーツマスターズ2018札幌大会の開催（h30.9）を支援 ● 道民にスポーツ活動の機会を提供するため、スポーツ・文化体験交流イベントやパラスポーツ体験会を実施 〔スポーツ・文化体験交流イベント〕 H29: 網走市・稚内市・函館市 H30: 室蘭市・新得町・東川町 〔パラスポーツ体験会〕 H29: 札幌市・旭川市・釧路市・苫小牧市 H30: 江別市・枝幸町・せたな町 R1: 札幌市・江別市 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現

A 地域スポーツ活動の推進と環境の充実

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ スポーツ指導者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ指導者ブロック研修会を道内4会場で開催 H28: 札幌市・新ひだか町・苫前町・帯広市 H29, H30: 札幌市・函館市・富良野市・釧路市 R1: 札幌市・函館市・名寄市・美幌町 ● 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を札幌市で開催 H28: 30名修了 H29: 30名修了 H30: 22名修了 R1: 35名修了 ● 大会審判や補助協力者向けの障がい者スポーツ競技指導者研修会を道内各地で開催 H28: 78名(留萌市、羽幌町、小平町) H29: 43名(苫小牧市、厚真町) H30: 83名(岩見沢市、江別市) R1: 91名(網走市、旭川市) 	○ 本道の競技力を継続して高めていくためには、指導者や専門スタッフなどのスポーツ活動を支える人材の育成が必要であることから、引き続き、スポーツ指導者や専門スタッフの育成に必要な研修を実施する。
④ スポーツ関連情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツに関する各種調査を実施し、結果を公表 〔毎年度調査〕 「北海道スポーツ合宿実態調査」(道内各市町村のスポーツ合宿種目及び利用人数等の調査) 〔隔年度調査〕 「道民のスポーツ」(リーダーバンクや社会体育施設の設置状況等の調査)、「市町村におけるスポーツ振興施策の現状に係る調査」(市町村事業の実施状況調査)、「スポーツに関する実態調査」(スポーツの実施頻度調査) 〔その他〕 「平成29年度北海道スポーツ大会実態調査」(全道大会、全国大会、国際大会を開催した実施競技及び件数) 	○ 引き続き取組を推進する。
⑤ 道民が自ら進んで参画するスポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 道立スポーツ施設(道立総合体育センター、道立北見体育センター)、道立都市公園(道立真駒内公園、道立野幌総合運動公園など)の運営・管理により、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しむことのできる場を提供 〔利用者数〕 H28: 道立総合体育センター 866,275人、道立北見体育センター 147,158人 道立真駒内公園 676,597人、道立野幌総合運動公園 381,275人 H29: 道立総合体育センター 851,996人、道立北見体育センター 145,725人 道立真駒内公園 678,530人、道立野幌総合運動公園 388,737人 H30: 道立総合体育センター 906,320人、道立北見体育センター 140,981人 道立真駒内公園 672,760人、道立野幌総合運動公園 326,442人 ● 野幌総合運動公園において、プールの飛び込み台やラグビー場のゴールポストを更新 	○ 道立スポーツ施設の老朽化が課題となっていることから、指定管理者制度により民間事業者が有するノウハウを活用した効果的な管理運営に引き続き努める。

(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現

B 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 国際レベルの競技大会やスポーツ合宿の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬季オリパラ札幌招致への取組の推進・支援について、文部科学大臣(r2(2020).2)及び文部科学大臣政務官(r1(2019).7)に要請 ● 国のホストタウン登録制度の推進に努めており、現在、登録している道内9市町のうち3市で東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿を実施予定 (網走市(韓国・陸上長距離)、釧路市(ベトナム・パラパワーリフティング、パラ陸上)、滝川市(アルゼンチン・パラカヌー)) ● 東京オリパラ大会の札幌開催に係る合宿誘致に向け、道内5ブロックで市町村説明会を開催(r2(2020).1~2:釧路市、札幌市、函館市、網走市、旭川市) ● 地域におけるスポーツコミッション*の設立を促進し、道内のスポーツ合宿等の誘致を活性化するため、地域の市町村間での課題・情報共有を図るための会議を開催する等の地域スポーツコミッション推進事業を実施(H30(2018)~) 	<p>○ スポーツ合宿における宿泊場所の不足やスポーツ施設の老朽化が課題となっている。</p> <p>このため、各地域で市町村間の課題・情報共有のための会議を引き続き開催するとともに、道内各地で設立されているスポーツコミッション*間のネットワークの形成を図り、近隣市町村間で連携した取組などを推進していく。</p>
② 道民のスポーツへの関心を高める取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道に本拠地を置くプロスポーツチームを応援するため、パネル展を毎年開催(参加チーム:北海道コンサドーレ札幌、北海道日本ハムファイターズ、レバンガ北海道、エスポラーダ北海道など) ● (株)コンサドーレと協働し、福祉施設入所児童を北海道コンサドーレ札幌の試合に招待 H28: 194名 H29: 191名 H30: 169名 ● 道民のスポーツに対する関心と熱意の喚起・高揚を図るため、スポーツの振興に寄与した方や優秀な成績を収めた方を表彰 〔栄誉賞受賞者〕 H28: 6名 H29: 2名 H30: 9名 〔栄誉をたたえて受賞者〕 H30: 2名 R1: 1名 〔北海道スポーツ賞受賞者〕 H28: 振興寄与4名、優秀成績4名 2団体 H29: 振興寄与5名、優秀成績15名 H30: 振興寄与5名、優秀成績26名 〔北海道スポーツ奨励賞〕 H28: 6名 1団体 H29: 3名 1団体 H30: 4名 ● 地域における障がい者スポーツを振興するため、北海道障がい者スポーツ大会を開催 〔夏季大会〕 H28: 留萌市ほか5町 H29: 苫小牧市ほか4町 H30: 岩見沢市ほか1市、R1: 網走市ほか2市町 〔冬季大会〕 H28: 今金町 H29: 枝幸町 H30: 岩見沢市 R1: 枝幸町(中止) 〔はまなす全国車いすハーフマラソン〕 H28: 94名参加 H29: 94名参加 H30: 94名参加 R1: 101名参加 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現

B 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ 戦略的な選手強化及び指導者の充実による競技力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ競技力の水準向上を図るため、主にジュニア選手を対象とする基礎体力養成や実践的技術力養成、道外の競合選手・チームとの対抗試合を取り入れた強化合宿の参加者に対して、北海道スポーツ協会が参加奨励費を支給する取組を支援 H28: 道内合宿44種目、道外合宿23種目、延べ2,744人 H29: 道内合宿42種目、道外合宿25種目、延べ3,117人 H30: 道内合宿47種目、道外合宿26種目、延べ3,619人 ● 国体に参加する選手・監督等の派遣に対する経費を支援 H28: 本大会894人、冬季大会164人 H29: 本大会863人、冬季大会167人 H30: 本大会868人、冬季大会176人 ● 中高生を対象に、カーリング・スケルトン・バイアスロンの有望選手を発掘し育成 H28: 選手数25名、活動日数273日 H29: 選手数19名、活動日数364日 H30: 選手数19名、活動日数353日 R1: 選手数18名、活動中 	○ 人口減少や少子化等による競技人口の減少や指導者の確保、また、国体における夏季種目の競技力向上が課題となっていることから、競技人口の裾野拡大を図るため、引き続きスポーツ少年団や競技団体の活動を支援する。
④ 本道出身の優れた選手の指導者への転身	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技生活を終えたアスリートが安定して働ける環境づくりの一環として、本道ゆかりのスポーツ選手等を小学生向けスポーツ体験教室の講師として派遣 [再掲3(5)A②] H28: 陸上~札幌市、バレーボール~標津町、バドミントン~秩父別町 参加合計 260人 H29: 陸上~新得町・恵庭市・苫小牧市、バレーボール~雨竜町、カーリング~稚内市、スピードスケート~津別町・新得町、スラックライン~南幌町 参加合計 365人 H30: 陸上~千歳市・新得町・帯広市・南幌町・札幌市・網走市、バレーボール~標津町、スラックライン~秩父別町、スケート~津別町・苫小牧市・浦河町 カーリング~室蘭市、野球~帯広市 参加合計 752人 R1: 陸上~標津町 ほか今後実施予定 ● 道内のアスリートが安心して競技に打ち込めるよう効果的なサポートを行うため、アスリート（競技の一線を退いた方を含む）と企業の双方から、就業の現状や課題などを伺い、就職希望のアスリートと企業とのマッチングを行う「アスナビ」（主催: JOC、共催: 道、帯広市）を開催（r1.7） 	○ アスリートのキャリアを活かし、その卓越した競技経験や指導技術と直接触れあえるようスポーツ教室を実施するなど、様々な分野でアスリートが活躍する機会を広げることが必要である。 このため、引き続き、スポーツ教室の開催や指導者としての派遣などを通じて、アスリートが活躍する機会を広げていく。

3 人・地域

(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

A 個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 振興局と市町村が一体となった、道民、企業、大学、NPOなどの多様な主体と連携・協働した地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域政策推進事業（振興局独自事業）」により、振興局が地域と連携して地域に根ざした取組を進めるとともに、市町村との協働事業である「地域政策コラボ事業」をはじめとした施策の推進、振興局長の裁量拡大による市町村への職員派遣を弾力的に運用する取組などを実施 ● 地域の行政サービスの持続的な維持・充実を図るため、振興局と市町村が共通・類似する事務に協働して取り組む体制の構築を目指した検討・調査を実施 ● 地方分権改革に関する提案募集方式により、道が1項目の規制緩和に関する提案を行うとともに、89項目について他の都府県等と共同で国に権限移譲等の提案を実施（H28～R1） ● 道州制特区を推進するため、道州制特区提案検討委員会を計3回開催し、計10件（継続案件含む）の道民アイディアについて事実関係の整理・検討を実施（H29, H30） 	<p>○ 人口減少社会に対応し、地域の行政サービスの持続的な維持・充実を図るため、道と市町村による事務の一層の共同化・効率化が求められていることから、振興局が核となり、地域の未来をしっかりと見据え、必要な課題を明らかにし、地域の実情に応じて振興局と市町村の連携の取組を推進する。</p> <p>○ 地方分権改革に関する提案募集方式や道州制特区制度の認知度が低いため、地域で課題を抱えていても、制度の活用に関わりにくい。</p> <p>このため、説明会等の開催を通じて一層の制度周知に取り組み、地方分権改革を着実に推進する。</p>
<p>② 地域の実情や特性に応じた広域連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住自立圏等の活用が困難な地域における広域連携を促進するために平成27(2015)年度に創設した市町村連携地域モデル事業によって、市町村が連携して行う取組を支援（H27(2015)～R1(2019)の間で11地域の連携事業を支援） 	<p>○ 国の広域連携制度（定住自立圏等）の活用が困難な地域における広域連携を進める市町村連携地域モデル事業については、今後の安定的な運営や連携分野の拡大が必要となっている。</p> <p>人口減少社会においても市町村が持続可能な形で各種行政サービスを提供し続けることができるよう、モデル事業の成果や課題を踏まえ、市町村間又は道と市町村間の広域連携による事務の共同化・効率化を一層推進する。</p>

(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

A 個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
③ ふるさと納税制度の積極的な周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業アイデアを広く発信して寄附を募るクラウドファンディング型ふるさと納税の普及・啓発を図るため、市町村向けセミナーを開催 〔開催実績〕 H28: 札幌市(83名参加)、室蘭市(40名参加)、函館市(42名参加)、網走市(56名参加)、中標津町(33名参加) H29: 帯広市(24名参加)、釧路市(14名参加)、北見市(31名参加)、函館市(36名参加)、稚内市(58名参加)、札幌市(52名参加) H30: 帯広市(35名参加)、函館市(21名参加)、北見市(27名参加) ● 北海道への寄附増大に向けて、インターネットを活用した情報発信、北海道人会、北海道倶楽部(会報誌)へのPR、道内外イベントでのPR(移住フェア、北海道物産展など)を実施 	<p>○ 地方税法改正により、令和元(2019)年6月からふるさと納税の募集を適正に実施する地方団体をふるさと納税の対象とする指定制度が開始されており、各団体はふるさと納税制度の趣旨に沿った健全な運用をより一層求められている。</p> <p>こうした中、道への寄附の増加に向けた取組(活用先事業の拡大、返礼品の充実、PR方法など)については、全庁一体的に対応する必要があることから、活用先事業や返礼品、PR方法など、道におけるふるさと納税のあり方の見直しを検討する。</p>
④ 寄附金やクラウドファンディングにより調達した資金を活用した、地域の課題解決や活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附金を活用した事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域政策推進事業(地域の課題解決に向け各振興局が地域に根ざした政策の推進に活用) ・地域経済に関連する取組(食・観光などの産業振興、雇用対策、人材育成など) ・環境・エネルギーに関連する取組(環境保全、新エネルギー・地球温暖化対策など) ・安全・安心や地域づくりの推進に関連する取組(防災、地域医療・福祉、地域交通対策など) ・赤れんが庁舎改修事業(北海道命名150年を契機として、歴史的価値を保存し、未永く後世に伝えていくための大規模改修に活用) ・北海道150年事業(「北海道」と命名されてから150年目を迎える平成30(2018)年に実施する事業)の記念セレモニーなどに活用 ● 地域が抱えている課題を解決する創業計画を募集、表彰し、被表彰者の創業に要する経費の一部について、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用して調達した資金を使った補助金による助成を実施(H30: 4件(H30のみ)) 	<p>○ 引き続き取組を推進する。</p>

3 人・地域

(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

B 国際交流と多文化共生の推進

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 海外ネットワークを十分活用した諸外国との友好親善や道民の国際意識の醸成、多様な国際交流や国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 道内外国公館が主催する記念式典や行事に参加するとともに、在外公館・通商事務所等協議会と連携し、道民の外国公館等に対する理解増進を目的に実施する「インターナショナル・ウィーク」を後援 	○引き続き取組を推進する。
② 多文化共生社会の実現に向けた取組	<p>[再掲3(2)B③]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成31(2019)年3月に、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を策定 ● 令和元(2019)年8月に、外国人からの生活・就労に関する相談に多言語で対応する「北海道外国人相談センター」を開設 ● 市町村職員等に多文化共生社会の必要性や「やさしい日本語」の活用等について研修を実施 (R1: 18か所) ● 多文化共生に係る啓発講演会や多文化共生コーディネーター研修会を開催 (H28: 3回 H29: 3回 H30: 3回 R1: 2回) するとともに、災害時支援多言語サポーターの登録 (64名 (r2.2末現在)) や北海道在住外国人を対象とした防災教育・避難訓練等を実施 (H28: 2回 H29: 2回 H30: 2回 R1: 2回) ● 平成31 (2019) 年4月に「北海道における外国人患者受け入れに関する対応指針」を策定するとともに、医療従事者等向けに「外国人患者対応力向上研修会」を実施 	<p>[再掲3(2)B③]</p> <p>○外国人にとっては、北海道の認知度向上、来道後の日本語能力向上、文化・慣行に対する理解促進が、道内企業にとっては、言語環境の向上、外国人材の採用ノウハウの不足、労働条件等の適正化、住宅確保や生活支援が、地域住民にとっては、外国人の増加に対する不安感の解消、コミュニケーションの充実、共通理解の促進が、それぞれ課題として挙げられる。</p> <p>このため、地域における多文化共生社会形成の重要性の周知や安心して暮らせる環境づくり、企業における受入環境づくりや外国人に向けた北海道で働く魅力のPRを行う。</p>

(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

C 北方領土の早期返還と隣接地域の振興

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>① 返還要求運動や北方四島交流、元島民などに対する援護対策、北方領土隣接地域の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北方領土問題への早期解決を図るとともに、国の外交交渉に資するため、国民の北方領土問題への意識を高め、問題解決への気運を醸成するための運動を実施 ● 北方領土返還要求運動強調月間（8月）及び「北方領土の日」（2月7日）を中心とした特別啓発期間はもとより、年間を通じて各種啓発事業を実施 ● 北方領土返還要求署名活動の実施 〔累計署名数〕90,841,916筆（h31.3末） ● ロシア国内世論を理解し、北方領土居住者との友好関係と相互理解を深めるとともに、円滑かつ早期の北方領土問題の解決に向けた環境の整備を行うため、相互交流をはじめとする北方四島交流事業を実施 ● 北方領土墓参事業の実施や（公社）千島歯舞諸島居住者連盟に対する助成を行うなど、元居住者に対する援護対策を実施 ● 北方領土問題等の早期解決を図る礎となる北方領土隣接地域（根室振興局管内1市4町）の振興対策の充実と強化を図るため、北方領土隣接地域の市町等に対する助成を実施 ● 平成28(2016)年12月の日露首脳会談で合意された共同経済活動の実施に際して、これまで四島との交流の窓口を担ってきた北方領土隣接地域の技術や経験が活かされたものとなるよう、同地域との意見交換を行うとともに、平成30(2018)年10月に実施された北方四島ビジネス・ミッションに参加 	<p>○ 返還要求運動の中心的役割を担う元島民の高齢化が進んでおり、後継者の育成対策を行う必要がある。 このため、若い世代に向けた啓発等の取組を強化し、北方領土問題に対する若年層の理解、関心を高めていく。</p> <p>○ 北方四島における共同経済活動に当たっては、本格化を見据えるとともに、隣接地域を中心とし、道内企業の技術・経験を活かし、両地域の経済の活性化や信頼関係の醸成に寄与するよう取組を進めていく必要がある。 このため、平成29(2017)年9月の日露首脳会談で合意された優先プロジェクトの推進や信頼関係の醸成を図るとともに、国や隣接地域等自治体、関係団体と連携した取組を図る。</p>

3 人・地域

(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

A 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 戦略的・効果的な社会資本整備	<p>[一部再掲1(7)A⑦⑧]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道にとって必要な社会資本の効果的・重点的な整備を推進するため、「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」を策定(h29.3) ● 落石・法面崩壊等危険箇所における法面对策等(奥尻島線(奥尻町)など)、地吹雪等危険箇所における防雪対策(矢白場札幌線(石狩市)など)、北海道橋梁長寿命化修繕計画など施設ごとに策定した長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修等(朝里大橋 小樽定山溪線(小樽市)など)を実施 ● 道路防災総点検の結果、防雪対策が必要とされた箇所への、防雪柵や雪崩予防柵などの設置を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たに対策が必要となった箇所等への計画的な施設整備を実施 ● 洪水被害の防止・軽減を図るため、甚大な被害が生じる恐れのある箇所の計画的な整備を重点的に実施(望月寒川(札幌市)など) ● 迅速な避難のための水位情報の提供など、ハード・ソフト両面からの対策を実施(豊栄川(名寄市)、奈井江川(奈井江町)など) ● 治水(洪水調節)、利水(かんがい用水及び水道用水の供給)及び流水の正常な機能の維持(河川環境の保全)のため、関連する国及び市町村の利水事業と調整を行いながら、平成30(2018)年度に厚幌ダム(厚真町)の事業を完成 ● 台風などの異常気象による高潮等の越波被害や浸水被害の防止、軽減を図るため、高潮対策事業を実施(飛仁帯海岸(羅臼町)など) ● 大規模地震、津波のリスクに備えた浸水被害防止対策を実施(霧多布海岸(浜中町)など) ● 土砂災害のハード対策を実施(富良野川(上富良野町)など)するとともに、土砂災害から要配慮者利用施設や避難路を保全する施設を整備(音江川(深川市)など) ● 下水道未整備地区における下水道の整備を推進 〔道内の下水処理人口普及率〕91.2%(H30末:全国6位) 	<p>[再掲1(7)A⑦⑧]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集中豪雨や豪雪、地震、津波等の自然災害に対応するため、公共土木施設の総合的な防災対策を推進し、耐災害性を向上させることにより、住民の生命・財産を守り、国土の保全を図るとともに、異常気象時における非常配備体制や関係機関との情報共有など、防災体制を強化する。 ○ 首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大きな被害が想定される首都圏などから遠距離に位置する北海道は、企業などのリスク分散の受け皿としての役割が期待されることから、北海道強靱化計画の着実な実施を通じて、国全体の強靱化に貢献する。

(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

A 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② 社会資本の効率的・効果的な維持管理・更新等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等の適正な維持管理に向けて、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を一部改定（h31.3） ● 「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に係る取組の推進を図るため、個別施設計画策定の働きかけや、PPP/PFIに関する情報提供、技術講習会などを実施 ● ホットライン、タイムラインなどの防災に関する取組について、庁内に設置した公共土木施設防災体制連絡会議を活用して、今後の進め方を検討 H28: 3回 H29: 2回 H30: 2回 R1: 3回 ● 洪水予報河川（1河川）及び水位周知河川（136河川）に関する水害対応タイムラインとして、河川ごとの「避難勧告着目型タイムライン(素案)」を作成し、沿川の97市町村との協議を進め、順次、試行的な運用を開始（h30.6～） ● 災害に強いまちづくりの取組や津波防災地域づくり講演会の開催等について、ホームページ等での情報発信を実施 ● 公物管理パトロール業務の実施 （道路：11,759km、河川：12,292km、海岸：2,330km、砂防指定地：1,572か所） ● 各種会議や説明会などを通じて公園施設長寿命化計画の策定の働きかけを実施 （H28～H30: 9市町が計画を道に提出） ● 真駒内公園、オホーツク公園において、案内標識の多言語化を実施するとともに、野幌総合運動公園ほか8公園において、公園施設の更新、遊具のリニューアルなどを実施 ● 道路を常に良好な状態に保ち安全かつ円滑な交通を確保するとともに、市町村及び住民団体等と協働して道路脇の清掃や植樹帯への花植え等を行う「ふれあいの街クリーン事業」を実施 〔道路維持〕 H30: 873路線、11,759km 〔ふれあいの街クリーン事業〕 H30: 276団体、125路線 ● ダムを含めた河川管理施設等を適切に維持管理するとともに、市町村及び住民団体等と協働して河川の草刈や樹木の伐採を行う「市民団体協働の川づくり事業」を実施 〔河川等維持〕 H30: 1,539河川、12,292km 〔市民団体協働の川づくり事業〕 69団体、46河川 ● 除排雪業務を適切に実施〔再掲1(7)A⑦⑧〕〔除雪計画延長（車道）〕 H30: 10,362km ● 河川管理施設の老朽化への対応として、トータルコストの縮減と平準化を図るなど予防保全型への取組を進め、計画的な補修・更新を実施（剣淵川（士別市、剣淵町）など） ● 道内の下水道終末処理場の約8割が機械電気設備等の改築更新対象となっていることから、下水道事業者に対し、各種会議や説明会などを通じて長寿命化計画及びストックマネジメント計画の策定を呼びかけ 	<p>○ 高度経済成長長期に整備された橋梁などの社会資本の老朽化が進行していることから、施設ごとの長寿命化計画に基づき補修・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p> <p>○ 首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大きな被害が想定される首都圏などから遠距離に位置する北海道は、企業などのリスク分散の受け皿としての役割が期待されることから、北海道強靱化計画の着実な実施を通じて、国全体の強靱化に貢献する。 〔再掲1(7)A⑦⑧、3(7)A①〕</p>

(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

B 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
① 戦略的な交通ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 本道の交通を取り巻く環境変化に対応するため、新たに「北海道交通政策総合指針」を策定 (h30.3) ● 北海道交通政策総合指針の重点戦略等を効果的に推進するため、交通・物流事業者、行政、関係団体などによる「北海道交通・物流連携会議」を開催 (h30.6、h31.3、r1.8) ● 新幹線建設工事を円滑に進めるため、「北海道新幹線建設促進連絡・調整会議」を開催 (h28.12、h29.7、h30.2、h30.6、h30.10、r1.5、r2.1) ● 青函共用走行区間の高速化の実現に向け、青森県と合同で、中央要請の実施及び「青函共用走行区間高速走行早期実現協議会」を開催 〔中央要請〕h28.10、h29.6、h29.11、h30.7 〔協議会〕h28.11、h29.6、h30.1、h31.2 〔平成31(2019)年3月のダイヤ改正から、青函トンネル内の最高速度が時速140kmから160kmに向上し、東京・新函館北斗間の最速達列車の所要時間が約4分短縮。〕 ● 経済界等と連携して国際航空路線の誘致活動を実施〔再掲 2(6)A④〕 〔海外航空会社訪問〕 H28: 9社 H29: 9社 H30: 3社 R1: 7社 〔新規就航数〕 H28: 7社7路線 H29: 6社7路線 H30: 7社8路線 R1: 12社12路線 ● 物流事業者、道、北海道運輸局で構成される「地域物流効率化検討会議」及びワーキンググループを開催 (h30.7、h30.9、h30.12、r2.1) ● 道内間・道外間における持続的な物流ネットワークの実現に向けて、本道における今後の物流のあり方について検討するため、「北海道交通・物流連携会議物流対策ワーキンググループ」を開催 (h30.10、h30.11、h31.1、r1.10、r2.2) ● 道央圏港湾BCP及び北海道太平洋側港湾BCPの内容を更新 ● 道内の国際拠点港湾及び重要港湾で防災訓練を実施 ● 港湾管理者に対し、国際航路の拡大に向けた各種セミナーや商談会の開催等の情報提供を実施 ● 民間委託による道内7空港の一体的運営に向けて、国や関係自治体等との総合調整や道管理の女満別空港の運営事業者の選定に係る手続を実施〔再掲 2(6)A⑤〕 〔令和元(2019)年7月3日に道内7空港特定運営事業等の優先交渉権者を選定 同年10月31日に特別目的会社である北海道エアポート株式会社に対して公共施設等運営権を設定し、同社と公共施設等運営権実施契約を締結〕 ● 道内の高規格幹線道路の建設促進・機能向上のための要望活動を実施 ● 物流拠点やICなどへのアクセス道路等の整備と防雪対策、車道拡幅等による冬期交通確保対策を実施(江差木古内線(上ノ国町)など) ● 過去に死傷事故が発生した箇所における事故対策や通学路における歩道設置などの安全で快適な交通環境の整備を実施(大野上磯線(北斗市)など) ● 市街地の緊急輸送道路・避難路の整備や、無電柱化など、円滑な都市内交通を強化し、誰もが安全・安心に移動できる街路整備を実施(駅前通(岩見沢市)、永山東光線(旭川市)など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青函トンネルを含む青函共用走行区間では、走行速度が制限され、高速走行が実現していない。北海道新幹線の札幌延伸を見据えて、東京と札幌を結ぶ新幹線の最大限の高速化を実現するための方策について、必要な検討を進める。 ○ 新幹線のトンネル工事に伴う発生土の受入地が確保不足しているため、鉄道・運輸機構や関係市町村と連携し、発生土受入地の確保に向けて取り組む。 ○ 本道における安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けて、物流事業者等のほか経済団体や産業団体等の荷主との連携を図りながら、本道の物流対策について検討する。

(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

B 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成

項目	主な取組と実績	主な課題と今後の取組の考え方
<p>② 住民の暮らしに欠かせない地域交通の安定的な確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● JR北海道の事業範囲の見直しに関し、地域における検討・協議の場に道職員も参加し、必要な情報などを提供しながら、将来を見据えた最適な公共交通ネットワークのあり方について、地域とともに検討 ● JR北海道の事業範囲の見直しに係る関係者会議を開催し、持続的な鉄道網の確立に向けたJRの将来的な経営見通しや、国の実効ある支援などについて国、市長会、町村会、JR北海道、JR貨物と意見交換を実施（H30に計5回） ● 市長会、町村会、経済団体や観光関係者などの参画を得て北海道鉄道活性化協議会を設立し、オール北海道で利用促進の取組を実施（h30.12～） ● JR北海道が単独では維持困難な線区において、北海道交通政策総合指針の考え方に基づき実施する、利用促進に資する設備投資に要する経費の一部に対して、緊急的かつ臨時的な地域独自の支援を実施（R1～） ● 乗合バス事業及び廃止代替バス事業の運行費に対し、国及び市町村と協調して補助 ● 公共交通機関の路線等の維持確保に必要な予算を確保するとともに、地域の実態に即した支援制度とするよう国に要請 ● 乗合バス事業の生産性向上や運転手確保に向けて、有識者等で構成する「乗合バス活性化戦略会議」を設置し、対応策を検討するとともに（H29: 3回 H30: 2回）、事業者や市町村などと連携して、路線バス乗り放題パスポートの導入やバス運転体験・合同就職相談会を開催するなどの取組を実施 〔バス運転体験・合同就職相談会〕 H29: 1か所 73名参加、9名採用 H30: 5か所 328名参加、25名採用 R1: 6か所 318名参加 ● 離島航路、離島航空路の維持・確保に向け、運航費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本道の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道に対する支援の根拠となる法改正や、本道の地域特性を十分に踏まえた支援制度の構築について、国に求めていく。 ○ 人口減少や少子高齢化の進行により生活バス路線の利用者が減少する一方、バス運転手が不足している。このため、バス路線維持に向けた利用促進などの生産性向上に向けた取組や、運転手確保に向けた必要な対策について、引き続き検討していくとともに、必要な支援策を国に求めていく。 ○ 離島航路・航空路の存続のため、事業者、地域と連携・協力し、利用促進に向けた対策を検討する。
<p>③ 誰もが快適に利用することができ、環境にやさしく、利便性の高い交通環境の実現に向けた取組</p>	<p>〔再掲2(6)A⑦〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通事業者や経済・観光団体、行政機関などが連携した「シームレス交通戦略推進会議」を設置し、十勝地域をモデル地域として、利便性が高くストレスのない移動の実現に向けて関係者と協議（h30.5, h30.8, h30.9, h31.2, r1.5, r1.8, r1.12） ● スマートフォンを利用した移動手段の可視化や出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一つのサービスとして提供するMaaSの実証実験を実施（r1.10, r2.2） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少などに伴い、公共交通の利用者が減少する一方、高齢化の進行やインバウンドの増加などにより、住民のみならず、観光客にとって必要な移動手段として公共交通の重要性が高まる中、交通モード間の連携による公共交通の更なる利便性向上に向けた取組が必要である。 このため、十勝以外の地域においても、地域における様々な情報提供の場を活用し、地域交通を取り巻く課題を共有しながら、乗り継ぎ利便性の向上など交通アクセスの向上に向けた取組を推進する。

3. 指標一覧

※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値、「実績値」は令和2(2020)年1月1日時点での最新の統計数値
 ●は毎年調査、○は一年以外の周期で行われる調査

区分	番号	指標項目	基準値		実績値		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	
生活・安心	(1) 安心して子どもを育てることができる環境づくりの推進								
	■ 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり								
	1	● 合計特殊出生率	1.27 (全国平均値1.42)	h26 (2014)	1.27 (全国平均値1.42)	h30 (2018)	全国水準	r7 (2025)	15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値
	■ 安心して子育てできる社会の形成								
	2	● 保育所入所待機児童数	182人	H26 (2014)	152人	H30 (2018)	0人	H29 (2017)	保育の必要性が認定され、保育所等利用の申込みがなされているが、利用できていない児童の数※H29に目標を達成し、以降それを維持することをめざす
	3	○ 小児科医師数 (小児人口1万人当たり)	16.1人 (全国平均値18.4人)	h26 (2014)	15.5人 (全国平均値17.9人)	h30 (2018)	全国平均値以上	r7 (2025)	小児人口1万人当たりの小児科医師数
	■ 地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり								
	4	● 児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア等及び里親やファミリーホーム等への委託の割合							児童養護施設等の小規模化や里親、ファミリーホームの活用を児童養護施設等の小規模化や里親、ファミリーホームを推進することにより、家庭での適切な養育を受けられない子どもが家庭的な環境、安定した人間関係の下で養育されるよう、概ねそれぞれ3分の1程度の割合をめざす
			本体施設	71.4%	H26 (2014)	64.4%	H30 (2018)	60%以下	R7 (2025)
			小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設	4.0%	H26 (2014)	5.7%	H30 (2018)	11%以上	R7 (2025)
			里親及びファミリーホーム	24.6%	H26 (2014)	29.9%	H30 (2018)	29%以上	R7 (2025)
	(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化								
	■ 将来にわたり安心できる地域医療の確保								
	5	○ 全道の医療施設に従事する医師数(人口10万人当たり)	230.2人 (全国平均値233.6人)	h26 (2014)	243.1人 (全国平均値246.7人)	h30 (2018)	全国平均値	r7 (2025)	道内の医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数
	■ 高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成								
6	● 北海道福祉人材センターの支援による介護職の就業者数	130人	H26 (2014)	150人	H30 (2018)	230人	R7 (2025)	北海道福祉人材センターの斡旋・紹介による介護職の就業者数	
■ 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防									
7	○ 健康寿命	男性: 全国第25位(71.11年) 女性: 全国第26位(74.39年)	h25 (2013)	男性: 全国第25位(71.98年) 女性: 全国第45位(73.77年)	h28 (2016)	健康寿命を延伸させる	r7 (2025)	健康上の問題で日常生活が制限されことなく生活できる期間健康寿命を延伸させることをめざす	
8	● 特定健康診査受診率	36.4%	H25 (2013)	40.4%	H28 (2016)	70.0%	R7 (2025)	40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者のうち、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を受診した者の割合	
(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承									
■ 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承									
● 環境基準達成率									
9		大気汚染	100%	H25 (2013)	100%	H28 (2016)	100%	R7 (2025)	豊かな自然や安全・安心な地域環境の保全、健全な水環境の確保など、環境の状態を示す指標であり、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
		水質汚濁	91.6%	H26 (2014)	91.2%	H30 (2018)	100%	R7 (2025)	
■ 人と自然・生き物が共生する社会づくり									
● エゾカバ个体数指数									
10		東部	102	H26 (2014)	120	H30 (2018)	50~25	R7 (2025)	東部地域は平成5年度を、西部地域は平成12年度を100とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値
		西部	224	H26 (2014)	264	H30 (2018)	150~75	R7 (2025)	

区分	番号	指標項目	基準値		実績値		目標値		指標の説明	
			数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)		
生活・安心	(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築									
	■ 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進									
	11	● 温室効果ガス排出量	7,245万t -CO ₂	H24 (2012)	6,984万t -CO ₂	H27 (2015)	6,099万t -CO ₂ 以下	R7 (2025)	二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計R2に目標を達成し、以降それ以下とすることをめざす	
	■ 北海道らしい循環型社会の形成									
	12	● 循環型社会の形成状況								
			循環利用率	14.5%	H24 (2012)	15.7%	H29 (2017)	16.0%	R7 (2025)	経済社会に投入される全体量のうち、循環利用量の占める割合
			廃棄物の最終処分量	112万t	H24 (2012)	100万t	H29 (2017)	86万t	R7 (2025)	道内の一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計
	(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上									
	■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり									
	● 治安情勢									
	13		刑法犯認知件数	40,359件	h26 (2014)	25,459件	h30 (2018)	前年実績以下	r7 (2025)	警察において発生を認知した刑法犯の数
			重要犯罪の検挙率	72.7% (過去5年平均66.2%)	h26 (2014)	88.1% (過去5年平均72.8%)	h30 (2018)	過去5年平均以上	r7 (2025)	警察が認知した重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ事件)の件数のうち、検挙した件数の割合
	14	● 消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)	52組織	H26 (2014)	69組織	H30 (2018)	74組織	R7 (2025)	地域住民を悪質商法から守るために、自治体・警察・各種団体が連携して見守りなどに取り組む組織の数	
	■ 豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保									
	15	● HACCP手法による衛生管理導入施設数(累計)	511施設	H26 (2014)	1,480施設	H30 (2018)	2,250施設	R5 (2023)	※ HACCPによる衛生管理手法を導入している施設の数	
■ 人々が互いに尊重しあう社会づくり										
16	● 人権侵害事件数(人口10万人当たり)	19.9件 (全国平均値16.9件)	h26 (2014)	12.6件 (全国平均値15.0件)	h30 (2018)	全国平均値	r7 (2025)	法務省の人権擁護機関において人権侵害の疑いのある事案について措置を講じたものの件数		
(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立										
■ 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上										
17	● 自主防災組織活動カバー率	51.3% (全国平均値80.0%)	H26 (2014)	59.7% (全国平均値83.2%)	H30 (2018)	R1までに全国平均値以上	R1 (2019)	全世帯のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合		
■ 災害に強い地域づくりの推進										
● 災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況										
18		避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況(水害、土砂災害、高潮災害、津波災害)	水害98.9% 土砂災害92.0% 高潮災害73.1% 津波災害98.8%	H26 (2014)	水害90.8% 土砂災害98.3% 高潮災害72.1% 津波災害94.0%	H30 (2018)	R1までに100%	R1 (2019)	市町村における避難勧告等の発令基準や津波避難計画、火山・洪水・津波についてのハザードマップの作成割合	
		常時観測火山(9火山)のハザードマップの作成状況	88.9% (8火山)	H26 (2014)	100%	H30 (2018)	R1までに100%	R1 (2019)		
		洪水ハザードマップを作成した市町村の割合	94.9%	H26 (2014)	96.5%	H30 (2018)	R1までに100%	R1 (2019)		
		津波ハザードマップを作成した市町村の割合	97.5%	H26 (2014)	98.8%	H30 (2018)	R1までに100%	R1 (2019)		
		津波避難計画を作成した市町村の割合	72.8%	H26 (2014)	98.8%	H30 (2018)	R1までに100%	R1 (2019)		

区分	番号	指標項目	基準値		実績値		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	
1 生活・安心	(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮								
	■ 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服								
	19	● 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率(道道)	59%	H26(2014)	78.4%	H30(2018)	100%	R7(2025)	緊急輸送を円滑かつ確実にするための緊急輸送道路や避難路上にある橋梁の耐震化の割合
20	○ 住宅及び多数利用建築物の耐震化率	82%	H22(2010)	86.6%	H27(2015)	95%以上	R7(2025)	住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の割合 R2に目標を達成し、以降それ以上とすることをめざす	
■ 被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮									
21	● リスク分散による企業立地件数	H24~H26累計63件(3年間平均21件)	H26(2014)	26件	H30(2018)	H28~R1累計92件	R1(2019)	リスク分散を理由とした道内での企業立地(新設及び増設)の件数	
2 経済・産業	(1) 農林水産業の持続的な成長								
	■ 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり								
	22	● 食料自給率(カロリーベース)	197%概算値	H25(2013)	206%概算値	H29(2017)	258%	R7(2025)	北海道の食料消費が、道内の食料生産によってどのくらい賚られるかをカロリー(供給熱量)ベースで算出したもの
	23	● 新規就農者数	612人	h26(2014)	529人	h30(2018)	毎年770人	r7(2025)	新たに就農した者の数
	■ 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり								
	24	● 漁業生産額(漁業従業者1人当たり)	978万円	h25(2013)	1,001万円	h29(2017)	1,324万円	r7(2025)	漁業従業者1人当たりの漁業生産額
	25	● 新規漁業従業者数	216人	H25(2013)	200人	H30(2018)	毎年260人	R7(2025)	漁業に新たに就業した者の数
	■ 林業・木材産業の振興を図り、資源の循環利用を進める森林づくり								
	26	● 道産木材の利用量	400万m ³	H25(2013)	459.2万m ³	H29(2017)	509万m ³	R7(2025)	森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量
	27	○ 林業の新規参入者数	107人	H25(2013)	161人	H30(2018)	毎年160人	R7(2025)	林業に新たに就業した者の数
(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造									
■ 高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興									
28	● 製造業の付加価値生産性	870万円	h26(2014)	968万円	h29(2017)	1,280万円	r7(2025)	製造業の従事者1人当たりの付加価値額(生産額から原材料使用料等や減価償却費などを控除した額)	
■ 地域資源を活かした食関連産業の振興									
29	● 食品工業の付加価値額	5,748億円	h26(2014)	6,774億円	h29(2017)	6,500億円	r7(2025)	食品工業における企業の営業利益(税引き後)	
30	● 商談会等における国内成約件数	3,422件	H26(2014)	3,496件	H30(2018)	4,300件	R7(2025)	国内で道や団体などが主催する商談会の開催により成約となった取引件数	
■ 本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進									
31	● 企業立地件数	H22~H26累計355件(5年間平均71件)	H26(2014)	102件	H30(2018)	H28~R7累計780件	R7(2025)	道内での企業立地(新設及び増設)の件数	
(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生									
■ 地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興									
32	● 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの相談件数	8,145件	H26(2014)	14,189件	H30(2018)	12,000件	R7(2025)	(公財)北海道中小企業総合支援センターが行った「経営相談」及び「専門相談」の件数	
33	● 開業率	4.3%	H26(2014)	3.9%	H30(2018)	10.0%	R7(2025)	既存事業所に対する新規に開設された事業所数の割合	
■ 住民の暮らしを支える地域商業の活性化									
34	○ 来街者数が現状維持または増加している商店街の割合	30.4%	H26(2014)	36.0%	H30(2018)	50.0%	R7(2025)	来街者数が現状を維持している、または増加していると回答した商店街の割合	
■ 地域の安全・安心に欠かせない建設業の振興									
35	● 道内建設業従業者の年齢階層別構成比の29歳以下の就業割合	8.3%	h26(2014)	8.3%	h30(2018)	13.1%	r7(2025)	道内建設業従業者のうち、15~29歳の者の人数割合	

区分	番号	指標項目	基準値		実績値		目標値		指標の説明	
			数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)		
2 経済・産業	(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進									
	■ 健康長寿・医療関連産業の創造									
	36	● 医薬品・医療機器生産金額	644億円	h26(2014)	611億円	h30(2018)	720億円	r7(2025)	医薬品・医療機器の製造所において製造された最終製品の生産金額	
	■ 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造									
	37	● 新エネルギー導入量								
		発電分野(設備容量)	202.5万kW	H26(2014)	292.7万kW	H29(2017)	282万kW以上	R7(2025)	太陽光、風力、雪氷またはバイオマスを利用して得られるエネルギー及び地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギーの量R2に目標を達成し、以降それ以上とすることをめざす	
		発電分野(発電電力量)	5,924百万kWh	H26(2014)	7,921百万kWh	H29(2017)	8,115百万kWh以上	R7(2025)		
	熱利用分野(熱量)	13,242TJ	H26(2014)	14,932TJ	H29(2017)	20,133TJ以上	R7(2025)			
	■ 本道の活性化に役立つ科学技術の振興									
	38	● 産学官の共同研究の件数	1,135件	H26(2014)	1,543件	H30(2018)	1,500件	R7(2025)	道内の大学等(国・公・私立大学、短大、高等専)及び道立試験研究機関(地方独立行政法人北海道立総合研究機構を含む)等における共同研究の件数	
(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展										
■ アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大										
39	● 道産食品輸出額	663億円 ※	h26(2014)	774億円 ※	h30(2018)	1,500億円以上	r7(2025)	本道から道内港を通じ、直接海外へ輸出された道産食品の通関額及び道内港を通じ、海外へ輸出された道産食品の通関額の推計(h30.12~) ※現状値及び実績値は、函館税関を通じ、直接海外へ輸出された道産食品の通関額		
■ 海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進										
40	● 輸出額	4,787億円	h26(2014)	3,970億円	h30(2018)	7,250億円	r7(2025)	本道から函館税関を通じ、直接海外へ輸出された通関額		
(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進										
■ 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり										
41	○ 観光消費額(道内容、道外客、外国人)									
	道内容1人当たり	13,271円	H22(2010)	12,865円	H27(2015)	15,000円	R7(2025)	道内、国内、海外からの観光客が道内での観光1回に消費した平均額(1人当たり)		
	道外客1人当たり	69,670円	H22(2010)	73,132円	H27(2015)	79,000円	R7(2025)			
外国人1人当たり	122,128円	H22(2010)	178,102円	H27(2015)	209,000円	R7(2025)				
■ 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大										
42	● 国際会議等の開催状況	107件	h26(2014)	116件	h30(2018)	140件	r7(2025)	道内で開催された国際会議の開催回数		
43	● 道外からの観光入込客数(うち外国人客)	723万人(154万人)	H26(2014)	919万人(312万人)	H30(2018)	1,150万人(500万人以上)	R7(2025)	道外から本道を訪れた観光客(国内及び外国人)の実人数		
(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保										
■ 雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保										
44	● 就業率	53.1%(全国平均値57.3%)	h26(2014)	55.9%(全国平均値60.0%)	h30(2018)	全国平均値	r7(2025)	15歳以上の人口のうち、仕事に就いている人の割合		
■ 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備										
45	● ジョブカフェ北海道での若年者の就職内定者数	6,362人	H26(2014)	6,400人	H30(2018)	H28からの累計63,800人	R7(2025)	ジョブカフェ北海道に登録し、就職支援サービスを受けて就職が内定した人数の累計(新規学卒予定者や若年求職者(44歳以下)など、様々な状況に置かれた者が、安定的に仕事に就くことができたことを測るもの)		
46	● ジョブサロン北海道での中高年齢者等の就職者数	522人	H26(2014)	552人	H30(2018)	H28からの累計5,400人	R7(2025)	ジョブサロン北海道に登録し、就職支援サービスを経て就職した人数の累計(家事を担う求職者や復職を希望する女性など、様々な状況に置かれた中高年齢者等(35歳以上)が、安定的な仕事に就くことができたことを測るもの)		
47	● 年間総労働時間(フルタイム労働者)	2,006時間	h26(2014)	1,987時間	h30(2018)	1,922時間	r7(2025)	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の労働者の年間総労働時間		
48	● 育児休業取得率	男性3.0% 女性87.9%	H26(2014)	男性3.5% 女性91.3%	H30(2018)	男性13.0% 女性90.0%	R7(2025)	出産者または配偶者が出産した者のうち、育児休業取得者の割合		

区分	番号	指標項目	基準値		実績値		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H/R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H/R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H/R:年度, h,r:暦年)	
人・地域	(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築								
	■ 地域で互いに支え合うまちづくりの推進								
	49	「できれば今と同じ市町村 〇に住んでいたい」と 考える人の割合	76.2%	H26 (2014)	75.4%	R1 (2019)	増加させる	R6 (2024)	道が実施する道民意識調査における「できれば今と同じ市町村に住んでいたい」と考える人の割合
	50	集落対策を実施 している市町村	85市町村 (集落がある 市町村177)	H25 (2013)	151市町村	R1 (2019)	集落がある 全市町村	R7 (2025)	集落がある市町村のうち、集落対策として生活交通の確保や買い物支援などの対策を実施している市町村の数
	■ 居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進								
	● 移住・定住の促進								
	51	「北海道ふるさと移住定住 推進センター」の年間相談 件数	実績なし (H27.10開設)		1,465件	H30 (2018)	1,770件	R7 (2025)	「北海道ふるさと移住定住推進センター」において移住関連相談を受ける件数
		ちよっと暮らし滞在日数	66,592日	H26 (2014)	87,517日	H30 (2018)	107,000日	R7 (2025)	北海道体験移住「ちよっと暮らし」の利用者の延べ滞在日数
	52	● 地域おこし協力隊員数	225人	H26 (2014)	679人	H30 (2018)	670人	R7 (2025)	本道において地域おこし協力隊として働く隊員の数
	■ 地域の可能性を広げるICTの活用								
	53	● ブロードバンドサービス人口普及率	79.4%	H26 (2014)	157.5%	H30 (2018)	150%	R7 (2025)	本道の全人口に対するブロードバンドサービス(光回線、モバイルルーター、スマートフォンなど)契約数の総数の割合
	(2) 北海道の未来を拓く人材の育成								
	■ ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり								
	54	● 平均正答率の状況	小学国A 98.5 小学国B 95.3 小学算A 97.1 小学算B 94.8	H26 (2014)	小学国語 98.4 小学算数 96.8	R1 (2019)	R4までに 全ての管内で 全国平均値 以上 (100以上)	R4 (2022)	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国平均値を100とした場合の北海道の各教科の数値(小学校6年生、中学校3年生) ※「A」は主として知識に関する問題、「B」は主として活用に関する問題。R1(2019)年度から知識と活用を一体的に問う問題に変更
	55	● 児童生徒の体力・運動 能力の状況	小学男子 48.5 小学女子 47.7 中学男子 47.9 中学女子 45.9	H26 (2014)	小学男子 49.1 小学女子 48.7 中学男子 48.6 中学女子 46.7	R1 (2019)	R4までに 全国平均値 以上 (50以上)	R4 (2022)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の総合得点の全国平均値を50とした場合の北海道の数値(小学校5年生、中学校2年生)
56	● 生涯学習の成果を活用 している住民の割合	40.3%	H26 (2014)	58.3%	H30 (2018)	80.0%	R7 (2025)	「生涯学習」を行った人のうち、「学習活動を通じて身に付けた知識・技術や経験をまちづくりやボランティア活動、子どもたちを育むための活動、他の人たちの学習やスポーツ活動、文化活動などの指導に生かしている」と回答した人の割合	
■ グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成									
57	● 国際理解教育を行って いる立高校の割合	71.0%	H26 (2014)	100.0%	H30 (2018)	R1までに 100%	R1 (2019)	姉妹校との生徒の交流会や外国人による講演会など国際理解教育に関する取組を行っている立高校の割合	
58	● 外国人留学生数	2,588人	H26 (2014)	3,614人	H30 (2018)	3,700人	R7 (2025)	「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格により道内の大学などで教育を受ける外国人学生の数	
■ 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり									
59	● いじめに対する意識	小学校 82.3% 中学校 70.7%	H26 (2014)	小学校 88.0% 中学校 80.8%	H30 (2018)	R4までに 小学校 中学校 ともに100%	R4 (2022)	全国学力・学習状況調査において、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」について、「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合	
(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり									
■ 意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進									
60	● 高齢者(65歳以上)の 就業率	16.5% (全国平均値 20.8%)	h26 (2014)	20.3% (全国平均値 24.3%)	h30 (2018)	r1までに 全国平均値 以上	r1 (2019)	65歳以上の高齢者のうち、仕事に就いている人の割合	
61	● 障がい者の実雇用率 (民間企業)	1.90%	h26 (2014)	2.27%	r1 (2019)	r1までに 法定雇用率 (2.2%)以上	r1 (2019)	「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者等の雇用義務がある民間企業における障がい者の平均実雇用率	
■ 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり									
62	● 女性(25~34歳)の 就業率	66.8% (全国平均値 71.8%)	h26 (2014)	74.5% (全国平均値 77.6%)	h30 (2018)	r1までに 全国平均値 以上	r1 (2019)	25~34歳の女性のうち、仕事に就いている人の割合	

区分	番号	指標項目	基準値		実績値		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H/R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H/R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H/R:年度, h,r:暦年)	
人・地域	(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承								
	■ 北海道独自の歴史・文化の発信と次世代への継承								
	63	● 北海道博物館の 利用者満足度	65.8%	H25 (2013)	75.6%	H30 (2018)	80.0%	R7 (2025)	北海道博物館の利用者調査で「満足」と回答した人の割合
	■ 先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開								
	64	● 赤れんが庁舎入館者数	51万人	H26 (2014)	70万人	H30 (2018)	81万人	R7 (2025)	赤れんが庁舎の年間入館者数
	■ 生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興								
	65	○ 文化会館入場者数	46万人	H22 (2010)	-	-	50万人	R7 (2025)	公立文化会館が主催・共催する事業の入場者数または参加者数
	(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現								
	■ 地域スポーツ活動の推進と環境の充実								
	66	○ 本道の成人の週1回 以上のスポーツ実施率	59%	H26 (2014)	58%	H30 (2018)	65%	R7 (2025)	道内の成人のうち、週に1回以上スポーツをする人の割合
	■ 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成								
	67	○ 本道出身のオリンピック・ パラリンピック出場者数	夏季17人 (ロンドン) 冬季60人 (ソチ)	h24 (2012) h26 (2014)	夏季20人 (リオデジャネイロ) 冬季72人 (平昌)	h28 (2016) h30 (2018)	前回大会 以上	r7 (2025)	本道出身の夏季・冬季オリンピック・パラリンピック出場選手の数
	(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり								
	■ 個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり								
	68	● 国や道の広域連携制度に 取り組む地域数	12地域	H26 (2014)	24地域	H30 (2018)	25地域	R7 (2025)	道内で定住自立圏及び連携中核都市圏、道独自の市町村連携地域モデル事業により連携する地域の数
69	● 本道からの転出超過数	約8,000人	h26 (2014)	3,715人	h30 (2018)	0人	r7 (2025)	本道に転入してくる人と本道から転出する人の差	
■ 国際交流と多文化共生の推進									
70	● 外国人居住者数	23,534人	h26 (2014)	36,899人	h30 (2017)	38,000人	r7 (2025)	道内に在住する中長期在留者及び特別永住者の数	
■ 北方領土の早期返還と隣接地域の振興									
71	● 北方領土返還要求 署名数(累計)	8,702万人	H26 (2014)	9,084万人	H30 (2018)	9,769万人	R7 (2025)	昭和40年から行われている北方領土返還要求署名数の累計値	
(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備									
■ 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備									
72	● 個別施設ごとの 長寿命化計画策定率	41.7%	H26 (2014)	72.2%	H30 (2018)	R2までに 100%	R2 (2020)	道所有の交通、上下水道、公園、治水、農林水産施設、建物などの個別施設ごとに策定する長寿命化計画の策定割合	
■ 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成									
73	● 道内空港の 国際線利用者数	205万人	H26 (2014)	410万人	H30 (2018)	380万人 以上	R7 (2025)	道内空港の国際線(定期便、チャーター便)の利用者数	

計画期間中に目標値が変更された指標

3. 小児科医師数

「北海道医療計画」の改定に当たって、目標値を「全国平均値」から「全国平均値以上」に改めました（h30.3変更）。

7. 健康寿命

「北海道健康増進計画」に合わせ、目指す水準が明確となるよう、目標値を「都道府県順位の10ランクアップ以上をめざし、健康寿命を延伸させる」から「健康寿命を延伸させる」に改めました（h30.3変更）。

8. 特定健康診査受診率

「北海道医療費適正化計画」の改定に当たって、国が示す特定健康診査受診率の全国目標（70%）や、北海道医療費適正化計画検討協議会における議論を踏まえて、目標値を69.0%から70.0%に見直しました（h30.3変更）。

10. エゾシカ個体数指数（西部）

「北海道エゾシカ管理計画」の改定に当たって、これまでのデータ蓄積を踏まえて個体数指数を「200以下」から「150～75」に見直しました（h29.3変更）。

11. 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の算定に使用した国の統計（「総合エネルギー統計」）数値が遡及的に改定されたことから、目標値を「6,054万t-CO₂以下」から「6,099万t-CO₂以下」に見直しました（h30.6変更）。

15. HACCP*手法による衛生管理導入施設数（累計）

「北海道食の安全・安心基本計画」の改定に当たり、これまでの実績や現状等を総合的に勘案し、目標を「令和7(2025)年度に1,500施設」から「令和5(2023)年度に2,250施設」に見直しました（h31.3変更）。

17. 自主防災組織活動カバー率

「北海道防災対策推進計画」の改定（「北海道強靱化計画」に統合）に当たって、現状及び今後の施策推進による効果等を総合的に勘案し、目標を「平成29(2017)年度までに全国平均値以上」から「令和元(2019)年度までに全国平均値以上」に見直しました（h30.3変更）。

18. 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（水害、土砂災害、高潮災害、津波災害）

「北海道防災対策推進計画」の改定（「北海道強靱化計画」に統合）に当たって、現状及び今後の施策推進による効果等を総合的に勘案し、目標を「平成29(2017)年度までに100%」から「令和元(2019)年度までに100%」に見直しました（h30.3変更）。

24. 漁業生産額

「北海道水産業・漁村振興推進計画」の改定に当たって、最新の統計データに基づく今後のすう勢予測や施策の効果等を総合的に勘案し、目標値を「1,128万円」から「1,324万円」に見直しました（h30.3変更）。

25. 新規漁業就業者数

「北海道水産業・漁村振興推進計画」の改定に当たって、最新の統計データに基づく今後のすう勢予測や施策の効果等を総合的に勘案し、目標値を「毎年250人」から「毎年260人」に見直しました（h30.3変更）。

26. 道産木材の利用量

「北海道森林づくり計画」の改定に当たって、「道産木材の利用量」の産出に必要な「伐採数量」及び「林地未利用材の発生率」を最新の数値に更新したことから、目標を「520万m³」から「509万m³」に見直しました（h29.3変更）。

27. 林業の新規参入者数

「北海道森林づくり計画」の改定に当たって、これまでの実績等を踏まえて、新たに確保すべき新規参入者数の目標を「毎年150人」から「毎年160人」に見直しました（h29.3変更）。

32. 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの相談件数

平成28(2016)年度の実績が目標値を達成したことから、近年の相談件数の状況等を踏まえ、目標値を「10,000件」から「12,000件」に見直しました（h29.3変更）。

38. 産学官の共同研究の件数

平成28(2016)年度の実績が目標値を達成したことなどから、「新北海道科学技術振興戦略」の改定に当たって、目標値を「1,100件」から「1,500件」に見直しました（h30.3変更）。

39. 道産食品輸出額

輸出額の把握方法について、「函館税関を通じ、直接海外へ輸出された道産食品の通関額」としていたものを「道内港（港湾、空港）で通関し、直接海外へ輸出された道産食品の輸出額（実績値）」と、道外港（港湾、空港）で通関し、海外へ輸出された道産食品の輸出額（推計値）の合計」に見直し、目標値を「1,500億円」から「1,500億円以上」に見直しました（h30.12変更）。

43. 道外からの観光入込客数

「北海道観光のくづくり行動計画」の改定に当たって、道外からの観光入込客数の推移や国内旅行市場の動向、北海道観光審議会における議論などを踏まえ、目標値を「1,000万人（うち外国人客300万人以上）」から「1,150万人（うち外国人客500万人以上）」に見直しました（h30.3変更）。

51. 「北海道ふるさと移住定住推進センター」の年間相談件数、ちょっと暮らし滞在日数

「北海道ふるさと移住定住推進センター」の年間相談件数については、センターの開設(h28(2016.10))の以降の実績を踏まえ、東京における相談件数を年間10%増加と想定し、目標値を「1,600件」から「1,770件」に見直しました（h30.6変更）。

ちょっと暮らし滞在日数については、平成28(2016)年度の実績が目標値を達成したことから、近年の日数の伸び率を踏まえ、目標値を「84,000日」から「107,000日」に見直しました（h30.6変更）。

54. 平均正答率の状況

「北海道教育推進計画」の改定に当たって、現状及び今後の施策推進による効果等を総合的に勘案し、目標を「平成29(2017)年度までに全ての管内で全国平均値以上」から「令和4(2022)年度までに全ての管内で全国平均値以上」に見直しました（h30.3変更）。

55. 児童生徒の体力・運動能力の状況

「北海道教育推進計画」の改定に当たって、現状及び今後の施策推進による効果等を総合的に勘案し、目標を「平成29(2017)年度までに全国平均値以上」から「令和4(2022)年度までに全国平均値以上」に見直しました（h30.3変更）。

58. 外国人留学生数

平成29(2017)年度の実績が目標値を達成したことから、近年の国際環境の変化や外国人留学生の増加などの状況等を踏まえ、目標値を「3,000人」から「3,700人」に見直しました（h30.6変更）。

59. いじめに対する意識

「北海道教育推進計画」の改定に当たり、現状及び今後の施策推進による効果等を総合的に勘案し、目標を「平成29(2017)年度までに小学校・中学校ともに100%」から「令和4(2022)年度までに小学校・中学校ともに100%」に見直しました（h30.3変更）。

61. 障がい者の実雇用率（民間企業）

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、雇用率が引き上げられたことから、目標値を「2.0%以上」から「2.2%以上」に見直しました（h30.6変更）。

64. 赤れんが庁舎入館者数

目標値算出の基になっている「道外からの観光入込客数」の目標値が見直されたことから、目標値を「70万人」から「81万人」に見直しました（h30.3変更）。

68. 国や道の広域連携制度に取り組む地域数

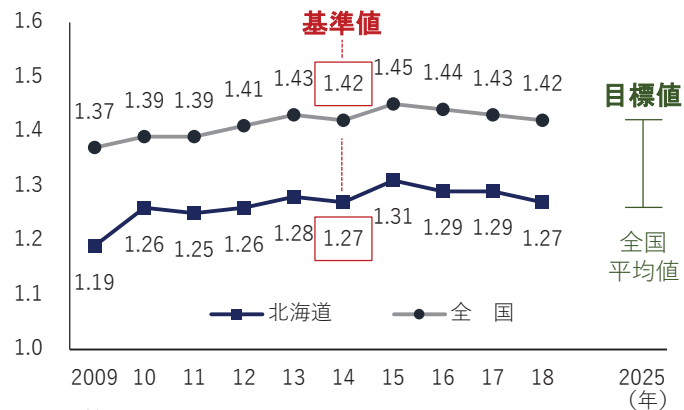
平成29(2017)年度の実績が目標を達成したことから、国の制度の対象となる市町村の中で未実施の市町村は実質2地域であることを踏まえ、目標値を「21地域」から「25地域」に見直しました（h30.6変更）。

70. 外国人居住者数

平成28(2016)年度の実績が目標を達成し、近年の伸び率を踏まえ「北海道グローバル戦略」の見直しを行ったことから、目標値を「28,000人」から「38,000人」に見直しました（h30.11変更）。

1 生活・安心 (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進

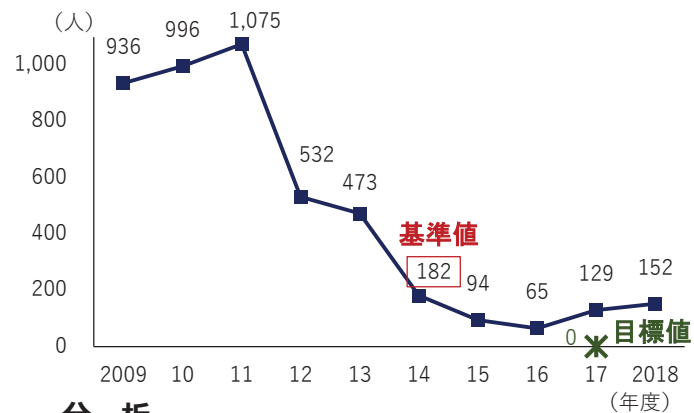
1. 合計特殊出生率



分析

依然として全国水準を下回り、低い状況となっている。引き続き総合的な少子化対策の推進が必要である。

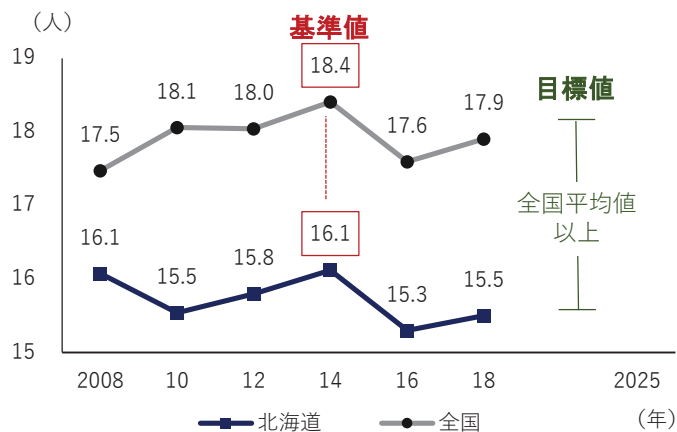
2. 保育所入所待機児童数



分析

待機児童解消施策により、保育所等、待機児童の受け皿の整備は進んだが、保育士不足により定員までの受入れができないなどの理由により、目標の達成には至らなかった。

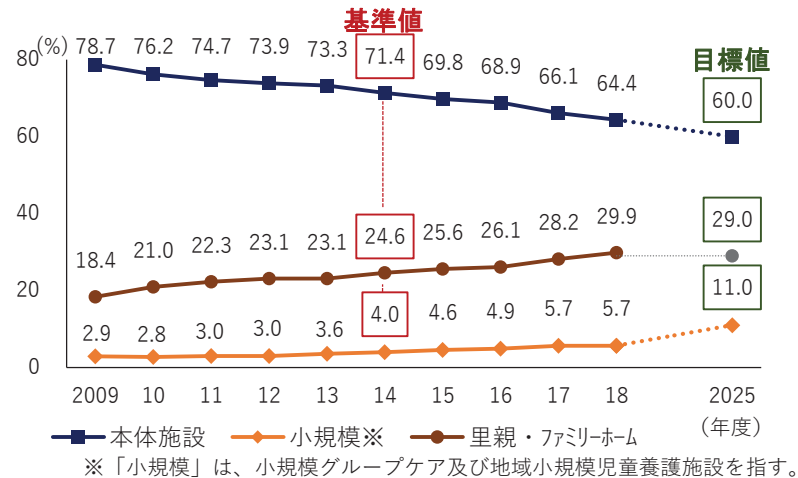
3. 小児科医師数 (小児人口1万人当たり)



分析

依然として全国水準を下回っている。小児科医の養成支援などを通して、引き続き、小児科医の確保に努める必要がある。

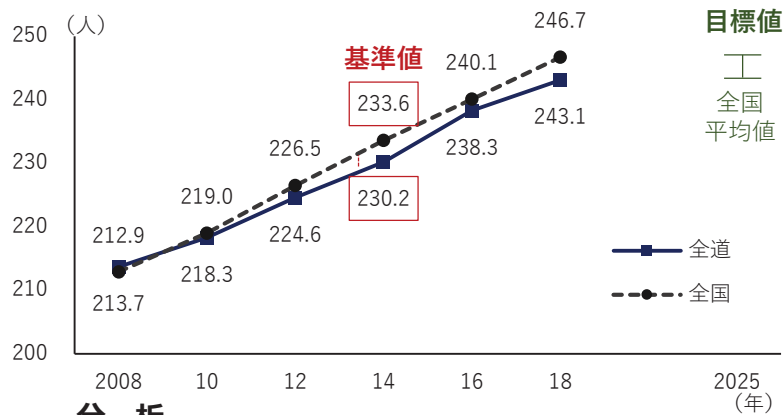
4. 児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア等、里親及びファミリーホームへの委託の割合



分析

里親・ファミリーホームは、直近の実績値が目標を達成しており、概ね順調に推移している。

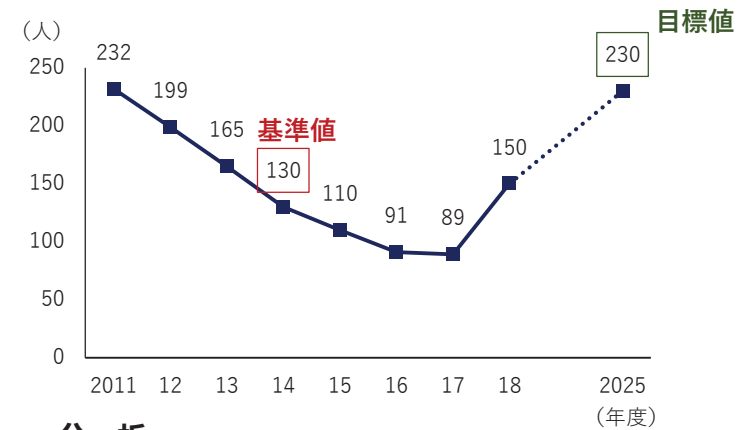
5. 全道の医療施設に従事する医師数 (人口10万人当たり)



分析

地域枠制度の実施や、臨床研修病院の合同説明会の開催、道外医師の招聘などに取り組んでおり、年々増加傾向ではあるが、目標値には達していない。今後も様々な施策により医師の確保に努める必要がある。

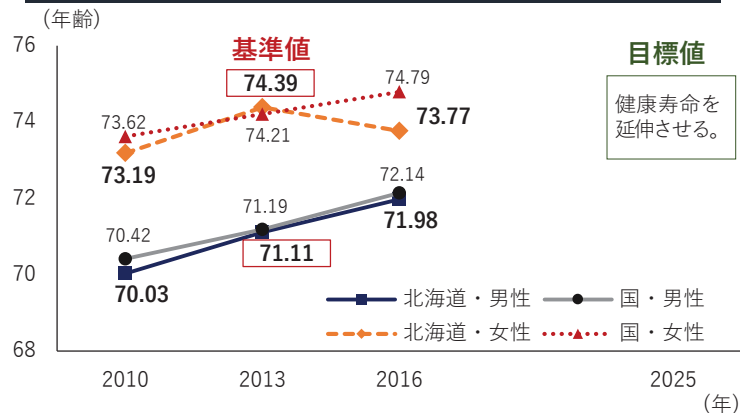
6. 北海道福祉人材センターの支援による介護職の就業者数



分析

介護人材確保対策の一定の政策効果が表出し、2018年度の実績値は上昇に転じたが、生産年齢人口の減少や他業種との労働選択などによる介護労働市場の労働供給数の鈍化を背景として小幅にとどまった。今後とも実効性のある人材確保対策の総合的な推進に努める必要がある。

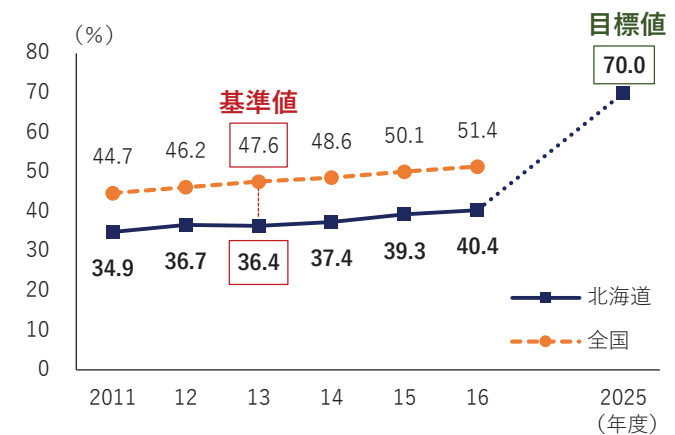
7. 健康寿命



分析

2016年の結果を見ると、男性の健康寿命は延伸したものの、女性の健康寿命は短縮した。進捗は遅れている状況にあり、引き続き取組を推進する必要がある。

8. 特定健康診査受診率

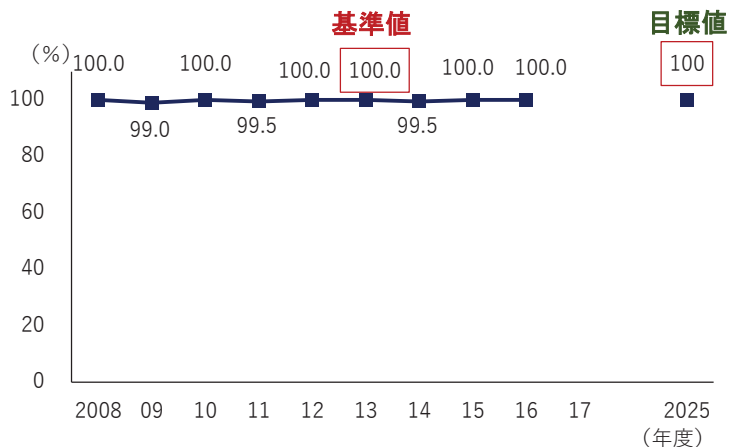


分析

受診率向上に向けた普及啓発等を実施しており、徐々に効果が見られるものの、目標達成に向けて、引き続き取組が必要である。

1 生活・安心 (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

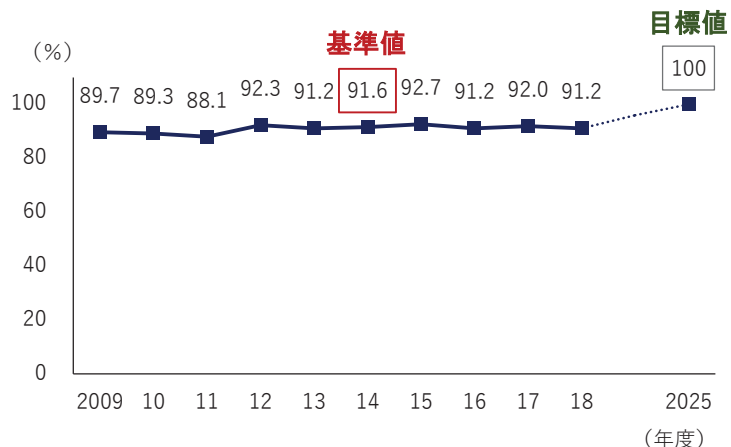
9-1. 環境基準達成率：大気汚染



分析

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準は、全測定局で達成されている。

9-2. 環境基準達成率：水質汚濁

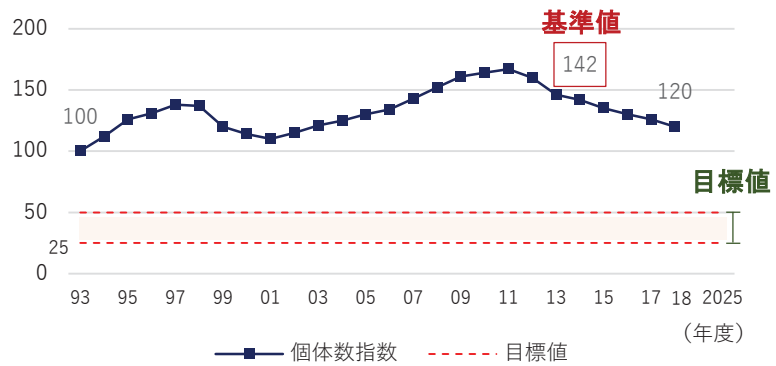


分析

直近の2018年度には、常時監視している262の水域中239水域で環境基準を達成した。

10-1. エゾシカ個体数指数：東部※

※ 東部地域は、オホーツク、十勝、釧路、根室管内

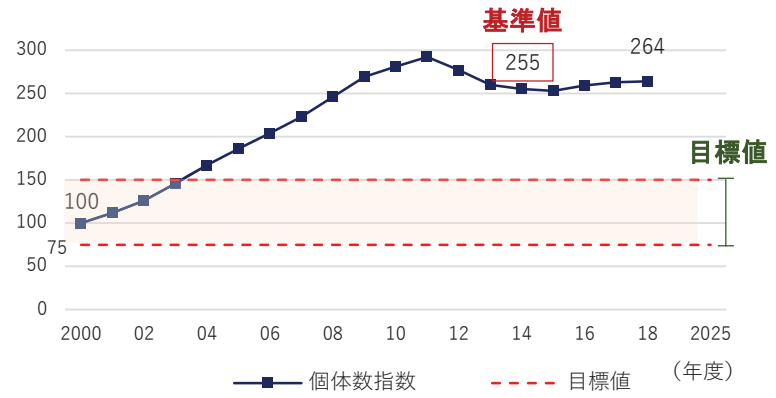


分析

東部地域は目標に向けて着実に減少しているが、西部地域は2016年度から上昇に転じた可能性があり、目標達成に遅れが見られる。目標達成に向け、引き続き取組が必要である。

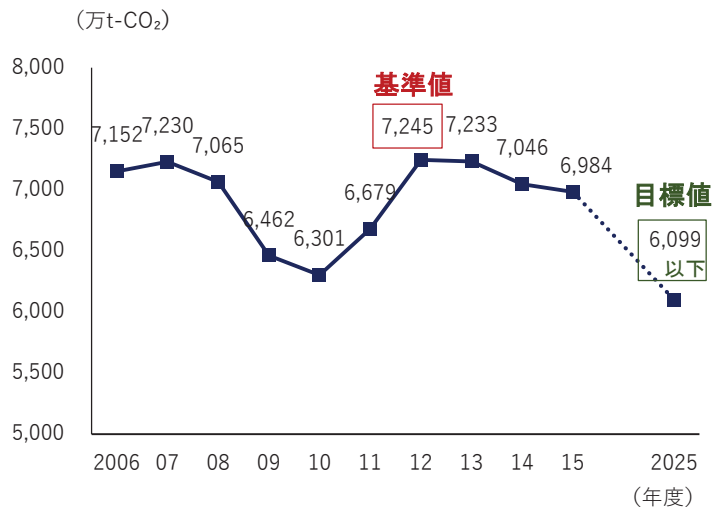
10-2. エゾシカ個体数指数：西部※

※ 西部地域は、空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内



—■— 個体数指数 - - - 目標値

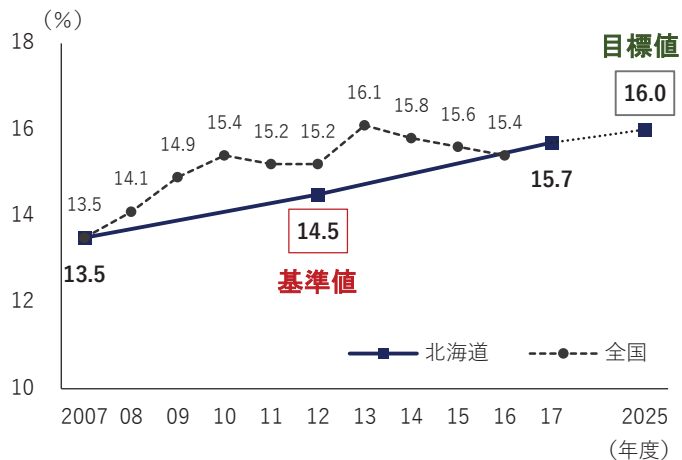
11. 温室効果ガス排出量



分析

本道は積雪寒冷、広域分散の地域特性などにより、全国と比べて家庭部門と運輸部門の排出割合が高くなっていることなどから、指標が低調となっており、引き続き温室効果ガスの削減に向けた取組を推進する必要がある。

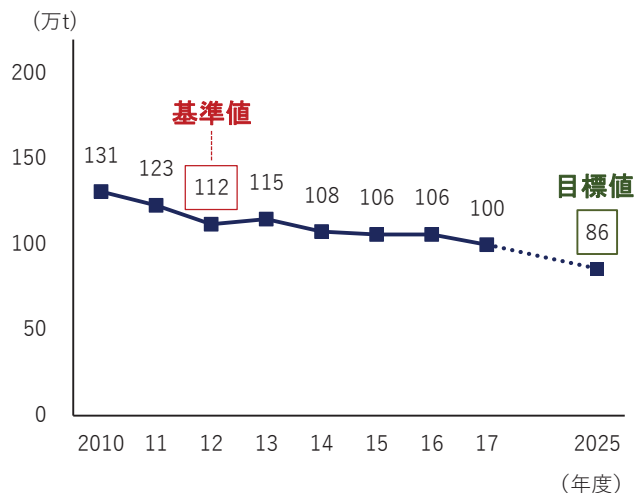
12-1. 循環利用率



分析

目標の達成に向けて順調に推移しているが、国では、平成30(2018)年6月に策定した「第4次循環型社会形成基本計画」において、令和7(2025)年度の全国の目標値を18%に設定しており、道も引き続き、循環利用率の更なる向上に向けた取組を進める必要がある。

12-2. 廃棄物の最終処分量

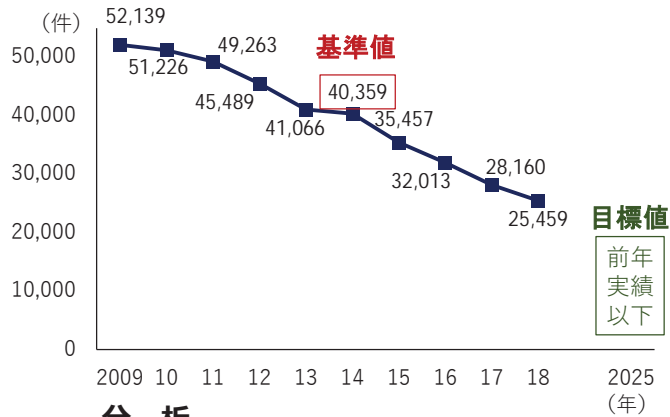


分析

減少傾向にあり、概ね順調に推移している。引き続き、最終処分量削減に向けた取組を推進する必要がある。

1 生活・安心 (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

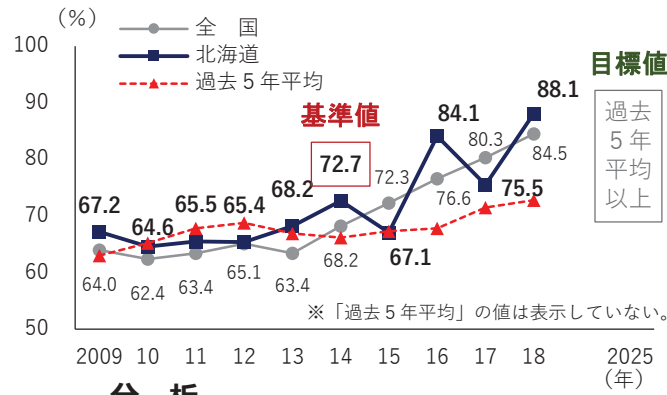
13-1. 刑法犯認知件数



分析

街頭活動の強化など、犯罪の抑止につながる警戒・検挙活動や犯罪情勢に即した犯罪抑止対策など様々な取組を実施したことが、刑法犯認知件数を減少させていると考えられる。

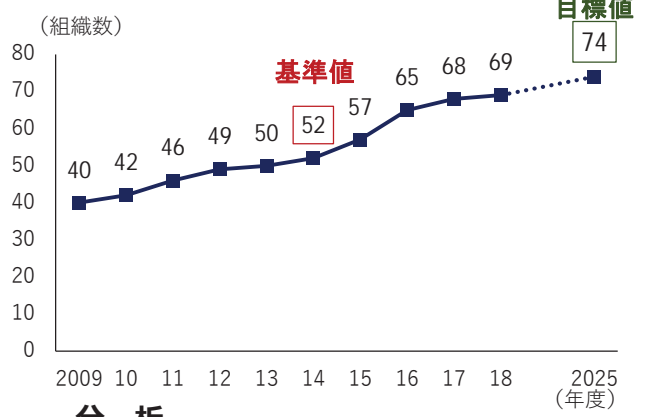
13-2. 重要犯罪の検挙率



分析

迅速・的確な初動捜査をはじめ、防犯カメラ画像の収集・分析やDNA型鑑定など客観証拠を重視した捜査を推進したことにより、過去5年間の平均を上回っていると考えられる。

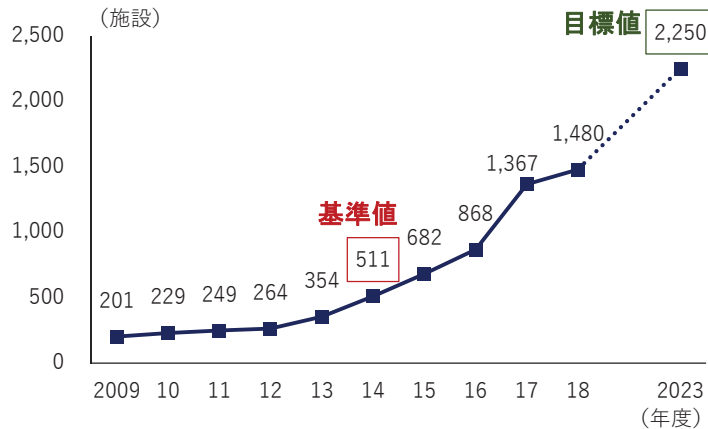
14. 消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)



分析

消費者被害防止地域ネットワークの設置促進に向けた取組の効果が現れており、順調に推移している。

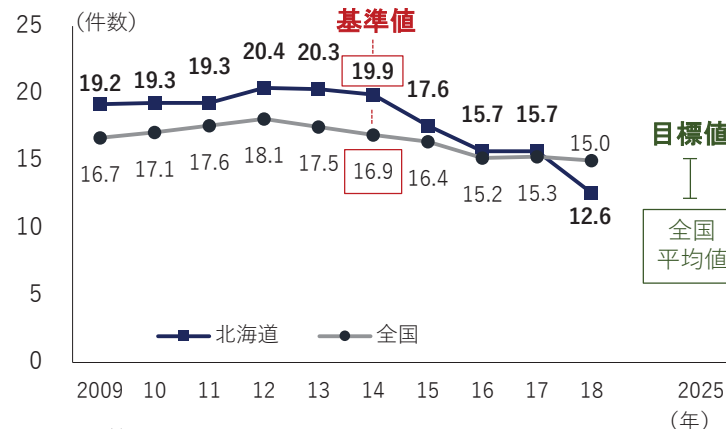
15. HACCP手法による衛生管理導入施設数(累計)



分析

HACCP*の導入は着実に進展している。2020年(令和2年)のHACCP制度化施行に向け、引き続き取組を推進する必要がある。

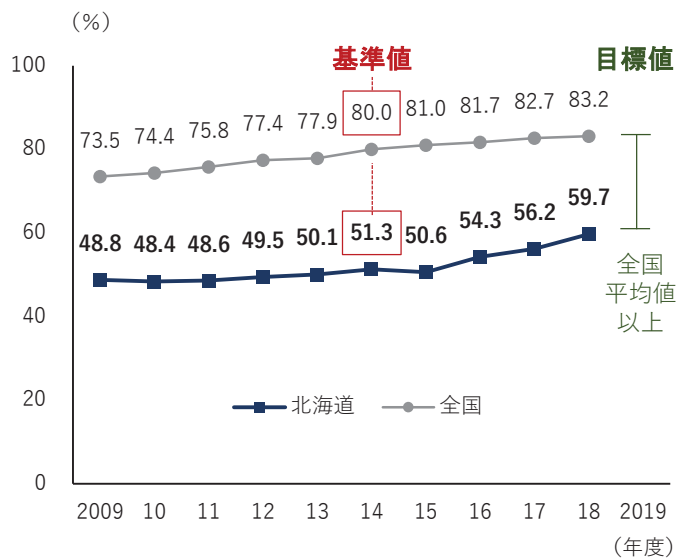
16. 人権侵犯事件数(人口10万人当たり)



分析

基本的人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及・高揚を、道、市町村及び国が粘り強く進めてきており、人権侵犯事件数は、2018年実績で、北海道では10万人当たり12.6件となり、全国の平均値(15.0件)を下回った。

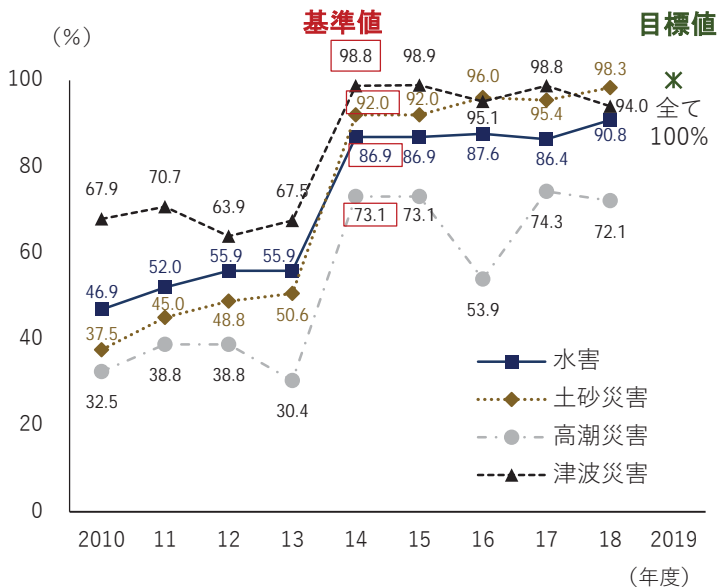
17. 自主防災組織活動カバー率



分析

数値は上昇しているものの、目標値とは乖離している状況である。
引き続き、自主防災組織の活動実態の把握とともに、活動カバー率の向上に向け、取り組んでいく必要がある。

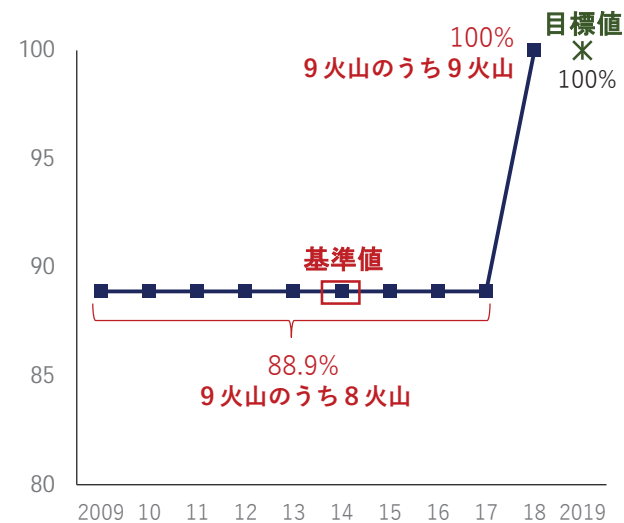
18-1. 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 (水害、土砂災害、高潮災害、津波災害)



分析

高潮災害以外は、概ね目標が達成される見込みである。
高潮については、過去に高潮による被害がない、または集落が点在しているため地区ごとに気候等が異なること等により、基準の設定が困難な市町村が多くあることから、策定率が低い状況にある。引き続き、策定が進むよう取り組んでいく必要がある。

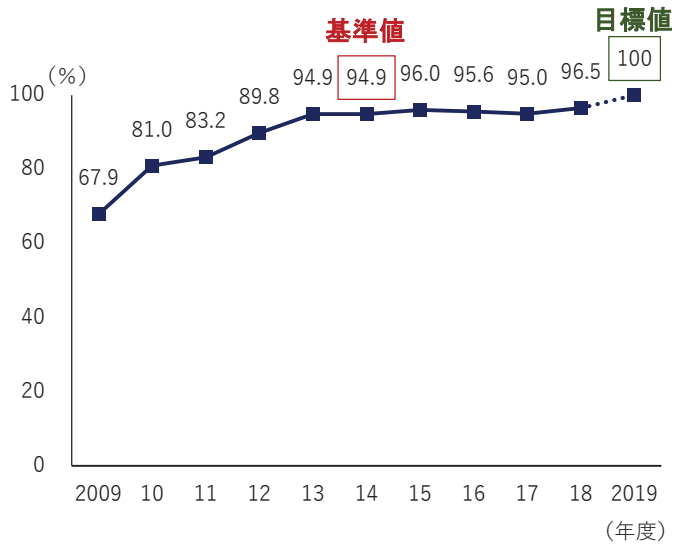
18-2. 常時観測火山 (9火山) のハザードマップの作成状況



分析

2018 (平成30) 年度に大雪山のハザードマップを作成し、目標を達成した。

18-3. 洪水ハザードマップを作成した市町村の割合

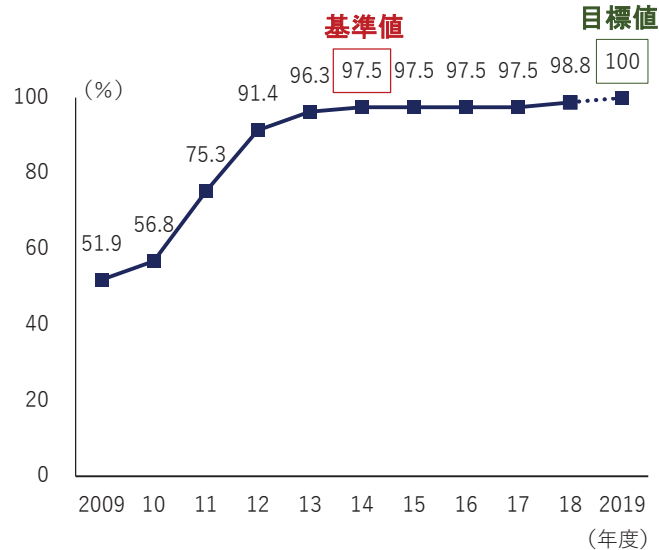


分析

2019年3月末現在において、洪水による浸水被害のおそれがある141市町村のうち136市町村がハザードマップを整備している。未策定の市町村に対して、引き続き、早期の策定促進を働きかけていく。

なお、2015年の水防法の改正により、洪水ハザードマップについては、想定しうる最大降雨量を前提とした浸水想定区域を示す必要があることから、新たな洪水ハザードマップの作成が必要となった。2019年3月現在、策定済は69市町村（48.9%）であり、72市町村は未策定となっている。

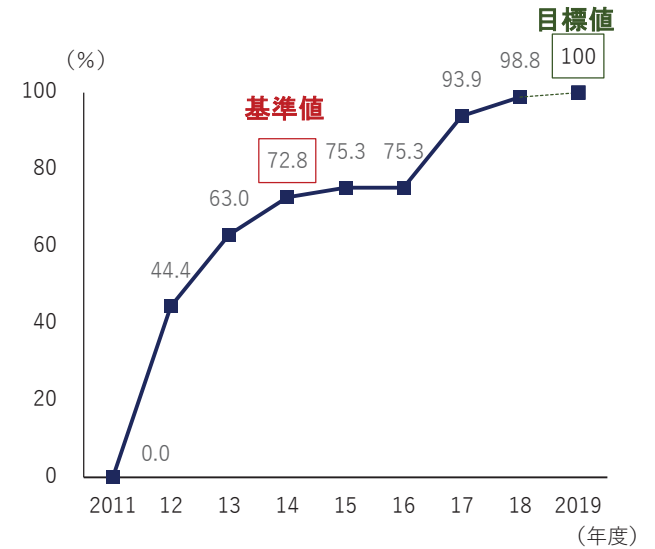
18-4. 津波ハザードマップを作成した市町村の割合



分析

関係市町村に訪問や技術的な助言を行ったことから、策定市町村数は増大し、目標は概ね達成される見込みとなっている。

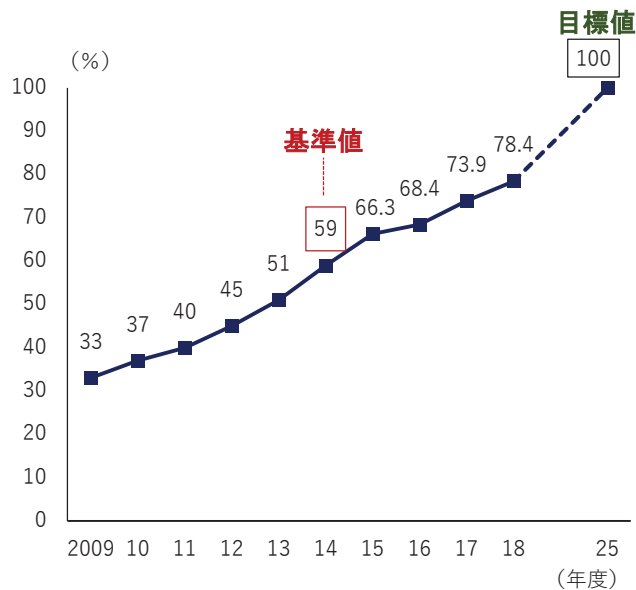
18-5. 津波避難計画を作成した市町村の割合



分析

各市町村を訪問するなどして技術的な助言等を行っていることから、策定市町村数は増大し、目標は概ね達成される見込みとなっている。

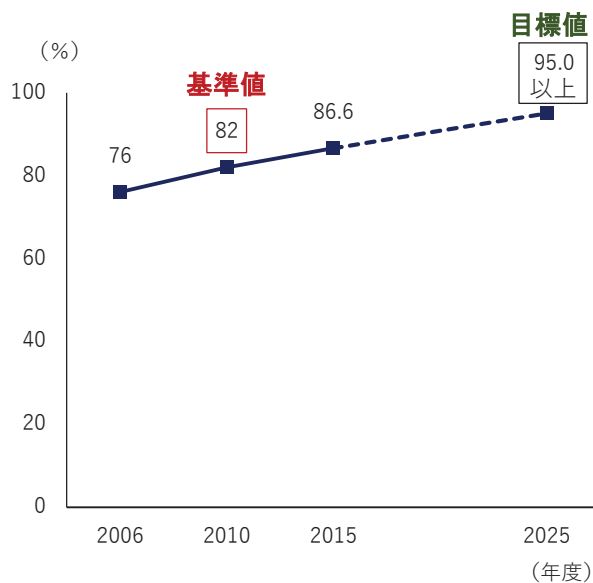
19. 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率 (道道)



分析

概ね順調に橋梁の耐震化が進められてきた。引き続き避難路の耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路については、平成28年(2016年)に発生した熊本地震を踏まえた橋梁の耐震化の方針が国から示されたことから、新たな対策を講じる必要がある。

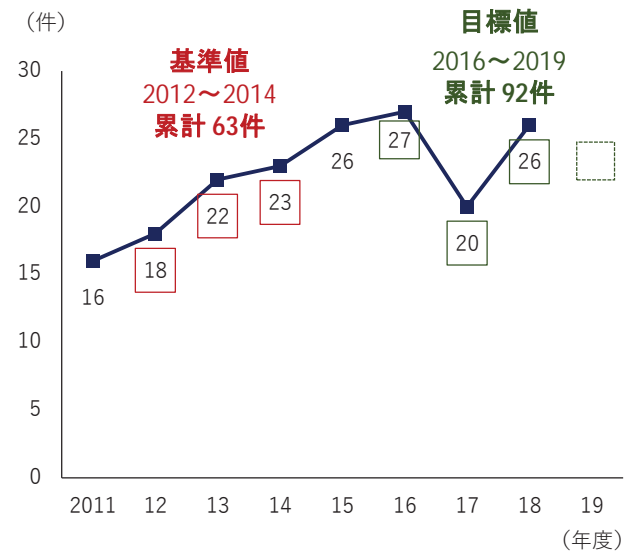
20. 住宅及び多数利用建築物の耐震化率



分析

耐震化の促進に向けて、耐震セミナーを毎年開催するなど、普及啓発を今後も実施していく必要がある。

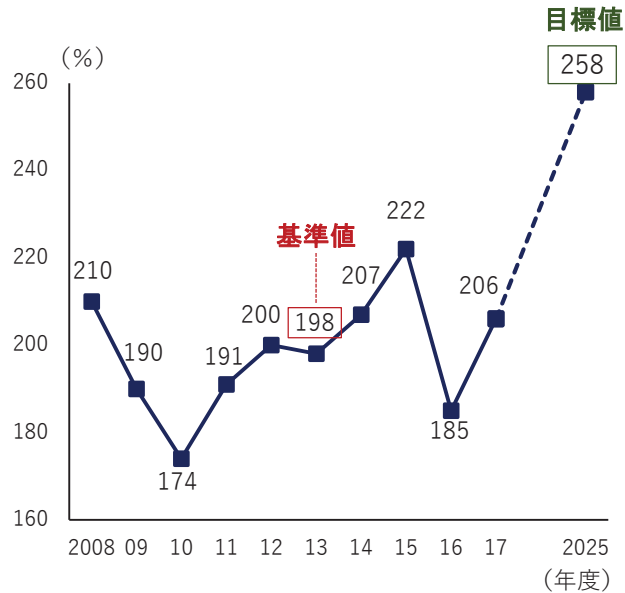
21. リスク分散による企業立地件数



分析

リスク分散を理由に本道への立地を決定した件数は、平成30(2018)年度は26件と昨年度より増加しており、首都圏等の人材不足に伴い、道内の優秀な人材確保を狙った立地は堅調である。

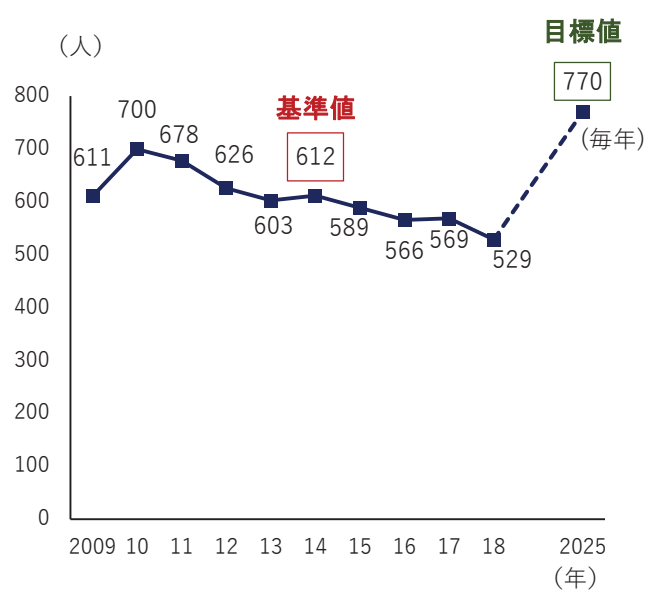
22. 食料自給率（カロリーベース）



分析

2016年度（平成28年度）は天候不順や台風被害の影響等により大幅に低下したものの、上昇傾向で推移している。

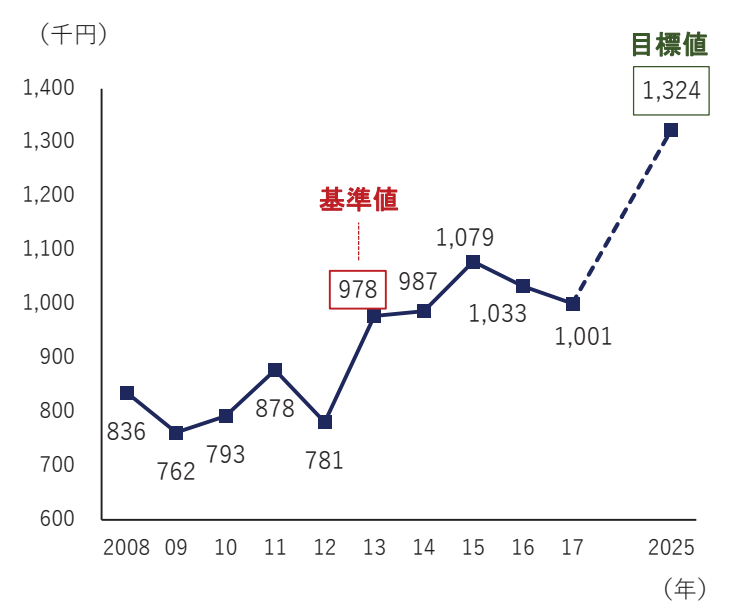
23. 新規就農者数



分析

農家子弟でない者の新規就農者数は毎年120名程度確保できているが、農家子弟の新規就農者が減少傾向にあるため、全体として逡減傾向にある。担い手の育成・確保対策の一層の推進に努めることが必要である。

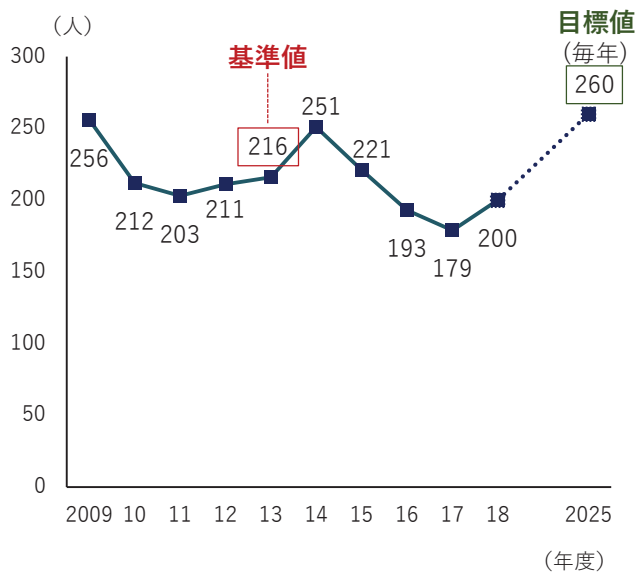
24. 漁業生産額（漁業就業者一人当たり）



分析

近年のホタテガイやサケなどの漁獲減少により生産額が減少していることから、目標達成に向けて引き続き水産資源の適切な管理、栽培漁業の推進、漁業経営の安定化などの取組を進めていくことが必要である。

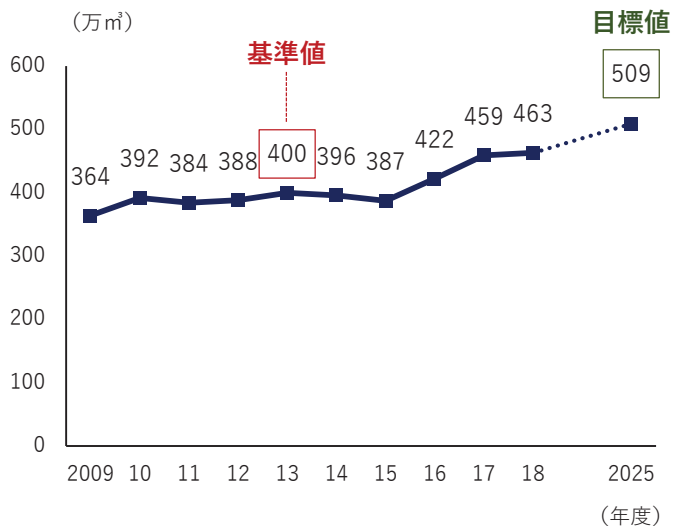
25. 新規漁業就業者数



分析

漁業経験のない方を含め、広く漁業就業者を確保するための取組を進めている（指標の達成度合は76.9%）。漁業就業フェアによる就業機会の提供や各種研修等の実施により、今後も新規就業者の確保に努める必要がある。

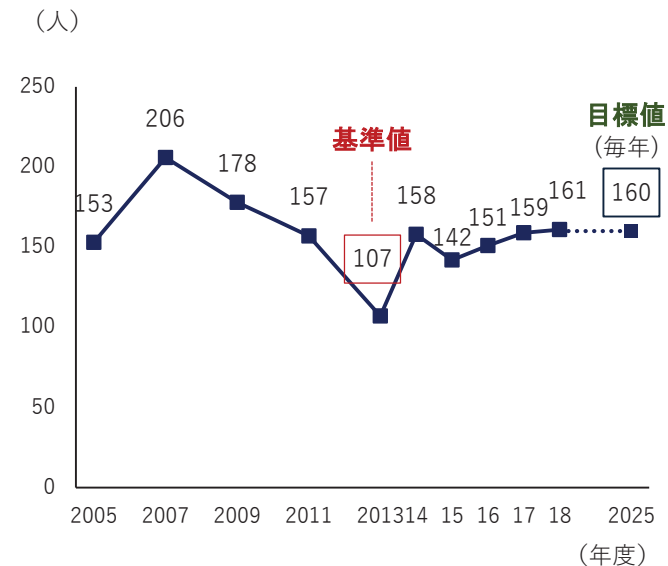
26. 道産木材の利用量



分析

平成28 (2016)年度からは木材需要が全体的に増加したため、平成29 (2017)年度から平成30 (2018)年度にかけてはやや伸び悩んだものの、順調に推移している。引き続き道産木材の需要拡大を図っていく必要がある。

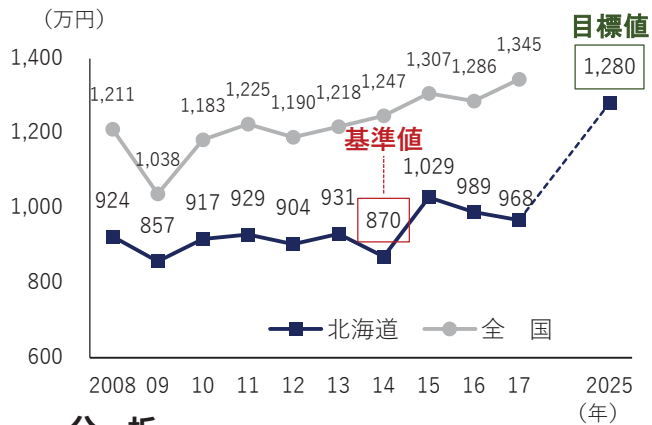
27. 林業の新規参入者数



分析

直近の実績値は目標を達成している。引き続き新規参入を促進する取組を継続していく必要がある。

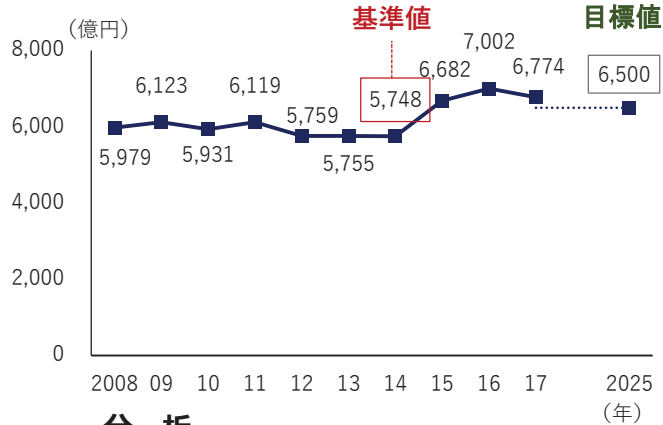
28. 製造業の付加価値生産性



分析

付加価値額の大きなウェイトを占める石油・石炭製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業の減少などから、道内製造業全体の付加価値生産性は900万円台後半で推移している。一方、金属製品製造業や道が重点的に集積に取り組む輸送用機械器具製造業（自動車産業）などは、増加傾向にある。

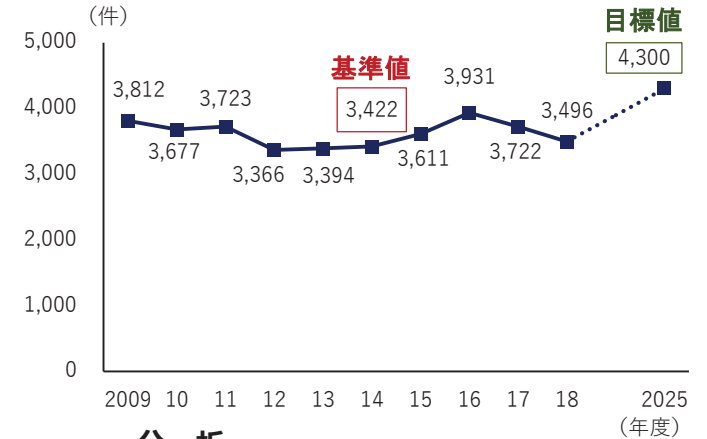
29. 食品工業の付加価値額



分析

直近の実績値が目標を達成している。これまでも数値の上下動があり、要因を分析の上、今後の推移を見極める必要がある。

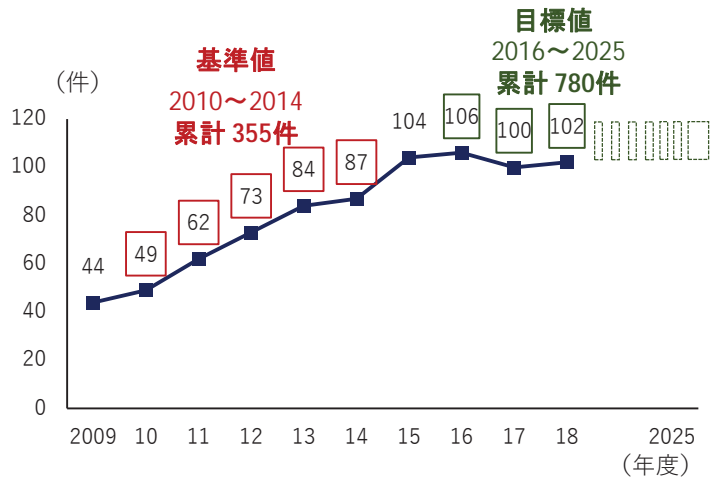
30. 商談会等における国内成約件数



分析

積極的な周知等により、出展企業数、参加バイヤー数が安定しており、概ね順調に推移している。

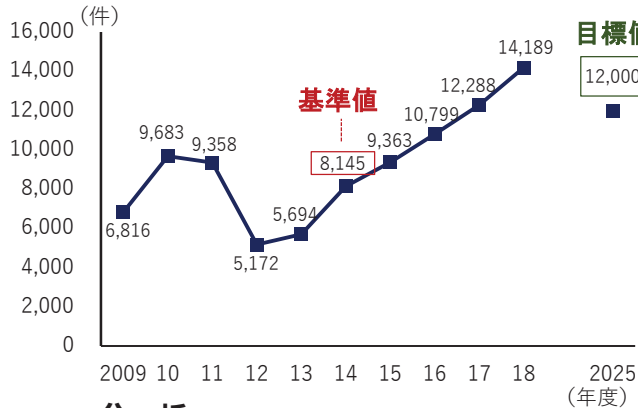
31. 企業立地件数



分析

企業立地件数は、リーマンショック後、大幅に減少したが、2009年度の44件を底に、回復傾向が堅調である。

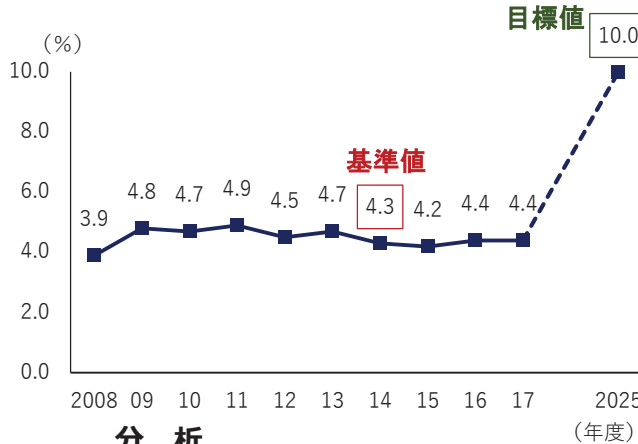
32. 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの相談件数



分析

総合相談窓口などのセンターの経営コンサルティング機能を発揮するとともに、地域の支援体制の強化を図ったこと等により、直近の実績値が目標を達成している。

33. 開業率



分析

進捗は遅れている。
女性や若者の起業を促進する相談会や、創業をサポートする体制の整備、地域課題の解決に資する事業の促進など、引き続き多様な創業者への支援を推進する必要がある。

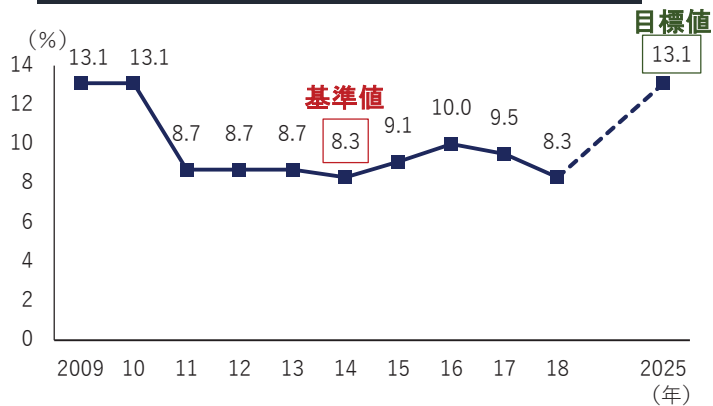
34. 来街者数が現状維持又は増加している商店街の割合



分析

進捗は遅れている。
商店街を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少や高齢化の進行などにより、今後も厳しい状況が見込まれる。

35. 道内建設業就業者の年齢階層別構成比の29歳以下の就業割合

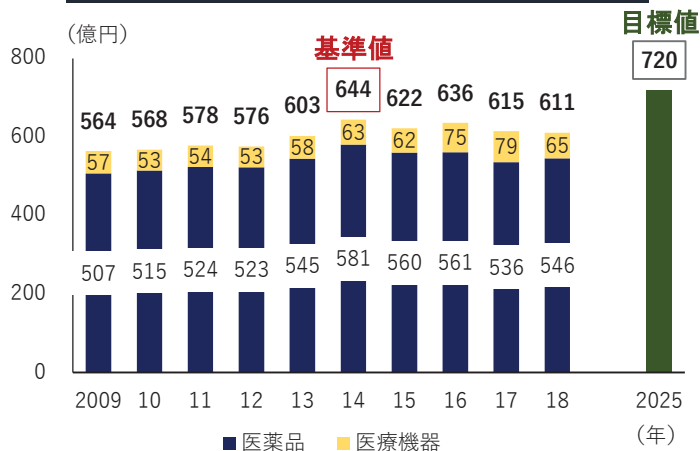


分析

進捗は遅れている。担い手確保・育成に向けた効果的な取組を検討・強化していく必要がある。

2 経済・産業 (4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

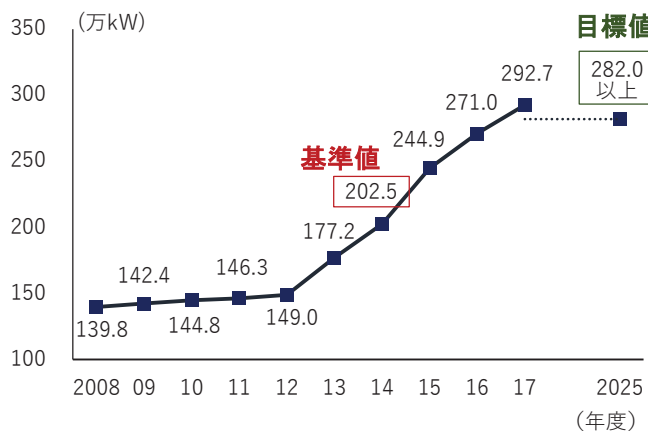
36. 医薬品・医療機器生産金額



分析

概ね順調に推移している。
 今後、高齢化が進行し、医薬品・医療機器のニーズが増加すると見込まれることから、引き続き、健康・医療分野などの企業誘致や道内ものづくり産業の参入促進などを推進する必要がある。

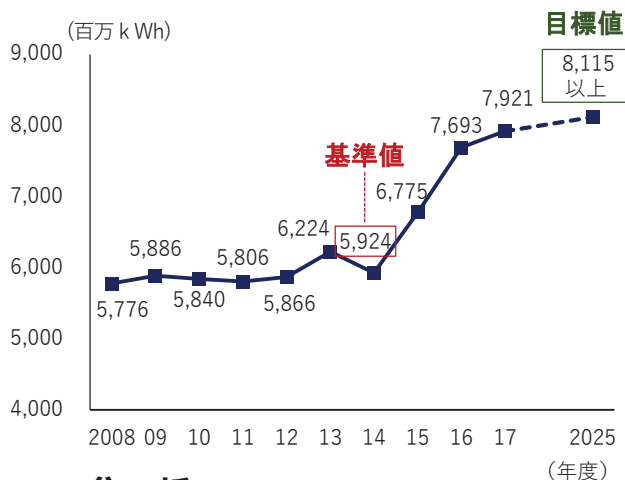
37-1. 新エネルギー導入量
発電分野：設備容量



分析

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入 (h24.7) を契機に太陽光や風力の導入が進んだこと等により、直近の実績値が目標を達成している。

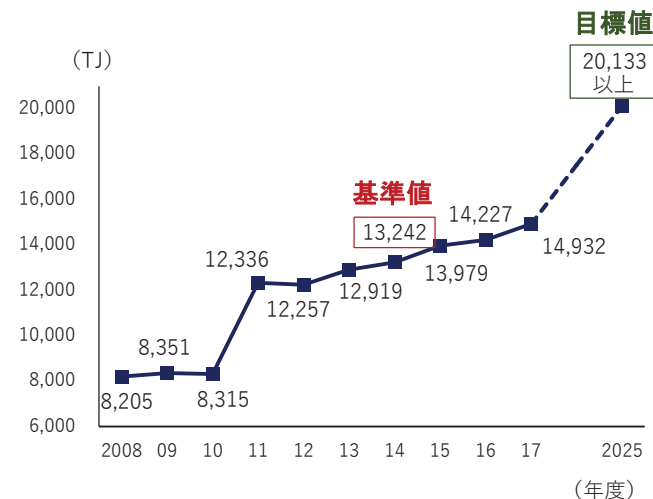
37-2. 新エネルギー導入量
発電分野：発電電力量



分析

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入 (h24.7) を契機に太陽光や風力の導入が進んだこと等により、順調に推移している。

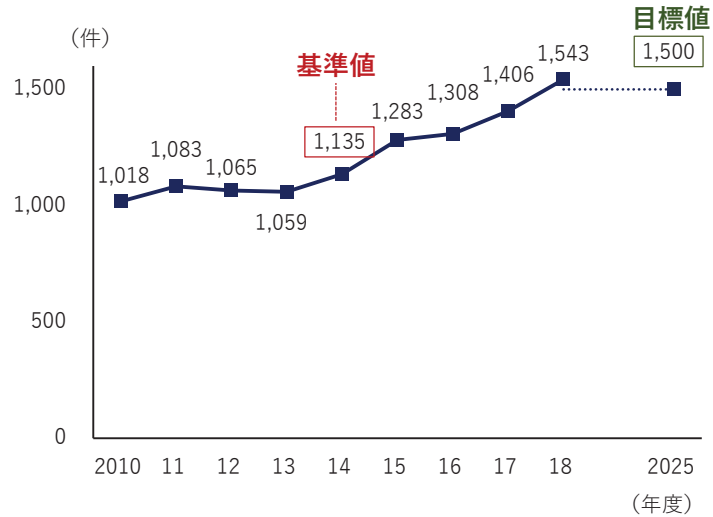
37-3. 新エネルギー導入量
熱利用分野：熱量



分析

エネルギー地産地消の取組支援などにより、バイオマス*を中心に地域の特性を活かした熱利用が着実に増加しているが、発電分野に比べると進捗は遅れており、引き続き取組を推進する必要がある。

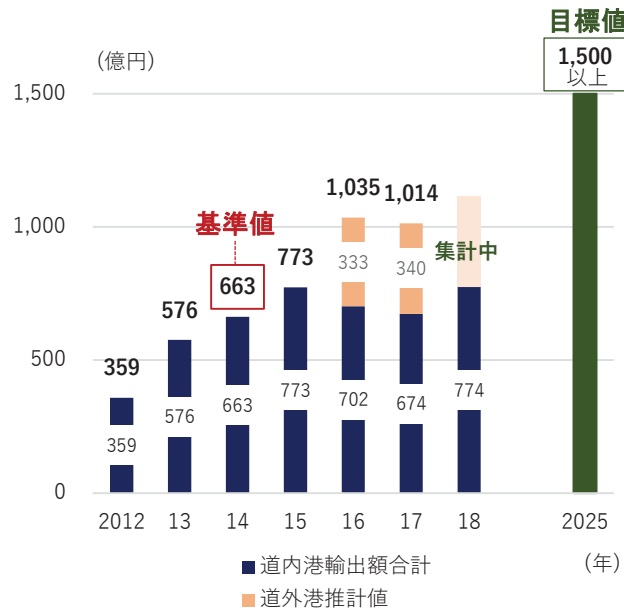
38. 産学官の共同研究の件数



分析

北大 R & B P 構想の推進や、全道産学官ネットワーク推進協議会などの取組を継続して実施した結果、道内における産学官の共同研究が進み、直近の実績値が目標を達成している。

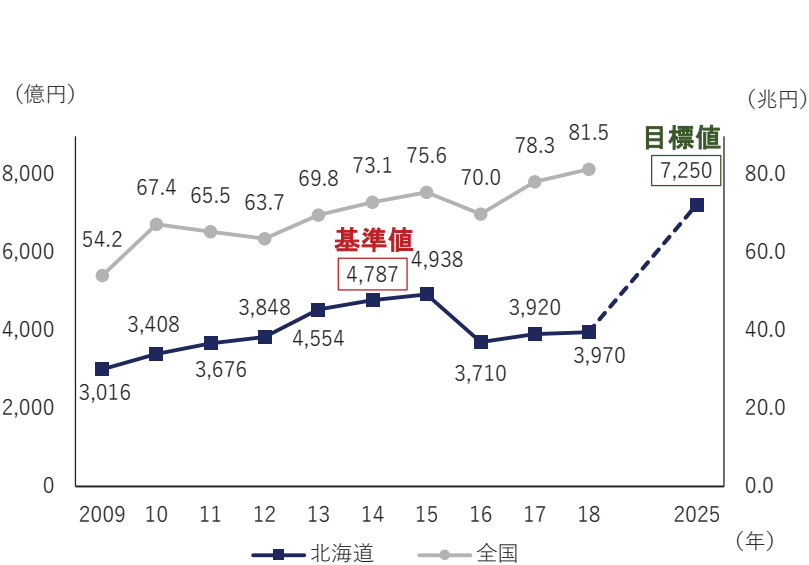
39. 道産食品輸出額



分析

平成30（2018）年の道産食品の道内港からの輸出額は774億円であり、過去10年間で約2.3倍の増加となっており、全体として概ね順調に推移している。

40. 輸出額

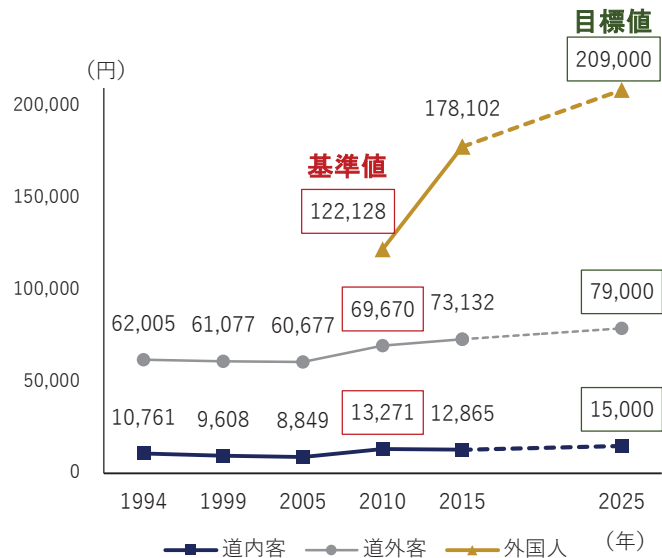


分析

道内港からの総輸出額は、平成21（2009）年のリーマンショックの後は6年連続で増加したが、2016（H28年）には不漁の影響によるホタテ貝の減少や、堅調な建設・製造業の国内需要向けの優先による輸出向け鉄鋼の減少、北米向け自動車部品の減少などにより前年比25%減となった。

その後、北米での現地生産の進展による自動車部品の減少などにより、基準年である2014(平成26)年の水準まで回復していない。

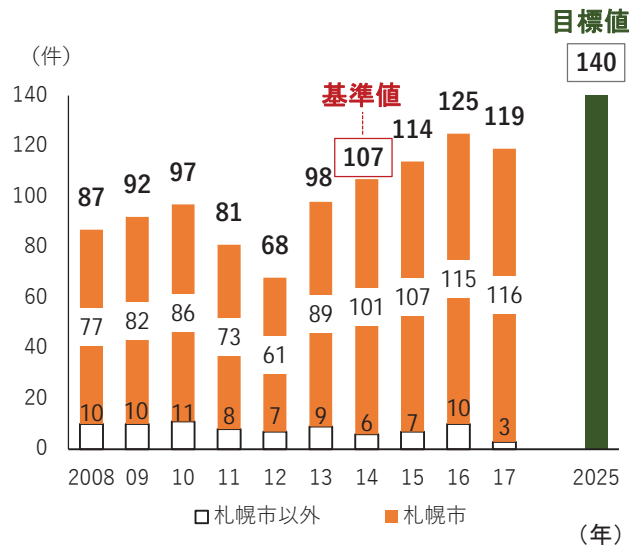
41. 観光消費額 (道内客・道外客・外国人 一人当たり)



分析

直近(2015年)には、2010年に比べ、道内客(道民)が道内旅行の際に支出する観光消費額は伸びたものの、道外・海外旅行の際の消費額が減少したこともあり、道内客全体としての消費額は減少した。

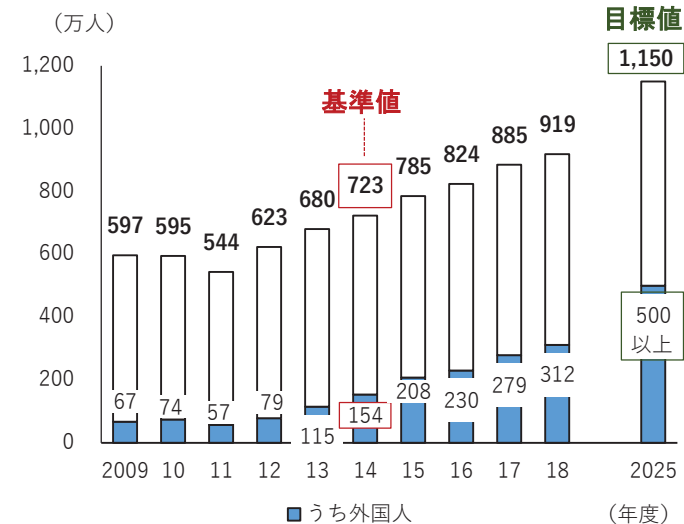
42. 国際会議等の開催状況



分析

「北海道MICE*誘致推進協議会」への参画をはじめ、構成団体と連携して省庁訪問を行うなど、効率的かつ継続的に国際会議の誘致を行った効果が表れている。

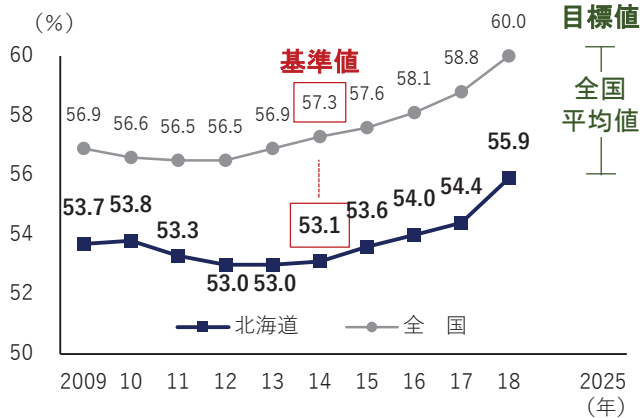
43. 道外からの観光入込客数



分析

外国人の間での北海道人気の高まりや、国際航空路線の新規就航等が追い風となり、目標達成に向け順調に推移している。引き続き取組を推進する。

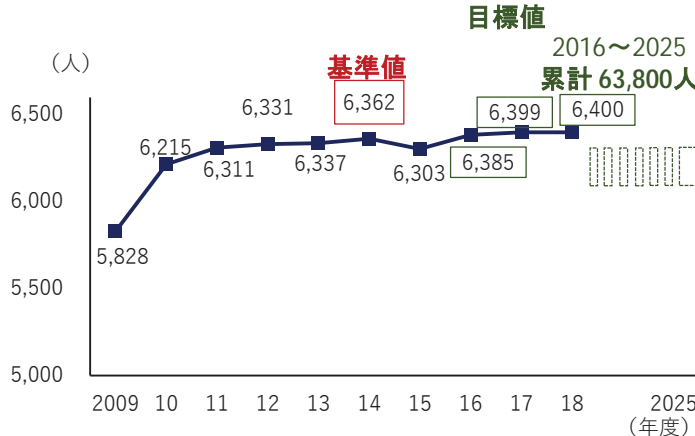
44. 就業率



分析

戦略産業雇用創造プロジェクト事業の展開などにより、全国との差は縮小している。

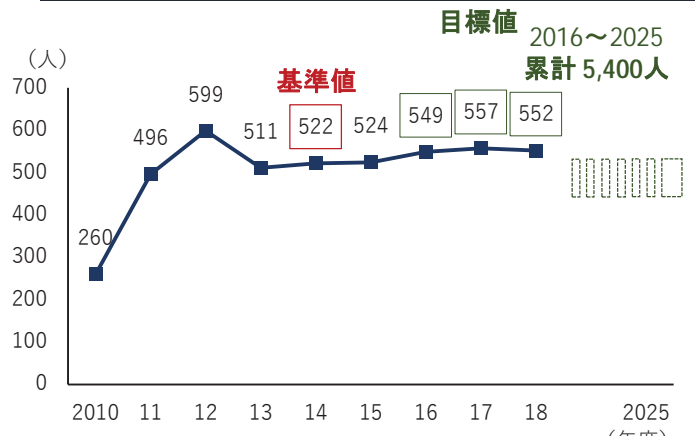
45. ジョブカフェ北海道での若年者の就職内定者数



分析

目標達成に向けて順調に推移している。

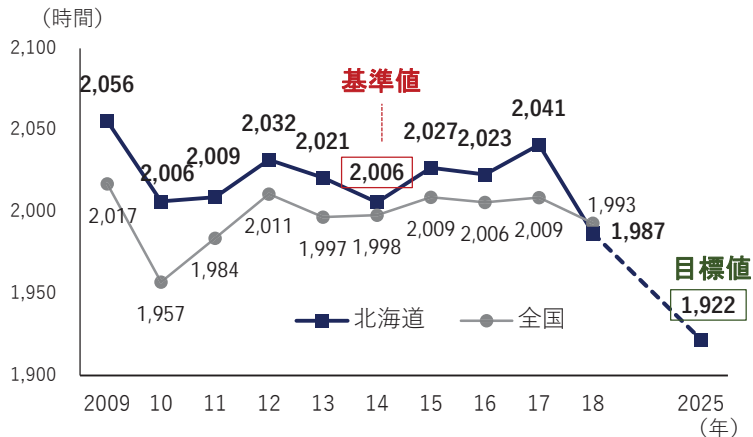
46. ジョブサロン北海道での中高年齢者等の就職者数



分析

目標達成に向けて順調に推移している。

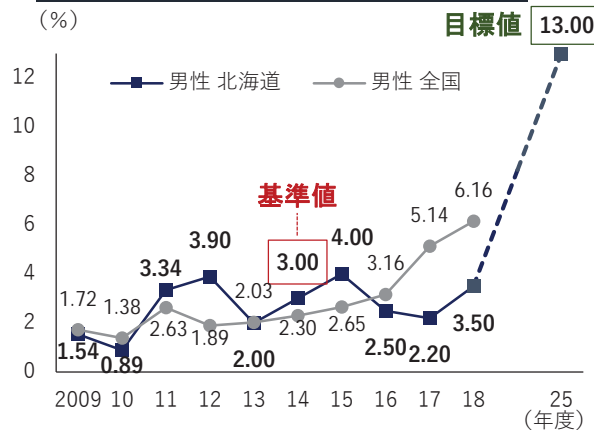
47. 年間総労働時間（フルタイム労働者）



分析

国と連携を図りながら、労働時間の縮減に向けた啓発に努めたことから、年間総労働時間は減少傾向にある。

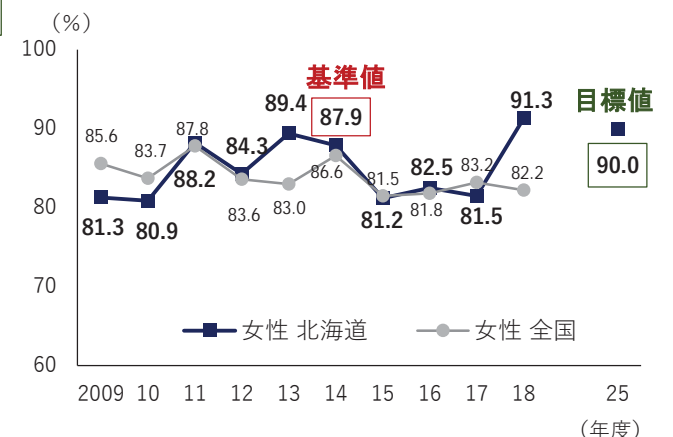
48-1. 育児休業取得率（男性）



分析

男性の育児休業取得については、積極的に取り組んでいる企業が社内外にアピールできる認定制度を設けるなどの取組を行っているが、人手不足の背景もあり、進捗は遅れている。

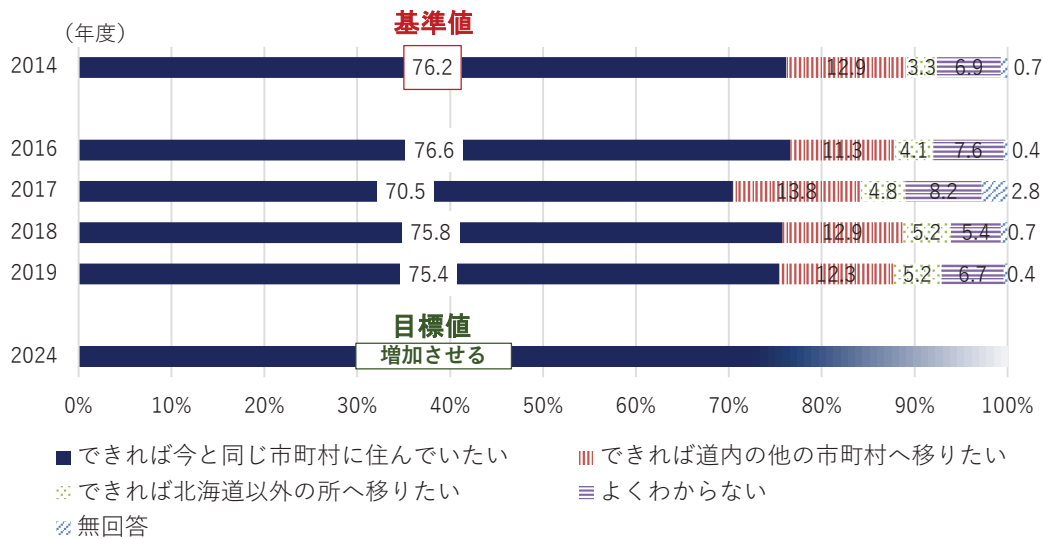
48-2. 育児休業取得率（女性）



分析

女性の育児休業取得については、直近の実績値が目標を達成しているが、過去の数値の上下動が見られることから今後の動向を見極める必要がある。

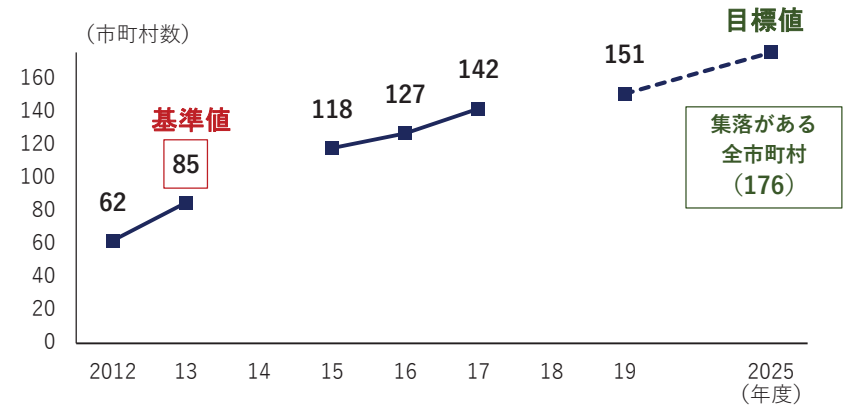
49. 「できれば今と同じ市町村に住んでいたい」と考える人の割合



分析

道内各市町村をはじめ産学官等の多様な関係者と連携しながら、誰もが住み慣れた地域で、将来にわたり心豊かに安心して暮らし続けることができる地域の実現に向け、引き続き北海道創生の取組を推進していく。

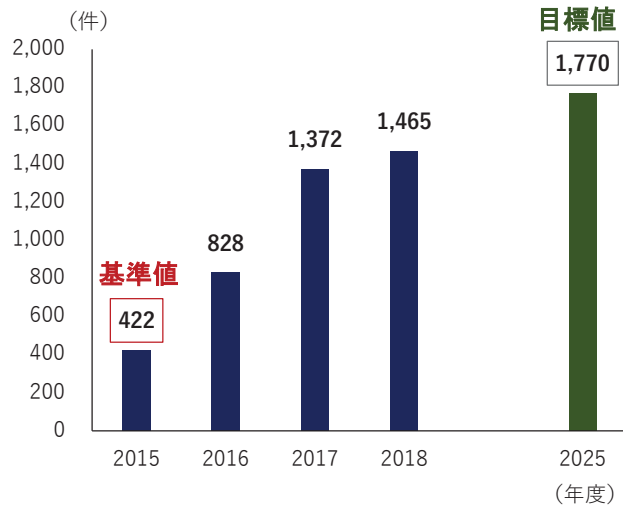
50. 集落対策を実施している市町村



分析

集落対策のモデル事例やノウハウを広く普及させ、対策に取り組む方々のネットワークを構築することにより、集落対策の必要性に対する意識醸成が進んだものと考えられ、事業効果が現れている。

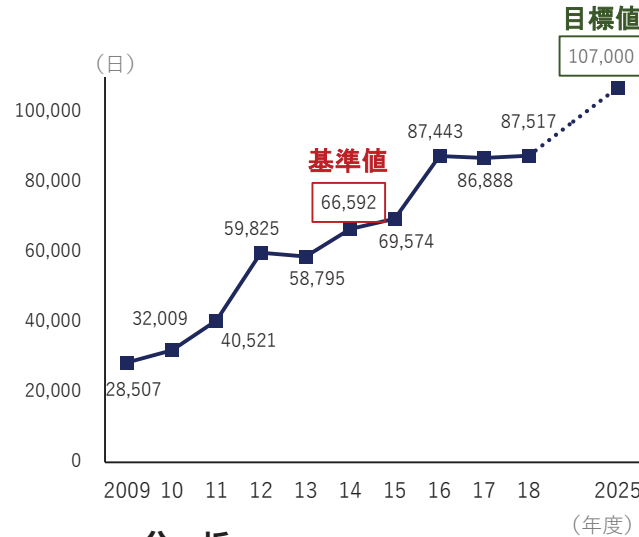
51-1. 「北海道ふるさと移住定住推進センター」の年間相談件数



分析

東京センターの開設によって、より一層のきめ細やかな相談対応や情報発信が可能となり、「北海道ウィーク」の実施をしたことでセンターの認知度が高まり、現役世代をはじめ幅広い年齢層からの更なる相談件数の増加に繋がっている。

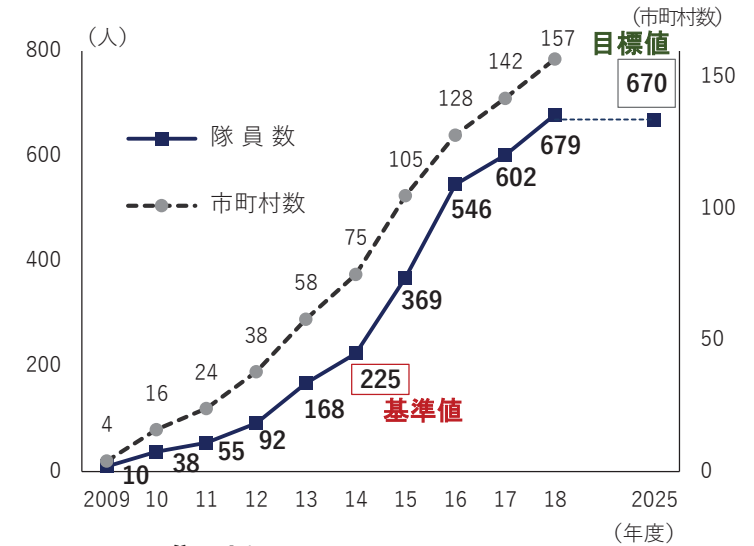
51-2. ちょっと暮らし滞在日数



分析

本道への移住に関心のある方が利用する「ちょっと暮らし」日数は、概ね順調に増加しており、移住への関心は引き続き高いことがうかがえる。

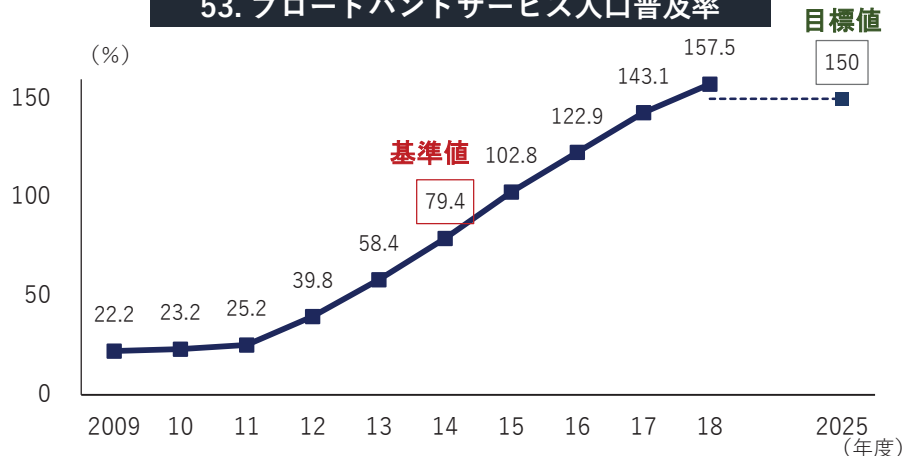
52. 地域おこし協力隊員数



分析

市町村への制度の浸透、北海道で活動することを希望する都市住民が多数いることを背景に、目標値を上回る速度で増加しており、直近の実績値は目標を達成している。

53. ブロードバンドサービス人口普及率



分析

スマートフォンやタブレットといったモバイル端末の急速な普及によって順調に推移しており、直近の実績値は目標を達成している。

54. 平均正答率の状況

■ 小学校

	基準値						目標値
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
国語 A	98.5	97.3	97.4	98.5	99.2	98.4	100 以上
国語 B	95.3	96.3	96.9	97.9	96.3		
算数 A	97.1	96.1	97.0	98.3	98.0	96.8	
算数 B	94.8	94.4	94.3	94.8	94.6		

■ 中学校

	基準値						目標値
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
国語 A	100.0	100.0	99.3	99.1	100.7	99.0	100 以上
国語 B	97.8	99.8	97.7	99.3	100.0		
数学 A	97.9	97.8	99.4	98.6	98.2	97.2	
数学 B	99.3	95.4	98.2	97.5	97.7		

※ 全国平均正答率を100とする。

※ 国語、算数・数学のAは主として知識に関する問題で、Bは主として活用に関する問題。2019年度から知識と活用を一体的に問う問題に変更。

分析

2019年度は、小学校の国語・算数、中学校の国語・数学の全てが全国平均値を下回った。年度によって変動が見込まれるので、達成状況を引き続き注視しながら、取組を推進することが必要である。

55. 児童生徒の体力・運動能力の状況

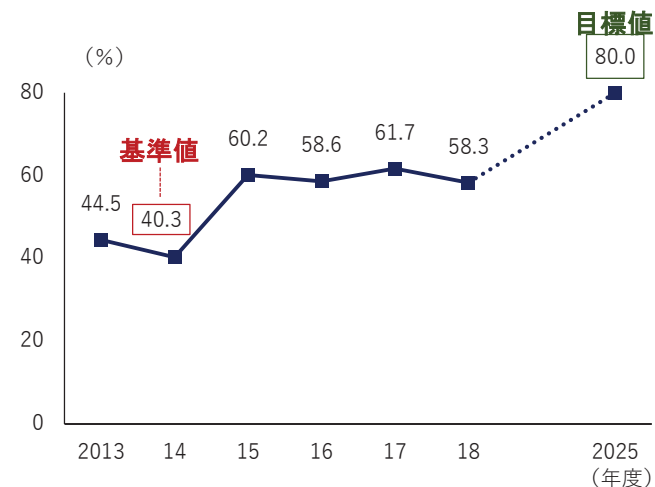
	基準値						目標値
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
小5男	48.5	48.7	49.0	49.3	49.1	49.1	50 以上
小5女	47.7	48.1	48.3	48.6	48.7	48.7	
中2男	47.9	48.2	48.4	48.6	48.6	48.6	
中2女	45.9	46.1	46.5	46.6	46.5	46.7	

※ 全国平均値を50とする。

分析

全国平均を下回る状況が続いているが、全国平均との差は縮小傾向にある。

56. 生涯学習の成果を活用している住民の割合

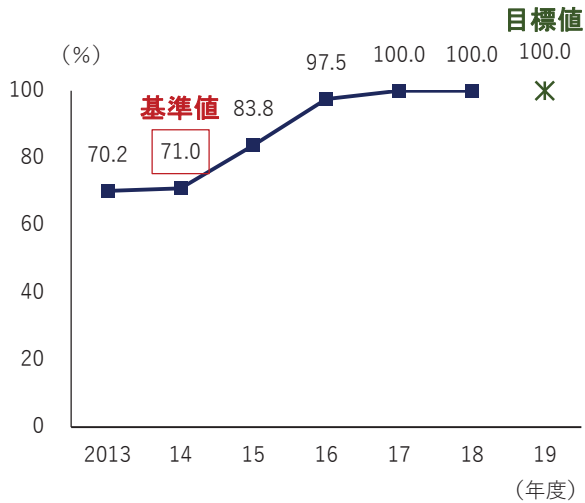


分析

2015年度以降、生涯学習の成果を活用している住民の割合は60%前後で推移しているが、一方でボランティア活動やまちづくり等の各地域活動へ参加したいと回答している住民の割合（北海道教育推進計画）は年々高まっており、2018年度調査では80%を超えている。

地域活動への意欲を実際の行動を繋げることで、本指標の数値も今後の伸びが期待できるものと考えられる。

57. 国際理解教育を行っている公立高校※の割合

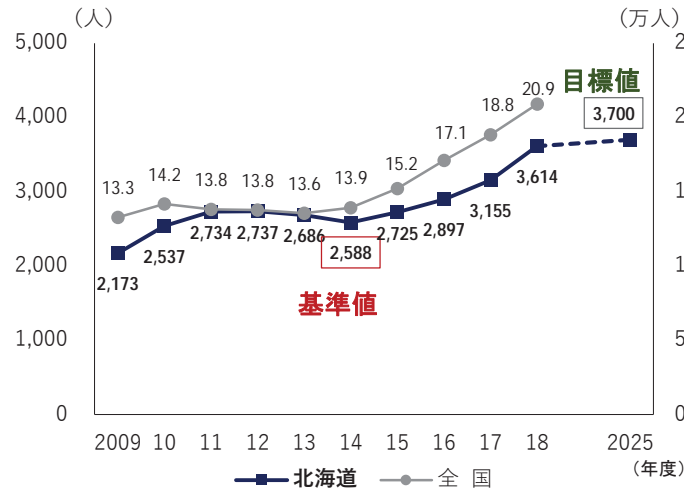


※ 札幌市立高校を除く

分析

目標を達成。各学校において、海外からの留学生や教育旅行を積極的に受け入れる体制が整備されている。

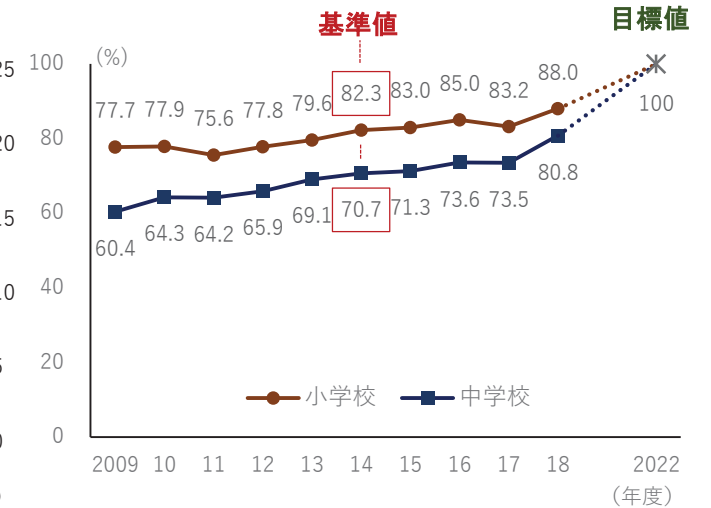
58. 外国人留学生数



分析

補助金事業に係る海外留学フェアへの出展や道内各大学の効果的な学生誘致活動の効果が現れており、順調に推移している。

59. いじめに対する意識※

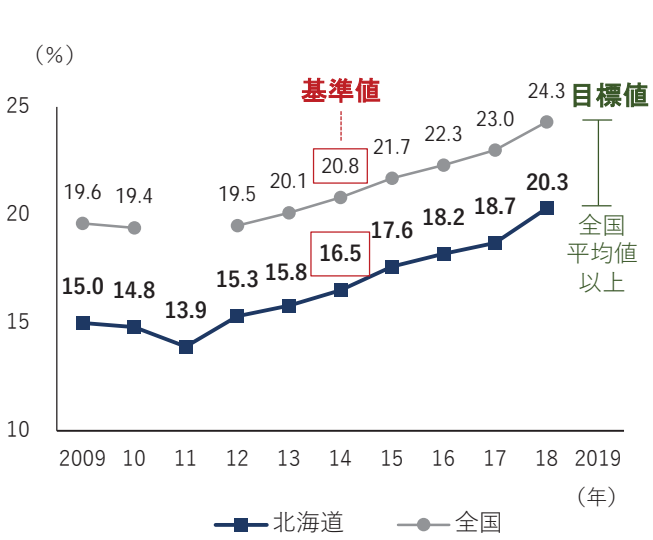


※ 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」との間に「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合

分析

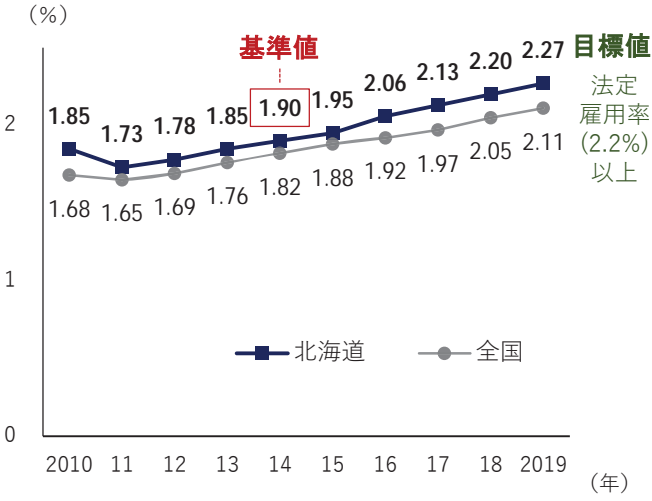
規範意識を高める指導の在り方などについての市町村教育委員会や学校に対する指導助言、定期的なアンケート調査の実施、教育相談体制の充実など、いじめ未然防止の対策を行った結果、基準年度と比較して数値が向上している。

60. 高齢者（65歳以上）の就業率



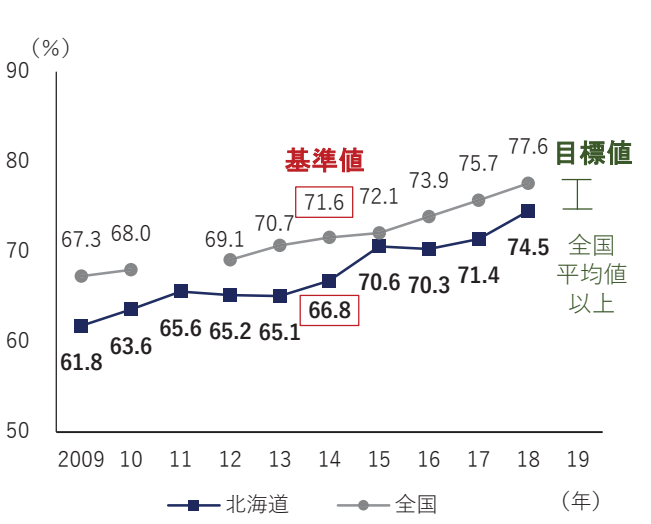
分析
 全国平均との差は縮小しているが、目標には届いていない。引き続き取組を推進する。

61. 障がい者の実雇用率（民間企業）



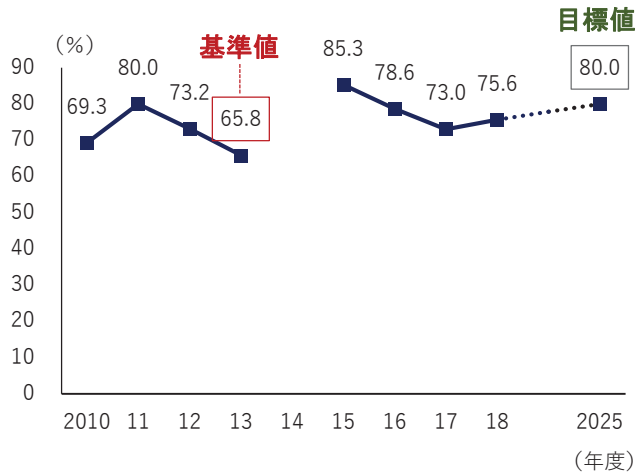
分析
 北海道労働局をはじめ関係機関と連携した取組により、企業における障がい者雇用が促進され、直近の実績は目標を達成している。

62. 女性（25～34歳）の就業率



分析
 2017年は全国平均値との差が4.3ポイントあったが、2018年はその差が3.1ポイントと縮小しており、概ね順調に推移している。

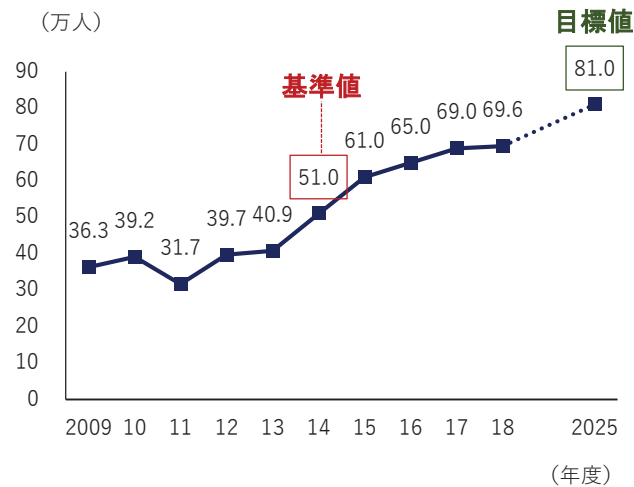
63. 北海道博物館の利用者満足度



分析

北海道の自然、歴史、文化を学ぶことができる展示構成やわかりやすい解説の実施、研究成果に基づく各種イベントやハンズオンなど来館者を楽しませる工夫、特別展「プレイボール 北海道と野球をめぐる物語」など企画展示の取組などに対して来館者から高い評価を受けており、総合展示の運営や魅力的な企画展の実施、各種イベントなどの活動に取り組んだ結果、事業効果は現れている。

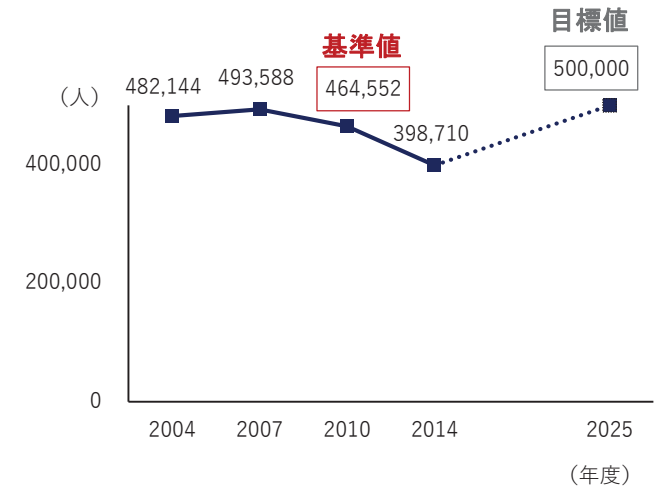
64. 赤れんが庁舎入館者数



分析

前庭を含めた適切な維持管理、各種行事の開催、観光ボランティアの活動などにより、増加した観光客を取り込むことができ、順調に推移している。
なお、赤れんが庁舎は、大規模改修工事実施のため、2019年10月から休館している。

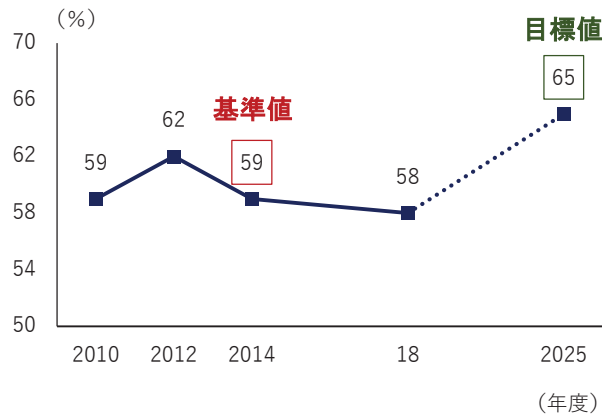
65. 文化会館入場者数



分析

目標達成に向けて、引き続き、芸術鑑賞等広く文化に接する機会の充実に努めていく必要がある。

66. 本道の成人の週1回以上のスポーツ実施率

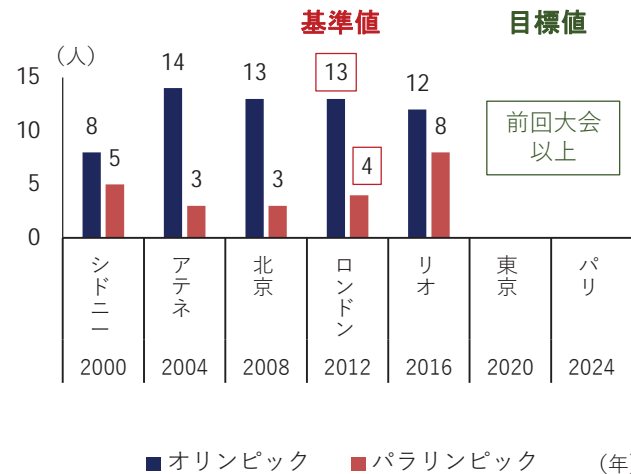


分析

2018年度調査の結果は、前回調査（2014年度）よりもマイナスとなった。引き続き取組を推進する必要がある。

67. 本道出身のオリンピック・パラリンピック出場者数

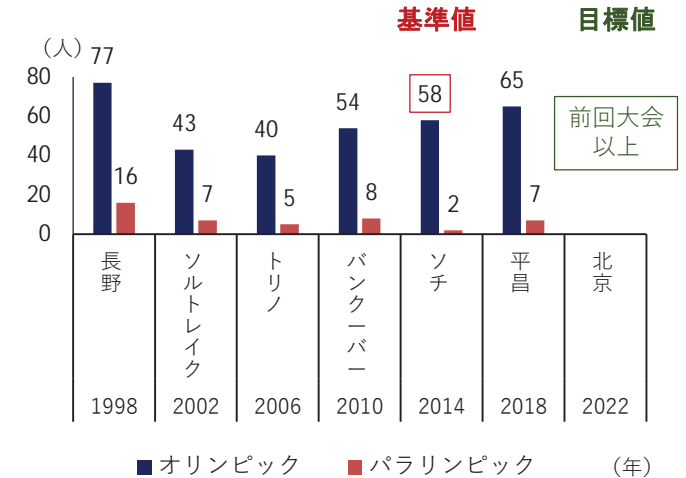
(夏季)



分析

2016年度のリオデジャネイロ大会では、前回（ロンドン）大会以上の20人が出場した。競技力向上に向けた様々な事業による効果が着実に現れているものと考えられる。

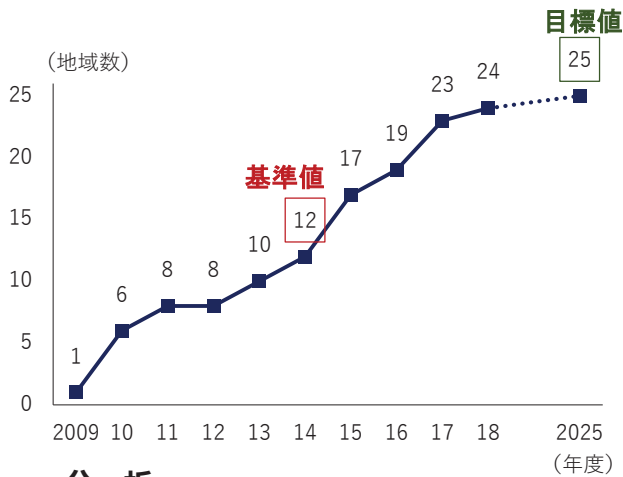
(冬季)



分析

2018年度の平昌大会では、前回（ソチ）大会以上の72人が出場した。競技力向上に向けた様々な事業による効果が着実に現れているものと考えられる。

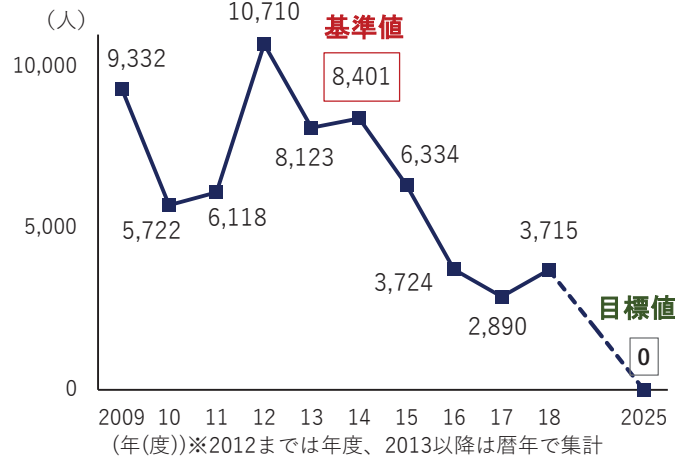
68. 国や道の広域連携制度に取り組む地域数



分析

人口減少社会においても市町村が多様な行政サービスを持続的に提供することができるよう、効果的・効率的な広域連携が推進されており、順調に推移している。

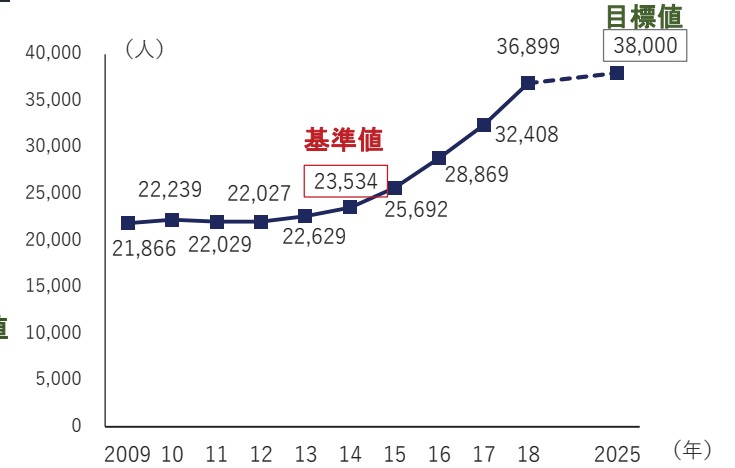
69. 本道からの転出超過数



分析

持続可能な地域づくりに向け、北海道らしさを活かした人の呼び込み・呼び戻しの流れをしっかりと定着させ、目標値を上回る状況を維持できるよう、引き続き、道の総合戦略に基づく取組を着実に進めるとともに、道内市町村の総合戦略の推進を積極的に支援していく必要がある。

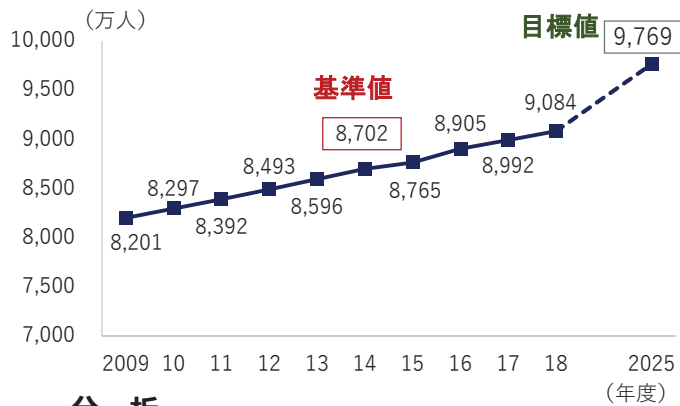
70. 外国人居住者数



分析

道内の外国公館やJICA北海道、北海道国際交流・協力総合センターとの連携、イベントへの後援等、国際交流や多文化共生社会の推進に資する取組の効果が表れている。目標年まで7年を残して当該目標値を概ね達成していることから、新たな目標値の設定を検討する。

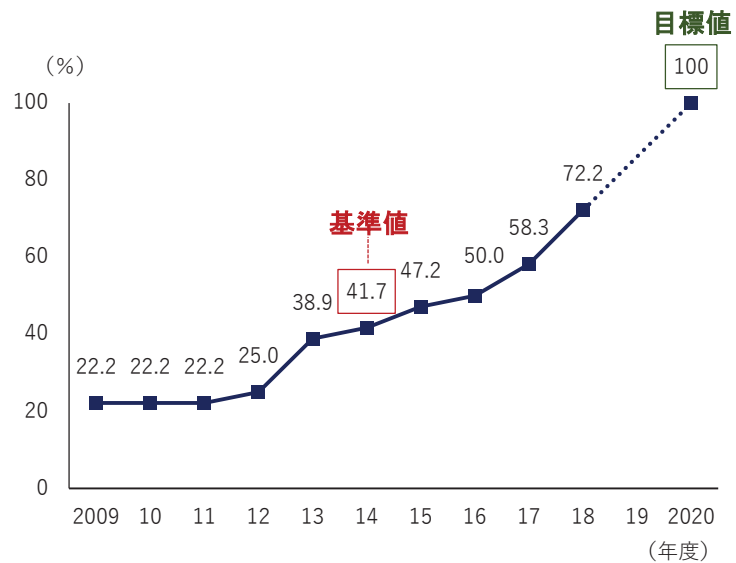
71. 北方領土返還要求署名数 (累計)



分析

関係団体等と一体となった啓発活動の展開など、北方領土復帰対策に係る各種事業の確実な実施により、概ね順調に推移している。

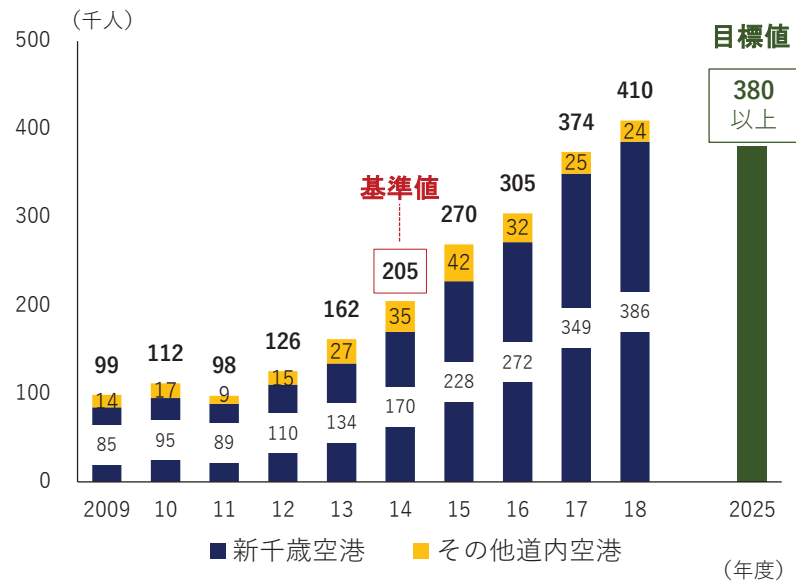
72. 個別施設ごとの長寿命化計画策定率



分析

目標に向けて概ね順調に推移。道が所有する施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化に向け、引き続き取組を推進する必要がある。

73. 道内空港の国際線利用者数



分析

新千歳空港の国際拠点化を進めるとともに、戦略的な誘致活動を展開した結果、国際線就航路線数は順調に増加し、国際線利用者数も増加した結果、直近の実績値は目標を達成している。

4. 特定分野別計画一覧

令和元(2019)年8月1日現在の特定分野別計画について、p1に掲げる中項目（政策の柱）との対応関係を記載しています。

1 生活・安心

政策の柱	特定分野別計画	
(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画 北海道医療計画 北海道総合教育大綱 第4期北海道雇用創出基本計画 北海道住生活基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道都市計画マスタープラン 北海道景観計画 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方 北海道みどりの基本方針 北海道病院事業改革推進プラン [再掲]
(2) 安心して質の高い医療・福祉サービスの強化	<ul style="list-style-type: none"> 北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標 北海道医療計画 [再掲] 北海道医療費適正化計画 北海道国民健康保険運営方針 北海道地域福祉支援計画 北海道病院事業改革推進プラン [再掲] 北海道住生活基本計画 [再掲] 北海道都市計画マスタープラン [再掲] 北海道景観計画 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方 [再掲] 北海道みどりの基本方針 [再掲] 北海道健康増進計画 北海道がん対策推進計画 北海道歯科保健医療推進計画 北海道感染症予防計画 北海道自殺対策行動計画 北海道アルコール健康障害対策推進計画
(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承	<ul style="list-style-type: none"> 北海道環境基本計画 [第2次計画] 改定版 国土利用計画（北海道計画） 北海道森林づくり基本計画 新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の川づくりビジョン 第5期北海道農業・農村振興推進計画 北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期）
(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> 北海道環境基本計画 [第2次計画] 改定版 [再掲] 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第II期】 	
(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上	<ul style="list-style-type: none"> 第10次北海道交通安全計画 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策 北海道青少年健全育成基本計画 第3次北海道男女平等参画基本計画 北海道教育推進計画 北海道総合教育大綱 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次北海道消費生活基本計画 第4次北海道食の安全・安心基本計画 第5期北海道農業・農村振興推進計画 [再掲] 北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期） [再掲] 北海道人権施策推進基本方針 アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第3次）
(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 北海道地域防災計画 北海道教育推進計画 [再掲] 北海道総合教育大綱 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道地域福祉支援計画 [再掲] 北海道水防計画 北海道国民保護計画
(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> 北海道地域防災計画 [再掲] 北海道水防計画 [再掲] 北海道国民保護計画 [再掲] 新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 [再掲] 北海道インフラ長寿命化計画（行動計画） 北海道の川づくりビジョン [再掲] 北海道交通政策総合指針 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道住生活基本計画 [再掲] 北海道教育推進計画 [再掲] 北海道総合教育大綱 [再掲] 北海道医療計画 [再掲] 北海道病院事業改革推進プラン [再掲] 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第II期】 [再掲] 第5期北海道農業・農村振興推進計画 [再掲]

2 経済・産業

政策の柱

特定分野別計画

(1) 農林水産業の持続的な成長

- 第4次北海道食の安全・安心基本計画 [再掲]
- 第5期北海道農業・農村振興推進計画 [再掲]
- 第2期北海道競馬推進プラン
- 北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期） [再掲]
- 北海道森林づくり基本計画 [再掲]

(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

- 北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期） [再掲]
- 北海道企業局経営計画

(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生

- 北海道小規模企業振興方策
- 北海道地域商業活性化方策
- 北海道卸売市場整備計画
- 北海道建設産業支援プラン2018

(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

- 北海道科学技術振興計画
- 北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標 [再掲]
- 北海道環境基本計画 [第2次計画] 改定版 [再掲]
- 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】 [再掲]
- 北海道森林づくり基本計画 [再掲]
- 北海道企業局経営計画 [再掲]

(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

- 北海道交通政策総合指針 [再掲]
- 北海道食の輸出拡大戦略〈第Ⅱ期〉
- 第5期北海道農業・農村振興推進計画 [再掲]
- 北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期） [再掲]
- 北海道グローバル戦略

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

- 北海道観光のくにつくり行動計画
- 北海道交通政策総合指針 [再掲]
- 北海道グローバル戦略 [再掲]

(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

- 第4期北海道雇用創出基本計画 [再掲]
- 第10次北海道職業能力開発計画
- 北海道総合教育大綱 [再掲]

3人・地域

政策の柱

特定分野別計画

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

- 北海道離島振興計画
- 北海道山村振興基本方針
- 北海道過疎地域自立促進方針
- 半島振興計画
- 青函圏交流・連携ビジョン
- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画
- 北海道交通政策総合指針 [再掲]
- 北海道協働推進基本指針

- 北海道住生活基本計画 [再掲]
- 北海道都市計画マスタープラン [再掲]
- 北海道景観計画 [再掲]
- 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方 [再掲]
- 北海道みどりの基本方針 [再掲]
- 第10次北海道職業能力開発計画 [再掲]
- 第4期北海道雇用創出基本計画 [再掲]
- 北海道ICT利活用推進計画

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

- 北海道教育推進計画 [再掲]
- 北海道総合教育大綱 [再掲]
- 北海道幼児教育振興基本方針
- 北海道グローバル戦略 [再掲]
- 北海道青少年健全育成基本計画 [再掲]

(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり

- 北海道地域福祉支援計画 [再掲]
- 第4期北海道雇用創出基本計画 [再掲]
- 第3次北海道男女平等参画基本計画 [再掲]

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

- アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画
- 北海道教育推進計画 [再掲]
- 北海道総合教育大綱 [再掲]
- 重要文化財北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）保存活用計画
- 北海道文化振興指針

(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現

- 第2期北海道スポーツ推進計画
- 北海道総合教育大綱 [再掲]
- 北海道みどりの基本方針 [再掲]

(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

- 北海道道州制特別区域計画
- 北海道離島振興計画 [再掲]
- 北海道山村振興基本方針 [再掲]
- 北海道過疎地域自立促進方針 [再掲]
- 半島振興計画 [再掲]

- 青函圏交流・連携ビジョン [再掲]
- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画 [再掲]
- 北海道グローバル戦略 [再掲]
- 第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画

(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

- 新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 [再掲]
- 全道みな下水道構想IV
- 北海道みどりの基本方針 [再掲]
- 北海道交通政策総合指針 [再掲]

5. 道民意識の推移

1. 調査概要

調査対象	道内に居住する満18歳以上の個人
標本数	1,500
地点数	150地点
抽出方法	層化二段無作為抽出法
調査方法	郵送配布、郵送回収及びwebによる回答
調査期間	令和元(2019)年10～11月
有効回収数(率)	732(48.8%)

2. 調査項目

<生活に対する現状認識>

- ① 住んでいる市町村の住み心地
- ② 定住意識
- ③ 生活全般の満足度

<将来展望及び今後の地域づくりに向けて力点を置くべき事項>

- ① 今後の生活価値観
- ② 将来の北海道
- ③ 今後の社会的問題
- ④ 経済産業の活性化
- ⑤ 人口減少・少子高齢化社会
- ⑥ 環境にやさしい地域社会
- ⑦ 持続可能な行政

3. 調査回答者の特性

性別

	回答数	比率
男性	339	46.3%
女性	388	53.0%
無回答	5	0.7%
合計	732	100.0%

年代別

18～29歳	63	8.6%
30～39歳	105	14.3%
40～49歳	173	23.6%
50～59歳	181	24.7%
60～69歳	151	20.6%
70歳以上	55	7.5%
無回答	4	0.5%
合計	732	100.0%

4. 道民意識の推移

※ このページで S63 とあるのは、昭和63年度の意味である。

<生活に対する現状認識>

- ① あなたは、現在住んでいる市町村の住み心地について、どのように感じていますか。
次の中から1つだけお選びください。

	S63 (1988)	H5 (1993)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
住み良い	32.4%	32.5%	28.9%	24.9%	24.8%	29.1%	32.8%	32.5%
どちらかといえば、住み良い	47.3%	50.8%	52.2%	51.5%	50.7%	49.0%	41.1%	40.0%
「住み良い」 + 「どちらかといえば、住み良い」	79.7%	83.3%	81.1%	76.4%	75.5%	78.1%	73.9%	72.5%
住み良いとも住みにくいとない	13.0%	10.6%	11.6%	14.6%	15.0%	10.5%	17.6%	18.7%
どちらかといえば住みにくい	6.0%	4.1%	5.7%	6.9%	6.8%	6.7%	5.9%	5.7%
住みにくい	1.4%	2.0%	1.6%	2.1%	2.0%	3.0%	2.1%	2.5%
無回答	—	—	—	—	0.7%	1.7%	0.6%	0.5%

- ② あなたは、現在住んでいる市町村にこれからも住みたいと思いますか。
次の中から1つだけお選びください。

	S63 (1988)	H5 (1993)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
できれば住んでいたい	74.0%	78.7%	76.4%	73.7%	73.8%	70.9%	76.2%	75.4%
できれば道内の他の市町村へ移りたい	13.0%	10.8%	12.1%	13.5%	11.2%	14.0%	12.9%	12.3%
できれば北海道以外の所へ移りたい	4.1%	2.1%	3.3%	3.4%	3.5%	3.4%	3.3%	5.2%
どちらともいえない	8.9%	8.4%	8.3%	9.4%	10.9%	10.0%	6.9%	6.7%
無回答	—	—	—	—	0.6%	1.7%	0.7%	0.4%

- ③ あなたは、現在の生活にどの程度満足していますか。
次の中から1つだけお選びください。

	S63 (1988)	H5 (1993)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
満足している	17.1%	16.4%	15.2%	11.7%	12.6%	13.7%	15.7%	14.6%
まあまあ満足している	53.7%	55.8%	56.2%	53.0%	51.8%	46.3%	49.5%	47.1%
「満足している」 + 「まあまあ満足している」	70.8%	72.2%	71.4%	64.7%	64.4%	60.0%	65.2%	61.7%
どちらともいえない	12.9%	13.7%	13.6%	17.8%	16.3%	17.6%	20.1%	22.5%
やや不満である	12.8%	10.4%	11.4%	12.4%	13.1%	12.7%	10.3%	10.1%
不満である	3.6%	3.6%	3.6%	5.1%	5.2%	7.3%	3.6%	5.2%
無回答	—	—	—	—	—	2.4%	0.8%	0.4%

<将来展望及び今後の地域づくりに向けて力点を置くべき事項>

- ① あなたは、今後の生活の中で、今後の生活の中で、特にどのようなことを大切にしたいと思いますか。
次の中から3つまでお選びください。

	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
家庭生活や家族のこと	82.3%	87.5%	82.7%
健康や病気の予防に関すること	66.5%	63.1%	66.1%
職業や仕事のこと	40.6%	33.1%	35.9%
個人の趣味を生かすこと	23.8%	26.1%	32.1%
自然とふれあうこと	27.7%	28.5%	17.3%
高い収入を得ること	9.6%	8.4%	16.8%
能力や教養を高めること	14.6%	11.7%	13.7%
自治会やボランティアなどの地域での活動に参加すること	9.0%	10.4%	5.6%
社会的な地位や名誉を得ること	0.4%	0.3%	0.8%
その他	2.0%	1.3%	1.8%
無回答・不明	1.4%	0.9%	0.4%

- ② あなたは、2030年（11年後）頃の北海道がどのような社会であってほしいと思いますか。
次の中から2つまでお選びください。

	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
精神的にも時間的にもゆとりのある生活を送ることができる社会	51.8%	48.6%	56.8%
便利で快適な生活環境が整った社会	30.2%	38.5%	44.0%
連帯感に満ち、思いやりのある社会	21.8%	26.9%	27.2%
産業活動が活発で、経済の活力に満ちた社会	40.1%	31.6%	23.6%
環境を重視した美しい自然に恵まれた社会	26.6%	25.4%	17.6%
一人一人の個性や能力が生かされる社会	11.3%	9.2%	11.1%
教育や文化の水準の高い社会	10.9%	10.9%	10.0%
その他	2.0%	1.7%	2.2%
無回答・不明	1.9%	0.9%	0.5%

- ③ あなたの家庭や地域の中で、今後、どのようなことが特に大きな問題になると思いますか。
次の中から3つまでお選びください。

	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
老後の生活	82.1%	84.0%	81.6%
地震や台風などの災害	20.7%	26.5%	61.9%
生活の安心、安全をおびやかす犯罪	47.0%	47.2%	32.1%
地球温暖化や資源のリサイクル	33.1%	23.5%	25.4%
地域の連帯感がうすれること	30.1%	34.1%	23.2%
青少年の教育	25.6%	17.6%	13.9%
個人情報の流出・プライバシーの侵害	11.3%	14.9%	13.0%
交通事故	6.1%	7.5%	8.1%
家庭のきずなが弱まること	15.1%	9.6%	7.1%
その他	2.7%	3.8%	3.0%
特になし	0.5%	0.6%	1.4%
無回答・不明	1.6%	0.8%	0.4%

- ④ 急速な国際化が進む中で、道内の経済・産業の活性化を図るためには、今後、道はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。
次の中から3つまでお選びください。

	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
食や観光、健康、環境など、北海道の特性を生かした産業の振興	83.7%	77.0%	71.6%
産業の担い手となる人材育成	35.8%	39.6%	45.4%
農林水産業の振興	36.3%	38.3%	31.8%
空港や港などの国際的な交通ネットワーク拠点や物流拠点の整備	16.1%	19.9%	25.7%
商店街や小売市場の振興	25.1%	22.0%	24.2%
戦略的な企業誘致や投資環境の整備	14.8%	14.4%	14.6%
アジア諸国を対象とした経済交流の振興	18.7%	20.3%	13.7%
バイオテクノロジーやITなど先端産業の振興	11.3%	9.8%	12.4%
行政サービスの民間開放による事業機会の拡大	15.6%	10.9%	11.7%
建設業の新分野への進出促進	7.7%	4.2%	4.9%
産学官の連携	6.5%	7.7%	4.4%
その他	1.7%	2.3%	1.9%
無回答・不明	2.7%	2.0%	2.2%

- ⑤ 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来に備えて、住みよい地域社会を実現していくために、今度、道はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

次の中から3つまでお選びください。

	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
子どもを産みやすく、育てやすい環境づくり	75.3%	79.1%	76.9%
高齢者や女性が働きやすい環境づくり	48.4%	53.4%	49.9%
災害、犯罪、交通事故などの心配がない安全・安心な暮らしの確保	42.2%	41.3%	46.4%
高齢者などの健康づくりと介護対策の充実	43.9%	38.1%	35.5%
高齢者や障がい者が自由に移動したり生活を楽しんだりすることができる都市機能の充実	32.6%	30.7%	34.6%
いつでも誰でも学ぶことができる生涯学習の場づくり	14.0%	11.6%	15.8%
ボランティアや地域活動を通じた高齢者の社会参画の促進	16.6%	15.6%	9.4%
その他	3.8%	4.5%	3.7%
無回答・不明	1.8%	0.8%	1.1%

- ⑥ 人と自然が共生し、環境と調和した地域社会を構築していくにあたって、今後、道はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

次の中から3つまでお選びください。

	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
省エネルギーや風力、太陽光、雪氷熱、バイオマスなど新エネルギー資源の利用	48.4%	61.5%	53.8%
ごみ（廃棄物）の発生・排出の抑制やリサイクルなどの推進	42.6%	29.5%	41.3%
豊かな森林、多様な動植物などの自然の保全・保護	36.3%	34.9%	32.9%
自然環境の保全に対する道民意識の高揚	36.2%	35.2%	28.6%
二酸化炭素等の排出削減による温暖化防止など、地球的規模の環境問題に対する貢献	27.9%	17.9%	28.1%
環境保全に関する知識や意識の豊かな人づくり	22.9%	27.3%	22.1%
大気汚染、水質汚濁などの環境問題の解決	20.8%	18.3%	21.4%
環境保全に配慮した企業活動の促進	20.0%	25.9%	19.0%
車依存ではなく、徒歩、自転車や公共交通機関の利用促進	22.2%	17.7%	18.7%
その他	1.5%	1.4%	1.6%
無回答・不明	2.1%	1.7%	2.0%

- ⑦ 人口減少・高齢社会が進展する中で、地域社会を持続可能なものとしていくためには、地方自治体もまた、住民サービスを持続的に提供することのできる主体でなければならないと考えられます。そのために、今後、道はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中から3つまでお選びください。

	H22 (2010)	H26 (2014)	R1 (2019)
住民と行政が地域課題などについて情報を共有すること	62.9%	58.2%	51.5%
除雪ボランティアや防犯パトロールなど、住民同士が支えあうコミュニティづくり	34.4%	34.6%	41.4%
簡素で効率的な行政運営	50.7%	39.7%	33.6%
国及び道からの権限や財源の大幅な移譲	31.4%	33.0%	31.8%
市町村合併や市町村における広域連携の促進	17.7%	24.7%	29.1%
住民や企業が政策をつくる段階から参画できるしくみづくり	41.4%	36.2%	29.0%
市民活動団体（NPO等）や企業などの新たな担い手による公共サービスの提供	19.5%	17.5%	23.1%
その他	2.3%	3.2%	1.1%
無回答・不明	3.2%	2.5%	2.3%

5. 用語解説

あ行

エネルギー・ミックス 54

エネルギーにはさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、安全性を前提とした上で経済性、環境性、供給安定性の観点から電源構成を最適化すること。

アクティブシニア 112

定年退職後や還暦後においても、就労や趣味など、様々な活動に意欲的に取り組む、元気なシニア層のこと。

オープンデータ 99

官公庁などが持ち、限られた場所で利用されているデータを一般の利用者がいつでも取り出して利用できるようにしたデータ。民間企業が持つデータと組み合わせ、新サービスを生み出すと考えられている。

か行

カリキュラム・マネジメント 39

各学校が、学習指導要領等を受け止めつつ、子ども達の姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと（中央教育審議会『答申』平成28年12月）。

関係人口 5, 51, 53, 54, 58, 59, 60 97, 98

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

共生型地域福祉拠点等 26 16

高齢者や障がいのある方、子どもなどが地域住民とともに集い交流する中で、互いに助け合い、支え合うための取組（共助）を実践する場。支援する側と支援を受ける側（高齢者、障がいのある方、子どもなど）という一方向の関係ではなく、相互に交流する中で地域課題を見出し、必要に応じて関係機関に繋げるなど、課題を解決に導く取組を実施する。

キャラバン・メイト 14

認知症サポーター*を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには、自治体や企業等が全国キャラバン・メイト連絡協議会が協催する「キャラバン・メイト養成講座」を受講し登録を受ける必要がある。

健康経営 71

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上など、組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や組織の価値向上につながると期待される。

高等学校OPENプロジェクト 46 105

社会的・職業的自立に必要な資質・能力を生徒に身につけさせるため、地域の課題を見つけ、地域自治体や企業等と連携・協働して、地域社会の一員としての意識を持ちながら課題の解決を図る実践研究の取組。

さ行

就労継続支援B型事業 113

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、通常の事業所に雇用されることが困難であり、かつ、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うもの。

なお、「就労継続支援A型事業」は、通常の事業所に雇用されることは困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して同様の支援を行うもの。

生涯活躍のまち 42, 48 98

活気にあふれ温もりのある地域をつくるため、女性、高齢者、障がい者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活動できるコミュニティづくりをめざす考え方

森林経営管理制度 20, 57

経営管理が行われていない森林について経営管理の確保を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を森林所有者から取得した上で、自ら経営管理を行い、又は意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み。平成31(2019)年4月から運用開始。

水産エコラベル 40 55

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを貼付するスキーム。主な水産エコラベルとして、MEL、MSC、AEL、ASCがあるが、北海道では主にMELとMSCが活用されている。いずれの認証も民間団体によりなされている。

スポーツコミッション 126

スポーツ振興と地域振興を結びつけた活動を推進する組織。地方公共団体やスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となり、スポーツを通じて、産業活性化、交流促進、コミュニティ再生など、地域の課題解決を目指す。

スマートコミュニティ 32 74

電力だけでなく、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーを地域単位で総合的に管理するとともに、交通システムなども組み合わせた、ライフスタイル全体を視野に入れた社会システム。

スマート農業 10, 38, 51 48

ロボット技術やICTを活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

た行

地域生活支援拠点等 16

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入れ・対応等の必要な機能を切れ目なく提供できる仕組み。

な行

認知症サポーター 26 14, 175

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域において認知症の人やその家族をできる範囲で手助けする人。認知症サポーターになるためには、キャラバン・メイト*が開催する認知症サポーター養成講座を受講することが要件。

日EU・EPA 10, 52

日EU・EPAは、日本と欧州連合（EU）との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）。2018年7月に両政府間で署名され、2019年2月に発効。

日米貿易協定 10, 52

日米両国の二国間貿易を強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するために、農産品と工業品の関税を撤廃又は削減するもの。2020年1月に発効。

認定職業訓練 46 90

事業主等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について、厚生労働省令で定める基準に適合しているとして都道府県知事の認定を受けたもの。認定職業訓練を行う事業主等は、一定の要件を満たせば、訓練経費等の一部について国及び都道府県からの助成を受けることができる。

は行

バイオマス 11, 16, 30, 52 29, 46, 52, 59, 76, 152

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスには、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥などがあり、未利用系バイオマスには、農作物非食用部、林地未利用材がある。

植物由来のバイオマスは、化石燃料由来の燃料と異なり、大気中のCO₂を増加させないカーボンニュートラルの特性を持つ。

ビッグデータ 10, 36 87

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。

ヘルシーDo 41 64

健康食品などに含まれている機能性成分に関し「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われている事実を道が認定する制度。

ま行

ムスリム 36 86

世界三大宗教の一つであるイスラーム（イスラム教）を信仰している人々のこと。

メディカルウイング（保福） 25 13

医療機器等を装備し、医師及び看護師の搭乗を可能とし、高度・専門医療を必要とする患者に対して医師による継続的な医学管理を行いながら、高度・専門医療機関へ計画的に搬送することを目的とする患者搬送固定翼機のこと。

ら行

林地台帳制度 20

森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを、市町村が統一的な基準に基づいて整備・公表する制度。平成31(2019)年4月から運用開始。

英数字

3R（スリーアール） 29

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったもので、循環型社会を形成していくためには、Reduce、Reuse、Recycleの優先順位に配慮するという考え方。

5G（ファイブジー） 59

超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有する第5世代移動通信システム。医療、教育、農業、働き方改革、モビリティなど様々な分野における活用が見込まれている。

AI（エーアイ） 10, 33, 54, 59 29, 48, 62

Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

CLT（シーエルティー） 40, 51 58

Cross Laminated Timber の略。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル及びそれを用いた工法を示す用語。

DMO（ディーエムオー） 87

Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティングや戦略策定などを行う、観光地づくりの推進主体。

GAP（ギャップ） 46 35, 105

Good Agricultural Practice の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組で、「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に応用し、食品事故などの問題を農場が起こさないよう未然に防ぐ農場管理の手法。

HACCP（ハサップ） 34 35, 55, 64, 79, 81, 136, 139, 144

Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析重要管理点）の略。食品衛生管理手法の一つで、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法。

IoT (アイオーティー) 10, 33, 54, 59 29, 48, 62, 77

Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設など、あらゆるものがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

MICE (マイス) 88, 155

企業等が行う会議(Meeting)や報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体・学校等が行う国際会議(Convention)・イベント・展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

SDGs (エスディージーズ：持続可能な開発目標)

3, 10, 52, 53, 54, 56, 58, 59 60, 62

Sustainable Development Goals の略。平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

Society5.0 (ソサエティ5.0) 5, 6, 9, 52, 53, 54, 57, 59, 60

我が国が目指すべき未来社会の姿として「第5期科学技術基本計画」(H28.1.22閣議決定)において提唱された概念。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

TPP11協定 (ティーピーピーイレブン協定) 10, 52

TPPは、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱を宣言し、2018年3月に我が国を含めて11か国が署名し、2018年12月30日に発効。(内閣官房TPP等政府対策本部HPを参考に作成)

YES! clean表示制度 (イエスクリーン表示制度) 38 51, 52

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産団体が生産・出荷する農産物に「YES! cleanマーク」を表示し、併せて化学肥料や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者に知らせる道独自の表示制度。



北海道総合計画の 推進状況と今後の展望

～「北海道・新時代」の創造に向けて～

資料編

発行／北海道総合政策部
政策局計画推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5630（直通）
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss.sks/index.htm>